# ICD NEWS

# LAW FOR DEVELOPMENT

# 法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF JUSTICE

第54号 2013.3

### 目 次

- "			
<b>巻頭言</b> 法整備支援のささやかな経験から	前大阪地方裁判所長	<b>- 上</b> 縣	<b>孝</b> 恙1
出張報告	时八灰地刀绒刊灯及	口判	子我 [
東ティモール現地調査・現地セミナー報告	国際協力部教官	江藤	<b>美紀音 5</b>
<ul><li>特集</li><li>私たちのシンポ「アジア諸国の司法アクセス」</li></ul>			
―法整備に関する学生のシンポジウム―			
付 シンポジウム学生発表	国際協力部教官	中村	憲一 13
<b>外国法令紹介</b> ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について	JICA長期派遣専門家	西岡	剛 86
中国民事訴訟法の改正条文等について(2)	JICA長期派遣専門家	白出	博之 121
国際研究 日本ミャンマー司法制度比較共同研究			
〜連邦最高裁判所長官ほかミャンマー裁判官招へ	い〜 国際協力部教官	國井	弘樹 142
国際研修			
第40回ベトナム法整備支援研修〜国家賠償法〜	国際協力部教官	辻	保彦 203
第41回ベトナム法整備支援研修〜民事簡易手続と事	件管理~		
	国際協力部教官	三浦	康子 207
第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究	国際協力部教官	三浦	康子 213
第5回中央アジア地域法制比較研究セミナー	国際協力部教官	朝山	直木 220
<b>活動報告</b> 国際協力人材育成研修(第 4 回)	国際協力部教官	松本	剛 224
国際協力の現場から〜 	国際協力専門官		友美 259
14410元 1カカノナリングルグの ルイヤン・・・		ガエ	<u> </u>

## ~ 巻頭言 ~



### 法整備支援のささやかな経験から

それは、一本の電話から始まった。裁判官を退職 して1か月近く経ったある日、自宅で長年積もり積 もった書類等の後片付けに追われながらも気持ちの 上ではゆったりと過ごしていたところへ、法務総合 研究所国際協力部の江藤美紀音教官から突然電話が あった。同教官とは、ある会合で一度顔を合わせた のみであったが、退職後は時間的余裕があるから、 同部が担当している「法整備支援」へのお手伝いが 可能であるとの意向を伝えていた。また、裁判所か ら国際協力部に出向している新旧の松川充康元教官 や三浦康子教官にも同様の趣旨を話したことがあっ た。江藤教官からの電話は、まさしくその話で、結 **論からいうと,モンゴルにおける「調停制度強化プ** ロジェクト」の一環として、10月上旬に現地で行う 研修に講師(短期専門家)として1週間現地に行っ てほしいとの依頼であった。研修の内容よりも問題 となるのは言葉であるが、研修には通訳がつく(考 えてみれば当たり前であるが)と伺い,一安心した。 そして、3か月ほど先の話でもあるし、中身がよく 分からないまま,何とかなるだろうと安易に受けと め、前向きに検討するという官僚的な返事をして、 取りあえず関係資料の送付をお願いした。

私自身、法整備支援とまったく無関係だったわけではない。これまでの関わりを振り返ってみると、1995年にベトナムの法曹関係者が民法関係の研修等で来日した際に、大阪法務局を訪問され、当時訟

務部長をしていた私もお会いしたことがあった。また,2005年ころ,ウズベキスタンの関係者への倒産法に関する本邦研修の際に,大阪地裁倒産部の実情を理解していただく前提として,地裁民事部の全体像について民事上席裁判官であった私が話をしたこともあった。その後京都や大阪の地裁で所長をしていた時にも,本邦研修のために来日された各国の法曹の表敬訪問を受けたことが幾度かあり,その活動に少なからず関心を持っていた。

今回関わったモンゴルでの「調停制度強化プロジェクト」では、2012年11月までの第一段階で、ウランバートル市内のバヤンズルフ及び同国第2の都市ダルハンの2か所の裁判所にパイロットコートを設け、調停事件を試行的に実施していた。その最終段階の研修で、裁判官や調停人になろうとする人達に対する講義の一部を担当したものである。なお、同国では、2013年4月に調停法が正式に施行され、全国の裁判所で調停事件を扱うことになり、それに伴い、同年春からプロジェクトの第二段階が開始される予定である。

現地研修の詳細な内容については他に譲るとして、 短期専門家として現地で過ごした1週間は、非常に 刺激的な体験であった。個人的には実に19年ぶりの 外国旅行であり、いろいろな面でドタバタした(出 発の日に台風が襲来したため、搭乗便を変更するな どのハプニングもあり、家族から、久しぶりの外国 旅行で台風に遭遇するとは、よほど運が悪いと笑わ れた。)が、現地で長期専門家として活躍しておられ る岡英男弁護士には、配車面も含めすっかりお世話 になったし、短期専門家としてご一緒した田邊正紀 弁護士と坂井希千与弁護士とは楽しく仕事をさせて いただいた。

そして, 現地で2回にわたり研修の講師を務めた ことは、他に代えがたい経験であったほか、裁判所、 弁護士会,大学等を訪問し,裁判官,弁護士,裁判 所職員、大学関係者と面会し、懇談したことは実に 有意義であった。そして、裁判官、裁判所職員の中 で女性が多数を占めているという実情など、日本社 会も学ぶ必要のある多くのことを知った。なかでも、 モンゴル国立大学の中に設置されている名古屋大学 の日本法教育研究センターを訪問し、そこで日本語 による日本法の教育が徹底して実施されていること、 モンゴルの学生が日本語に堪能であるだけでなく, 日本法の難しい法概念にも相応の理解を示している ことなどが判り驚きかつ深い感銘を受けた。そして、 名古屋大学が、モンゴルなど途上国において、早い 時期から日本法教育を行っていることを知り、その 先見性と実行力に感心するとともに, 名古屋出身の 私としても嬉しく思った次第である。

また、それらの経験の中で、法制度や実務の扱いに関する我が国との違いについていろいろと考えさせられたし、日本法の解釈や実務の実情を伝える際には、日本法のあらゆる分野について通暁している必要があること、逆に日本法の解釈の面において外国法に対する深い理解が不可欠であることを痛切に感じた。

その後,昨年11月にはインドネシアの裁判官の本 邦研修に1日半参加させていただいたし、本年の1 月に国際協力部で開催された「法整備支援連絡会」 も傍聴することができ、法整備支援に関する様々な 活動についての認識を新たにしたところである。

言うまでもなく, 我が国において, 調停制度は 1922年 (大正11年) の施行以来90年を超える長い 歴史を有する。そして、制度施行の翌年1923年(大 正12年)に発生した関東大震災の後に調停の利用件 数が大きく伸び、その間における関係者のご尽力に より, 現在では民事紛争の解決手段として, 訴訟と 並び、いわば車の両輪の一方として位置付けられて いるほどである。我が国に調停制度が定着した理由 としては様々な観点からの指摘ができると思われる が、ここでは、古来、何よりも「話し合い」を尊重 する日本社会の風潮を挙げてみたい。古い例になる が、聖徳太子作と言われる「17条の憲法」(最近で は、同憲法が後の時代に成立したものではないかと 言われ,その実在について疑問を呈する説もあるし, 聖徳太子自体についても諸説があるようである。)の 「一に曰く」で、「和を以て尊しとなし」との有名な 命題について詳述する中で、「皆、仲よくして話し合 えば、道理にかない、何事も達成することができる」 (現代語訳) と述べていることは、ともかく話し合 うことにより何かが生み出される、どんなもめごと も話し合いにより解決するとの考え方が古くから我 が国の社会に深く根付いている証左であると言われ ている。

他方で、調停は、国によっては、あまり馴染みがない制度であると言われているし、モンゴルでも、これまで調停制度自体が存在しなかったことはもちろん、訴訟上の和解についてもあまり利用されていなかったと聞く。このような事情は、モンゴルに限らずアジア各国に共通のもののようである。その理由は詳らかではなく、国によって事情が異なると思われるが、裁判所、ひいては司法に対する信頼度があまり高くない国では、和解や調停などの手続が贈収賄の場になるとの疑いをもたれる可能性が高く、それが裁判官に話し合いを勧めることを躊躇させる要因となっていることを指摘する者もいる。むろん、この点に関する途上国の現状を他人事として嘲笑す

る資格は我々にはない。先に挙げた「17条の憲法」の「五に曰く」では、「訴訟」について触れていて、「このごろ、訟(うったえ)を治る者、利を得るを常となし、賄(まかない一賄賂)を見て訴えを聴く。」と述べ、訴訟の担当者が賄賂を得て訴えた者の話を聞くなど、自分の利益を得ることのみを目的としていると嘆いている。また、法制史では、多くの国で裁判が公開されるようになったのも、裁判官が賄賂を受け取るのを衆人環視の下で防ぎ、訴訟が公正・公平に進められるようにするためであると説明されていることは、周知のことである。

このような中で、その国で初めて利用されることとなる調停制度をその国の紛争解決手段として定着させるためには、基本的に、司法、裁判所の地位を高めていくことが、遠回りのようではあるが王道であるといわなければならないであろう。そして、具体的な方策としては、裁判官や調停人の能力を高めていく必要があることは当然であるが、同時に当事者の代理人となる弁護士の協力が不可欠であろう。ただし、モンゴルにおいては、弁護士の数が事件数に比して十分ではないようであるし、何よりも弁護士の調停制度に対する理解が特に地方都市において十分に浸透しているとは言えない。ここは、やはり、調停事件を利用し、成功体験を持った弁護士の数を少しずつでも増加させていくことが望まれる。

このように、日本以外の国で調停をはじめとして 法制度を新たに構築していく場合に、日本の制度や 運用をそのままの形で「輸出」することは適切では なく、その国の実情にあった工夫が必要であると言 わなければならない。

ところで、司法制度改革の一環としての裁判官制度改革により、10年ほど前ころから、判事補に弁護士や民間企業等他の職業を経験させる「他職経験」制度が実施されているが、その経験先として法整備支援を希望する者が次第に増加している。聞くとこ

ろによると、若手弁護士の間でも、途上国に対する 法整備支援の活動についての関心が高まってきてい るようである。その理由としては、若手法曹の諸君 が、「国際性」に対する単なる憧憬ではなく(私共の 世代と異なり、子供の頃から外国が身近にあり、外 国旅行の経験も豊富な若い世代が、海外に行くこと ができるという単純な動機だけで法整備支援に興味 を抱くとは思えない。)、法整備支援の仕事に対する 何らかのやりがいや達成感を感じ取り、この仕事に 魅力を感じているのではないだろうか。

また、これまで、我が国では、裁判所あるいは司 法全体(研究者も同様であろう)として、欧米等の 先進国に学ぶことが第一で、途上国の法制度を知る ことはもちろん、途上国との間で法律面での交流を 積極的に深めるという発想はあまりなかったのでは ないかと思われる。しかしながら、今後は、政治的 な動きは別としても,途上国との関係を深めること 自体、有意義であることは言うまでない。さらに、 法制度の構築やその運用についての日本の経験を伝 える、 さらにできれば日本法と共通基盤を有する国 を増加させていくことは、法制度が国家の根本的な 仕組みを形作るものであることからしても、単なる 経済協力以上のものがあることを、私自身の多少の 経験からでも確信するに至った。JICA のウランバー トル事務所で、私共のようなシニア世代に属する多 くの人々が様々な形で国際協力に広く携わっている ことを伺ったが、法整備支援も、そのような地道な ボランティア活動とともに、アジア、さらには広く 世界に目を向けた活動として大きな意義を有すると 考える。

最後に、以上に述べたささやかな経験から、いさ さかおこがましい話かもしれないが、私自身の反省 の意味を強く込めて、法整備支援に携わる際に考慮 すべき点をその意義も含めて思いつくまま挙げてみ たい。 第一に、相手国の法制度、実情に対する一定の知識、理解を有していることが当然の前提であろう。 今回のモンゴルにおける調停制度強化プロジェクトに基づく研修に関わるに当たって、モンゴルの司法制度についての知識はもちろん、関連する民事訴訟法や民法に関する情報もさして得ないまま講師を務めてしまった。そのため、私の話が単なる日本の実務紹介に留まり、モンゴルの法制度全体を踏まえた有用な話となったかどうか、はなはだ心もとない。それでも、研修が始まるまでの3日間で、パイロットコートや弁護士会などを訪問し、裁判官や調停人、弁護士から伺ったモンゴルの実情に関する知見は、講義をする際の大きな材料となったことは疑いがない。

第二に、研修に際しては、相手国のニーズに対する正確な理解が基礎となることは言うまでもない。 モンゴルの例でいえば、なぜ調停制度の導入なのかが問題となる。むろん、日本側の適切なアドバイスが基になると思われるが、その国の民事訴訟実務の現状を踏まえて、新たに導入しようとする制度がどのような役割を果たすべきなのか、その位置付けをどのように考えるべきか、について相手国の基本方針を正確に理解した上で、かつその実情とニーズに合致したプロジェクトや研修の内容となることが望ましい。

第三に、これらの前提として、我が国の法制度、 法律実務についての幅広い知識、経験が必要であり、 法整備支援に携わる者がこれを持ち合わせていては じめて相手国のニーズに的確に応えることができる と言えよう。モンゴルはもちろん、インドネシアの 研修にも関わってみると、相手国の質問、意見交換 のテーマは実に多方面に及び、戸惑うことも多い。 民事訴訟の手続も、第一審をとっても、我が国の地 裁だけでなく簡裁の手続に関するものもあり、むろ ん上告審の改革にまで及び、さらには実体法に及ぶ こともある、果ては裁判員裁判の実施状況に関する テーマもあった。これらに的確に対応するためには、 民事裁判だけでなく、広く司法全体についての幅広 い知識、経験が必要であることを痛感した次第であ る。

さらに付言すると、第四に、法整備支援は、直接 的には法という、一見無機質的なものを扱っている ものの、法の対象はあくまでも人間であり、法を運 用するのも生身の人間であるから、我が国と相手国 との国民性の違いも含めて、人間性に対する深い理 解がその基礎となっていることも心しておく必要が あろう。国と国との交流にとどまらず、それまでほ とんど関わりのなかった人と人との触れ合い、そし て人の背後にある文化と文化のぶつかり合い、これ が法整備支援の醍醐味ではないだろうか。

少ない経験にもかかわらず、教訓めいた話で、しかも焦点が定まらない、まとめになってしまったが、私の場合は、さらにもう一つ、個人的に重要な課題が付け加わる。そう、研修における講義だけでなく、様々な場面で多くの人と意思疎通を十分に図るために、そして外国旅行をスムーズに、また楽しくするために、英語も含め外国語をもっと勉強することである。

### ~ 出張報告 ~

### 東ティモール現地調査・現地セミナー報告

### 一 本調査及びセミナーの目的

当部は、2008年度から東ティモール司法省法律諮問立法局に対し、法案起草能力強化支援を実施している。支援を効率的に行うため、同国の司法制度を調査すべく過去2回現地調査を実施し、本年度は、平石努弁護士に対し、東ティモール民事裁判制度に関する調査を委託した。今回の現地調査は、これまで調査を行っていなかった司法関連機関での聞き取りを中心に調査を実施した(一部平石弁護士同行)。また、同立法局が起草に取り組んでいる「麻薬に関する法律」及び「調停・仲裁法」に関し、本年9月に大阪において実施した共同法制研究2でのフォローアップを兼ねて、ワークショップを開催した。本報告では、現地調査及び現地セミナーの状況について報告するとともに、これまでの調査に基づき同国司法組織等の概要について言及している。3

### 二 日程

2012年12月3日から14日まで(移動日を含む。)。 概要下記のとおり。

12月4日

JICA 東ティモール事務所との協議

12月5日

東ティモール日本大使館表敬訪問

12月6日

司法副大臣表敬

東ティモール法律家協会(AATL)との面談 法案起草ワークショップ①

12月9日

エルメラ県ラワラ村における ADR 実態調査

12月10日

ディリ地方裁判所訪問

法廷傍聴

控訴裁判所訪問

12月11日

公選弁護人事務所訪問

司法制度モニタリングプログラム(JSMP)訪問 法案起草ワークショップ②

12月12日

法案起草ワークショップ③

法案起草ワークショップ④

12月13日

日本大使館主催記者会見

### 三 活動概要

### 1 現地調査

東ティモールの司法関連機関を訪問し、活動状況 等について聞き取りを中心とした調査を実施した。

東ティモール統合ミッション(UNMIT)訪問 UNDP との協議

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> インドネシア在住,JAKARTA INTERNATIONAL LAW OFFICE 外国法アドバイザー,元 JICA 長期専門家

 $<sup>^2</sup>$  同共同法制研究については、ICDNEWS53 号 158 頁に掲載している。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 同国の民事司法制度の詳細については,平石弁護士に調査を委託中であり,本年度中に調査結果の報告がなされる予定。また,同報告書は当部 HP に掲載予定。

#### (1) 司法副大臣表敬

イボ・ジョルゲ・バレアテ副大臣を表敬訪問し、 両国の協力関係について意見交換をした。なお、このときの様子は、同司法省の HP にも掲載されている。4



写真中央が司法副大臣その左が当職, 右が戸根統括専門官。 首にかけている布は東ティモールの特産品タイス。

### (2) ディリ地方裁判所裁判官との協議

同地裁裁判官と面談し、民事第一審事件の大まかな流れについて聴取した。概要以下のとおりである。



ディリ地方裁判所

・ 民事事件は、東ティモール民事訴訟法(同法は もともとポルトガル語で起草されているが、現 在テトゥン語に翻訳されている<sup>5</sup>に従って手続 が行われている。

- ・ 全ての事件に弁護人が選任される(本人訴訟なし)。
- 民事第一審手続の流れ

訴え提起→通知→答弁(30日以内に被告が答 弁しないと訴え認容となる。ただし、家庭内の 問題は答弁なくても手続進行する。)この後、裁 判所から当事者に対し、和解の機会が提供され る。和解の機会の提供は1回のみである。和解 が成立すると、確定判決と同様の効力が生じる。 和解不成立の場合は、口頭弁論が開かれ、判決 に至る。

### (3) ディリ地方裁判所執行官からの聴取

同地裁執行官より、民事執行の概要について聴取 した。概要は以下のとおり。

- 民事執行事件件数: 2012 年 12 月現在で、申立て14 件、実施済み9件。
- ・ 土地に関する事件が多い。
- 手続概要:執行申立→通知→異議し立て期間(20 日間)→執行
- 一般の人が裁判や執行のことを知らないので、 執行に時間が掛かる。
- 地裁構成員は、裁判官12名(外国人判事は2名。いずれもポルトガル人)、執行官6名である。

### (4) ディリ地方裁判所 法廷傍聴

調査実施日に傍聴できる民事事件がなかったため, 合計3件の刑事事件を傍聴した。

### 【1件目】傷害事件

被告人不出頭により、公判延期。同事件はテトゥン語により実施された。

#### 【2件目】殺人事件

弁護人不出頭により、公判延期。同事件は外国人 判事、検事が担当していたので、裁判手続はポルト ガル語で実施されていた。検察側、弁護人側の双方 に通訳人が配置され、延期の手続について被告人ら

ため同国の法律はポルトガル語で作成されている。

<sup>4</sup> http://www.mj.gov.tl/?q=node/368

<sup>5</sup> 東ティモールの公用語はポルトガル語とテトゥン語である。ポルトガル語は国民の一部しか理解できないが、テトゥン語は国民の殆どが理解する。しかし、テトゥン語は 語彙がすくなく法律を作成するのに適さないとされ、その

に対し通訳人を介した説明がされていた。

### 【3件目】家庭内暴力事件

浮気疑惑から口論となり、夫が妻の頭部を殺虫剤 の缶で殴打し失神させた事件。同事件はテトゥン語 により実施された。

手続概要:①裁判官による権利告知,人定質問, ②犯罪事実についての被告人質問(裁判官→検察官 →弁護人の順),④証人尋問(裁判官→検察官→弁護 人の順),⑤論告・求刑,⑥最終弁論,⑦判決期日の 言渡し

一件記録は裁判官の手元にあり、手続の進行も記録に基づく裁判官の質問(事実確認)が中心で、職権主義的な進行であった。



法廷にて。公判立会検察官(左)と。

### (5) 控訴裁判所長との協議

控訴裁判所長<sup>6</sup>と面談し,控訴裁判所について以下 の内容を聴取した。

現行裁判所は控訴裁判所が1つ,地方裁判所が4 つで構成されている<sup>7</sup>。最高裁判所は憲法上要求され ているが,まだ設立されていない(最高裁判所が設 立されたら控訴裁判所はなくなる?旨発言)。他にも 憲法上必要な特別裁判所<sup>3</sup>があるが,未設立である。 このためすべての事件を通常裁判所及び控訴裁判所で取り扱っており、裁判は現状二審で終結している。 控訴裁判所には7名の裁判官がおり、うち、東ティモール人が4名(同氏を含む)、外国人が3名である。控訴裁判所での事件数は年間約200件。刑事事件が多く、民事事件は刑事事件の約3分の1程度しかない。

### (6) 公設弁護人事務所長との協議

公設弁護人事務所長と面談では、以下の事項を聴 取した。

- 公設弁護人事務所(OPD)はUNTAETが1999年 7月に設立。法律相談や法律扶助,調停<sup>9</sup>を行っている。
- 公選弁護人事務所は司法省の管轄下にあり、政府の方針に従って無償の法律サービスを提供している。公選弁護人の報酬は国が支出しており、公選弁護人は民間からの依頼を受けることができるが、依頼者から報酬を受け取ってはいけないことになっている。
- ・ 公選弁護人の資格は、裁判官や検察官同様、法 学部を卒業後、法律研修センター(LTC)に入 学し、これを卒業した弁護士の中から選ばれる。 LTC は法曹三者の質の均一性を図るものである が、今年は12人しか卒業できず、裁判官、検察 官、弁護士の定員合計45人を大幅に下回ってい る。
- ・ 外国人弁護士も出身国での経験が5年以上あれば弁護士として活動できる。
- 現在16人の公選弁護人がおり、3名がブラジル人である。ディリに9人、スワイ2人、バウカウ3人、オエクッシ2人が配置され、それぞれの地域で法的サービスを提供している。このほ

<sup>6</sup> クラウディオ・シメナス控訴裁判所長は、元ポルトガルリスボン高等裁判所の判事である。司法大臣、控訴裁判所長、検事総長、光線弁護人事務所長で構成される調整評議会 (CoC) メンバー。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> ディリ地方裁判所, バウカウ地方裁判所, スアイ地方裁 判所, オエクッシ地方裁判所

<sup>8</sup> 高等行政税務会計裁判所,軍事裁判所,海事裁判所,行

政裁判所である。

<sup>9</sup> 刑事・民事について調停を行う。刑事は3年以下の軽い 刑期の犯罪についてのみ調停を行うことができる。民事は 裁判所における調停及び裁判外調停の双方がある。裁判外 調停も公証制度があるようで、公証人による公証で執行力 を具備できるとのこと。

か、裁判所がない地域には移動裁判所が実施されている。

### (7) 東ティモール法律家協会長との協議

同協会長との協議では、以下の内容を聴取した。

- ・ 東ティモール法律家協会(AATL)は、法学部の 学位を取得した者 247 名で構成されている。
- 現在の課題は弁護士会の設立であり、そのために5名(司法省3名, AATL2名)からなる評議会が結成されている。
- 弁護士資格を得るにはLTCの卒業が必要であるが、協会員の殆どが無資格者であるため、資格取得の方法もまた課題になっている。

## (8) 司法制度モニタリングプログラム (JSMP) との 協議

東ティモールにおいて司法制度調査を行う NGO を訪問し、活動内容を聴取した。

- JSMP は 2001 年に設立した東ティモール人の NGO である。
- ・ 活動は東ティモールの重大事件の裁判をモニタ リングしており、東ティモールの司法の発展に ついてモニタリングしてきた。毎日スタッフが 裁判傍聴しており、レイプ、DV など女性に関 連する事件を中心にモニタリングする女性ユニ ットもある。国会の立法過程もモニタリングし ており、事例分析を実施して、裁判司法制度を 世間に広める周知活動を行っている。
- ・ 成果は毎年年次報告書をテトゥン語,インドネシア語,英語で作成し,HPで公開している。10 英語は資金協力を受けているドナー(Ausaid, USaid,アジア基金)向けに作成している。
- ドナー以外の機関からの個別の調査委託にも応じている。

# (9) エルメラ県ラワラ村訪問・ラワラ村執行役員との協議



ラワラ村での調査の様子。

村落調停の実態を調査するため、エルメラ県ラワラ村を訪問し、同村の村長らに面談して、以下の事項を聴取した。

- ・ ラワラ村では、傷害や窃盗事件、離婚、土地問題、DV等の問題を村の慣習による手続(調停)で取り扱っている。
- 村内で発生した事件は全て村長に報告されるので、村長は調停の開始決定をする。
- ・ 殺人事件や未成年の強姦等重大な事件は警察に 通報するが(逆にいうと,重大事件以外の刑事事 件は警察に通報されず,手続は村内部で終了す る。),それとは別に村内部の調停も進行する。
- ・ 調停が開始すると、当事者は警備担当者に事務 手続き費用を支払うほか、調停に参加する参加 者全員の食事を用意する。
- ・ 調停では、両当事者や証人、村民が参加し、それぞれに意見を述べたり互いに尋問をし、合意ができるまで繰り返される。
- ・ 調停の記録は作成され、調停が成立すれば合意 文書を作成し、手続費用を支払い、加害者は被 害者に慣習に基づく損害賠償を行う<sup>11</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> JSMP の公刊物については、HP で読むことができる。 http://jsmp.tl/en/jsmp-publications/

<sup>11</sup> ラワラ村では、親に対する暴力は高価な織物と豚1頭、 義理の親に対する暴力は水牛と貴石、親類関係がない場合 は布と豚とヤギといったように補償の内容が慣習上決ま っている。

・ 調停不成立の場合,当事者は村が用意した書類 を持って警察に行く(刑事)か裁判所に訴える (民事)。

### 2 ワークショップ

# (1) テーマ「麻薬に関する法律」の検討(講師:当職)

東ティモールでは、新しい刑法の制定に伴いそれまで適用されていたインドネシア刑法が失効したが、その結果、麻薬規制に関する条文が欠落し、麻薬の取締りが法的にできない。現在、東ティモールでは他国と比較し麻薬犯罪はそれほど顕著ではないが数例の報告はあり、また、オーストラリアとインドネシアの麻薬密輸の通過点になっているという事例が報告されている。

今回のワークショップでは、司法省法律諮問立法 局の起草メンバーとともに、メンバーから予め提出 されていた質問事項に関する討議を実施した。質問 内容は、麻薬の移動行為の犯罪化方法、麻薬対策委 員会の構成員や警察その他関係機関との協力に関す る規定の仕方、研究、医療に用いられる麻薬の種類、 麻薬輸出入の規制方法などである。それぞれについ て日本の制度を説明した。

また、9月の共同法制研究時での検討を踏まえて、草案を作り直したとのことであったので、新しい草案に関する検討を実施した。国外犯規定の不備、傍受令状の不備、刑事訴訟法との関係が十分に検討されていないなど、草案の形になるには更なる検討が必要と思われた。しかし、今年採用された起草メンバーの多くはLTCの卒業生であり、こちらからの質問に対し、ポルトガル語の条文をめくって関連条文を指摘するなど、法的素養を兼ね備えていると感じた。12 ただ、彼らが東ティモール国内特有の問題

に適応した法案づくりを意図していることに加え, 当面麻薬3条約を批准する予定がないので,国際基 準に合致した法案は作成されないかもしれない。

### (2) テーマ「調停・仲裁法」(講師:平石弁護士)



ワークショップの様子 中央が平石弁護士

東ティモールでは、伝統的に村落内で紛争解決が 行われてきたこと、フォーマルな司法手続は裁判所 の不足等によりあまり利用されていないことなどか ら、司法省側は現状国民に最も利用されているイン フォーマルな紛争解決方法に法的根拠を与えようと 考え、現在調停・仲裁法の起草に取り組んでいる。

ワークショップでは、まず、平石弁護士が日本の調停及び仲裁について概要説明した。その後、東ティモール司法省側が起草を試みているインフォーマルな調停の法律化について、検討すべき問題点の洗い出し作業を行った。関心事項は、軽微な刑事事件に村落の調停<sup>13</sup>を適用すべきか、調停人の基準、調停と仲裁のどちらを用いるべきか、調停、仲裁、和解と民法との関係などであった。地裁での聞き取りでは、民事裁判手続内での調停(裁判上の和解と類似)は行われているとのことであったが、仲裁については不明である(おそらく行われていない。)。

当職からは、仲裁判断は裁判所の確定判決と同じ 効果を持ち、また不服申立て制度がないなどの点か ら、インフォーマル司法には向かないと思われる旨

<sup>12 2012</sup> 年3月に実施した現地セミナーでは、広く聴講者を募集したため法的素養の低さが指摘されていたが、今回は参加者を起草メンバーに限定したため、そのようなことはなかった。

<sup>13</sup> 刑事訴訟法では、3年以下の犯罪について刑事手続内での調停(和解?示談?)を認めているとのこと。

指摘した。併せて、ベトナムや中国での類似の制度 について紹介した。



ワークショップのメンバー

### 3 ドナーとの協議

東ティモールの司法分野において、他ドナーの活動を調査することを目的として実施した。特に、今年12月で東ティモールから撤退するUNMITの過去6年間における実績を聴取し、UNMIT撤退後の最大ドナーとなるUNDPの活動を聴取することで、今後の支援プランの参考とする。

# 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) 訪問及び面談

UNMIT を訪問し、同ガバナンスサポートユニット長から、同ユニットの活動について以下のとおり聴取した。

- 2002年の独立後,2006年に国連は撤退予定であったが、同年に勃発した騒乱問題により、
   UNMITが設立された。
- ・ ガバナンスサポートユニットは 2006 年の騒乱 の原因が民主制度,ガバナンスが未成熟であったことにあるとされ,東ティモールに民主制度,ガバナンスを根付かせる目的で設置された。選挙支援,三権分立のアドバイス,議会支援,人事院への支援,汚職対策,キャパシティビルディングのためのアドバイザー派遣のほか,民主主義の内面化を測るため,地方でのデモクラティックガバナンスフォーラムを実施し,延べ175回,1万2000人の参加を見た。これらの活動は,UNMITにおいて成功例とみなされている。

・ 成功の原因は、2006年以降大きな治安上の問題 が起きていないこと、民主的統治機構が出来上 がったこと、石油ファンドが機能して国家の経 済が安定していることが挙げられる。

### (2) UNDP東ティモール事務所との協議

ガバナンスユニット長及び同ユニットメンバーと 協議し、UNDPの活動について聴取した。

- ・ UNDP ガバナンスユニットは、施設設備やキャパビルを含んだ司法・行政部門のガバナンス全体を支援している。検察や刑務所、LTC、公設弁護人事務所、法律扶助、選挙、NGO などの支援を行っている。中でも、司法アクセスや人材育成に力を入れており、例えば、LTC は UNDPを含む国際機関の支援により運営しているが、これをいかにナショナライズするかが課題となっている。また、経営面や法学部との連携も課題である。
- UNDPは、法案起草にも関与している。なお、 東ティモールの法律の殆どは、政府の法律(デクレト・レイ)であるが、法案はポルトガル人 起草者(インターナショナルアドバイザー)により作成されている。
- ・ 麻薬に関する法律に日本が支援していることは 知っている。これについては、UNDPも相談を 受け、UNODCと協議している。
- ・ ローカルジャスティス関連では、2-3年前 UNDP の支援でこれに関する法案ができたが、前大臣が承認しなかったため現在も審議中(休止中)である。東ティモールでは9割の紛争が慣習法で処理されており、刑事事件が多い。ローカルジャスティス関連法案は、定義づけやチェックシステム等アウトラインを定める内容であるが、承認されなかった原因は、東ティモール側でこの問題に対する明確な政策が協議されていなかったためと考えている。
- ・ (日本の支援について)LTC では裁判官や検察官,

弁護士等になるための教育をしているが、卒業 後の教育はしていないため、将来的にはこの分 野の教育も必要になると考えている。その場合、 LTC と同じ言語で同じようなアプローチをとる 必要がある(ポルトガル語による教育などをイ メージ?)。UNDP、ポルトガル、スウェーデン、 スペイン、オーストラリアなど多くのドナーの 支援を受けているが、それぞれは予算が制限さ れているので、窓口を一つにしてコーディネー ションを図っていく必要がある。

### 4 日本大使館主催記者会見



記者会見の様子。 左からネリンホ・ビタル法律諮問立法局長, フランシスコ・カルセレス事務局長, 花田大使,当職。

花田吉隆特命全権大使の御厚意により、2012年12月13日午前10時、日本大使館において、日本の東ティモールに対する法整備支援に関する記者会見を実施した。花田大使、当職のほか、司法省からはフランシスコ・カルセレス事務局長とネリンホ・ビタル法律諮問立法局長が臨席した。会見の模様は地元の新聞等に掲載された。14

### 5 現地調査を終えて

東ティモールでは、公用語としてポルトガル語及 びテトゥン語が使用されているが、ポルトガル語は

<sup>14</sup>日本大使館のHPにも掲載されている。 http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp/ 一部の指導者層が話せるものの、殆どの国民が話す ことができない。逆にテトゥン語はほとんどの国民 が話せるが、言語として未発達であるため、法律に はむかず、そのため法律はポルトガル語で起草され ている。また、インドネシア占領時代に教育を受け た世代はインドネシア語を話し、独立後に教育後を 受けた者(高校生以下)はポルトガル語及びテトゥ ン語で教育を受けている。このような複雑な言語体 系は、東ティモールにおける国民の司法へのアクセ スを阻害するのみならず、法律以外にポルトガル語 の習得が必要なことが司法関係者の負担になってい ると指摘されている。また、ほとんどの裁判におい て通訳が入り、訴訟遅延の原因になっているため、 UNMIT は全ての法律をポルトガル語からテトゥン 語に翻訳することや, 通訳人の質向上, 通訳人の増 員を提案している。

このような前提知識をもとに今回の調査に臨んだが、実際に法廷傍聴した裁判3件のうち2件は、訴訟関係者全員がテトゥン語を話せたため、通訳なしで手続が行われ、DV事件は1~2時間で一回結審していた。訴訟の遅延は、言語問題もあるが、訴訟関係人の不出頭が訴訟遅延の一因ではないかとすら思われた。また、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法はポルトガル語からテトゥン語に翻訳されており、司法関係者に利用されている。テトゥン語にない単語はそのままポルトガル語が使用されているようであるが、司法のテトゥン語化の動きを感じることができる。<sup>15</sup>

また,2004年に設立したLTCの存在により,少しずつではあるが東ティモール人の法曹人口が増えつつあることも,司法の東ティモール化に貢献している。

<sup>15</sup> 一般用語でも,「テレビ」などテトゥン語にない単語は ポルトガル語が使用されているようであり,テトゥン語と ポルトガル語の混合が進んでいるようである。



海岸の果物売り

次に、今回の現地調査で分かったことは、東ティ モールにおける司法制度は、外枠はある程度構築さ れているものの中身が足りないということである。 つまり、現在ある5つの裁判所は独立前 UNTAET 時代の2000年ころに設立され、公選弁護人事務所も 1999年に設立された。独立当初から憲法で権力分立 が定められている。武器対等と実現するため国民は 民事・刑事事件双方で無料で公選弁護人をつけるこ とができる。2004年に設立された LTC では、法曹 養成段階での一元制度が採られ、法曹の質の均一性 を標榜している。問題は、このような制度があって もこれを担う人材や知識・経験が著しく不足してい ることにある。LTC の教員が全員外国人であること は、その顕著な例である。そのため、例え裁判所を 増設したとしてもそこに配置する裁判官やその他職 員、検察官、弁護士が足りないし16、ディリ以外に 住む国民にとって裁判所は遠隔地にあって利用しづ らく、裁判制度の国民への周知度が低いため、フォ ーマルな裁判制度があまり利用されず、インフォー マルな村の調停が盛んに利用されている。

このようなことから、言語問題は東ティモール自 身が解決すべき問題としても、司法人材育成につい ては今後引き続き支援していかなければならない分 野であると考える。支援の方法については、現地の 大使館やJICAとも連携しながら進めていくべきで、 他ドナーとの関係では UNDP との関係が重要であ る。UNDPは東ティモール司法分野で総合的な支援 を行っているので、相互の支援の効果が矛盾・そご しないよう留意すべきである。ただし、UNDPのい う「窓口を一つにする」支援は、日本の顔の見える 支援を行うことが難しくなるという懸念もあるので、 これについては十分な検討が必要である。

以上



コモロ市場で出会った女の子。 東ティモールは人口の約 46%が 15 歳以下という, 非常に若い国である。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> JMSP の HP 情報によると,ディリ以外の地方裁判所は 裁判官は常駐せず,バウカウで週に 1 日,その他は月に数 日裁判官が来て開廷している。

### ~ 特集 ~

# 私たちのシンポ「アジア諸国の司法アクセス」 - 法整備に関する学生のシンポジウム-

国際協力部教官中 村 憲 一

法務総合研究所では、若者に法整備支援に対する 興味を持ち、関心を深めてもらうという、広報ない し人材育成の観点から、2009年、大学生を中心に法 整備支援に関する発表の機会を提供するシンポジウ ムを始めた。その趣旨及びその後の経緯に関しては、 慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授の趣旨説 明に詳しいので、ここでの詳述は避けるが、翌2010年から、名古屋大学・法政国際教育協力センター (CALE)が実施するサマースクールで国際協力部 教官・部長が講義し、学生に課題を与え、シンポジ ウムで研究成果を発表する連携を始めた。

その一方で、法務総合研究所・名古屋大学だけでなく、慶應義塾大学、神戸大学もシンポジウムの主催者に加わり、より望ましい連携企画のあり方について協議を重ねる中、2012年は、シンポジウムを冬に開催する一方、春には東京でキックオフ・セミナーを行い、法整備支援に関心を持つ学生らに対し、通年にわたり法整備支援に接する機会を提供することとした。

このように、通年のスケジュールを変更するのと 並行して、2012年度は、シンポジウムの運営を段階 的に学生の手に移す年となった。この点についても、 以下に紹介する 2012 年度のシンポジウムの実施 状況も、学生のみなさんが中心となってまとめたも のである<sup>3</sup>。

松尾教授の趣旨説明で触れられているほか、末尾の 住谷恭平君の付記でも言及されているため参照いた だきたいが、学生がポスター及び配布資料等を準備 し、当日の司会進行も行う一方、学生のネットワー クを基に参加を呼び掛けた結果、発表グループ数及 び参加大学数ともに過去最多となった。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 過去のシンポジウムについては、本誌41号 (2009年12月号),同46号 (2011年3月号),同49号 (2011年12月号) に記事を掲載しているほか、2012年度のキックオフセミナーについては、本誌52号 (2012年9月号) に記事を掲載している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本誌には、パワーポイント資料の全てを掲載していないが、CALEのホームページ(<a href="http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/">http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/</a>)から入手可能であるので、参考にされたい。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 以下の報告では、会場における口頭表現を尊重している ため、必ずしも公用文の形式にのっとっていないことをあ らかじめお断りする。

# 2012 年度 連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」第3弾 私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』 - 法整備に関する学生のシンポジウム-

■ 日時:2012年11月17日(土)

■ 場所:慶應義塾大学三田キャンパス

### ■ プログラム内容

12:30 開場・受付

13:00~13:15 趣旨説明

13:15~14:45 学生発表<前半>

① ベトナム ②ウズベキスタン ③中国 ④東ティモール

14:45~15:00 休憩

15:00~16:30 学生発表<後半>

① インドネシア ②ミャンマー ③ラオス ④カンボディア

16:45~18:00 コメント&ディスカッション

18:00~18:15 閉会の辞

18:30~ 交流会

### ■ 発表参加大学

慶應義塾大学・神戸大学大学院国際協力研究科GSICS・中央大学・名古屋大学・名古屋大学法科大学院・名古屋大学法学研究科・南山大学・日本大学・一橋大学・一橋大学法学研究科・早稲田大学法科大学院

### ■ 主催・後援

法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター・慶應義塾大学大学院法務研究科・神戸大学大学院国際協力研究科・名古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政国際教育協力研究センター・日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム」・日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム」・日本学術振興会「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」

### 1. 「私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』」趣旨説明

### 松尾 弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

みなさんこんにちは。慶應義塾大学の松尾です。最初に私から,本日のシンポジウムの 趣旨説明を兼ねて,ひと言ご挨拶を申し上げます。

本日の学生シンポは、5月26日のキックオフ・セミナーを皮切りに、8月6日から8日までのサマースクールを経て、本年度の連携企画の締め括りに当たります。この企画は、昨年2月11日、名古屋大学での法整備支援全体会議の折に、「若手人材育成のための連携企画に関する意見交換会」という主催者間の会議で原案が練られました。しかし、その趣旨はさらに遡ります。

実は、今から3年前、2009年8月29日、「私たちの法整備支援――ともに考えよう!法の世界の国際協力」と題して開かれた会議におけるパネル・ディスカッションのひとコマとして、初めて学生2グループによる発表が行われました。これは、当時、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長のイニシァティブにより、学生や若手実務家に法整備支援の実情や魅力を感じてもらうことを目的に開催されました。この会議は当時の法務総合研究所長で、現在最高裁判事をしておられる小貫芳信所長の開会の辞によってスタートしました。この時の「法整備支援は生き甲斐とするに値するものなのだ」というメッセージに込められた最初の企画のコンセプトが、その後引き継がれてきました。まずはこの初心をみなさんと共有しておきたいと思います。

翌2010年は9月3日に「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」として、「法の分野での国際協力・国際貢献」について、学生のみなさんに研究発表を通じて理解を深めてもらうことに一層力点を置く形で、「トラモンターナ民主共和国」という架空の国から法整備支援要請を受けたことを想定し、何を目標に、どのような手法で、誰を相手に、何をリソースとして、どこまでの支援をすべきか、その際注意すべき点は何かをテーマに、学生3グループによる発表が行われました。

この年は、名古屋大学の CALE で行われるようになったアジア諸国法研究および法整備支援に関するサマースクールにも多くの学生が参加しましたが、翌 2011 年はサマースクールとの連携を図りつつ、9月2日に「サマーシンポ『私たちの法整備支援 2011』」が開かれました。そこでは、日本による法整備支援対象国であるウズベキスタン、カンボジア、東ティモール、ネパールを取り上げ、法整備支援や国づくり支援の現状に対する提言を中心に、学生4グループの報告が行われました。

そして本日,実質的に第4回目の学生シンポを迎えたわけです。今年のトピックは以上のような経緯と経験を踏まえて考案しました。今年の「私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』」で私たちは何を論じ,何を明らかにすべきでしょうか。今年は従来のシンポと少し異なる,新しい要素を織り込みました。

今年のトピックは、どのように法整備支援を行うべきかという実践方法を問う前に、法 整備支援対象国の法状況がどうなっているかを知るという、より地道な基礎情報の分析に 力点を置いています。果たして法の支配度の中核要素を構成する各国の司法アクセスは、 法令の量や質で測れるのか、法制度を運用する法曹の数や能力で測れるのか、法制度を利 用できている市民の数や活用能力で測れるのでしょうか。あるいはそうした抽象的な基準 をさらにブレークダウンして、例えば、①100㎡の土地を購入し、登記を完了するのにどれ だけの費用と時間がかかるのか、②100万円を貸した貸主が期限が到来しても返済しようと しない借主から返済を受けるまでに通常どれだけの費用や時間がかかるのか、③交通事故 に遭って全治3か月の骨折をし、加害者と賠償交渉がまとまらない被害者が救済を受ける のにどれだけの費用と時間がかかるのか、といったような、より具体的な指標を工夫する 必要があるかも知れません。いずれにしても、一見遠回りに見えるそうした活動が、より 良い法整備支援に不可欠の基礎情報を提供するでしょう。それは今後の企画をその上に蓄 積することを可能にするような、法整備支援のインフラ構築に通じるものかも知れません。 一見遠回りに見えるそうした活動が、より良い法整備支援に不可欠のインフラを形成する でしょう。それは今後の企画をそのベースの上に蓄積することを可能にするようなベース を形成するものかも知れません。そして将来、この企画はどのように展開すべきでしょう か。今日のシンポでは全てのみなさんが自分なりにそのことも考えながら参加してくださ ることを願っています。

今年は、ポスターが学生自身の手で作成されたことに象徴されるように、学生の主体的参加の比重が高まりました。そして、学生間のネットワークの形成を通じ、参加グループが8チームに増え、参加大学が格段に増えたことも新たな歴史を刻むものといえるでしょう。

もっとも、学生参加の比重が高まったとはいえ、今年のシンポジウムもまた多くの関係者の温かい支援によって支えられていることを忘れることができません。大阪の法務省法務総合研究所国際協力部からは中村憲一教官、江藤美紀音教官が、名古屋からは市橋克哉先生、大河内美紀先生、中村真咲先生が、神戸からは四本健二先生が相当きついスケジュールをやりくりして、みなさんボランティアで来てくださいました。今年のポスターは国際民商事法センターの北野貴晶事務局長の御厚意で印刷・配布が可能になりました。また、今年の資料は任意の協力者が昨夕遅くまでかかって印刷と袋詰めがようやく完了しました。こうしたボランタリーな手作りの協力により、はたしてどこまでのことができるかは分かりません。5月のキックオフで始まった今年の企画が、本日どのような結末を迎えるか、ゴールを見失って迷走するかも知れませんし、何らかのゴールをはるか遠くに見出すかも知れません。いずれにしましても、できるだけ多くの皆さんが、自由に意見を表明し合い、シンポジウムから懇親会まで十分に楽しんでいただけることを念じています。

ここからは、今年の企画で連絡・調整に多くの時間を割いてくれた住谷恭平君と布留谷望君に報告第1部、第2部それぞれの司会をバトンタッチして、私の趣旨説明を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

### 2. 国別基礎情報・調査指標 1

	インドネシア	ミャンマー	ラオス	カンボディア
I. 基礎情報				
人口 (人)	2.38 億人	6242 万(2011)	6,201 千人(2010 年)	14,952,665(July.2012)
男性 / 女性	51.4 : 48.6		3,094 千人/3,107 千人	男性:7,234,699
				女性:7,717,966
識字率 (%)	92	92%(2011)	72.6%(2005 年)	
男性/女性	94.7/87.4	93.9/86.4(15 歳以上)	82.5%/63.2%	男性 89%/女性 86%
宗教 (割合比)	イスラム教 88.1%	仏教(90%)	仏教 75%,	Buddhism 95%
	キリスト教 9.3%	キリスト教(5%)	他キリスト教等	一部イスラム教
	(プロテスタン	イスラム教(4%)他		
	ト 6.1%,カトリッ			
	<i>7</i> 3.2%)			
	ヒンズー教 1.8%			
	仏教 0.6%			
	儒教 0.1%			
	その他 0.1%			
民族数	200~300	135	49	24
平均余命 (歳)	68.9	65.2 歳	63 歳(2010 年)	男性:60.5 歳/女性:64.3 歳
1 人当たり GDP PPP (USD)	4347	804 ドル(2011)	3,005 ドル(2012年)	\$900 (2011)
1 人当たり GNI (USD)	336000		2,242 ドル(2011年)	2,080 ドル
政治体制	共和制・大統領制	大統領制,共和制	人民民主共和制	立憲君主制
経済体制	資本主義	市場経済(進行中)	一部市場経済主義	資本主義
経済成長率 (%)	6.5%	5.5%(2011)	8.3%(2012年)	6.1%
貧困比率(%)	11.96		27.6% (2008 年)	31% (2007)
職業別従業者(%)(GDP比)			(2011年)	(2008)
農林水産業	13.1	40.3%	75%	72.29
鉱業・採石業	8			0.07
製造業	25.7	16.9%	8%	6.19
電気・ガス・水道業	0.7			0.23
建設業	6.4	4.2%		2.04
商業	17.3			7.75
運輸・倉庫・通信業	9.4	11.9%		2.34
金融・不動産業	9.5			0.25
サービス業	9.4		15%	4.41
その他	0.5	21.0%(貿易業など)	2%	

<sup>1</sup> 各担当グループが調査・入力した内容を基にしているため、必ずしも形式が統一されていない。

県市町村数			(2011年)	
県レベル	249		16	23 (州)
市レベル	65		1	1 (市)
町レベル	4028		140	8 (区)
村レベル	67925		8805	14,073(2008)
Ⅱ. 教育関係				
義務教育年数	6-3-3-4 制	5 年間	5 年	6 • 3=9
学校数	教育省 宗教省		(2009年,2010年)	
初等学校レベル	148,964 22,035		5,129 校	
	20,721 10,365		(不完全校 3,839 校)	
中等学校レベル	7,980 3,705		833 校	
	1,902 298	36(総合大学),112(単科	(中高一貫校 371 校)	13
高等学校レベル		大学)	32 校	
大学レベル	ロースクール制度なし		4校	0
大学院レベル			50 校以上	
ロースクール			1校	
就学率 / 退学率	(初等)119%	40%(大学進学率)	92.7%(初等教育)	初等教育就学率:94%
	(中等) 74%			中等教育就学率:17%
	(高等) 21%			(2009)
Ⅲ. 法律関連				
立法機関	国会		立法府	上院・国民議会
司法権の独立の有無	有(改革中)	実質なし	有	有
選挙制度	(国会) 非拘束名簿式	小選挙区制	単記非移譲式投票	普通選挙制
	比例代表制			(秘密投票)
	(大統領) 国民による			
	直接選挙			
現存する法律数		多数	89	
裁判所数	(行政裁判所)22			憲法院 1
簡易裁判所	(宗教裁判所)330		39	軍法会議 1
家庭裁判所	(軍事裁判所)26		0	クメール・ルージュ
地方裁判所レベル	295		17	特別裁判部 1
高等裁判所レベル	26		3	23
最高裁判所レベル	1	1	1	1
裁判官数(人)	5300	1500	375 人(2012 年)	271 (2011)
			軍事裁判官 29 人	
人口 10 万人当たり人数	2.2 人		5.87 人	1.8 人

			I	I
法律の規定				
統一試験	裁判官候補生登用試験	有	有	有
実務修習	試験合格後2年間	有(筆記+面接)	無	無
年間平均給与	低いらしい	有 (9ヵ月)	有	有
			70~150 ドル/月	\$ 200
検察官数(人)	5500	1200	348 人(2012 年)	144 (2011)
人口 10 万人当たり人数	2.3 人		5.45 人	0.9 人
法律の規定				
統一試験	最高検察庁が実施	有	有	
実務研修	検察庁が実施(米国の	有(筆記+面接)	無	無
	支援の下改革中)	有 (9ヵ月)	有	無
年間平均給与	低いらしい			   有
			70~150 ドル/月	
弁護士数	16000	35000	159 人	754 (2011)
人口 10 万人当たり人数	6.7		2.49 人	5.06 人
法律の規定	弁護士会が分裂状態	有	有	有
統一試験	各弁護士会が実施	無	有	無
実務修習	各弁護士会による	無	有	有
年間平均給与			4,000 ドル/年	
弁護士費用の決定方法	訴訟の日数に応じたタ	相談による(クライア	依頼者との交渉	
	イムチャージ制	ントの経済状況を考		
		慮)		
弁護士報酬の決定方法			依頼者との交渉	
		同上	(Ex.訴訟額の 5~10%)	
民事裁判(第一審)の件数			2,000 件	
第一審家事事件の件数			1,000 件	
			ŕ	
第一審刑事事件の件数			3,500 件	
死刑制度の有無	有	有(事実上廃止)	有	無
裁判上の和解の有無	制度上はあるが機能し	有	有	有

	ていない。			
Ⅳ. 法と市民				
法律扶助制度の有無	無	有	有	有
内容		人材育成, 法知識普及	Legal Aid Clinic	リーガル・クリニックを
		カウンセリング	村内での法律の普及	弁護士養成校に付設
			無料電話相談	
村内での紛争解決手段の有無	有	有	有	有
方法		村長による調停	村紛争調停機関	村長(Village chief elders,
			(村長によって統括さ	Commune councils)に相談
			れ,民事事件と軽微な	
			刑事事件を扱う。)	
法知識普及に対する政府の関	無	憲法の本を発売	有	
与の有無			LBA と司法省	
内容			市民に対する法律の	
			紹介,法律相談場所	
			の提供	
一般市民への法知識普及の手		国営紙による告知	セミナー,新聞・雑誌・	
段			テレビ・ラジオなどの	
			メディア	
リーガルエイドを行う機関	法律援助教会(NGO)	ビルマ弁護士協会		NGOs
内容	政治や経済的権利が侵			
	害されている人々に対			
	して法的支援を与え			
	る。			
法律相談所の有無	有	有 (HP なども)		
支援ドナー国	米国		UNDP	日本
	オランダ		the Asia Foundation	フランス
	ドイツ		the European	ドイツ
	オーストラリア		Community	オーストラリア
			オーストラリア	他
			日本	
			フランス	

	ベトナム	ウズベキスタン	中国	東ティモール
I. 基礎情報				
人口 (人)	約 8,784 万人(2011)	2850 万人	133,972 万人	114万3667人
男性 / 女性		1380 万/1400 万		575,165/568,502
識字率 (%)	95%	15~24 歳の識字率	96.3/89.5	58.6%
		100%	(2000-2006年)	/
男性/女性	97%/96%			
宗教 (割合比)	仏教	イスラム教スンニ派	仏教	カトリック 98%
	カトリック	ロシア正教	イスラム教	プロテスタント1%
	カオダイ教他		キリスト教など	イスラム 1%
民族数	54	ウズベク人(80%)	漢民族及び55の少数民	3以上
		ロシア人(5.5%)	族	
		タジク人(5%)		
		カザフ人(3%)		
平均余命 (歳)	75 歳	66/72(男/女)	73.3 歳(2010)	68.27
		2010~2015 の年平均		
1 人当たり GDP PPP (USD)	1,374 米ドル	1572	約 34,999 元(2011)	8800
1人当たり GNI (USD)	1,100 米ドル	1280	約 4,382 ドル (2010)	
	(購買力平価 2,910 米			
	ドル)			
政治体制	社会主義共和国	共和制	人民民主共和制	共和制
経済体制	市場経済体制	市場経済化中	社会主義市場経済	
経済成長率 (%)	5.9%	8.3%(前年比)	9.2%(2011年)(中国	10.6%
			国家統計局)	
貧困比率(%)	13%	1.25 ドル/日以下で生活	13.06% (一日 1.25 ドル	41%
		46%	以下)	
			29.79% (一日 2 ドル以	
			下, それぞれ 2008 年)	
			国内基準は4.2%	
職業別従業者(%)			(2000年)	
農林水産業	52.5		64.38	農業 64%
鉱業・採石業	0.96		1.04	
製造業	14.04		12.46	工業 10%
電気・ガス・水道業	0.5		0.63	
建設業	5.33		2.68	サーヒ゛ス 26%

本. **			( (0	
商業			6.69	
運輸・倉庫・通信業	2.72		2.58	
金融・不動産業	0.37(金融仲介)		0.59	
サービス業			2.15	
その他				
県市町村数				
県レベル	58省	州 12	22 省(除台湾)	13
市レベル	5 中央直轄市	119	5 自治区	65
町レベル		地区 215	4 直轄市	442
村レベル			2 特別行政区	2225
			331 地区	
			2126 県	
			45462 郷鎮	
Ⅱ. 教育関係				
義務教育年数	9 年間	9年	9年制	
学校数			(2003年)	
初等学校レベル		4年	456,903	
中等学校レベル		5年	64661	
高等学校レベル		3 年	15406	
大学レベル	214 校(2003)	4年	1794	
大学院レベル			(2005年)	
ロースクール				
就学率 / 退学率	小・中学校 90%,	初等教育就学率		
	高校 55%	90%	高等教育機関進学率 23	
	大学 18%	中等教育就学率	%(07年)	
		91%		
Ⅲ. 法律関連				
立法機関	国会	オリー・マジリス(議会)	全国人民代表者大会	
		(ウズベキスタン共和国		
		憲法第 76 条)		
司法権の独立の有無	無	有(ウズベキスタン共和	無(法院は全人代の監	有 憲法 68 条
		国憲法第 106 条)	督を受ける)	17 20.12. 00 310
選挙制度	有		22, 2,	
現存する法律数	約 170(憲法・法律			
2-11 / W IF-11 //	:ベトナム司法省に本文			
	が掲載されているもの)			

裁判所数			2003 年	
簡易裁判所			基層:3057	
家庭裁判所		なし	中級:391	
地方裁判所レベル	630	民事 62	高級:31	地裁 4
高等裁判所レベル	61	24(各州)+2(タシケント)	   最高人民法院:(北京に	
最高裁判所レベル	1 (支部 2)	+1(カラカルパクスタ	   1 か所)	最高裁1
		ン)=27		
		1(タシケント)		
裁判官数(人)	4680 人		約 19 万人(2009)	22 人
人口 10 万人当たり人数	5.4 人			
法律の規定			裁判官法(1995)	
統一試験	無		有(2002~)	
実務修習	有		規定なし	
年間平均給与				
検察官数 (人)	7590 人		14万77人	22 人
人口 10 万人当たり人数	8.2 人		(2004)	
法律の規定				
統一試験	無		検察官法	
実務研修	有		有	
年間平均給与			規定なし	
弁護士数	6559 人	3000?	14万3967人(2007)	54 人
人口 10 万人当たり人数	7.4 人			
法律の規定	有		弁護士法 (96, 07 改正)	
統一試験	無		有	
実務修習	有(18か月)		弁護士事務所での1年	
年間平均給与			以上の実習が登録要件	
弁護士費用の決定方法			弁護士費用弁法により	
			最低水準が決められて	
弁護士報酬の決定方法			いる	
民事裁判(第一審)の件数	177,417		5,800,144	
			(09)	
第一審家事事件の件数			家事事件は民事事件と	
			して処理	

第一審刑事事件の件数			(07年) 720,666	
死刑制度の有無	有	有	有	
裁判上の和解の有無	有	有	有	
Ⅳ. 法と市民				
法律扶助制度の有無			民訴法に法律扶助の規	
内容			定有り	
村内での紛争解決手段の有無	有		村落,居民委員会によ	有
方法 方法	コミュニティでの		る人民調停委員会	
	紛争解決システム。			
	(和解組の結成)			
法知識普及に対する政府の関			人民調停委員に対する	
与の有無			人民法院の指導(人民	
内容			調停法)	
一般市民への法知識普及の手			法律援助センター	
			人民調停委員会での調	
			停を通じた普及	
リーガルエイドを行う機関			司法省法律援助センタ	
内容			_	
			法律相談,弁護士派遣,	
			特定事件に対する訴訟	
			費用の援助	
法律相談所の有無			司法サービスセンター	
支援ドナー国	フランス, カナダ,	米国, スイス, 日本,	日本	
	韓国、日本、ロシア、	EU, ドイツ	他	
	中国,アメリカ			
			l	<u> </u>

### 3. 学生発表

■「ベトナムにおける司法アクセス ~JICA インターンシップで学んだこと~」

中央大学法学部: 浅野 香織

松藤 朱香

長谷川 仁美

それでは、まず、ベトナム、JICA 法整備支援、JICA でのインターンシップの概要を説明します。

初めに、ベトナムの基礎データを紹介します。基礎データは、御覧のとおりです。ここで注目していただきたいのは、唯一の合法政党が共産党であるということです。ベトナムでは、三権分立が完全には行われておらず、国会が司法よりも大きな権力を持っており、法律の解釈を行うのも司法ではなく、国会です。共産党の方針が国家機関の政策決定に大きな影響を与えるという点は、法整備支援を行う上でも留意すべき点と言えるでしょう。

次に、ベトナムの法整備支援について紹介します。ベトナムでは、1986年からドイモイ 政策が始まり、経済の仕組みが計画経済から市場経済へと移行しました。

続いて,1992 年には,法治主義と市場主義経済システムを導入した新憲法が成立しました。それに伴い,他の法律も整備する必要が生じました。

そこで、ベトナムは日本に法整備の支援を要請し、その要請に応じて、1994 年から法務省によるベトナム司法省幹部職員に対する研修が始まり、1996 年には JICA による ODA の枠組みで、法整備支援プロジェクトが始まりました。以来、法務省は、JICA、その他の関係者と共同し、日本での研修や、ベトナムでのセミナーの開催、長期専門家の派遣、を継続的に行っています。

ここで、JICA の法整備支援を紹介します。①ルールの整備、②法運用組織の機能強化、 ③人々の司法アクセス改善、という3つの柱と、それらに携わる人々の人材育成を中心と して、法整備支援を行なっています。では、①から③までは具体的にどのような活動を示 すのでしょうか、ということでこちらのスライドを御覧下さい。

こちらが①から③までの具体的な活動内容となっております。ここで、特に注目していただきたいのは、③の人々の司法アクセス改善です。この一例として、中央司法機関や、統一弁護士連合会の、地方の実務を支援する体制、の改善を挙げることができます。べトナムでは、中央と地方との間で、法曹の質に格差があります。この格差が、裁判の質に差を生み、大きな問題となっています。そのため、中央の地方に対する支援体制を改善することはとても重要です。質の高い裁判が行われることは、市民の司法アクセスの向上につながります。こうしてベトナム全土で、透明で、適切な裁判が行われることは、人々の司法アクセスを向上させることになる、と言えるでしょう。

次に、インターンシップのスケジュールを紹介します。今年の夏に、約2週間、8月20日から8月31日にかけて、ベトナムのハノイ、ハイフォン、ニャチャンで活動しました。このようなセミナーに参加させていただきました。

また,ハノイ法科大学にある名古屋大学日本法教育研究センターでは,現地の学生とベトナム司法に関する議論を日本語で交わしました。

さらに、JICA 長期専門家、法務省教官の方々による講義を受けました。私たちが事前に 学んだことと、ベトナムで学んだことを専門家の方々の前で発表しました。

では、これから最高人民裁判所で開かれたセミナーの内容について話したいと思います。 流れとしてはまずセミナーの概要を紹介し、次に、ベトナム司法における、手続の現状と 課題について、日本の司法制度と比較しながら俯瞰します。その後、そこから明らかとな る問題点を挙げ、それらをどのように解決するかを検討していきます。これらは実際のセ ミナーで行われていたことですが、セミナーではどこが重視され、争点となっていたかが 皆様に伝われば幸いです。

まず、セミナーの概要についてご紹介いたします。

セミナーは北部と南部で開催されましたが、開催の目的は「日本の簡易手続の紹介と、 導入の検討」を日本とベトナム両国で行うといったものでした。

その際,講師として日本から招かれたのが,地裁・高裁で裁判官を歴任し,企業法務の 経験もある村上敬一弁護士でした。

セミナー全体としては、ベトナム側のニーズを汲み取った現地長期専門家として JICA で 勤務中の裁判官の方が、日本からいらした村上氏に対し、ベトナムの司法体系や、知識の 伝え方等をあらかじめ伝えるといったタマ出しをしてから、セミナーに挑むというもので した。他方、セミナー参加者への車、会場の手配といった事務一般は、法務総合研究所国 際協力部教官がこなしていました。

では、次のスライドからセミナーの内容について見ていきます。

皆様も御存知のとおり、日本の民事訴訟の流れは大体左図のようになっておりますが、ベトナムでは少し異なる形態とっています。まず、証拠を全てそろえなければ、裁判の受付すらされません。さらに、これらの証拠を全て公判準備期間中にそろえるのは、紛争当事者ではなく、裁判所なので、裁判所の負担は多大なものです。日本では考えられないことでしょう。仮に、受付をされるに至っても、2~4か月にもわたるこの「裁判準備期間」というブラックボックスは、紛争の迅速な解決への阻害要因だと考えられています。続いての「公判期日」は、欠席者がいた場合延期となりますが、原則一回のみで、上告は認められていません。このような訴訟システムは、ベトナム人弁護士からしてみれば時間があるので好まれていますが、受付から公判期日決定まで6か月もかかるとなれば、迅速に紛争を解決したい市民にとっても、いまだ司法を身近な存在だと感じられないのが現状です。ベトナムの最高人民裁判所代表も「どんなに簡単な事件でも、複雑な手続をしなければならないので、当事者としても早く簡易手続を導入したい。」と仰っていました。以上から分かるように、問題点を挙げてみるとこのように、3点、挙げることができます。第一に、どの部分を簡略化するか。第二に、不服申立てをどうするか。第三に、日本の簡易手続を、どのように導入していくか、です。

具体的な解決策として挙げられたのは、スライド①に関しては「準備期間の短縮、受理 決定までの期間の短縮」。②では、控訴できないようにする。③は、簡易手続および少額訴 訟などの日本の略式手続の導入でした。第一に挙げた、この「①どの部分を簡略化するか」 は、かなり議論されていたものでしたが、具体的には、証拠集めを当事者本人にさせるこ とで裁判所の負担を軽減すること、そして、インフォーマルな流れを厳格化し、透明性を 図ること、そして、やはり一番時間を要する裁判準備期間の短縮がいえると思われます。

次に、熱く議論が交わされていた「③日本の簡易手続をどのように導入するか」についてですが、支払督促や少額訴訟、手形・小切手訴訟の導入を図るに伴い、簡易裁判所を導入するという方向になりました。スライドにある(ア)では、ベトナム司法を支える4種の裁判所について紹介していますが、簡易裁判所ができれば、より市民に身近な司法が生まれるのではないでしょうか。

では最後に、仮に簡易裁判所がベトナムに設置され、日本の各簡易手続が導入された場合に考えられる利点を確認します。

まず、簡易裁判所を設置することで考えられるのは、やはり、(a)複雑な手続が解消されることから、紛争を迅速に解決できることや、(b)当事者を法廷に呼ばずに尋問することが可能であるということ、そして(c)上級裁判所の負担が軽減されるということ、が挙げられます。ほかにも、簡易裁判所は夜間でも利用できるので、働いている方にも使いやすいというメリットもあるでしょう。同様に、簡易手続導入に関しても、市民と司法の距離が縮まり、喫緊の課題である「市民の司法アクセスの達成」に向けた大きな一歩になるということが、ここでやはり大きな意義を持つのではないでしょうか。いかに日本の司法システムをベトナムに合うよう柔軟に変化させていけるか、が重要でしょう。

以上が、セミナー全体の報告です。

ところで、ベトナムには、裁判所での裁判以外にも、コミュニティの中で自助的に紛争を解決する仕組みがあります。そして、この紛争解決システムがあるため、簡易裁判所を 導入しなくても、ある意味市民の司法アクセスは担保されているのではないか、と現在、 議論になっています。

このパートでは、ベトナムにおけるコミュニティでの紛争解決システムを紹介します。 そして、この紛争解決システムが、市民と司法の距離を真に近付けているといえるかを説明します。最後に、ベトナム人はどのように紛争を解決していくかというプロセスを、離婚の事例を通して御紹介いたします。

まず、ベトナムの地方行政区画はこのようになっております。日本の県・市区町村・町のようなカテゴリーです。そして、その下に、ソンやアップと呼ばれる、集落があります。 そして、このレベルのコミュニティで、先ほど申し上げました紛争解決システムが働いています。これは、和解組とよばれる仕組みでして、和解組では、土地をめぐる争いなど実にさまざまな問題が対処されます。

では、和解組は、どのように紛争を解決しているのでしょうか。

まず、住民が文書で和解を解決してほしい旨の申出をします。そして、和解組が招集されます。和解組のメンバーとしては、その集落のリーダーなど、コミュニティの中でカリスマ性を持った人が選ばれます。そして、その和解組のメンバーと当事者とで議論をし、申出のあった紛争のうち、およそ 90%が解決されます。このように、ほとんどの紛争が、和解組によって解決されます。

そして,和解組で解決しなければ,より上位の自治体の司法担当で議論されます。そして,それでも解決しなければ,民事裁判所に申立てられます。

この和解組ですが、ただの自治組織ではありません。草の根レベルでの紛争解決組織と して、ベトナム憲法にも規定されています。

しかしながら、和解組の実態は不透明なものとされています。例えば、先ほども申し上げましたとおり、和解組で選ばれるメンバーには権力者が多く、彼らの思惑どおりの判断になってしまうことも避けられません。そして、和解組で出された判断が公開されていないことも問題点の一つとして挙げられます。紛争がどのように解決されるのか、またその結果は当事者にしか分かりません。

次に、民事訴訟における和解組の合理性を検討します。紛争が発生し、和解組の介入により、ほとんどの紛争が解決されると説明いたしました。現在、議論となっているのは、和解組が下した判断を債務名義としてよいか、つまりこの判断に法的拘束力を持たせてよいかということです。和解組の判断が、法的拘束力を持てば、国家はこの判断をもとに、真実の債権者に満足を得させることができます。

昨年,ベトナムで民事訴訟法を改正する際に,この点が議論されました。しかし,先ほど申し上げました和解組の不透明性により,結局,法的拘束力を認めないということになりました。

最後に、まとめとして、ベトナム人は紛争が起こったときにどのように解決するかを紹介します。皆様にお配りしたレジュメには、交通事故が起こったとき・離婚したいとき・土地をめぐる争いの3点ありますが、今回は時間の関係上、離婚に焦点を当てて説明させていただきます。御了承ください。

さて、ベトナム人は離婚をしたいときに、どのように訴えていくのでしょうか。

離婚は、婚姻家族法 85 条以下に定められています。ベトナムでは、男性も女性も離婚の請求ができます。しかし、妻が妊娠しているか、12 か月以下の子供を養育しているとき、夫は離婚を請求することができません。それ以外の場合は、離婚申請が処理・審理された後に、裁判所での和解が求められます。ここから、ベトナムには、協議離婚の制度がないことが分かります。双方が離婚を請求し、かつ裁判所で和解が成立しなかったときは、裁判所は合意による離婚、そして、財産・子供に関する合意を承認します。また、一方が離婚を請求し、かつ裁判所で和解が成立しなかったときは、裁判所は離婚を考慮し、決定を下します。

最後に、裁判所が離婚を許可する基準を説明します。婚姻家族法89条によると、裁判所

が離婚申請について判断し、状況が深刻であり、夫婦が共同生活をすることができず、かつ、婚姻の目的が達成されることができないときだとされています。

これで、ベトナムチームの発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

### ■「ウズベキスタンにおける市民の司法アクセス ~司法とマハラ~」

名古屋大学法学部3年: 門野 翔子

長澤 奈央

平井 智也

名古屋大学法科大学院: 鈴木 満

### 1. ウズベキスタン (担当: 門野翔子)

発表の流れといたしましては、まず、私門野がウズベキスタンという国について少しお話し、次に、長澤からウズベキスタン独自のコミュニティである「マハラ」について説明いたします。そして鈴木から、ウズベキスタンの離婚の手続きにおいて「マハラ」がどのように関与してくるのかをお話しした後、最後に平井が、マハラが関わる手続き的司法アクセスにどのような問題点があるかを指摘し、解決策を提案いたします。

では早速、ウズベキスタンという国についてです。レジュメ1枚目と併せて聞いてください。ウズベキスタンは、中央アジアに位置しており、北にカザフスタン、南にトルクメニスタン、アフガニスタン、イラン、東にはタジキスタン、キルギスがあります。首都はタシケント、国土の西部には、カラカルパクスタンという自治共和国があります。基本情報はレジュメと調査指標を見ていただくと分かるかと思います。約70年、ソ連支配下にあり、その間に基本的な法典編纂がなされました。1991年ソ連が崩壊、ウズベキスタンも独立を果たし、翌92年には独自の憲法も制定されましたが、現在でも旧ソ連の影響は色濃く残っているようで、いまだ都市部ではロシア語が話せないとまともな仕事に就けないといった話も聞きました。パワーポイントには、よりウズベキスタンの雰囲気を感じていただくために、民族衣装や伝統料理、一般的な民家の写真を載せました。

次に、司法アクセスについてお話する上で最も基本的な情報となるだろう裁判所についてお話しします。レジュメ 2 枚目の行政区画と 3 枚目の a)b)c) のところを見ながら聞いていただけたらと思います。ウズベキスタンには通常裁判所として、民事事件と行政事件を扱う民事裁判所、刑事事件を扱う刑事裁判所、軍事事件を扱う軍事裁判所があります。次の憲法裁判所はウズベキスタンに一つ存在し、違憲審査権を有しています。最後に c)の経済裁判所についてですが、これは企業同士の紛争を扱う裁判所で、カラカルパクスタンに一つ、タシケントに一つ、12 の州に各一つずつあります。通常裁判所の最高裁判所の下にも州級裁判所がだいたい 12 の州に1 つずつあり、その下には、日本でいう地裁に当たる地区級裁判所もあります。こちらの詳しい数は調べられなかったのですが、地区級の民事裁判所は 62 にとどまるようです。

そして、その下にある「マハラ」ですが、これは「マハラ」というコミュニティの中の「マハラ調停委員会」を指しています。「マハラ」や「マハラ調停委員会」について詳しくは後でお話ししてもらいますが、「マハラ調停委員会」は、私人間の紛争が起こった際、本格的な裁判手続に行く前に、独自の紛争処理手段として用いられるものです。マハラ内での小さなもめごとや家族問題、中でも離婚問題を扱います。

「マハラ」は、ウズベキスタンにおける伝統的なコミュニティであり、市民にとって紛争解決の最も身近な手段です。市民の司法アクセスについて知るためには、この「マハラ」と司法との関係性を明らかにする必要があると考え、今回「マハラ」を介した司法アクセスについて発表することといたしました。

### 2. 伝統的コミュニティーマハラ (Mahalla) — (担当:長澤奈央)

それでは、これから、ウズベキスタンにおける伝統的コミュニティである「マハラ」に ついて説明します。レジュメでは大きな見出しの2番のところです。

「マハラ」というのは、アラビア語で「街の一部」を意味し、ウズベキスタンにおいては「地域社会」や近所付き合いネットワークのことを指します。イメージとしては、日本における町内会のようなものですが、その機能と役割は日本の町内会よりも濃くなっています。

マハラの規模としては、都市型と地方型に大きく分類することができます。

まず、順番がレジュメと逆になり申し訳ないのですが、b)の地方型の方を見てください。地方部では、基本的に、一つの町か、複数の町の集合が1つのマハラになります。マハラは、マハラに属する住民たちが自らのアイデンティティとみなすほど重要な共同体であるとされ、どのマハラに属するのかが住所を見ても分かるようになっています。また、後ほどマハラの役割のところで説明しますが、マハラ内では家族同士の交流が盛んに行われ、結束力が非常に強く、マハラに属する家庭はマハラの一員として行動することが求められます。続いて、都市型の方の説明に移ります。レジュメの a) に戻ってください。都市部、特に人々の流動が激しい新しい街では、マンション3~4棟を一つのマハラとするなど、地方部のマハラや都市部でも古い街の方とは対照的に、マハラの形骸化が進んできているそうです。聞き取り調査から、都市のマハラは地方のマハラとは違い、御近所同士のつながりはそれほど強いものではなくなってきていることが分かりました。日本のマンションに暮らしている人もそうかもしれませんが、同じマハラの住民でも隣の部屋の人の顔と名前が

では、次に、(4) の「ウズベキスタンにおけるマハラの役割」というところを説明します。まず、マハラは伝統的に、住民が快適に暮らせるように互いに助け合う場として機能してきました。「伝統的な役割」に挙げてあるのはその例です。またより具体的には、例えばギャプとシャハルがあります。ギャプとは、近所付き合いという意味で、定期的に近所の人々と交流し、世間話や情報交換をして親睦を深める機会のことを指します。シャハル

分かるくらいで、その他の住人の情報はほとんど知らないようです。

とは、労力を相互に提供することを意味し、例えば、誰かが結婚する際には、マハラ全体 で協力して、会場の設備に関するお手伝いなどをし、結婚式を盛り上げます。

このように、伝統的にマハラは、自治運営を行っていますが、公式の役割として法令で 定められたものもあります。レジュメには、公式の役割として、犯罪防止や金銭的あるい は非金銭的扶助、マハラ内の公営物の管理など、ウズベキスタン自治運営法、いわゆるマ ハラ法に記載されているものを列挙しておきましたので見ておいてください。この役割を 担うため、マハラには様々な委員会が置かれます。環境改善委員会、精神・教育委員会、 運動・文化スポーツ委員会などがその例です。

最後に、マハラがウズベキスタンの司法に関わるのはどのような場合なのか、ということについて説明します。マハラは、公式に司法機関とはされていないものの、マハラ内の紛争を独自に解決する機能を持っており、司法の一端を担っていると見ることもできるので、c)のところで、裁判所と分けて非公式の司法機関としての役割を挙げました。

第一に、マハラは、マハラ内で起きた隣人紛争などの小さな揉め事を解決します。例えば、隣人が深夜に騒いでいる、あるいはかけている音楽がうるさいなどという理由で言い争いになった場合にマハラが介入します。マハラ内の住民投票で選ばれたアクサカルというマハラの長がこれらの紛争の決着をつけるというのが慣習となっています。

第二に、マハラは、マハラ内の家族問題、とりわけ夫婦の離婚時の争いに大いに関与します。ウズベキスタン自治運営法 12 条には、「地方自治機関に付属する委員会に調停としての機能を付与することができる」旨が規定されており、この規定が、マハラが「調停委員会」を設置し、夫婦の離婚問題へ介入する根拠とみなされています。

以上、伝統的なコミュニティとしてのマハラを紹介しましたが、以後、この発表で「マハラ」として言及する場合は、特に「マハラ調停委員会」のことを指しますのでご注意ください。

### 3. 市民の司法アクセス―マハラと離婚―(担当:鈴木満)

それでは、ここからは離婚の事例を基に、このマハラが司法アクセスにどのように関わっているのか具体的に説明していきます。

その前に一つ訂正があります。

レジュメの5枚目の3のaを見て下さい。「ザクス(戸籍登録機関)」という部分がある と思いますが、JICA専門員としてウズベキスタンで活動していた桑原さんに指摘していた だいたところですが、ザクスは身分登録機関と捉える方が正確だそうなので、お手数です が、身分登録機関と直しておいて下さい。

では説明に入ります。レジュメの5枚目の3を見て下さい。

まず,離婚が成立するまでの流れについて説明します。離婚が成立するまでの流れは, 二つあります。

身分登録機関のザクスに離婚届を提出する場合と、裁判所に訴えを提起し、離婚の成立

が認められる場合です。

一つ目のザクスに離婚届を提出する場合には、マハラが関与することはありません。そのため、ザクスにおいて離婚が成立する場合についての詳しい説明は割愛させていただきます。恐縮ですが、各自レジュメ3のaの「ザクス(戸籍登録機関)へ申し出るルート」を読んでいただければと思います。

二つ目の裁判所に訴えを提起する方法は、マハラが深く関与しているので、図を使いながら具体的に説明していきます。レジュメ6ページのbの司法機関を介するルートを見て下さい。

日本と同様に離婚をすることについて合意が成立せず,一方のみが離婚の意思を有している場合には,裁判所に訴えを提起することになります。

裁判所で審議してもらう場合の制度上の流れはこのように(パワポ)なっており、和解 期間を設けることができること以外は、日本の場合と異ならないようにも思えます。しか し、実際にはこのようになっています(パワポ)。

ここを見ていただくとお分かりいただけますように、裁判で離婚の審議をしてもらう前はマハラを介することになっています。ここで、マハラを介するのは事実上、裁判所で離婚についての審議をしてもらうにはマハラでの審議を経たという証明書が必要となっているからです。このマハラで発行される証明書は裁判で受理してもらうための必要書類として法律上要求されるわけではないのですが、裁判所はこの証明書がなければ審議を開始してくれません。そして、このことは、周知の事実となっているため、この証明書を発行してもらうために裁判所に訴えを提起する前にマハラに行く夫婦もいるのです。

マハラで証明書を発行してもらい、訴えを提起するための書類がそろって初めて裁判での審議が開始されます (パワポ指しつつ)。

しかし、審議が開始されても6か月を限度とした和解期間が設けられます。和解期間の間はマハラが夫婦の様子を見ながら和解を勧めます。この和解期間については裁量でその要否、期間の長さが決められるのですが、裁判所は、ほとんどの場合、離婚を避けるために6か月間の和解期間を設けます。

次に、マハラでの紛争解決手続について説明します。レジュメの6枚目の下の方を見て下さい。

マハラでの紛争解決手続では、夫婦の家で親戚や近所の人も含む関係者全員の話を聞いて、離婚理由の正当性を判断します。そして、離婚理由が当事者間の話し合いで解決可能な問題であれば、説得して話し合いで解決するように勧めます。

もっとも、ここでの審議は法定されている手続に沿ったものではありません。また、先 ほど述べたように、マハラで離婚について争うことは、法律上で明文化されていないこと から、その内容に法的な拘束力が認められていないのです。

なお、マハラの構成について説明しますと、その人数はマハラによって異なりますが、 基本的にはマハラの長であるアクサカルと女性委員会から構成されます。マハラ内に弁護 士がいる場合は弁護士を呼ぶこともありますが、主に一般人で構成され、マハラの中でも 人生経験が豊富な年配の方々が多いです。

以上がウズベキスタンの離婚手続の流れです。

このような離婚手続を通して見えてくるマハラを非公式司法として利用することの問題 点,これに対して私たちが考えた解決策を平井の方から説明します。

### 4. 司法アクセスにおける問題点と解決策(担当:平井智也)

今,マハラが関係する離婚の流れについて説明していただきました。私は、レジュメの大見出し4のところから、ウズベキスタンにおいて良きも悪しきも司法アクセスの一端を担う存在としてのマハラがどのような問題を抱えているのかを述べ、そして、それに対して我々が考えた解決策を提示したいと思います(パワポ)。

それでは、レジュメの4の(1)を見て下さい。私たちは、この四つの問題点を指摘します。

第一に、従来から離婚問題についてマハラを介する紛争解決手続がおよそ絶対的なものとなっており、それにもかかわらず、秘密保持についての制度がないため、家族の問題についてマハラ内に筒抜けであり、プライバシーの保護が弱いという問題が挙げられます。もっとも、2011年に最高裁の一組織である総会で公式解釈が出され、マハラを介する紛争解決手続には法的根拠がないとされました。

第二に、マハラでの紛争解決手続が賄賂によって行われることがある、という問題があります。審議に時間がかかることを避けるために、当事者が審議の構成員に賄賂を渡し、 審議を簡略化することがあり、その意味で、重要な問題が粗雑に扱われかねません。

第三に、ウズベキスタンに住んでいる外国人の納得のいくような普遍的な制度が欠落しているということが問題となっています。ウズベキスタンにはウズベク人以外にも、例えばロシア人や韓国人も多く在住しているのですが、彼らにとっては、マハラはウズベキスタンの伝統の一つでしかなく、司法アクセスに関してマハラを介さなければならないことは理解し得ません。

第四に、マハラでは、離婚の理由が正当かどうかだけを審議し、それ以外の財産処理や 子供の監護権・養育費等については関与できないため、紛争処理制度として完結していま せん。

以上のような問題から、総じて、マハラでの紛争解決手続には手続保障に不備がある、あるいは十分な紛争処理機能を有していないことが分かります。マハラでの紛争解決は夫婦にとって調停としての意味合いを持つにもかかわらず、多くの問題を抱えており、これらをいかに改善すべきか、ということが重要になります。マハラという司法アクセスの一つの側面から明らかになった問題について、マハラの現状を踏まえつつ、司法アクセス全体という視点から、解決策を述べていきたいと思います。

(2) に目を移して下さい。ここでは、解決策とその理由を提示します。

第一に、ウズベキスタンの司法アクセスを改善する一つの方法として、家庭裁判所の設置が挙げられます。この場合、訴えの提起にマハラの証明書を不要として、マハラを介するのではなく直接公式の司法機関に訴えることを可能にすることが考えられます。

というのも、プライバシーを保護する、職業裁判官だけで行う審理により公平性を担保する、また外国人も利用しやすいといった観点から公的機関の設置を検討するべきであって、さらに、離婚から子供の監護権・養育費・その他財産関係の処理までを行う公的機関独自の有用性を重視すべきであると考えるからです。

第二に、マハラの調停機関化という解決策が挙げられます。この解決策については、マハラを公式に調停機関として認めるだけでは十分ではありません。マハラが調停としての役割を果たすために、まずマハラを介する紛争解決手続についての法令を作り、守秘義務やそれに違反した場合の罰則規定を設け、審議の構成員の選考についての公平性を保つための手続規定を立法することで手続的保障を充実させる必要があります。また、法律家の立会を義務化することで問題の処理範囲を拡大し、離婚の合意に至れば、審議会の構成員同伴のもとザクスに離婚を申請するなどの実質的な拘束力を持たせる必要性も考えられます。

このような解決策を提示する理由としては、マハラが人々にとってなじみが深く、また 裁判ほどにコストが大きくならないという点でアクセスしやすいといったことや、マハラ 自体、先ほど述べましたギャプという交流があり、普段からコミュニケーションが盛んで、 当事者夫婦の人間性や関係性に詳しいということが挙げられます。

以上、二つの解決策を提示しましたが、我々としては、マハラが人々にとって身近な存在であることやコスト面など、実現可能性を考慮して、マハラの審議における手続を充実させ、マハラを正式に法的問題を処理できる調停機関として認定できるような整備が必要であると考えます。

また、今回の調査では、残念ながら近年のウズベキスタンの法曹人口に関する正確なデータを入手することはできませんでしたが、名古屋大学に研究に来ておられるブニさんという方への聞き取り調査により、弁護士のいない地域があることが分かりました。さらに、下級審での判決が公開されず、地区ごとに紛争処理についての基準が異なっていることや、とりわけ民事事件について訴訟件数が増えているにもかかわらず、裁判官の数が増えていないということが明らかになり、一人当たりの裁判官の事件処理能力が追い付いていないという現状を知りました。しかし、現在では、法曹人口の増加を目指した政策や、判例集を作成する動きがあり、今後の司法領域における改善に期待しつつ、ウズベキスタンチームとして以上のような提案をしたいと思います。

これでウズベキスタンチームの発表を終了させていただきます。御静聴ありがとうございました。

# ■ 「中国における司法アクセスについての調査」

一橋大学法科大学院: 根本 康弘

一橋大学法学研究科: 田丸 祐輔

はじめに、中国の司法制度は、日本とは大分異なっております。そのため、最初にその考え方を紹介し、その上で司法アクセス制度の歴史と展望を、法改正、政治的側面、法曹養成制度など複数の側面から見ていきたいと思います。

その際,大局的なキーワードとして「法治主義と人治主義」,すなわち,中国共産党を中心とする国家権力の行使が法律に従って行われるのか,それとも法律を超越して行われるのかという点に着目していただければと思います。また,紛争当事者からの視点として,判決の予測可能性,判決の公平性,判決後の執行手段等に着目していただければと思います。

- 1.まず、中国の裁判は、4級2審という制度をとっています。すなわち裁判所は基層、中級、高級、最高人民法院の4段階あるのですが、通常は、基層人民法院から始まって、中級人民法院で終わってしまいます。そうすると、中級人民法院の管轄は約400地区ありますので、最終審でもかなり狭い範囲の事件を扱うことになります。仮に、一方当事者が地元の有力者、例えば共産党員である場合には、そちらに有利な判決が出てしまう。これを地方保護主義と言います。
- 2. これに対して、人民検察院という裁判所外の機関に不服申立てができるという制度 も特徴的です。申立てを受けた人民検察院は、裁判所に対して「抗訴」という裁判やり直 しの申立てをすることができます。このようなシステムは、「裁判監督制度」と呼ばれてい ます。裁判所の対外的な独立という意味での司法権の独立が存在せず、そもそも裁判所自 体が、外部機関からの影響を受けやすくなっているのです。そもそも、中国の「司法権」 の概念自体が日本と異なっています。

日本の「司法」概念は、「司法機関である裁判所の権限とされている事項」であるのに対し、中国は検察、公安機関等、法の執行監督に関わる機関を全て「司法機関」としており、行政と司法が厳格に区別されていません。人民検察院(司法機関)の裁判監督制度は、このことの表れといえるかもしれません。

ここで、三権分立という観点から中国の国家機構を見ると、社会主義国家に特有の制度 として、立法をつかさどる全人代が、他の全ての機関に優先し、監督するという役割を担 っています。そのため、三権がそれぞれ監督し合うという三権分立は存在せず、最高人民 法院も全人代の影響を受ける側ということになります。また、背後にある共産党の意向に も左右されます。

もう1つの特徴として,「司法解釈」というキーワードを挙げます。実務家が判例を勉強 する前提として,過去の裁判所の判断が現在も基準としての影響力を持っているというこ とが挙げられますが、この点でも中国は異なっています。 中国は,最高人民法院の判決でも,事実上も法律上も影響力はなく,判例が不存在です。

中国は巨大な国家であるから,一地域一時点での判断基準を後の時代の別の場所にも当 てはめようとすれば,かえって適切な判断ができなくなるという訴訟観が背景にあると言 われています。

それでは、裁判官は何を基準にしているのかというと、最高人民法院が、下級人民法院 に出す「司法解釈」という通達が存在し、これが1つの基準の役割を果たしています。と ころが、この「司法解釈」は、従来、裁判所内部の通達として非公開であったため、国民 には予測可能性を担保する手段が一切ない、という問題が存在しました。現在では、徐々 に公開の動きが現れています。

以上のように、中国の法制度は、日本とは大分異なっているということを紹介したとこ ろで、導入部分を終わります。

ここからは、法制定の概略及び法曹養成制度の歴史について申し上げます。

中国の法制定の概略は,1949年から1980年までの第1期,1994年までの第2期,さらにそこから現代までの第3期という,3つの期に分けられます。

第1期は、政治中心の時代であり、法軽視の時代でした。法学部の地位は非常に低く、正規の法学教育を受けていない党員や軍人が裁判官に任用されていました。特筆すべきなのは1960年代から70年代にかけての文化大革命であり、法律自体の否定、「無法無典」といわれる法制度の空白期が到来しました。これは法治主義に対置される、党による「人治主義」の最たるものといえるかもしれません。中国の法整備は、この後に一からスタートすることになりました。

この時代,民法,民訴法,刑法,刑訴法等基本的な法律は,まだありませんでした。 第2期は,経済重視の時代であり,鄧小平による改革開放に伴い,法治主義が必要とな

1979年人民法院組織法,1980年刑法,1982年民訴法,1986年民法通則といった基本的な法律の整備が進んでいきます。1986年には弁護士任用試験も始まり、法学部も復活・新設され、徐々に現代につながる法曹養成制度の萌芽が出現します。1990年代初めには、社会主義的市場経済のスローガンが掲げられ、法整備の必要性がますます叫ばれることになります。海外との取引が増大し、外資の呼び込みを行うために、法的インフラを整備する必要性が生じてきたのです。

ここから更に発展し、第3期に入ります。この頃には党、国家を法律により縛ろうとする法治主義が重視されるようになります。1995年の裁判官法、検察法制定に至り、試験を通じた法曹の任用ルートが完成することになりました。ただし、旧来型の法曹もいまだ残存していました。

また,このころには WTO 加盟が現実的な課題となり,これに合わせた国際基準の法整備も進められていきます。この動きは,2001年のWTO加盟で達成されることになります。2002年に国家統一司法試験により、日本と同様に、共通の法曹任用試験も始まります。この辺

りが中国の法治主義進展の一つのピークといえるかもしれません。

このように、順調に成長してきた中国の法曹制度ですが、2000年代の初めに入り、これに逆風を吹かせる流れが生まれています。法治主義の下では党、国家も法律に従うことになりますが、これとは逆に、党、国家が法律に縛られることなく、その政治的影響力を強めようとする動き、すなわち、かつての「人治主義」的な動きが出てきたのです。

特に,2008年には,最高人民法院の所長が法学士を持つ者から正規の法学教育を受けていない者に交代し,各地の高等法院でも同じような流れが起こっています。こうした動きに鑑みると,今後の司法制度がどうなるのかは明確とはいえません。最高指導者が交代したことにより,司法制度の動きも注目されるところです。

以上の歴史を踏まえて,ここからは紛争解決のためのアクセス制度を見ていきます。 中国での民事紛争解決の手段として用いられているのは,

- ① 民間の人民調停委員会による人民調停
- ② 地方政府や警察などの行政機関による行政調停
- ③ 人民法院へ出訴し、判決を得る、または、法院調停を行う
- ④ 契約紛争、労働紛争などの解決のための仲裁制度
- ⑤ 習族内での紛争解決システム

等が挙げられます。

本日は、このうち①から③までの調停に絞って説明いたします。

まず、①の人民調停とは、裁判によらない紛争解決であり、ADR(ベトナムでいえば、和解組)に近いものです。

主体は、村落共同体等に設置される「人民調停委員会」であり、調停委員は、その地域の住民から選ばれます。調停委員は、法律の専門教育を受けた者ではありませんが、調停委員会自体が人民法院の監督を受け、調停委員もその地域の人民政府により定期的な業務訓練を受けます。調停による合意の効力は、民事上の契約としての効果にとどまり、強制力はありません。強制執行は、調停合意の後に、人民法院にその法的効力の確認を申立てる制度(司法確認)をもって、初めて可能になります。

人民調停のメリットとしては、第1に、法律にとらわれない、当事者の望む自由な紛争解決が可能であること、第2に、訴訟に比べ手続が迅速であり、そのコストも低いことから利用しやすいということが挙げられます。これらは、大規模デモに代表される近年の社会不安の下においては、紛争の拡大防止のために草の根レベルで紛争を早期に解決すべきという要請に資するものです。

一方で、デメリットも存在します。まず、上述のように強制力を持たないものなので、 紛争解決の実効力、強制力が欠如しており、解決困難な大きな事件は、結局裁判に移行し てしまい、調停が意味を持たないということが挙げられます。

また,改革開放が進んだことで,貧富の差により社会の同一性が失われつつあり,これまで村落共同体の中で話し合いにより解決されてきた問題でも,今後は解決できなくなっ

てきているという点も挙げられます。

草の根レベルの解決は、社会基盤が共通であることが前提なので、これが崩れつつある 現代においても通用するのかは疑問視されつつあります。

次に、②の行政調停とは、行政機関が民事紛争に介入して調停するものであり、例えば、 警察が交通事故の取締まりを行った後、事故当事者間で生じる損害賠償問題について、間 に入って調停するなどが挙げられます。警察のほか、地方政府なども調停の主体となりま す。

最後に、③の法院調停とは、裁判所の中で裁判官により行われる調停であり、上記の人 民調停とは区別されます。日本における「訴訟上の和解」に近いものですが、その目的は 異なっています。日本の訴訟上の和解は、当事者意思を反映し、判決によらない柔軟な紛 争解決をもたらすことが目的です。

一方、中国の法院調停は、当事者意思の尊重というよりは、権力者が私人の争いに介入することで、紛争を解決するという側面が大きいとされています。中国の王朝国家では、伝統的に、権力者がその権威と徳を背景に正しい道理を解き、これに説得された当事者が納得させられて紛争を収めるという文化が存在しました。法院調停は、判決と異なり、法を適用することなく紛争を解決する制度なので、裁判所での調停といえども、このように法をルールとしない、人治主義的な側面が強いものとなっています。

これらの調停制度は、中国社会において紛争解決の中心的役割を担ってきました。もともと、80年代以前の民事紛争は、判決ではなく、調停による解決(法院調停も含む。)が原則でした。その理由としては、伝統的に調停を重視する文化があったことと、法律、制度の不備から判決を得るなどの他のシステムが利用できなかったことが挙げられます。

ところが、90 年代になって制度が整備されると、裁判外の紛争はできるだけ裁判所が解決すべきであり、また、裁判所の紛争は法院調停ではなく、できるだけ法による解決、すなわち、法を適用して判決により解決すべきだ、という動きが高まってきます。

この結果,①人民調停の数及び②裁判所内での法院調停率は減少していきます。

ここで人民調停の受理件数の変遷を見ると、1992年に617万件だったものが、1999年に519万件、2004年に441万件と減少し続けています。また、法院での調停率についても、1994年に58%だったものが、97年に50%、2000年に39%、03年には29%と減少し続けています。しかし、こうなってくると裁判官にとっては扱う事件の数が増える上、調停よりも判決を書く方が負担が大きいことから、裁判官が過大な負担を負うことになり、裁判所の機能不全(中国では、「起訴難」と言われています。)が問題視されるようになりました。

それを受け、先ほど歴史を述べたところで「揺り戻し」という話が出ましたが、再び法治的ではなく人治的な調停重視の時代になってきております。具体的には、①法院調停を重視する 2000 年代の司法解釈や②人民調停の基本法である人民調停法が 2010 年に制定されたことが挙げられます。数字で見ると、2004 年に 441 万件まで減少していたはずの人民

調停は、2009年には768万件にまで増加しています。

一方で、この間、民事訴訟は増え続けています。民事訴訟の受理件数を見ると、1992 年に 195 万件、1999 年に 352 万件、2004 年に 433 万件、2009 年には 580 万件と増加し続けています。ここで少し話が飛びますが、なぜ訴訟は増加したのでしょうか。第一に、改革開放で経済が発展したことにより、大規模な経済紛争が増加したことが挙げられます。大規模な争いは、もはや村落共同体での人民調停といった小規模な共同体での解決は期待できず、裁判所という公的な機関で争う必要性が大きくなります。また、法整備が進んだことで国民の権利意識、法意識が向上し、紛争は裁判所で法律に基づいて決着をつけよう、という意識が高まってきたことも挙げられます。さらに、民訴法、刑訴法、弁護士法などに規定される司法扶助制度の整備も、一つの原因と考えられます。

司法扶助制度は、2000 年代初めごろから整備され始め、刑事事件のほか、扶養、養育費の給付請求、国家賠償請求、その他法律扶助を必要とするが弁護士に委任できない場合などに弁護士を派遣するなどのサービスが行われています。その拠点となっているのが国内各地の法律援助センターで、2003 年以降次々と設立され、現在は80 万件超の援助を行っています。

ここからは、再び法院調停の話になります。先ほど述べた法治主義から人治主義への「揺り戻し」の動きについて、法院調停に着目して話をさせていただきます。中国の民事訴訟法上には、調停優先主義という特徴的な規定があります。民事訴訟法9条は、「人民法院が民事案件を審理する場合には、自由意思および適法という条件に基づいて調停を行わなければならない」と規定されています。かつては、当事者が調停を望まない場合でも、当事者の意思を無視して、まずは調停せよ、という規定でしたが、91年に民訴法が改正されたことにより、現在の「自由意思」という文言が追加され、当事者が調停を望まない場合は、判決を得られるようになりました。

また、制度改革により裁判官法が制定され、法律を学んだ裁判官が登用されるようになると裁判官の法的なレベルは向上します。結果、裁判官も調停ではなく、法に従った判決を好むようになります。自由意思原則が規定された90年代には、法院調停の比率は大きく減少しました。ところが、2000年代初めになり、簡易手続において、「離婚、交通事故の損害賠償、敷地をめぐる紛争など一定の類型においては、必ず調停が先」という司法解釈が出されました。実際には、民事事件の8割から9割は簡易手続で解決されており、この司法解釈は、実務に大きな影響を与えます。具体的には、03年に29%まで減少した法院調停の比率が、04年から増加し始め、07年には33%、09年には36%と増加し続けているのです。結局、法院調停は90年代、大きく減少したにも拘らず、2000年代半ばからまた増加していることになります。これは先ほど述べた人民調停にも当てはまることなので、調停制度全体が、再び重視されるようになってきているのです。

これらの動きが、ちょうど歴史のところで述べたような「揺り戻し」の時期、すなわち、 2000 年代初めごろから同時に始まっていることを考えると、政治的要因、すなわち、法治 主義の進展の動きに歯止めをかけ、再び人治主義的な紛争解決システムに戻そうという動きの存在は無視できないのではないかと思われます。

最後に、判決後の終局的な紛争解決手段である執行の場面における「執行難」の問題と 近年の制度改革について触れます。中国では、判決が出ても、その約4割が執行できない という深刻な執行不全の問題を抱えており、「執行難」と呼ばれていました。これを解決す るために、2007年に民訴法の大幅な改正がなされ、執行難対策のための規定が導入されま した。具体的には、①人民法院の被執行人に対する財産状況の報告命令制度、②判決、調 停で確定された義務の任意履行に応じない債務者に対する出国制限、情報の記録、職場へ の通知、③執行妨害に対する過料の引き上げなどの規定が挙げられます。

もっとも、これらはいずれも債務者にサンクションを課すものであり、事前に効果的に 財産を保全するといった抜本的解決ではありませんでした。そこで、2012 年の民訴法改正 (施行は13年から。)では、さらに作為を命じる民事保全の新設(改正100条)がなされ、 執行、保全制度自体の改革が始まりました。

なお,このほか,12年改正では,①一審で終結する少額訴訟手続の新設(改正162条), ②訴訟上の信義則の明文化(改正13条),③公益訴訟手続の新設(改正55条,もっとも, 抽象的な規定であり,具体的な手続規定はまだありません。)など,新しい制度,概念が次々 と導入されており,今後の進展が注目されるところです。

以上、複数のテーマを扱ってきましたが、これらを総括して今後の展望を申し上げます。もともと、中国の法整備のレベルは、カンボジアやラオスのような東南アジア諸国に比べて高い水準にあります。例えば、2012 年には刑訴法の公判前整理手続が導入され、経済法、知財法の整備も進んでおります。問題なのは、その運用です。共産党や行政、立法の圧力が司法に働く中で、真に法律に基づく「公平な判決」が出るのか、という点が疑問視されています。このように法治主義を妨げる要素は大きく、法治、人治のどちらに傾いていくか、その展望はまだ明らかではありません。しかし、法曹の質という面に着目すると、中国は確実に法治に向かっていると思われます。90 年代に法学教育が進展したことで、これまで法学教育を受けていない者がほとんどであった裁判官の中に、法的判断を好む者が現れ、その数も増えています。また、法治主義の担い手となる弁護士界の勢力も増大しています。長期的に見ると、これらの法曹が、「法治主義」の実現に向けて中国社会を動かしていく可能性が高いと考えられます。

当事者からのアクセスしやすさという点ではどうでしょうか。これについては、最初に述べました四つの観点から、簡潔に考察を述べさせていただきます。まず、予測可能性については、中国は判例法理が存在せず、これに代わって司法解釈という内部通達により予測可能性が担保されるという特徴的な制度であることから、現実的な展望としては、司法解釈、判決書が国民一般に公開され、弁護士がこれに基づいて事件解決の展望を示すことができるようになることであると考えます。近年では、司法解釈が徐々に公開されるよう

になっており、予測可能性が実現される方向に進んでいると思われます。

次に、判決の公平性については、司法に外部の圧力がかかる以上、構造上公平性を担保することが難しいといえます。先ほど述べたように、新制度の下での法曹が増加することで長期的に解決されていく問題と考えます。また、判決が公平でないなら当事者がそもそも「泣き寝入り」をしてしまうのではないかという懸念が考えられますが、これに関しては、司法扶助制度、簡易手続、当事者の申立てによる再審制度など、司法を利用するための制度自体は数多く存在し、また数字で見ても、裁判件数は増加し続けていることから、この危険性は必ずしも顕著ではないのではないかと考えます。

最後に、判決が出ても執行できるのかという問題ですが、「執行難」の根本的な解決のためには、執行・保全制度、担保制度をより充実させていくことが今後の課題と考えられます。

以上をもちまして、中国班の発表を終わらせていただきたいと思います。

■ 「東ティモールにおける市民の司法アクセス ~女性をめぐる問題と反DV法に焦点を当てて」

南山大学法学部4年: 加藤 里奈 南山大学法学部4年: 日比野 理美 名古屋大学法科大学院: 石田 峻一郎 名古屋大学法学研究科: 岡野 直幸

- I. 東ティモール概要
- **国名**:東ティモール民主共和国
- 人口:114万3667人
- 首都:ディリ
- 識字率:58.6%
- **言語**:(公用語)ポルトガル語,テトゥン語 (実用語)英語,インドネシア語
- \*現政府指導者の多くはインドネシアによる占領中、ポルトガルや旧ポルトガル領に亡命 していたため、ポルトガル語が堪能である。一方、インドネシア占領下で教育を受け た若い世代はインドネシア語しか理解できない者が多数を占めている。テトゥン語は 東ティモールの国民の約80%が話す言葉ではあるが、専門用語が未発達である。
- **宗教**:カトリック 98%, プロテスタント 1%, イスラム 1%
- \*アジア最大のカトリック国であり、併せて民間信仰も行われている。これほどまでにカトリックの割合が多いのは、インドネシアによる占領時代に教会がインドネシアの人権侵害を声高に非難したためであると考えられている。
- **県市町村:**district13 個 (県), sub-district 65 個 (準県), Suco 442 個 (郡), Aldeia2225 個 (村)

# ● 歴史:

16世紀 ポルトガルによる植民地化

1942 第二次世界大戦:隣国インドネシアの宗主国オランダの被保護国となるも日本に占領される。

1975 ポルトガルからの独立と同時に隣国インドネシアによる占領が始まる。

インドネシアからの独立を求め内戦発生(この内戦時の指導者が現在の政府指導者 となっている。)。

1981 インドネシアからの独立戦争

インドネシアによる東ティモール住民虐殺

1999 国際連合東ティモールミッション(UNAMET)派遣の下での住民投票により独立が決定するが、インドネシアはこれを認めず破壊と虐殺を行ったため、東ティモール国際軍(INTERFET)が派遣される。暴力行為は収拾するも西ティモールへ多数の難民が流出する。その後独立まで国際連合東ティモール暫定行政機構(UNTAET)が統治を行う。

2001 制憲議会選挙

2002 4月14日 大統領選挙実施

(大統領: グスマン82.7%, 首相: アルカティリ)

5月20日 東ティモール民主共和国成立 憲法発効

国際連合東ティモール支援団(UNMISET)が国造り支援

2006 西部出身国防軍隊が待遇の改善を要求したのに対し、首相が 600 人を除隊としたことをきっかけに暴動発生、治安悪化。

国際連合東ティモール統合ミッション(UNMIT)が設立され、治安を維持。

2007 大統領選挙につづき独立後初の国会選挙

(大統領:ホルタ, 首相:グスマン)

2008 2006 年暴動の首謀者が大統領と副首相暗殺未遂事件

2012 独立後二回目の選挙実施(大統領:ルアク,首相:グスマン)

\*依然として1975 内戦世代が政府の指導者となっているが、若い世代の台頭も進みつつある。人口の約40%が15歳以下である東ティモールにとっては政治指導者の世代交代が課題となっている。

## II. 東ティモール司法制度

# 1. 司法機関

(1)裁判所

● 最高上告裁判所?Supreme Court of appeal

概要:全ての領土に管轄権

地裁からの控訴を受ける?

憲法判断をすることができる唯一の裁判所

問題点:設備・リソース面が不足している

# ● 地裁 District Court

概要:4つの地裁がそれぞれ異なる管轄権を有している

刑事・民事事件を扱う

2011年	刑事事件	(地裁)		
	Dili	Baucau	Suai*11月まで	0e-Cusse
新受件数	698	169	99	N/A
終結	518	178	119	N/A
処理中	1048	110	139	N/A

2011年	民事事件	(地裁)		
	Dili	Baucau	Suai*11月まで	0e-Cusse
新受件数	143	25	13	N/A
終結	146	14	9	N/A
処理中	353	66	35	N/A

データ出典1(高裁についてはデータなし)

## ● 裁判官

2010年のデータで国内出身の裁判官は14人,研修中が4人,外国人が4人

# (2) 検察 Public Prosecution Service

## ● 検察制度

概要:憲法132条

問題点・課題:外国人検察官からのノウハウの移転

# ● 検察官

2011年で外国人6名,国内出身者11名,研修中5名 (2011 P24)

(3) パブリックディフェンダー制度 Public Defender Office JSSP

# ● パブリックディフェンダー制度

概要:憲法26条,135条,Decree-Law No.38/2008 (PUBLIC DEFENDER'S OFFICE STATUTE) Ministry of Justice の管理を受ける機関だが、独立性が尊重される。経済的に自前で弁護士費用等を賄えない国民に対して、法的サービスを無料で与える機関。利用にあたっては、経済的に弁護士費用を賄えない証明が必要 (Article6)。刑事・民事・調停を問わず、被告人、被告、原告の代理人を務めることができる (Article2)。法律相談も可能 (Article2)。NPO等も利用できる (Article 5)。

問題点:他の司法機関に比べて人材育成・設備が不十分。民事事件に弱い。制度の存在が

P44, "2011 OVERVIEW OF THE JUSTICE SECTOR JSMP Annual Report" JUDICIAL SYSTEM MONITORING PROGRAMME, 2012

国民に知れ渡ってない。

● パブリックディフェンダー:外国人2人,国内出身11人,研修中6人

# (4) 弁護士 Private Lawyers

● 弁護士法 (Law No. 11/2008 of 30 July)

概要:弁護士の独立,弁護士会の設立,法曹資格,法曹教育システムの制定。 2008年に公布。まだ弁護士会はない。

問題点:国民への周知度の低さ(調査対象の国民 5 4.9%が弁護士とはなにか知らないし、聞いたこともない。)。

● **弁護士**: 2011 年現在, 弁護士は 54 人いるが, 2012 年の終わりまでに, JTC で研修を受けなければ, 弁護士として活動できなくなる(弁護士法 2 条)。

# (5) 司法制度共通の課題・問題点

- **言語問題**:司法サービスはポルトガル語で行われているが、国民、司法制度に関わる もののポルトガル語リテラシーは低い。それによって、国民からのアクセスの悪さや、 訴訟手続の遅滞を招く。通訳はいるものの、数が少なく、能力も低い。
- **設備・施設の不足**:全ての司法機関に関わる問題。特に、裁判所の数が少なく、国民の多くは農村部に住んでいるため、裁判所へのアクセスが悪い。そこで、いくつかの地裁では、Mobile Court (移動裁判所)の試みが行われている。
- **慢性的な人材不足**:人材育成システムの未発達で、司法制度に関わる者に対する労働環境も良くない。例えば、検察官の多くは正規雇用ではない。人材育成の課題として、現在多くの外国人法曹やスタッフがいる中、彼ら・彼女らのノウハウの後継の国内出身法曹、スタッフが引き継ぐことが必要。

## III. 法律(現行・草案)

東ティモールの法律の種類

- 議会によって制定される法律
- 行政機関が制定する法規としての命令 (Decree laws)
- 国際法
- 慣習法
- 国連東ティモール暫定行政機構(UNTAET)による法律
- 独立以前の法律 \*独立した 1999 年 UNTAET Article 3.1 of Regulation 1/1999 に よって、独立前から存在する法律が、新たな法律ができるまで適用されることになっ ていた (インドネシア法など)。

# 1. 憲法

東ティモール民主共和国憲法

- ・2002年3月2日成立、2002年5月20日東ティモール民主共和国独立により発効
- ·全170条

# 2. 国内法(重要なものとして)

- ・刑法 (2009), 刑事訴訟法 (2005)
- ・民法(2011), 民事訴訟法(2006)
- ·★DV 法 (2010)

# 3. 慣習法

東ティモールでは、Customary Law (地域社会に土着の法律、以下、単に「慣習法」)の影響力が大きい。このことは、東ティモール憲法2条が慣習法の存在を認識していることからも伺うことができる。

# 慣習法の特徴

慣習法と一口に言っても、一つの確定的な法的体系があるわけではなく、東ティモール内でも民族・語族ごとに多様な慣習法が存在するし、かつそれらは流動的で、内的要因・外的要因から変化する(Tanja 2003 P339)。だから、それらを法典化することは必ずしも有効とは言えず、慣習法を理解するためには、慣習法に共通する抽象的な理念を引き出すことが第一歩となる(Tanja 2003 P339)。

何が紛争として取り扱われるか、誰がどうやってそれを解決するかは、社会文化的背景をもとに解決される。法律という概念は存在しない。東ティモールにおける慣習法は、テトゥン語で"Lisan"と呼ばれる。"Lisan"という言葉は、「古いもの全て、先祖から伝わっているもの」を意味し、地域社会での不文律としての行動規範を含む。

# 慣習法の担い手

# <宗教的権威>

Lian Nain…歴史と伝統を知る者とされ、先祖の意向(=法)を伝える。

Dato…コミュニティが持つ精神世界を支配する。

(以上の区分けは未確認のもので、Lian Nainに Dato が含まれるとする見解もある。)

#### <政治的権威>

Chief de Suco, Chief de Aldeia…それぞれ選挙で選ばれる。宗教的権威が下した決定に権威を加えたり、宗教的権威が解決できなかった問題を引き受けたりする。政治的代表なので、他のコミュニティとの関係や外部に対する関係を扱う。そのため、例えば案件を国の公式の警察に持ち込む場合、彼らがその役割を果たす。宗教的権威から政治的権威への権限の移行が起きているといわれているが、その程度は定かではない。

# IV. ドメスティック・バイオレンスに関する紛争解決手続き

# 1. はじめに一東ティモールにおけるドメスティック・バイオレンスー

東ティモールにおけるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」)は、東ティモールが 国家として成立する以前から問題視されてきた。

以下では、DV 被害を受ける女性の司法アクセスについて、非公式な紛争解決手続としての慣習法の利用と、公式な紛争解決手段としての反 DV 法の利用についての内容・利点・課

題を論じる。

# 2. DV に関する慣習法

東ティモールでは,現在急ピッチで法制度整備が進む中,いまだ紛争解決において,慣習法の果たす役割が大きい。

# (1) 慣習法における紛争解決主体

慣習法における紛争解決では、一般に、Chefe de Suco、Chefe de Aldei、Lian Nain の 三者が中心的な権限を担う。その他、教会の神父や村での年長者が、紛争を解決する権限 を持つとされる。しかし、DV の案件は、大抵被害者と加害者の家族間で解決が図られる。 家族間での調停が失敗した場合のみ、上記の紛争解決権限所有者の出番となる。 Asia Foundation による 2008 年の調査(AF2008)によると、DV 事件の解決手段の使用割合は、以下のグラフのようになっており、家族の協力が重要であることが分かる。紛争解決の実権 のほとんどを男性が握っており、女性の割合は 2 %ほどである (OPE2007)。 地域社会では、宗教的な代表と政治的な代表が併存している(もっとも、一部では重複も見られる。)。

# (2) 慣習法による DV 事件解決手続

東ティモールでは、結婚は女性と男性間の結びつきを意味するだけではなく、それぞれの家族を含めた密接な連帯関係を構築することを意味する。だから、夫婦間の紛争は、その家族同士の話合い、すなわち、家族の長の話合いにまずは掛けられることになる。家族間で解決しなかった紛争は、より上位の機関、すなわち、Chefe de Suco等に持ち込まれる。事件は早急に解決されることが重要と考えられている。これは、東ティモールの社会秩序は家族間の価値の循環により成り立っていると考えられており、全ての犯罪はこの価値の正常な流れを乱すもので、一刻も早く解決しなければ社会全体が立ち行かなくなると信じられているからである。

加害者への罰には下記の四種類がある。

- 損害賠償金
- 権威者から道徳指導を受ける
- ◆ 大事な家畜などの贈り物をすること
- コミュニティを妻とともに回るなどして、辱めによる反省を促されること

また、加害者への罰則が執行された後は、和解の儀式が行われる。宴が開かれ、両家が 再び良好な関係に戻ったことを確認し、これをもって先祖も納得すると考えられている。 つまり、加害者がどこかに閉じ込められたり、コミュニティから追放されたりするという ような解決手段は原理的に存在しない。公式手続上の懲罰(例えば懲役や罰金など。)が、 必ずしも社会秩序の再生を意味しないのに対し、慣習法による場合では加害者の社会復 帰・社会秩序回復の効果が期待されるため、その点に関しては慣習法の有効性も否めない。

# (3) 慣習法による DV 事件解決手続に対する批判

① 損害賠償金の支払いが被害者女性への補償になっていない 賠償金は、被害者女性に対してではなく家族に対して支払われる。また、夫が支払い 義務を負うことで、夫に経済的に依存している被害者女性は結果として経済的な損失を 負うことになる。

② いわゆる上訴がやりにくい

例えば、宗教的権威によって下された結論に不服を申し立てたとすれば、そのコミュニティで神聖と扱われているものに対して反対することであり、その後もコミュニティでの生活を続ける女性にそのような意見表明を求めることは難しい。

③ 紛争解決手続への女性の不参加

判断権限が男性にあるので、いわゆる口頭弁論手続で女性が発言しても、男性による 家父長的な判断がより重視され、女性の主張は無視されることが多い。

④ 慣習法による解決案の執行力の無さ

罰金を実際に支払わせたり、将来のDV再発を防いだりする実質的な強制力を、一般に 紛争解決主体は備えていない。彼らの強制力は、道徳的な権威の大きさと、コミュニティ全体による圧力に求められるのみである。

⑤ 慣習自体から生まれる問題

社会秩序つまり価値の循環を乱したものが責められるので、DV の原因として女性の家事が不十分であったことなどが見られると、女性の方が悪いとされることがある。また、結婚によって形成される連帯関係を重視するあまり、DV の解決策として女性を男性から引き離すという手段を取ることが難しい。

# (4) 慣習法による DV 解決手続の利点

一方で、慣習法による解決手続の利点も見られる。最大の利点は、コミュニティの秩序を保つことができるということである。このことは、小さく閉鎖的な村社会において極めて重要である。ほかに、下記のような利点が挙げられる。

- アクセスの容易さ
- 安価であること
- 親しみやすさ
- 普段用いられる言語を使うこと
- 迅速さ
- 正当性
- 3. 公式の紛争解決手続による解決─反 DV 法─ (このセクションの脚註は文末に記載)

#### (1) 概観

東ティモール憲法は、section17において、男女の権利平等を定めている。また、Section 9では、国際条約や規約を順守しない国内法は無効となると定められており、東ティモール政府は女性差別撤廃条約を始め多くの女性の権利保護に関する条約を批准している。

これまで、インドネシア時代から新刑法の制定に至るまで、DV は、インドネシア刑法に よって処罰の対象となっていたものの、実際にはインドネシア刑法によって処罰されてい たケースは少なかった。DV 被害の解決は、慣習法など、ローカルな方法に委ねられていた (UNDP)。そして、それらの方法は、統一されたものではなく、女性の地位は不安定であった。かねてより東ティモールでは、国際社会から DV 問題を指摘されてきたこともあり、反 DV 法の制定を急ぐ必要があった(民法典よりも前に公布されている)(UNDP)。2009年に制定された東ティモール刑法では、「配偶者に対する虐待」が非親告罪(public crime)として制定され、積極的な問題解決が期待された。

さらに、2010年5月には、反 DV 法 (Law Against Domestic Violence) が成立され、手続的司法アクセスが強化されるに至った。以下では反 DV 法について詳しく検討する。

# (2) 反 DV 法について

反 DV 法は、前文にて、DV が東ティモール社会の中でこれまで長きにわたり問題となり、 最も複雑な社会問題であることを指摘している。

法は全42条,全7章から構成される。以下,全7章とその内訳について,一部略)

- 第1章「総則」(目的, DV の定義, 家族の定義)
- 第2章「基本原理」(平等原理,同意,意思能力のない者による同意の扱い,関与する専門 家の行動原理,政府によるPR活動,情報公開,教育,研究)
- 第3章「協力機関」(政府による介入,関連団体)
- 第4章「被害者へのサポートと協力」(被害者へのサポート,保護シェルター,警察と検察の連携,緊急協力,直接協力,病院の協力,社会サービスの協力,警察の協力,司法における協力,リハビリについて,加害者への協力,パブリックディフェンダーによる協力)
- 第5章「紛争解決後の被害者への長期的な支援」(長期的支援を受ける権利)
- 第6章「刑罰」(処罰される DV について,非親告罪であることの規定,強制手段,刑罰, 証人保護,守秘規定)
- 第7章「予備的な規定」

#### \*重要規定\*

15条:政府による被害者サポートセンターの設置

16条:被害者サポートセンターの管理する保護シェルター

21条:直接協力(被害届の提出や本法に規定される各種協力方法についてアドバイス)

24条: 警察による協力

25条:司法による協力

37条:強制手段

# 反 DV 法の特徴

反 DV 法は、DV の被害の防止と被害女性の権利保護を目的とする法である。特筆すべき点として、まず、DV を Public Crime にしたことが挙げられる (2011 P12)。

反 DV 法以前の該当する刑法の規則では、DV は告訴罪であり、被害者が告訴せずに、放置された事件が多かった。だが、反 DV 法では、DV は Public Crime とされ、被害者の告訴等を必要とせず、起訴することができるようになり、積極的に司法による解決ができるよう

になった (2011 P12)。

もう一点は、反 DV 法 25 条で、被害女性が弁護士かパブリックディフェンダーによる法 的支援を受けることができる点を明文化したことである (2011 P12)。

問題点としては、反 DV 法には、被害女性を保護するためのシェルター等の施設について 定めがあるが、これらは実際には整備されていないことである。したがって、これらを早 急に整備することが求められる (2011 P13)。

加えて、DV 被害者に関わる関係者たち、例えば、法曹、医者、警察などが、反 DV 法を正しく運用するだけの知識を備えていないことが問題である(2011 P13)。

さらに、上記したように、DV 事件については、これまで慣習法やローカルなグループによって解決されてきたことから、今後反 DV 法と競合するおそれがある。

以上のように、反 DV 法が制定されたものの、形骸化する可能性は残っており、上記の問題点をクリアすることが、東ティモール政府にとって急務である。

# ・実際のケースの紹介

2012 年 7 月 28 日 の ニュース (East Timor Law and Justice Bulletin, <a href="http://easttimorlegal.blogspot.com/2012/07/only-two-cases-of-domestic-violence.html">http://easttimorlegal.blogspot.com/2012/07/only-two-cases-of-domestic-violence.html</a>)

反 DV 法に基づき設置された被害者サポートセンター (VSS) の発表によると,2012年1月からの半年で,115件の DV 事件が報告されたが,そのうち2件しか法廷における解決に至らなかった。考えられる問題点としては,いまだ東ティモールでは検察制度が不完全であり,事件処理に時間が掛かることが挙げられる。したがって,実際に反 DV 法の効果が出るのはもう少し先になりそうである。ただ,VSS のコメントとしては,実際にケースを処理し,2件ではあるが,司法による解決ができたことを,前向きに捉えたいとしている。

#### (3) 女性の反 DV 法に基づく司法アクセスへの障害(女性の内心的要因)

以上のように、女性の権利を保護する法制度は用意されているといえるが、司法アクセスの実態としては、被害者らは法制度を十分活用しているとはいえない。そこには DV はプライベートな問題として、外で話すことはタブーであるとされてきた文化や、ある状況においては暴力も正当化されるとの一般的な考えが影響している。

法制度を十分活用できないことの理由としては,

- 慣習法の存在
- 男性への経済的依存度が高いこと
- 社会的圧力
- 東ティモール社会における DV の認識

などの要因が考えられる。そのような要因の存在は、DV が非親告罪となる以前のデータであるが、2003年には179件のDV被害と49件の性的暴力被害がディリ警察に報告されているところ、それらのうち104件は、女性側の申出により、被害届が撤回されていることからも推認できる(もしくは不起訴\*要確認)。

上記社会的要因のほかに、女性の司法アクセスへの障害として重要であるのは、司法へのアクセシビリティの低さである。

# (4) 司法へのアクセシビリティの課題(外部的要因)

DV 被害を受けた女性がまずアプローチする司法に関連する機関は,警察である。しかし, 警察では, DV が家庭内や地域ごとの慣習法によって解決されるべき「小さな問題」である という認識が根強い (P23 JSP2011)。したがって,女性が警察へ被害を提出しても,受理 されないという問題が生じている。

次に、司法機関へのアクセスをみると、国内における通信手段の未発達や交通機関の不整備、裁判所の不足によって、司法機関へアクセスすることが物理的に困難であるであるといえる(P28, 29 JSP2011)。

さらに、たとえ司法機関へアクセスすることができたとしても、処理スピードが遅く、解決が長期化するという問題がある。多くのケースが、判決が出るまで6か月から1年を要している(P29 JSP2011)。

# V. Legal Aid 法草案—司法アクセス改善への希望-

2010年に司法省 (Ministry of Justice) が Legal Aid 法 (「LA 法」) の草案作成を開始した (2010 P14)。本法律は、経済的な理由で司法へのアクセスが限られている人々に対して法的扶助を提供するために制定されるものである (同上)。そこには、法的扶助の提供のために必要な機関の設置も含まれている (同上)。日本における総合法律支援法および法テラスに該当する制度・機関と考えられる。

LA 法草案 1 条 (訳:岡野,原文:2010 P14)

<目的と定義>

法律支援は、市民を庇護すると共に支援を与えることから成り、裁判所へのアクセスを 推進することで、全ての人々が自らの権利を認識・行使・擁護することが、社会的・文化 的・経済的な理由から妨げられないようにすることを目指すものである。

(Article 1 "Aim and Definition"

Legal aid comprises the acts of protecting and providing assistance to citizens, aimed at promoting access to the courts to ensure that no person is prevented or obstructed from knowing about, implementing or defending his/her rights in court, due to social reasons, cultural status or insufficient economic means.)

本法律草案は,以下の項目を含む (2010 P14, 2011 P14)。

- 法廷での代理人を国が無償で提供
- 裁判費用の補助及び交通費の補助
- 司法アクセスのための宿泊施設、食事の確保

● 上記の扶助を得るためには、裁判所あるいは裁判官へ、経済状況を含めた扶助申請を 提出しなければならない。この申請は、訴訟係属中のいつでも提出してよい。

現在本法案は、司法省において審議されている段階で、2010年の最初の草案の公開後、パブリック・コメントをもとに改正された最新版の草案が2011年6月15日付で公開されている(2011 P12)。JSMP<sup>2</sup>は、2010年及び2011年のレポートで、本草案が一刻も早く国会に提出・可決され、東ティモールが司法アクセスの充実に向けて進むことが不可欠としている(2010 P14、2011 P13)。JSMPは、東ティモール国には経済的に困窮している人に資金援助をすることで彼らの司法アクセスを可能にする義務があるとし、その根拠として東ティモール憲法26条を提示している(2011 P14)。

LA 法実施上の課題としては、以下の点が挙げられる(2011 P14)。

- 東ティモールには十分な私的弁護士がいない。現在,54人の弁護士がいるのみで,彼らは Judicial Training Center での訓練に2012年末までに参加しなければならない。2012年末までに訓練を修了できる弁護士はほとんどいないと推測され,訓練を修了しないと実務につくことができない。政府は訓練の期間を延長する政策をとる必要がある。
- 現在、地方都市と比べるとディリには多くの人的資源があるが、地方都市の人々にもディリにいるのと同じような司法アクセスを提供するために、司法省は地方の法律実務家を養成する施策を取るべきである。例えば、私的弁護士が地方で実務につくインセンティブを与えることである。

## VI. 非公式紛争解決手続(慣習法)と公式紛争解決手続(反 DV 法)―今後の議論―

女性にとっては、慣習法的紛争解決手段と、公法的制度の双方を活用することで、いわゆるフォーラムショッピングが可能となっている。そして、前者によって下された結論を、強制力をもって執行するために、公法的制度が用いられるのが望ましい。実際に、慣習法的紛争解決手続によって出された結論が、公的な裁判所により有効と認められ執行された事例もある。

一方で、男性にとっては、二重の処罰つまり慣習法的紛争解決手段と公法的制度の双方で処罰を受ける危険性が存在している。この問題を解決するために、双方の関係を規制する立法が必要となるが、その立法によって女性のフォーラムショッピングによる適切な紛争解決の可能性が奪われる場合もある。どのような立法がふさわしいのか、議論を要する場面である。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Judicial System Monitoring Programme

# ■ 「インドネシアの司法アクセス」

慶應義塾大学法学部政治学科4年: 中村 佳 早稲田大学法科大学院: 加々美 光 早稲田大学文化構想学部4年: 佐藤 博香

インドネシアの司法アクセスについての概略的な説明をします。構成は、1.基本情報、

2. 民主化に伴う司法改革, 3. 交通事故と離婚問題の解決を通じてインドネシアでの紛争解決の手段の一例を考えます。 4. 司法を担う人材の養成制度について説明し, 5. 最後に考えた内容をまとめます。

まずは、簡単に歴史を振り返ると、インドネシアは中国とインドという二つの大きな文明圏が交差する地理的な特徴のために、古代からさまざまな民族や文化の「交差点」でした。現代との関連で重要なものは、13世紀にイスラム教が伝播し多くの島々に浸透したことです。今日人口2億4,000万人のうち約90%がイスラム教を信仰しており、家族法を中心に法律においても大きな影響を与えています。

ョーロッパが通商を求めてアジアへ進出する近代以降,インドネシアはオランダの支配下にあったが,第二次世界大戦中の日本の侵略を経て戦後独立を達成しました。近代国家としての戦後 70 年の歴史は,スカルノとスハルトという二人の指導者に彩られています。特に 1968 年から 30 年間権力の座にあったスハルトの影響力は大きく,彼の築いた権力構造を変革することがインドネシアにおける民主化の最大の課題でもありました。

次に、1997 年のアジア通貨危機によって退陣を迫られたスハルト政権以降に行われた民主化の中で、司法改革がどのように進んでいるのかを考えます。

独立後に制定されたインドネシア憲法では、西欧型の三権分立は採用されず、三権を統合する機関として国民協議会が創設されました。この国民協議会は、国民に存する主権を全面的に代行するという憲法規定に基づいていました。一見すると「国民」という名前を冠する組織が三権をチェックする構造に問題はないのですが、ここには大きな欠陥がありました。それは、国民協議会のメンバーを選定する規定が存在しなかったことです。つまり、「国民協議会」という呼称にもかかわらず、国民による選挙を経る必要がなかったということです。そのため、スハルトは自らの支援者を国民協議会に多数送り、「イエスマン集団」として国民協議会を大統領に従属する機関に作り変えてしまいました。このような状況では、司法や立法は大統領に従属し独立した判断を下せなかったでしょう。

スハルト以降の大きな課題は、当然、このような統治構造を変革することでした。具体的には大統領への権力の集中を阻止し、三権の均衡を保つことです。そこで、実質的に大統領の従属機関となっていた国民協議会は立法府の一機関として象徴的な役割しか認められず、一方、裁判所には大統領罷免権限や違憲立法審査権を認めるなどの権限の強化が行われました。

次に、司法府内部の改革についてですが、インドネシアでは最高裁判所を頂点として、 通常裁判所・行政裁判所・軍事裁判所・宗教裁判所という四つの系列が併存する司法体系 を持っています。通常裁判所では一般民事事件、行政裁判所では公務員や国家機関の行っ た行政処分に対してその名宛人が処分の無効を要求する事件など,軍事裁判所では国軍や警察の職務上の事件,宗教裁判所ではイスラム法,特に家族法に関連する事件がそれぞれ扱われます。これらの各系列に第一審を扱う地方裁判所と控訴審を担当する高等裁判所があり,全ての系列の最終審は最高裁判所が管轄します。

民主化以前の司法府も基本的には同じ構造ですが、裁判所の予算と人事を決定する権限が関連する中央官庁にあったため、「二重権力」状態(実質的には司法に対する行政の優越)が生まれていました。例えば、宗教裁判所の予算や人事は、最高裁判所ではなく宗教省が決定していました。このような司法の独立の侵害を解決するために、1999年の司法権基本法改正法によって最高裁判所が全ての裁判所を管轄することになりました。

個別の事例を通じて司法アクセスの一端を紹介します。交通事故については、日本と大きく異なり、警察への通報義務はありません。事故が起こった場合、その場で示談交渉を行います。軽微な事故であれば(「軽微」という判断も当事者次第)その場で解決し、話合いで決着のつかない場合は警察が仲介します。人身事故の場合も同様です。

離婚では、イスラム教の場合と他の宗教の場合で管轄する裁判所が異なります。ムスリムは宗教裁判所、それ以外は通常裁判所を必ず通さなければなりません。

法曹養成制度の説明に移ります。法曹三者になるための統一試験(日本の司法試験に当たるもの)は存在せず、弁護士会・最高裁判所・最高検察庁がそれぞれ独自に採用試験を実施しています。各試験の受験資格も当然異なりますが、共通していることは、大学の法学部で勉強し法学士の学位を取得していることです。この点も日本と大きく異なり、法科大学院に当たる機関は存在しません(ただし、いわゆる研究者養成としての修士課程・博士課程の大学院は存在する。)。したがって、法曹に従事するためには大学で法学教育を受ける必要がありますが、現在のインドネシアの高等教育就学率は21%で、マレーシア(32%)やタイ(45%)など他の東南アジア諸国に比べ低く、法曹養成を充実するためには教育一般の拡充も必要です。

さて、最後のテーマは「司法アクセス」となっています。しかしながら、ここで扱うテーマはかなり限定されたものです。日本がどのような活動を行ってきているかという点と、その活動の意義について少し考察してみたいと思います。

それでは、どのような点において日本がお手伝いすることができるでしょうか。このことの参考になるのは、今までどのような活動を行ってきたかということであります。日本とインドネシアは多くの交流を持っています。法務省のホームページにはこのような事柄が活動として記載されております。実際に、今年の8月にも法務省調査団が派遣されております。この調査団はインドネシアで和解や調停に関する講義を主に行っております。

これらのことから、少なくとも和解や調停といった制度において、インドネシア政府の 支援の要望があるといえるでしょう。ここでは、その中でも和解制度について検討してい きます。

一般にいわれているインドネシアの司法の問題点として、このようなものがあります。

最も問題なのは、司法に対する信頼感の問題でしょう。これは当然のことながら一朝一夕 に解決される問題ではありません。

そもそも、民事訴訟は何のために行われるのでしょうか。それは、紛争の解決のためであると私は考えます。そして、紛争を解決するためには、当事者が納得することが重要です。いかに判決を下したところで当事者が納得しなければ、その紛争は本当に解決したとはいえないでしょう。判決を下した。執行がなされた。しかし、当事者は納得できず、その後も嫌がらせ等を続けた。このような状況で紛争が解決されたとはとてもいえないように思えます。

さて、この両者の「納得」を得るために和解は効果の高いものとみられています。和解 とは、当事者の互譲、すなわちお互いに譲り合って成り立つものです。この譲り合いによ り、お互いにある程度の満足感を得て、納得することが多いのです。この点に最大のメリ ットがあります。すなわち、当事者の納得した解決が図れるということです。

それは、「裁判所に行って紛争が解決した。」「裁判所に行って良かった。」という思いに つながり、裁判所への信頼も徐々にですが上がっていくのではないでしょうか。

もちろん、反論もあり得ます。和解制度は、ある意味で超法規的な解決をさせることのできる制度です。当事者が合意すれば、法的にどのような解決をすべきかという問題を脇においておくことができます。このような解決を促進することは、法の支配を確立していく上でむしろ邪魔になるのではないかという反論です。確かに、法律を徹底していくべきという姿勢をとれば、この反論は納得のできるところであります。しかしながら、私が今のインドネシアにおいて一番重要だと考えるのは、司法への信頼回復です。そのためには、和解という、法とは少し外れるにしても当事者が納得してくれるような制度を採ることも有用であると考えます。

この点は、非常に難しいところです。また、個人的には副次的なメリットであると考えますが、和解のメリットとして、以下のようなこともいわれています。例えば、上訴がないことなどによる紛争解決の時間的・金銭的費用の節減、裁判所の負担軽減です。そのため、上訴率の高いインドネシアにおいて和解は役立つ可能性が高いといえましょう。また、和解による裁判所の負担軽減により、事件の処理能力が上がることも考えられます。

一方で、和解を阻害するいくつかの要因もあると言われています。私自身はこれらに非常に懐疑的でありますが、見ていくこととしましょう。

まず、判決の予測可能性の低さとの関係が挙げられています。訴訟をすれば勝てるかもしれないのに、なぜ和解をする必要があるのか、というものです。しかし、この問題は予測可能性それ自体の問題というよりも、裁判官への信頼感の問題であると考えます。すなわち、「この裁判官はこう言っているが、上訴審裁判官は違うように見るかもしれない。」ということです。これは難しい問題です。裁判官に対する信頼がなければ和解はうまくいかないからです。しかしながら、問題は、信頼がないからやらないのか、信頼を得るためにやるのかという点です。そして私は、信頼を得るためにやるものと考えます。そうする

と、この理由は、和解を阻害する理由にはならないかと思います。

次に、裁判官側の問題が挙げられています。ここでは主に金銭的な面が強調されています。そもそも、こういったものが言われているだけで、少なくとも、私は裏付けとなる証拠のようなもの、例えば、賄賂をもらった回数であるとかの調査資料を発見できませんでした。

さらに、賄賂がもらえなくなるから和解は適当ではないというのはおかしな感じがします。そもそも、賄賂を率先していくのかどうかという問題から検討する必要があるでしょう。

一方で、このような状況のインドネシアにおいて和解を勧めることが果たして適当かという問題もあると思われます。日本でも言われている問題ではありますが、裁判官は、和解が成立しなかった場合には自ら判決を下す権限を有しています。そうした判決権限を背景とした和解勧告には強制力が働くのではないかという問題です。特に、この和解勧告を受け入れなければ自らが不利益を被るのではないかという疑念は生じるでしょう。

次に、弁護士についてです。弁護士については報酬体系について言われていますが、これはどうなのでしょうか。報酬体系の問題というよりも弁護士の倫理の問題の気がします。 事件単位で報酬を取っている国の方が、時間で費用を取っている国よりも和解率が高いのでしょうか。これも確たる資料を発見できなかったため、何ともいえません。個人的には、費用の形態の問題ではない気がします。

和解についてのインドネシアの方の意見がありましたので、それについて少し見ておきたいと思います。まず、「当事者は紛争になっているから訴訟をしている。」というものです。これは、ある程度説得力がある問題であると思います。もし当事者が尽くすべき協議を尽くして裁判所に来ているのであれば、そこで再び裁判所が和解を勧めていくことは時間の無駄ということにもなりかねないでしょう。問題は、インドネシアで裁判所に行くということがどのような意味をもっているかということでしょう。

次に、「当事者が拒否しているのに、それ以上勧めるのは妥当でない。」という意見です。 これも説得力があります。特に、判決権限をもつ裁判官が和解を勧めるということの意味 はいかほどかきちんと精査する必要があるでしょう。インドネシアにおける裁判官の意義 というものを考える必要があります。

その他の問題として, 私の個人的な考えを少しだけ。

まず,事件数が少ないです。これが一体何を意味しているのか。インドネシアの人々が 牧歌的で紛争がないということを意味しているのであればそれは喜ばしいことです。しか しながら,まだまだ,特に地方では法の支配が行き渡っていないのではないか,というこ とであれば,これは問題も含んでいそうです。

次に、訴訟費用が高い気がします。訴額自体は、それほど高くはないのですが、証人を呼ぶための費用が高いです。これは、群島国家であることに起因しているのではないかと 私は考えます。すなわち、島の間の船賃、さらに船があまりなければ宿泊費もかさみます。 これらのことから費用が膨大になっているのではないかと。個人的には、電話による尋問 制度等を取り入れる余地はないのかと疑問に思っております。

以上でインドネシア班の発表を終わります。

# ■ 「ミャンマーにおける司法アクセス ~社会の発展とそれに伴う法制度変化 の実績~」

慶應義塾大学法学部法律学科3年: 布留谷 望

中央大学法学部2年: 田中 美咲日本大学法学部2年: 北川 淳日本大学法学部1年: 川端 一平

今回は、「ミャンマーにおける司法アクセス ~社会の発展とそれに伴う法制度変化の実情~」と題し、ミャンマーの司法制度の現状と問題点・課題を示していきたいと思います。 では、まず、なぜ私たちがミャンマーを選んだかを簡単に説明します。

ミャンマーは、近年、民主化・市場経済化が進んでいるといわれ、日本でもよくニュースで伝えられています。実際に私がミャンマーを訪れた時も、交通量やショッピングモールの建立など、随所に経済発展をうかがわせるものが目につきました。このように急激な発展が進む国では、法律はどのように機能しているのかを知りたかったことが1点。さらに、ミャンマーは、日本とは違い多数の少数民族がいます。日本では歴史的にもほとんど存在しなかった少数民族の持つ慣習などが、制定法とどのように影響し合っているのかを知りたかったという点も挙げられます。

そこで、今回はミャンマーにおける「法律」「司法制度」の現状を、制定法と慣習法という2つの視点から見ていき、それらの問題点や課題を明らかにしていきたいと思います。 その前提として、まずミャンマーという国について知っていただきたいと思います。

では、まず、ミャンマーの基礎情報の要点を説明します。

ミャンマーの宗教は上座部仏教で、これが人口の90%を占めています。次いでキリスト教が5%、イスラム教が4%となっています。

ミャンマーには約135の民族がいます。一番多いのがビルマ族で人口の70%を占めています。次いで多いのがシャン族、カレン族です。少数民族で最近話題を集めているロヒンギャ族がいますが、皆さんご存じですか。ロヒンギャ族は、バングラディシュからの難民であり、異なる宗教を信仰しているという理由で、ミャンマー国内で彼らには市民権が与えられていません。また、バングラディシュとミャンマー両国内で被差別的地位に置かれ、難民扱いされているのです。

基礎情報の二つ目として、ミャンマーの歴史を紹介します。

1947年に初の憲法が制定されます。その翌年、ビルマ連邦が成立し、脱植民地化に成功しました。現在の軍事政権が成立するきっかけは、ネ・ウィン将軍による軍事クーデターです。ミャンマー国軍は軍事政権を敷き、社会主義政策をしばらく採ります。

しかし,1988年に大規模な民主化運動が発生します。この時,アウン・サン・スーチー率いる国民民主連盟(NLD)が結成され,軍事政権に対抗する政党ができます。これに対し,政府は,大学の閉鎖という対抗措置を10年以上取り続け,法曹の養成に大打撃を与えることになりました。

基礎情報の三つ目として、最近の民主化の流れを説明します。

1989年,アウン・サン・スーチーは自宅軟禁された状態で国民総選挙を迎えましたが,NLD の得票率は80%を超え,社会主義政党に圧勝します。その後,スーチー氏はノーベル平和賞を受賞し,国際的にその活躍が認められました。2010年になり,ようやく彼女の自宅軟禁が解かれ,今年9月にはクリントン米国務長官と会談し,明日(18日)はオバマ大統領がミャンマーを訪問し,スーチー氏と面会する予定とのことです。

民主化は、ここ数年で急速に進んでいるといえるのではないのでしょうか。

それでは,民主化といった社会の変化の中,法はどのように変化しているのかを見たい と思います。

ミャンマーには、元々、法典であるダマタッ、国王判決であるヤザタッ、司法判例集であるピャットンといった、古来からの成文化された慣習法がありました。そこに、植民地時代において、イギリス法の継受がなされました。そして、イギリス判例法の成文化法典である「ビルマ法典」の制定がなされたのです。1947年の独立以降1955年までの制定法は、ビルマ法典の中への組み込みが行われていましたが、以降は、年次形式となり、組み込みはなくなりました。

法形成は、1962年の軍事クーデターから始まる、軍の政治への関与から、ミャンマーの独自色が強いものである、行政法規を中心とした、制定・改廃を行う形と変わりました。このような中、ビルマ法典は、部分的に廃止・改正がされましたが、変化を凍結したままとなり、現在でも効力を有するものを挙げるなら、基本法の刑法・刑事訴訟法・証拠法・民事訴訟法や、契約法・宗教ごとの家族法などの民法に当たるもの、清算手続規定がある会社法、そして、仲裁法、さらに、知財関連法である著作権法・商標法などといった法など、多々あります。2008年の憲法成立後の民政移管以降は、連邦議会が中心となり法の制定を行っています。

社会の変化、民主化・市場経済化に伴う、近年の興味深い法制定事例は、経済関連法で 主に外国による投資を推進する法(パワーポイントにある経済特区法などがそれです。)や 労働者の権利に関わっている労働組合法の制定です。

市民の権利に関する法制定事例で重要なものとして、労働組合法の成立について説明したいと思います。元々、イギリス法の継受による1927年労働組合法が存在はしていましたが、最近まで、あって無きがごとくの状態でした。ここに2011年の法ができたことにより、政府に公式に労働組合の結成・ストライキが権利として認められ、実際に、都市部では、ストライキが起きたりしています。ただし、パワーポイントの方にありますように、一定の制約の存在はあります。

ストライキが起きるなど、権利の保護が進んでいると考えられますが、これは、都市部での話であって、少数民族の多い地方では、人権侵害の問題が存在します。事例を言うなら、軍が村人に反政府武装グループの設置した地雷を探させたり、物資を運ばせたり、また、紛争時に住民を盾代わりにしたりなどといったものが、難民の人たちから報告されています。このようなことから、難民の増加を招いており、彼らの保護は、主に NGO が担っているのが現状です。では、なぜ、これらの人権侵害に対して法的解決がなされていないのか。法曹の数が足りないからという単純な理由からか。そのあたりを見ていこうと思います。

ミャンマーにおける法曹人口は、弁護士約3万5,000人、裁判官約1,500人、検察官約1,000人となっています。特に弁護士については、日本の2011年度で3万518人と、ミャンマーの人口数を併せて比較すると、とても多く、数字上、市民は司法機関にアクセスしやすいと考えられますが、やはり、法的解決はなされていません。法曹人口の少なさといった単純な問題などではなく、根底において、そもそも司法への信頼が低いからだということが考えられます。

司法が十分機能を果たすための法曹の数は十分存在しているにもかかわらず、市民は司法を信頼していないためにアクセスしようとしていません。次に、その原因について、大きく三つに分けて考えていきます。

原因の一つ目として、法曹養成の実態の問題があります。法曹養成制度は、裁判官・検察官と弁護士で異なります。まず、裁判官・検察官について見ていきます。裁判官・検察官になるためには試験を受ける必要があります。筆記試験を受けた後に面接があり、その後、9か月間の修習を行い配属、という流れになります。

前述の筆記試験を受けるための要件については、法学士の号を持つこと、そして 27 歳以下であることが必要となります。この法学士は、大学の授業に出席し、毎年の試験を受けていれば取得できます。また、授業を通して法学部の生徒は法律知識を丸覚えさせられ、自ら法律を深く思考する機会も与えられていません。試験も穴埋めの形式であり、非常に容易に取得できることが分かります。

弁護士の養成制度についてですが、弁護士には3種類あり、最高裁判所への出廷資格の ある法廷弁護士、最高裁判所以外の裁判所での出廷資格のある上級司法書士、そして法廷 では活動のできない普通の弁護士があります。

先ほどの裁判官・検察官と異なり、下位の普通の弁護士になるには、試験が必要なく、また年齢の制限もありません。しかし、上級司法書士になるためには、最高裁判所での出廷資格のある法廷弁護士の下で1年間の実務経験が必要となります。また、上級司法書士として3年間働けば、法廷弁護士となる試験を受ける資格を得ることができます。こういった弁護士の中で位置付けの違いはあるものの、弁護士になることは裁判官・検察官と比べてもより容易です。このような理由から、先ほど提示した法曹の数の中で弁護士の数が非常に多くなっていることが分かります。しかし、一人一人の弁護士の質に関しては疑問

が生じます。また、大学教育に関しては、2011年度に私立学校登録法が制定されたことにより、今までは国営の大学のみで行われていたのですが、これが大きく変容することとなりました。これにより、前述した従来の国教化政策からの脱却の兆しが見えたといえます。次に、司法の信頼が薄い二つ目の原因として、司法機関の不透明性があります。その例として、この四つが挙げられます(スライド参照)。

四つ目の政府の訴追意思の欠如については、人権問題に関して弁護士が申出を行っても 政府が裁判所に働きかけ、対応させないという事実があります。こういった現状から、弁 護士にとっても国を相手取る訴追は仕事にならず、市民からの依頼を断ってしまうという 実態があります。この四つの司法の不透明性の例から、政府の司法への介入の問題が明ら かとなり、司法の独立が危ぶまれています。

この司法の不透明性の原因となっているのが、国軍権力の存在です。この国軍権力が健在している背景にあるのが、2008年度に制定された新憲法です。この憲法には、国軍権力を保持する規定があります。

その条文の一例として、国軍の国政介入及び権限維持を規定する第一章6条(f)項があります。ここには「国軍が国家の国民政治の指導的役割に参画することを常に目的とする」と規定されており、軍政が政治、経済、外交に干渉することが明記されています。このように憲法には国軍権力を保持する規定がありますが、それを改正するには困難な現状があります。それが、憲法上規定されている、議会における国軍議員の配分の問題です。憲法改正には全議員の4分の3の賛成が必要ですが、憲法の規定上、議会の4分の1以上は国軍議員で占められます。これにより、この憲法自体を改正しようにも困難であることが分かります。

この憲法の改正については、多様な民主化の形がある中で、様々な意見があります。民主化とは一言でいっても、その形態は国により多様です。日本を例に見ても、民主化に移行するまでは何十年もかけて民政移管をしてきた歴史があります。欧米や日本の民主化の成功の結果を、ミャンマーの民主化の過程に当てはめるのは現実的には困難ではないかという意見もあります。しかしこれを改正した方がいいという意見が強いのが現状です。

これを打開するには、国軍権力を弱めていく必要があると考えます。そのためには、上からの改革が求められます。民主化の制度が整った国では、下からの改革、すなわち、市民から制度自体の改革を行っていくことが可能です。しかし、現行憲法上、ミャンマーではその形態を取るのは困難です。そこで、国軍議員の配分を少しずつ減らしたりするなど、国の立法機関によって行う上からの改革が必要あると考えます。それによって、司法の独立も実現されると思われます。

最後に、原因の三つ目として、法知識の格差が挙げられます。現在、ミャンマーで法律が制定・改正された際には、国営紙にそれを記載することにより告知しています。しかし、その国営紙は政府関係者しか手に入れられず、大使館の方でさえも法律の改正を知らなかったという話もお聴きしました。つまり、国民の大多数は、自分たちの権利を把握しきれ

ていないといえます。そこで、近年、その現状を打開するために期待を寄せられているのがビルマ弁護士協会(Burma Lawyer's Council)です。ビルマ弁護士協会の活動内容としては、①人材育成、②法知識普及、③カウンセリング(HPにも相談用のアドレス有り。)などがあります。ビルマ弁護士協会は非公式の団体ですが、非公式だからこそ動ける部分があるのも事実です。しかし、非公式であることの最大のデメリットは金銭面です。お金が集まりにくく、思うように活動ができていない現状があるそうです。やはり今後は、国の活動としてより積極的に法知識の格差を埋める努力をする必要がありそうです。

その他に考えられる司法への信頼をおとしめている原因をいくつか挙げてみます。

- (a) 申立人の保護措置の欠如 これは、自分たちを苦しめている国という侵害者に対する申立てをすることで何か制裁を加えられるのではないかとおそれ、訴えられない人もいるということです。
- (b) 上告の不認可性 ミャンマーでは、法律上、三審制が採用され、上告も認められていますが、上告を認めた例は、あまり存在していません。このことからも、司法への信頼低下が予想されます。
- (c) 訴訟費用 裁判所への事例の登録時や,実際にそれを裁判で取り上げてもらう時など金銭が必要になる場面がとても多いです。日本では考えられないような場面で金銭を支払う必要があります。
- (d) 判決の形式性 初めから有罪にするものとそうでないものが決まっていることが多いという意味です。弁護士も、量刑を減らすことのみに力を注がざるを得なくなります。 このように、多くの要因が存在しているといえます。どんなに立派な制定法が存在していても、やはり社会の実態とのそごは大きいようです。

そのそごを補うようにして各民族ごと、宗教ごとに慣習法が存在します。主に家族法などの分野です。例えば、ミャンマー人仏教徒家族法という慣習法を日本と比較しながら見てみましょう。婚姻の成立について、日本では婚姻届などが必要とされますが、ミャンマーでは当事者の合意のみで婚姻が成立します。届出や儀式、村長の裁定などは必要ありません。それに伴い、離婚の方式も異なります。日本では離婚届が提出され離婚が成立し、慰謝料や親権などの裁判がありますが、ミャンマーでは「婚姻していたこと」の証明がない限り、離婚も相手方に慰謝料を請求することもできません。婚姻が意思のみで成立するため、離婚という名に基づく不当な慰謝料請求などを避けるためです。ちなみに、離婚後の財産分与は男女平等でなされます。また、相続についてもミャンマーでは特殊性があり、遺言が認められていません。

このように、独自性ある慣習法が存在し、うまく機能しています。とすると、制定法に こだわる必要はないのではないかという疑問が生まれます。

しかし、やはり慣習法のみに任せてはおけない理由がたくさんあります。

(a) 統一法典による秩序維持 刑事罰など,人道的な面まで慣習に任せてしまうのは妥当ではなく,統一する必要があります。

- (b) 国の発展促進 何か経済政策などを打ち出す際に全ての民族の慣習を考慮すると議 論・政策の進行が鈍化していくおそれがあります。
- (c) 国際社会への適応 外国人は慣習法など知り得ず,予期せぬ罰を与えられてしまうおそれがあります。
- (d) 地位の固定化からの脱却 慣習法とは、言い方を変えると身分が固定化しまうとも表現できます。すなわち、個人の自由な経済活動が阻害されるおそれがあります。

このように見ていくと、やはり、制定法と慣習法との調和が求められてきます。しかし、 それはとても難しい問題であり、ミャンマーでも激しい議論がなされています。ここで、 他国の事例ですが、両者の調和を図ったと思われる事例を紹介します。それは、巡回裁判 所と呼ばれるものです。大まかにいうと、これは、国家機関としての裁判所が慣習法が機 能する村へ行き、慣習法を考慮に入れながら制定法で裁定するというものです。こうする ことで司法をより身近に感じてもらえて、信頼回復にもつながるのではないでしょうか。

ミャンマーに司法に関する今後の展望としては、市場経済化に伴い、制定法の増加が見込まれると思われます(IT 関連法、環境関連法)。それらの分野についても、今後もずっと市民の司法アクセスに関する問題点を分析していきたいと考えております。その際、注意点として「司法アクセス」という言葉を一つの概念として捉えるのではなく根拠法(制定法・慣習法)、市民の地位(裕福・貧乏)、事件の性質(民事・刑事)などを個別に考慮して、司法アクセスというものを検討していく必要があるものと思います。

以上、ここまでミャンマーにおける司法アクセスの現状を制定法・慣習法という視点から見てきました。

最後に、ミャンマーと司法に関する抜本的な問題に触れて終わりにしたいと思います。 皆さんにとって法律とはどのようなものでしょうか。権利を守ってくれるものですか。 自由を与えてくれるものですか。行動を規制するものですか。難しいものですか。様々な 意見があると思います。しかし、ミャンマー人にとっては「自分たちの権利を侵害し、苦 しめるもの。」なのです。これが、私が現地でヒアリングをしたミャンマー市民の法意識の 実質です。これは、歴史的にみて、法律は国家が恣意的に成立させ国民から生活物資を搾 取するようなものであったという事実に基づきます。私たちが真に解決すべきは、この根 底に存在する先入観なのではないでしょうか。その解決のための具体的方策は、今後の私 たちの検討課題とさせていただき、皆様へも問題意識を提示したところで私たちの発表を 終わらせていただきます。

## ■ 「LAO PDR ~ラオスの司法アクセスの現状~」

慶應義塾大学法学部法律学科 3年: 住谷 恭平

4年: 根岸 佑樹

4年: 渡部 友里

## I 序論

まず, ラオスの司法アクセスの現状について端的に申し上げ, その後, ラオスの概要, 司法データ, 裁判所以外の司法機関, 現在, ラオスで行われているリーガルエイドについて述べる。そして, 最後にラオスという国がどこに向かっていくのかということと市民の法意識について述べ, まとめに入る。

# Ⅱ ラオスの司法アクセスの現状と課題

第一に、今のラオスの発展と法整備のスピードは、ラオス人のペースに合っていると考える。ただ一方で、ラオスの司法アクセスの問題として私たちが指摘したいのは、政府の意識や司法体制といったラオス社会の方向性と、ラオス市民個人の法意識がうまくリンクしていないということである。ラオス社会としては、法治国家を推し進め、"法"の浸透を図りたいのに、一部の市民は自分が権利を持っているということを知らないなど、両者の間に隔たりが存在していることが、今回調べたデータから浮かび上がってきた。なぜこの隔たりが存在するのか、それをこれから探っていきたい。

# Ⅲ ラオスの概要

#### 1 人口・経済

ラオスの概要について, 重要な部分をピックアップして述べる。

ラオスの人口は,2011年時点で629万人,人口年齢層は極めて若く,国民の半数が20歳以下である。また,経済面では,ラオスは現在,順調に経済成長を遂げており,過去5年間の平均経済成長率は7.9%,2011年1月には株式市場が開設された。

#### 2 政治体制

また, ラオスは国家主席を元首とする人民民主共和制をとっている。ラオス人民革命党による一党独裁体制を敷き, 一院制の国民議会が全権を掌握している。社会主義国なので, 基本的に三権分立の考え方は採用されていない。

また,2010 年時点の統治機構図をまとめた資料を見ても分かるように,全ての機関が国 民議会から出ている。裁判所は,以前は司法省の管轄下にあったが,2003 年の憲法改正に より,司法省から実質的に独立した。

## 3 歴史と政策

次に、ラオスの歴史と政策について述べる。1986年に、ラオスは新しい政策を導入し、 それが経済開放化への契機となった。それを軸に、ラオスは社会主義政権をベースとしつ つ、資本主義を一部導入することにより経済を発展させてきた。それに伴い、多くの法整 備が必要になった。

特に,近年の動向としては,1991年に憲法が成立,1997年にASEAN加盟,今年の10月26日には158番目の国としてWTO加盟承認,11月5日にはアジア欧州会議の第9回首脳会合を開催するなど,ラオスは国際化に力を注いでいる。

# IV ラオスの司法データ

次に, ラオスの法律, 法曹, フォーマルな司法の利用状況についてのデータを見ながら, ラオスの司法アクセスの現状を述べたい。

私たちは、司法アクセスを「上」つまり国からと、「下」つまり市民目線からとに分けて 捉えている。まず、ここでは、そもそも国がどんな司法システムを提供しているかを考え ていく。

# 1 法律の制定状況

まず、ラオスの法律の制定状況だが、ラオスには、現在、憲法及び88の法律が制定されている。また、2005年10月までに、60の政令、首相令及び諸決定が制定された。しかし、ラオスにはまだまだ法律制定の余地があるといえる。

# 2 ラオスにおける法律制定の特徴

また、ラオスの法律制定の特徴としては、以下の2点が挙げられる。

一つ目は,1975年の建国から1991年の憲法制定まで,ラオスは法律ではなく,事実上, 行政命令によって統治されていたということである。例えば,民法については,1990年を 中心に,世界銀行の支援の下,短期間のうちに制定されたものが,現在のラオスの実質的 な民法となっている。

二つ目は、2000 年代に入ってから、特に、経済分野で多くの新しい法律が作られてきた という点である。安全取引法や関税法が例として挙げられる。

# 3 法曹人口

次に、ラオスの法曹に着目していく。まず法曹人口についてまとめる。

2012年のデータで、弁護士159人、ラオス弁護士会で研修中の弁護士が33人、検察官が348人、裁判官が375人となっている。また、人口10万人当りでは、検察官5.5人、裁判官5.9人、弁護士が2.5人となっている。日本のデータと比較しても分かるように、ラオスでは、弁護士が、裁判官・検察官と比べて、相対的に割合が低くなっている。このように、ラオスでは法曹人口が少ないという量的な側面もさることながら、法曹の知識の不足といった質的な側面も課題として挙げられる。これは司法アクセス改善に向けた重要課題である。

## 4 ラオスの法学教育機関

次に、実際、ラオスではどのように法曹の養成をしているかを見ていく。

そもそも、ラオスでは統一筆記司法試験制度は存在しておらず、各司法関係機関にて職員の採用を行った後に、それぞれの機関内で研修を行っている。そこで、ラオスの法曹への道の第一歩として、そもそも法律を学びたいと考えた時に、ラオスにどのような機関があるのかを見ていく。ラオスの法学教育機関は、ラオス国立大学法政治学部、国立チャンサーパック大学法政治学部、司法省付属の法科大学の3つである。その他、法曹になるためのルートとして、外国の大学などへ留学して学ぶ方もいることがインタビューの結果からも分かっている。

# 5 法曹養成

次に、具体的にラオスではどのようなルートで裁判官、検察官、弁護士になることができるのか、一般的なルートについてまとめていきたい。

第一に,裁判官,検察官についてだが,そもそもどのような人がそれらにふさわしいか, 人民裁判所法 55 条,人民検察院法 50 条でそれぞれ資格の要件が示されている。

「裁判官は,25 歳以上のラオス市民で,強い政治的コミットメントを持ち,良い人格で国の方針に忠実でよい道徳的で,法律の教育または研修を受けたもの」

「検察官として任命される者及び捜査官として任命されるものは,25 歳以上のラオス市民で,強い政治的コミットメントを持ち,良い人格で国の方針に忠実でよい道徳的で,法律の教育または研修を受けたもの」と規定されている。

この二つの条文からは、資格要件は示されているものの、明確な任命基準の定めがない ことが分かる。

では、いったいラオスではどのように裁判官、検察官にふさわしい人間を養成し、任命 しているのか、さらに詳しく見ていきたい。

まず、ラオスで裁判官になる流れだが、裁判所のテクニカル・スタッフ(ウィサカン)から始まり、アシスタント・ジャッジを経て、裁判官へと昇進するのが一般的な流れとなっている。資料を読むと、きちんとした規定があるように見える。

しかし、裁判官になるための統一的な国家試験はない上、法律学の学位も必須でないことが問題である。ラオスの裁判官の中には法律問題のトレーニングを十分に受けていない者もあると言われており、この点はラオスにおける司法アクセスの阻害要因にもなっている。

次に、検察官になるためのプロセスについてだが、ラオスでは、捜査官から検察官になるルートが一般的である。まず、法学教育を受けた新卒の学生が人民検察院に採用された後、2か月間の研修を受けて、検察官の下で働く「捜査官」として勤務する。そして、「捜査官」として能力を認められた場合に検察官に任命されることになっている。

次に, 弁護士の養成について見ていく。

弁護士になるためのルートは、裁判官、検察官とは大きく異なる。特に、弁護士になるには、弁護士資格を取得する必要がある。その取得のためには、ラオス弁護士会でのインターン生として6週間のトレーニングコースを履修する必要がある。さらに、研修後にインターン弁護士として、1年間の見習い研修期間を経て、司法大臣から弁護士免許が発行され、弁護士になる。

# 6 法曹の給与

先述したが、ラオスでは、弁護士の割合が相対的に少ないという現状がある。ラオス国立大学法政治学部では年間 3,000 人の卒業生がいるにもかかわらず、リーガル・トレーニング・プログラムの参加者は 2012 年で僅か 24 人だった。その要因として、ラオスでは、弁護士を始め法曹の給与が少ないという点が挙げられる。そこで、司法データの一つとし

て、法曹の給与についてまとめたい。

まず,裁判官・検察官の給与だが,裁判官の給料は人民裁判所から,検察官の給料は人民検察院から出ている。かつては、司法省が予算管理していたが、2003 年から独立している。給与の額は、1か月70ドル~150ドル程度で、公務員は皆同じ基準となっている。その他、手当や現物支給もある。

続いて、弁護士の給与だが、個々の弁護士と依頼者との交渉で決まるのが一般的である。 国別指標にも記載したが、弁護士の年間給与は4,000ドルとなっている。

# 7 司法システム

最後に、ラオスの司法データとして、フォーマルな司法である人民裁判所の利用状況についてまとめていく。特に、第一審裁判所への提起の件数、裁判に掛かる費用、裁判の期間の3点に着目していく。

まず、第一審裁判所への提起の件数だが、2012年のデータでは民事裁判 2,000件、商事裁判が 500件、家事裁判が 1,000件、刑事裁判が 3,500件となっている。さらに、ラオスでの裁判に掛かる費用についてだが、具体的には訴訟費用と弁護士費用を合わせたものとなる。特に、弁護士費用は個々の弁護士との交渉で決まり、弁護士会の規則や法律での報酬の規定はない。そして、裁判の期間については、第一審に提起された民事事件が 1年以内に解決される割合が  $5\sim10\%$ であるというデータがある。

# V セミフォーマルな司法 −村紛争調停機関 (VMU) −

それでは、次に、これまで見てきた裁判所、つまりフォーマルな司法から視点を変えて、より身近な司法について述べたい。ここでは、特に、村紛争調停機関(VMU)を取り上げる。

ラオスの村々には、もともと、村内の紛争を村長が調停によって解決してきたという伝統があり、VMUは、それを国家公認の機関として組織化したものである。VMUは、ナイバンと呼ばれる村長によって統括され、民事紛争や軽微な刑事事件を取り扱い、近年増えている離婚についても、協議離婚なら取り扱いができる。

# Ⅵ リーガルエイド

次に、現在ラオスで行われているリーガルエイドについてまとめていく。特に、ここでは UNDP とラオス弁護士会による活動、Lao Women's Union という女性保護団体の活動に焦点を絞って述べる。

まず、そもそも Legal Aid とは何かについてだが、リーガルエイドとは、日本語で「法律扶助」の意味である。ラオスでのリーガルエイド・プログラムが始まったのは最近で、UNDPにより、2007年に首都ビエンチャンで、Legal Aid Clinic がオープンした。リーガルエイド・クリニックで行っている内容は、村内での法律の普及、無料電話相談サービス、クリニックでの無料法律相談がある。また、無料訴訟代理サービスもあり、これはクライアントの給料が少ない場合、もしくは、クライアントが社会的に傷つきやすい人(女性・

子供・身体的障害者・少数民族)である場合に受けることができる扶助である。クライア ントの裁判所への交通費(旅行費)やその他の出費も補助される。

Legal Aid Clinic in Vientiane では, 2011 年 11 月までに 254 人の人々にアドバイスをし, そのうち、74 人が実際の無料訴訟代理サービスを受けた。その他、地方へのリーガル・サービスなどもある。

次に、その他のリーガルエイド機関として、ラオス女性連合という女性の権利保護団体を取り上げる。これは1995年に公式に設立された社会的組織で、憲法7条に記載されているラオスの国家システムの一つである。ラオスでは、慣習法の影響などで女性の権利が侵害されている場面が多く、ラオス女性連合はそのような女性とその子供の権利保護を目的としている。女性連合の活動内容として、例えば、カウンセリングセンターは首都ビエンンチャンに設置されていて、法的アドバイスや精神カウンセリング、女性や子供の一時保護などを行っている。また、裁判において使える証拠を一緒に考えたりもする。

これまでラオスの概要と司法システムの現状、リーガルエイドについて述べた。

ここからは、今後、ラオスという国がどのような方向に進もうとしているのか、それに 対するラオス市民の法意識の現状はどのようなものなのか、ということに着目していく。

# VII ラオス国家の方針

まず,ラオス国家の方針だが,ラオスは「2020 年までの最貧国脱却」という目標を掲げている。2011 年3月に開かれた第9回党大会では,これまで以上に市場経済メカニズムに適合させた党運営を行うとし,「人民の,人民による,人民のための法治国家」を国の方針に挙げた。「法治」の対象を党にまで拡大するとともに,党内の政策決定手続を一部明文化し透明性を高めるなど,より「民主的」な方針を表明した。また,2011 年4月の国会選挙では,党路線を具体化する立法府が誕生し,6月の国会では,政策を執行する行政府が新たに誕生している。今後,ラオスは更なる経済発展とともに,「法治国家」という国の姿を目指すことがうかがえる。

## VⅢ 市民の法意識

次に、国家の方針に対して、下からの司法アクセスとして、市民の法意識はどうなっているのかを述べる。まず、司法体系の認識度についてみていく。様々な機関で支援がされている中、どれくらいの人々がその存在を知り、問題が起こった時にその機関から救済を受け、彼らの権利が守られているかが、市民の司法体系の認識度からうかがえる。

ここでは、2010 年1月から2月に UNDP と LBA の協力のもとラオスの主要な4つの県 (Khammouane, Oudomxay, Sekong, and Vientiane),トータルで8つの市の24村で行われた調査結果を紹介したい。600人の市民を対象にし、約半数が女性となっている。

1 最も存在が認知されている司法機関

まず、一番知られている司法機関について調査した結果は、78.7%の人が慣習法システムに頼ることが可能という意識で、その次が VMU で 72.2%、公式な司法システムである裁判所が 65.5%だった。このことから、裁判所の存在を認識している人は意外と多いといえる。しかし、その認識度も地方にいくとやはり低く、一概に認識度が高いとは言えない。その分、地方は慣習法に対する人々の認識があるため、この調査結果では、慣習法システムが一番頼れる機関となったのだと推察できる。

# 2 裁判所へのアクセスを妨げるもの

次に、ラオスの人々が公式な司法機関にアクセスできない理由には多くの原因があると して、裁判所へのアクセスを妨げるものについて述べたい。

まず、知識不足が35.2%で、困ったときにどこに行ったらいいのか、誰に相談したらいいのか、どうやって所有権、財産の訴えを考えたらいいのかなどの知識不足が挙げられた。 そのほかに、貧困の19.9%、汚職の19.9%が多く挙げられている。

# 3 裁判所へのアクセスを妨げる四つの要因

これらをまとめると, アクセスを妨げる主要因として, 「貧困」, 「慣習伝統の優先」, 「地理的要因」及び「法律制度に対する不信」が挙げられる。

まず、貧困について、VMU は、1 回の開会につき 25,000~100,000 キップ掛かるが、これはラオス人の1 か月の給料に相当している。しかし、それでも裁判所よりは、はるかに安い。

次に、慣習伝統の優先について、ラオスでは社会的関係や調和を維持するために市民の間で、和解や仲裁が多くなされている。特に小さい村では、慣習・伝統が優先されるため、裁判所へは行かない現状がある。その例として、外国人との賠償問題が起きたときに、民族の慣習との認識の違いが発生することが挙げられる。そのほかにも、婚姻・離婚制度で国が定めるラオス家族法とラオスを代表する民族であるモン族の慣習の違いなどが挙げられる。モン族の慣習では、強制結婚があるほか、例えば、女性が離婚を望む場合、結婚後に得た全ての財産を手放さなければならないなど、女性に不利なものが多く存在している。このことは、国家の法がモン族の人にまで普及していない状況にあるといえ、それはまた、モン族の人の司法アクセスを妨げているともいえる。このような、国家の法とそれぞれの民族の慣習法との間にギャップがあるということを問題として指摘したい。

さらに、地理的要因としては、インフラ面の問題が挙げられる。最近になり、142 から 39 の地区裁判所に統合され、この統合が更に人々の居住場所から裁判所を遠ざけ、裁判所 に行くための費用・時間が増大してしまった。

また、法律制度に対する不信の問題として、裁判官の判断・執行の弱さが挙げられた。 資料によると、警察や裁判所は、法律に基づいて判断していないという主張も挙がっている上、村の権力者の圧力で裁判の結果が左右されたりする現状も指摘されている。

# 4 市民が最も信頼できるもの

それでは、ラオス市民が本当に信頼して利用するものとはいったい何なのか。データで

は、最も信頼を集めたのが郡地区の行政職員、次に政治家、そして、法律専門家とナイバンが同率で3位となっている。ケースごとに調査した統計からも、圧倒的にインフォーマル機関、特にナイバンという村長に頼る人が多いことがうかがえる。それに比べ、VMUや裁判所という人は少なくなっている。

# IX ラオスの司法アクセス

# 1 現状のまとめ

最後に、ラオスの司法アクセスの現状はどうなのか、課題は何なのかということを改めて見つめ直したい。

第一に、ラオスの司法アクセスの現状について、まず、ラオスでも平和な紛争解決は可能だということがいえる。VMU など、問題が起きた時に相談しに行き、解決できる各機関がラオスには用意されている。村内で解決することも、ラオスの人自身がそれで納得すればそれは全く問題ないことである。裁判所にアクセスしやすいということが、一概に市民と法が近いとはいえない。

しかし、弁護士以外が裁判に立てる、村長の強い権限、有害な慣習法が存在するなど、曖昧な制度の下で守られるべき人権が守られていないという状況、さらには、慣習法と裁判所の狭間でアクセスできない人が存在していることが問題なのである。

第二に、ラオスでは、市民に対するリーガルエイドは多方面から行われており、市民の 意識に働きかける努力、法を普及させる努力は多くなされている。しかし、それが思って いる以上に実際の市民の生活環境と意識にリンクしていないという点が問題として挙げら れる。

#### 2 改善のために

では、どうすれば先ほどの問題点が改善されるのか、私見を述べたい。まず、今のラオスの発展の現状、スピード(ラオス人のペース。)で今後もやることは、ラオス人に合っていると考えている。しかし、ラオス社会は、現在、急速な経済成長を迎えており、規制法や社会保障制度など、多くの法律が必要となっている。

この点,政府は「法治国家」の実現を掲げ、国全体に法を浸透させることを目指しているが、国がその方針を実現させるためには、一人一人の市民のしっかりとした法意識が必要になる。つまり、国と市民両方の意識がつながってこそ国の発展は可能となるのである。

しかし、ラオスではこれまで見てきたように、慣習法の強い影響などにより、自分がどのような権利を持っているのかを知らない市民が多く存在している。また、現地で行ったインタビューを通じて感じたことは、必要以上の発展を望まない、今のままでよいという意識が一部の市民の中にあるということである。このような国と市民の間の隔たりこそ、ラオスの司法アクセスにおける問題点といえる。

では、なぜこの隔たりが存在してしまうのか。私見としては、①ラオスの法曹・公務員の司法に対する知識理解・教育不足、②ラオスの民衆が抱く、政府機関、個々の人権、そ

して法曹の役割についての理解不足,③慣習と国家の法制度のギャップの問題といった点が,市民の信頼や市民の権利に対する考えを妨げ,ラオスの司法アクセスに大きな影響を与えていると捉えている。これらの改善が,ラオスの司法アクセスをさらに発展させ,良いものにしていくのではないか,という問題提起を結びとする。

■「カンボディアにおける司法アクセスの現状と限界」

神戸大学大学院 国際協力研究科: 櫻井 智子

森田 淳至

イン・ジュン



# カンボディアにおける 司法アクセスの現状と課題

2012年11月17日 神戸大学大学院 国際協力研究科(GSICS) 制度構築論ゼミ: 櫻井智子・尹珺・森田淳至 @慶應義塾大学

# はじめに

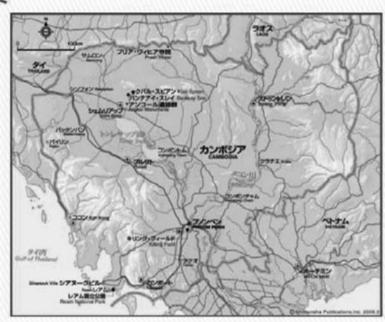
- 1. 歴史的背景(憲法史を通じて)
- 2. カンボディアが直面する現状
- 3. カンボディアにおける「司法アクセス」の現状
- 4. 具体的事例(土地に関する紛争)
- 5. 「市民の司法アクセス」改善への課題
- 6. 参考資料

2

# カンボディア概要

国名:カンボディア王国

首都:ブ/ンペン 人口:約1500万人 民族:クメール人95% 宗教:仏教(一部イスラーム) 言語:クメール語 現行憲法施行年:1993年 GDP-人当たり:\$900 成人平均識字率:約86% 平均余命:62.4歳



## 1. カンボディアの歴史的背景(憲法史を通じて)

1.カンボディア王国憲法(1947-1970)

近代的立憲君主制

2.クメール共和国憲法(1972-1975)

共和制·親米政権

3.民主カンブチア憲法(1976-1979)

ポル・ポト政権=法ニヒリズム

4.カンブチア人民共和国憲法(1981-1989)

社会主義憲法・ベトナムによる法整備支援

5.カンボディア国憲法(1989-1993)

\*UNTAC(国連暫定統治)(1992-1993)

改正憲法:自由主義への移行期・社会主義の終焉

6.カンボディア王国憲法(1993-)

国際社会の影響下で制定。豊富な人権カタログ盛り込む。

「君臨するが統治しない」(7条1項)君主制。

## 2. カンボディアが直面する現状

## 社会主義から脱却し、自由主義へ

- ▶市場経済化により、外資導入
- ▶私有財産制の導入に伴う急速な法典化

(民法典や民訴法典を法整備支援により起草)

▶今までにない問題が浮上

(土地紛争等)

▶社会の変容

(貧富の格差拡大、拝金主義、財産犯罪の増加等)

## 3-1. 現在の主な法整備状況

▶憲法(1993)

▶刑事法:刑法(2009)・刑事訴訟法(2007)

▶民事法:民法(2011)・民事訴訟法(2007)・

土地法(2001)

▶経済法:投資法(1994)

▶社会法:労働法(1997) 等

# 3-2. 法曹人口(2011年)

裁判官:271人

⇒10万人あたり:1.8人(日本18.9)

▶検察官:144人

⇒10万人あたり:0.9人(日本11.9)

▶弁護士:754人

⇒10万人あたり:5.0人(日本

163.1)

# 3-3. 裁判所

▶最高裁判所: 1(プノンペン)
▶控訴裁判所: 1(プノンペン)

▶地方裁判所:23(各州)

⇒支部が存在しない、控訴裁判所が1つしかない!

## 【参考】

憲法院:1

▶軍法会議:1

▶クメール・ルージュ特別裁判部:1

# 裁判所の組織機構図

#### 司法官職高等評議会

国王、司法大臣、最高裁判所長官、最高裁判所所属検事総長、控訴 裁判所長官、控訴裁判所所属検事長、互選された裁判官3名

> 最高裁判所 控訴裁判所 州・特別市裁判所 クメール・ルージュ特別裁判部 最高裁判部 第1審裁判部

# 3-4. 国民の立法・司法参加状況

- 裁判員制度
- 国民審査制度
- 検察審査制度
  - ⇒いずれもなし!
- ▶弾劾制度
  - ⇒司法官職高等評議会



10

# 4.土地紛争:背景と概要

- 大企業による住民強制退去の事例
- ▶ 私企業に対するコンセッションとしての国有地 の貸与
- 所有権が不明確な土地は国家に帰属
- ▶占有権の無視
- ▶違法な自力執行



## 5. 「司法アクセス」改善への課題

▶法令・制度:基本法・制度は整備されつつある
▶司法省・裁判所:裁判所数は少ない、予算不足

▶法曹:法曹人口の不足、能力の不足

▶教育:民主主義・人権教育の不徹底

▶国民の立法・司法参加:

民主的立法制度はあるが運用は不備 国民の司法参加制度はなし

6. 参考資料

### 【日本語文献】

- ▶ 四本健二(1999)『カンボジア憲法論』勁草書房
- ▶ 四本健二「カンボジアにおける司法改革」(小林昌之・今泉慎 也編(2002)『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所)
- ▶ 四本健二(2004)「カンボジアにおける近代的行政機構の発展と行政改革」関西大学法学研究所
- ▶ 杉浦一孝編(2007)「研究成果報告書第7巻 法整備支援と司 法改革」名古屋大学法制国際教育協力研究センター
- ▶ 鮎京正訓編(2009)『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会
- ▶ Human Rights Now(2012)「カンボジア事実調査報告書」

# ご清聴ありがとうございました



THE END

#### 4. 研究者・専門家の方からのコメント&ディスカッション

#### ■市橋教授:名古屋大学法政国際教育協力センター長

「全8チームよく勉強・研究されていた。ただ、司法とは「裁判所」を意味するため、司法アクセスを考える際には通常各国の裁判所へのアクセスについて調べるのだが、今回の発表は裁判所へのアクセスではなく、紛争が起きた際の裁判外の手続(ベトナム:和解組、中国:人民調停、東ティモール:リサ、ラオス:VMU など。)にばかり触れていた。すなわち、国家の制定法・裁判所などではなく、伝統的な村落共同体や行政体が解決を行っていて市民もそれにアクセスしているということを述べ、それと制定法・裁判所とを比べていた。」

「これらをまとめると、多元的に法的なものが併存し(国家制定法やインフォーマルな法システム。)、お互いが利用しあったり、ぶつかったりしている。これを接合理論でいうと、脱臼状態が起こっている。この制定法と慣習法をどう組み合わせるのかが問題であり、難しい。例えば、低賃金の労働者による市場活性化をイメージすると、それと同時にその低賃金労働者の保護(貧困問題など。)が必要となっていき、そこには共同体が必要となる。つまり、国は共同体の解体と接合を考えてやらなければならず、コンバージョンはやはり難しい。」

#### ■大河内先生:神戸大学教授

「何を紛争解決の最終目標にするのか、チームごとに見方の違いがあり面白かった。 インフォーマルな紛争解決の場合、取りあえず丸く収めることが優先されたりと主観(当事者の満足)で決められていることがある中で、その紛争解決の終局的目標をどこに置くのかという違いが、国ごとの制度の違いに現れてきているのではないかと思う。」

「しかし、今回のテーマが具体的なのか一般的なのかが分からない国もあり、分かる国もあった。なぜその国でそのトピックを選んだのか。そのトピックがその国における法整備一般を指し示す事例なのか。特に、東ティモールにおける DV 問題、カンボジアにおける土地の問題、ウズベクにおける離婚問題などについて、なぜそのトピックを選んだのかをお聴きしたいです。」

#### ○東ティモール班

「東ティモールは、資料がなかなかないため、今回は、資料の充実度の違いから DV 問題を選んだ。しかし、逆にいえば、資料がある分、そこに着目されているのではないか(重要なのではないか。)と考えた。DV 問題だけで一般的な解決策を述べようとしたわけではない。東ティモールの一つの重要な問題が、公的機関からどのように扱われているかを丁寧に分析しようとしただけ。問題の一つ一つにそれぞれの解決策があるはずである、と考えている。」

#### ○カンボジア班

「土地問題が、変化しつつあるカンボジアの状況を一番的確に現したものでないかと考えたから選んだ。社会主義から自由主義の流れの中で、私的所有が認められた土地で強制退去などの問題が起こり、人権にもつながるもの。今でもカンボジアの新聞を賑わせているのは土地問題であり、最も司法アクセスという分野において需要があるのではないかと思う。」

#### ○ウズベキスタン班

「マハラというコミュニティの存在を皆さんに伝えたかった。また,ウズベキスタンでは離婚問題が非常に増えてきているが,伝統的に離婚はよくないとされている中で,なぜ増えているのか疑問に感じたことも理由の一つ。今後,隣人間の紛争にもマハラが関わってくる可能性もあり,マハラがより一般的なものとして説明される余地もあると思う。」

#### ■四本先生:神戸大学教授

「工夫されたパワポ,プレゼンで大変よかった。しかし、離婚や DV, 土地問題などは、 どこの国でもある。もし時間があったのであれば、もっと離れたとこからイシュー別に研 究するとその国の問題の特色が浮かびあがったのではないか。」

「基礎情報と報告本体部分(司法アクセス。)とのつながりをもっと意識すればよかったのではないか。例えば、インドネシアの裁判所の数、島の数などを比較すると、どこを強化すれば司法アクセスが改善されるかが見えてくるのではないか。東ティモールにおいて人口の95%がカトリックなのだから、教会が紛争解決のよいチャンネルとなり得るのではないか。」

「アジア諸国の司法アクセスについて、それぞれの国によって違うし、国内においても 多元的であるため、司法アクセスをどう統合するのか考えるのがとても難しい。その難し さをもっと伝えてほしかった。また、社会的弱者にとって使い勝手の良い制度であってほ しい。もっと青年の声、積極的な意見があればもっと良かったのではないだろうか。」

#### ■中村教官:法務省

「司法アクセスを、単なる紛争解決機関の利用という狭い意味にとどまらず、法の普及をも含めた広い意味で捉えている班もあり、とても興味深かった。それぞれの国の状況は違うが、報告を聞く側としては、例えば、多くの班がインフォーマルないしセミフォーマルな紛争解決を取り上げていたことなどから、各国の問題状況を比較しながら聞くことができ、その意味でも良かった。」

「ウズベキスタンについて。マハラの調停の証明がないと訴えを裁判所が受け付けてくれないとあるが、その実質的根拠をどのように考えるか。これはウズベキスタンに限ったことではないが、現実の法整備支援を考える上において、法的根拠がない中、実務におい

てなぜそのような運用がなされているのか、背後にどういう事実があるのかを考えてみる のは大切なこと。文献にも載っていないと思われるが、想像でもよいので是非考えてみて ほしい。」

#### ○ウズベキスタン班

「マハラの証明書が法律の根拠なしに必要な理由は、裁判所側の問題が一つ挙げられる。 離婚の問題は、裁判官にも負担になるため、和解機関を設けてその事案を延長させる意図 がある。証明がないと、マハラに受入れられていないのではないかという風に捉えられて しまう。」

#### ○中村教官

「マハラの調停で得られた情報は裁判所に引き継がれるのか。」

#### ○ウズベキスタン班

「マハラ調停委員会で審議になったものは、文書化されて裁判所に送られ(暗黙の内に)、 それが必要書類に含まれる。」

#### ■江藤教官:法務省

「資料がとても詳しく感動しました。東ティモールやミャンマーは資料が少なくとても苦労したと思われますが、御苦労様でした。全体の評価として、法曹育成や法案起草ではなく、なぜ日本の法整備支援であまり行っていないローカルジャスティス、コミュニティ調停について着目したのか、その動機は何か教えていただきたいです。」

「また、なぜ途上国においてこんなにもローカルジャスティスが浸透しているのか少し考えてみてはどうか。途上国でこんなにもローカルジャスティスが浸透している理由は、司法制度のぜい弱性と表裏にあるのではないだろうかと私は考える。司法制度がぜい弱化しているために、ローカルな部分に人々は頼るのではないだろうか。」

「逆に、中国ではローカルジャスティスが完全に法制化されているところもある。ベトナム、中国、ラオスといった社会主義国が、集中してコミュニティ調停を法制化しているのも面白い点である。おそらくは、末端まで国の指導をいきわたらせるということだろう。」

「さらに、ローカルジャスティスに関して、刑事も含めるのか否か(その区別方法はどうするのか。)。ベトナム、中国は含めないが、ラオスは軽微な刑事事件は含めるということだった。ウズベキスタンのコミュニティ調停における適正手続の視点は面白い視点であった。」

「中国について。裁判監督制度について、検察院の監督があるということだったが、裁判 所による監督もあるし、当事者の再審の申立てもある。そこも含めて、選択肢が広いとい うことを述べてもよかったのではないか。中国は監督しているが強度の監督をしているわ けではないと思う。また、(中国のみならず、他国においても)判決の公平性について、 発表にあった地方保護主義の問題は中国で重要な点であり、よかった。最近改正された新 民事訴訟法において、判決文の公開が新たに導入された。判決文だけでなく理由も公開さ れるということで、この点につき公平性の担保するための強力なツールになるのではない か。」

「東ティモールについて。DV 問題は、現在問題となっていることが多く、良い着眼点であった。基礎情報の部分で、最高裁はまだ存在していない。ディリに控訴裁判所が一個あり、その控訴裁判所が上告審を兼ねている。東ティモールの裁判所は、ディリに一つと他4つの地方裁判所ということである。」

#### ○ベトナム班

「なぜローカルジャスティスに着目したかというと、今回は、司法アクセスという課題ということで、国民がどれだけ司法に近付けるか、紛争が起きた時に国民が法的な手段を使ってどれだけ解決できるかという点に着目したためである。ベトナムにおいて、裁判所や裁判制度はしっかりとしているが、「国民に近い」ということでベトナムにおいて和解組について着目した。」

#### ○ウズベキスタン班

「なぜローカルジャスティスに着目したかというと、まず司法というものが『上』にあり、『下』に市民があると考えて、その『間』にマハラというものが存在し、それを介して司法にいくということであったため、今回はマハラに着目した。ウズベキスタンは、伝統的にマハラを使って紛争を解決しようという考えがある。(紛争がいけないから、裁判を使って解決するのは良くないとして)自分たちの知っている範囲で解決する。ちなみに、隣人内の紛争解決にマハラが役立っていると考えている人は91.2%、家族内問題への解決にマハラが役立っていると考えている人は99.0%いる。国民の多くが、家族内にマハラが関わることを認めているが、6分の1が否定しているという現状もある。これは、マハラの役割の変化なのか。なぜそのように変化したか、というものを司法制度と関連して学びたかった。」

#### ○中国班

「本来、民事紛争は調停で解決するという風潮が根強く存在した。そこで、調停手続の延長として判決手続などを見ていこうと考えた。特徴として、自分たちの身近な範囲での解決のみならず、上の権威を示すという側面がある。これは法治主義とは対立するような制度であり、特に共産党は、必ずしも法律の手続によって解決したくないという気持ちが存在する。その対立を描こうとした。」

「社会主義国の共通性について(なぜ社会主義国なのにコミュニティ調停などを認める

のか。)は、社会主義国には国家の支配を調停を通じて及ぼすという側面もある。しかし、 人民主義を訴訟に及ぼしたいという意識があるのではないか。」

#### ○東ティモール班

「基本的にはベトナムと同意見。東ティモールは、歴史の浅さが顕著で、司法制度ができたばかりでぜい弱なものである(リソースもない。)。そこで、これを分析することは不可能と考えた。現在は弁護士50人程度だが、元々は国中にお触れを出して法律の専門家を探し出しても法学部卒のような人間が8人いる程度だったところからスタートしている。つまり、まだまだこれからの国。」

「東ティモール独立前から法整備支援の枠組みは確立していた。だから、国連が東ティモールに支援する頃には慣習法の必要性を分かっていて、国連が関わった憲法の中にも慣習法の存在を認めている(完全に矛盾しない限りは、それを認識する。)。つまり、先進国の制度を移植するという考え方は、古くなってきている。」

#### ○ラオス班

「村落調停組織になぜ着目したかというと、裁判所にどのようにアクセスできるのかを 調べたところ、貧困、慣習、法律への不信から裁判所をあまり利用していなかったという 事実が分かった。それならば、どのようにこれまで紛争解決を図っていたのかを調べたと ころ、村落調停組織が出てきたため、そこに絞った。」

「社会主義国の共通性についてだが、ラオスは、民主的な方向にも向かい始めているという印象がある(市民の意識の統一の困難性を政府が感じているのではないか。)。そこで、慣習法なども考慮に入れつつ調和を図るようになってきているのが現状。村落調停組織から裁判所へ、という流れを予定しているように思える。参考までに、CFV (Case Free Village)という事例を紹介する。これは、一定期間村内で犯罪がなければ、政府から表彰されるというもの。政府も村全体での取組を推奨しているため、村と制定法とをいかにコネクトさせるかに意識を向けていることが読み取れる。」

#### ○ミャンマー班

「ミャンマーでは、法案起草自体は容易であり、問題なのは運用の場面。そして、運用における公的側面には憲法が深く影響しているが、改正が困難なため長期的な活動しか見込まれない。今の時点では、より動きやすいローカルジャスティスの方が大きな動きがあるのではないかと考え、ローカルジャスティスに着目した。」

#### ■佐藤直史さん: JICA (国際協力機構)

「法律家の数を増やした方がよいというのは、本当にその国の人が求めていることなのか。例えば、一般家庭の方は弁護士を必要としているのか。私自身、今のところ、弁護士

の数を増やしてほしいという希望を聞いたことはない。つまり、弁護士の数の多さという ものは手続的正義の実現のためには確かに必要であるが、アジア諸国の方々が本当に求め ているものは手続的正義なのか。今回の発表は、日本・欧米の法律家の視点が強く出すぎ ているように感じるため、次年度以降、その点に注意してほしい。」

「リーガルエンパワーメントという部分が、JICA 法整備支援の根幹となってきている。 これは、人々がどのようにアクセスするのか、という人々の主体的側面を重視している。」

#### ■松尾先生:慶應義塾大学教授

「今日の報告が完成形態ではなく、今後も継続的に活動し、補完と蓄積をしていきたい。 今回は、自分たちが担当した国のことを中心に調べたが、他国の発表を聴いて、比較表を 作るために確認した共通指標のほかに、新たな分析視点も生まれたはずである。例えば、 土地制度、婚姻形態、離婚、伝統的コミュニティの役割と国家の司法制度との連続性・非 連続性、日常生活への宗教の影響度、習俗などである。そうした視点を、自分が担当した 国に当てはめて分析してみるとどうなるのかを考えてみるとよいだろう。その相互比較の 中から、どのような法状況や法整備が、どのような自然的・歴史的・文化的・政治的・社 会的条件の下で経済的・政治的・社会的な発展にどのような作用を及ぼすかがより明確に なってくるだろう。そうした基礎的な考察を通じて、どのように法整備支援を行うべきか という応用問題への展望も見えてくるように思う。

また、民事訴訟における職権主義のように、同じような現象でも国によって程度や動態には差があるはずである。中にはしだいに当事者主義への動きを見せている国もある。そうした相違の原因や変化の原動力はどこにあるのかを分析し、他国のケースと比較することにより、自分たちが担当した国の特徴を正確に位置付けることが有益である。

さらに、法整備支援の方法を考える前提として、そもそも政府や一般市民の意識による 『法』の捉え方の違いを明らかにすることも重要である。」

#### ■会場からの質問:東京会場

#### ① 弁護士法人サリュ 富山さん

#### (a) ミャンマー班へ

「ミャンマー国民の法意識を変えることが必要とおっしゃっていたが、今後、 経済発展を遂げていく上で諸外国からの資本が増加し、その資本活動によって 自分たちの人権が侵害されるという印象を国民は持つのではないか。その中で どのように法意識改革をするのか、具体的意見を聴きたい。」

### (b) 東ティモール班へ

「加害者の隔離など、予防法規的な刑罰はないのか。反 DV 法を充実させることよりも、女性の経済的自立を支援することの方が法整備として重要なのではな

いか。」

#### ② 山下さん(慶應義塾大学法科大学院)

#### ウズベキスタン班へ

「家裁設置の理由として、職業裁判官だけで行う審理により公平性を担保することで外国人も利用しやすくするとおっしゃっていたが、今ある制度だけでそのような運用も可能なはず(例えば、マハラの書面をなくす。)。とすると、家裁を設置する意味がなくなるのではないか。設置したとしても、結局職業裁判官の中から家裁の裁判官が選ばれ、似たような制度になってしまうのではないか。」

#### ③ 名古屋大学 小川さん

「法社会学は、コミュニティにおける紛争解決と深く関わる。それは、農業のあり方によって規定されることが通常である。コミュニティは社会主義構造のみならず、産業構造に由来する部分もあるはずなので、今後、視点として産業構造も頭に入れてほしい。」

#### ■質問に対する回答:東京会場

#### ○ミャンマー班

「外国投資法の改正により、確かに外国資本は増加する。これは国には利益があるが、 工場などを建設するために地方の土地を強制収容するなどの問題が発生するおそれは拭え ない。では、どのように国民の法意識を変えていくかについてだが、人々の意識を変えら れるものは制度・法律ではなく人と人とのつながりしかないと考える。これまでは、弁護 士・司法の側が国民目線に立っていなかったための長期隔絶が起こってしまっていた。も し裁判官や弁護士などが政府の圧力から思うように行動できないのであれば、自分たちの ような学生がボランティアとして地方に行き、法律云々ではなく、純粋に交流をして信頼 関係を築いていくことが大切なのではないかと考える。」

#### ○東ティモール班

「加害者隔離の方策が必要という点では同感。だが、東ティモールのコミュニティ形成の中で最も重要なのは結婚であり、家族と家族が一つの連帯感を形成する行為(女性が嫁ぐことが価値の流れである。)として把握されている。そこから価値の循環が生まれ、それがコミュニティの安定性を生むといえる。とすると、DV が起きたときには「女性」という価値の欠損部分を何かで補てんしようという考えであり、かつコミュニティの安定性も維持したいがために隔離もできないのではないか。一応、刑法による隔離、反DV法による隔離などが実際に隔離させる方策としては予定されてはいる。」

「女性の経済的自立を支援することは必要だとは考えるが、それを何によって実現するかは難しい話であり、必ずしも法律の分野での議論ではないのではないかとも思う。」

#### ○ウズベキスタン班

「家裁を作る意味はないというのも一理ある。それでもなお家裁設置を解決策として挙げた理由として、ウズベキスタンでは家族関係を重視しているのだからそれに特化した裁判所が必要なのではないか、という意識がある。また、法曹人口を増やす方策を実施しているとのことで、新たにこれから法曹養成をしていく中でそれらの分野に特化した裁判官を育成することも考えられるため家裁設置を提案させていただいた。」

「また、マハラは都市部でも形骸化してきている現状。調停委員会の人もマハラのこと をあまり知らないため、信頼関係は薄い。それならば、職業裁判官に判断してもらう方が 信頼されるのではないか?という考えも根底にある。」

#### ■会場からの質問:名古屋会場

(a) カンボディア班へ

「土地に関する紛争について,裁判官が占有権などの民法上の概念を理解していたらどの程度国民の権利が守られるのかの具体的説明がほしい。」

#### (b) インドネシア班へ

「弁護士や裁判官が和解に協力的になるためにはどうすればよいのか。」

#### ■質問に対する回答:名古屋会場

#### ○カンボディア班

「実体的な権利が認められたとしても、執行面でもさらに別個の問題がある。実効性の 判断については、資料が集まっていないのが事実です。」

#### ○インドネシア班

「和解を進めるべきか。進めるべきとして、どうすれば弁護士や裁判官の意識が変わるか。それは、和解のメリットを勧めること。そして、和解のメリットとは当事者の納得が得られることを指す。また、裁判官の負担軽減という側面もある。」

#### 5. 閉会の辞

#### 国際民商事法センター・事務局長 北野貴晶

「若い世代の方に法整備に参加してもらい、理解を深めてもらうことが今後の課題。キックオフセミナーが始まり、サマースクール、シンポジウムと年間通して活動が続くようになったため、点だったものが線になってきている印象がある。また、今回のシンポジウムは、これまでで最多の8か国を取り上げた。近い将来の支援対象国も含め、共通の切り口で横断的に見るという画期的な取り組みである。今回は各チームの発表を比較することでいわば横軸の学習の機会であったが、今後も継続することで情報が蓄積し、いわば縦軸でも学習していければよいと考える。この学生のシンポジウムを中心に、今後、法整備支援に興味を持つ学生のネットワークが広がることに期待している。」

#### \*付記

2012 年 5 月のキックオフ・セミナー,8月のサマースクールを経て,そこで集まった法整備支援に関する活動に興味がある学生が主体となり,今回のシンポジウムが開かれました。法整備支援に関するシンポジウムは3年前から毎年行われていましたが,今年から学生主体によるシンポジウムに移行し、学生が中心となって運営・発表の準備をしてきました。

例年、参加する大学の数は2~3校と少ない規模で行われていましたが、今年の参加大学は、関西・関東の学校を含む全8校と全国規模に拡大し、法整備支援に関する活動に関心や興味がある学生がより幅広く参加・聴講する形となりました。

初めての試みということで、発表形式や内容に多くの課題が残りましたが、発表当日は各グループしっかりと準備をし、多くの方々の御協力を得て無事に成功させることができました。また、御来場いただいた皆様からの質問も活発に飛び交い、本当に充実したシンポジウムになったと思います。

今回の反省点などを活かし、これからも法整備支援という分野に触れ、活動の幅も広げていきたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

なお、本稿に掲載されている「学生発表」の部分について、CALE(法政国際教育協力センター)のHP(http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/)に別途資料・PPTが掲載されています。 (住谷恭平)

### ~ 外国法令紹介 ~

### ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について

ベトナム長期派遣専門家(チーフアドバイザー) 西 岡 剛(法務総合研究所教官・検事)

#### はじめに

2005年ベトナム民法 318条以下には、民事義務の 担保に関する規定が置かれており、これら各規定を 具体的に施行するために、2006年に担保取引に関す る政府議定 163号が制定された。同議定は、担保取 引の成立、履行、処分に関して民法の規定を具体的 に施行するためのものである。ベトナム法・司法制 度改革支援プロジェクトにおいても、カウンターパートの一機関である司法省との間で、ベトナムの担 保法令の制定、運用のための協力を続けているとこ ろ、上記 163号議定の改正作業にも協力し、2012年 2月22日、同議定の一部条項を改正した政府議定 11号が公布され、同年4月10日から施行されてい る。本報告において、主な改正点を述べると共に、 163号議定及び11号議定の仮訳を紹介する。

#### 第1 担保取引に関する政府議定の全体像

第1章 総則

第2章 担保取引の締結

第3章 担保取引の履行

1節 財産質

2節 財産抵当

3節 手付・寄託

4節 供託

5節 保証

6節 信用による抵当

第4章 質・抵当における抵当財産の処分

(施行条項)

#### 第2 主な改正点

新条文

主な改正点は以下の7点である1。

旧条文

#### 1 3条 用語解説(1項を改正)

担保設定者は、自身の 所有に属する財産・土地 使用権及び信用を使用 する者, あるいは自分自 身の, 又は他人の民事義 務の履行を担保するた めに担保権者に対して, その履行を約束した者 であり、これには、質権 設定者,抵当権設定者, 手付提供者·寄託提供 者・供託設定者・保証人 及び信頼による抵当が 設定された場合の末端 の政治―社会組織が含 まれる。

担保設定者【Bên bảo dām】とは、義務を負う 者あるいは民事義務の履行の担保を約束した第三者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託設定者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治―社会組織が含まれる。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 相当数の改正点があるので、具体的な改正は仮訳を参照していただきたい。

#### (ベトナム側の説明)

第三者という言葉だけでは、一体誰を指すのか、 関係者や関係組織に対して、誤解を招くこともあっ たことから、改正したということである。

#### 2 4条 担保財産 (1項及び2項を改正)

新条文 旧条文 1 担保財産は、現存す 1 担保財産は、当事者 る財産であるか,将来 によって合意された 形成される財産で,取 もので,義務者の所有 引が禁止されていない に属するか, あるい ものである。 は、権利者に対してそ の財産で義務者の義 務履行を担保するこ とを約束した第三者 の所有に属するもの である。担保財産は, 現存する財産である か,将来形成される財 産で,取引可能なもの である。

- 2 将来形成財産は、次のものを含む
- a) 借入資本から形成 された財産
- b) 形成段階の財産, あるいは担保取引締 結時点において合法 的に創立中の財産
- c) すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結

2 将来形成財産は,義 務成立後,あるいは担保 取引締結後に,担保設定 者の所有に属している 財産である。将来形成財 産は,担保取引締結時点 において形成された全 財産を含むが,担保取引 締結後に,担保設定者の 所有に属するものに限 られる。 時よりも後に、登記されることになっている財産 将来形成財産に、土地使用権は含まれな

Λ,°

#### (ベトナム側の説明)

ベトナム側の説明によれば、1項については、担保設定者に関する用語規定(3条1項)を改正して第三者という言葉を外したことから、これとの整合性を保つために、改正したということであり、2項については、2005年民法や2003年土地法との整合性を保つために改正したということである。そして、2項a)は、例えば自動車を購入する際に資本がない場合、購入予定の自動車を将来形成財産として担保財産として、資本を借り入れる場合を指し、2項b)について、建設途中のビルなどを将来形成財産として担保財産とする場合を指すとベトナム司法省の担当者は述べていた。

### 3 8条 将来形成財産による義務履行の担保 (改正)

新条文	旧条文
1 担保設定者が、将来	将来形成財産によっ
形成される担保財産	て義務履行を担保して
の一部あるいは全部	いる場合で,担保設定者
に所有権を有してい	が担保財産の一部ある
る場合, 担保権者は,	いは全部に所有権を有
その財産の一部ある	していれば、担保権者は
いは全部に対して、所	その財産の一部, あるい
有権を有する。法律の	は全部に対して権利を
規定により、所有権登	有する。法律の規定によ
記をしておかなけれ	り,所有権登記をしてお

ばならない財産につ かなければならない財 いて, 担保設定者が登 産について,担保設定者 記をしていなかった が登記をしていなかっ 場合でも,担保権者 た場合でも,担保権者 は、処分期限が到来す は, 処分期限が到来すれ れば、財産の処分をす ば、財産の処分をするこ ることができる。 とができる。 2 将来形成される財 (新設) 産が、民事義務を履行 するために処分され た場合,権限のある国 家機関は,担保財産処 分結果があれば、これ を根拠として, すぐに 財産の購入者や受領 者に対し, 財産の所有 権や使用権の移転手 続きを実行する。

#### (ベトナム側の説明)

将来形成財産を取得した者の合法的な権利や利益 を保護するために2項を新設したということである。

#### 4 8条a 将来義務の履行の担保(補充)

新条文	旧条文
1 将来発生する義務	(新設)
の履行を担保する契	
約において,他の合意	
や法律で他の規定が	
ある場合を除き、当事	
者は、担保義務の範囲	
及び担保義務履行の	
期限に関して具体的	
な合意をすることは	
強制されない。	

義務が形成されて (新設)
 も、当事者は、登記された担保取引の内容を変更する登記をする必要はない。

#### (ベトナム側の説明)

民法 319条2項<sup>2</sup>において、将来義務を担保することができる旨規定されていたが、議定 163 号にはこれに関する規定がなかったので補充したということである。これは、いわゆる根抵当や根保証を想定しているものと思われる。

#### 5 21条 留置されている抵当財産(改正)

新条文	旧条文
抵当財産が,民法 416	民法 416 条の規定に
条の規定に従って、留置	従って,財産を留置でき
されている場合, 抵当権	る権利者がいる場合, 留
者あるいは義務者が、法	置権者は,抵当権者より
律の規定に従って処分す	も優先する。
るため、留置者【bên cầm	
giữ 】に対して、義務を	
履行した後, 留置者は,	
留置財産を抵当権者に渡	
さなければならない。	

#### (ベトナム側の説明)

従来は、抵当財産が、留置されている財産である場合、抵当権者は当該財産を処分することはできるのか、また、その清算順位はどうなるのか、について規定されていなかったことから、抵当財産が、留置されている場合、その処理には多くの問題が発生

<sup>2</sup> 第319条 債務履行の担保の範囲

<sup>2.</sup> 当事者は、現在の債務、将来の債務、または条件付債務をも含む各種債務の履行を担保するために、債務履行の担保措置について合意することができる。

していたようである。かかる問題を克服するために、 21条を改正したということである。

### 6 47条 保証人の財産の処分(改正)

新条文	旧条文
民法 369 条の規定に従	民法 369 条の規定に従
って、保証人の財産を処	って、保証人の財産を処
理する際、次のとおり行	分しなければならない
う。	場合,各当事者は,処分
	すべき財産, 処分の時
	間・場所・方式に関して
	合意できる;その合意が
	されない場合、保証権者
	は、裁判所に訴えを提起
	することができる。
1 当事者において、保	
証義務履行を担保す	
るため, 財産質や財産	
抵当に関して合意が	
ある場合、質財産や抵	
当財産は,本議定の4	
章の規定に従って処	
分される。	
2 当事者において、保	
証義務履行を担保す	
るため、財産質や財産	
抵当に関しての合意	
がされていない場合,	
保証人は、保証権者の	
要求に従い,保証権者	
の処分のために、自身	
が所有する財産を引	

き渡さなければならない<sup>3</sup>。保証人が財産を引き渡すことができない場合、保証権者は法律の規定に従って訴えを提起することができる。

3 保証人の財産処分 時点において、保証人 が処分のための財産 を有してない場合や、 財産処分から得られ た金額が被担保義務 を清算するのに十分 ではない場合、保証さ れた義務の範囲内に おいて、保証権者は、 処分を継続するため、 処分を継続するため、 処分時点後に得られ た財産を、保証人に引 き渡すよう要求する ことができる。

#### (ベトナム側の説明)

保証人の財産の処分方法について、明確に規定しておらず、多くの障害が発生していたので、これを明確に規定することとした。

7 47条a 保証権者同士,または保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者との間における清算優先順位(補充)

 $<sup>^3</sup>$  [原文] bên bảo lãnh phải giao tài sản thuộc sở hữu của mình cho bên nhận bảo lãnh

新条文	旧条文
1 各保証権者同士は,	(新設)
清算優先順位は同じ	
である。保証人の財産	
の処分から得られた	
金員は、被保証義務に	
応じた割合で,各保証	
人に分割される。	
2 法律の規定に従っ	(新設)
て,登記された質契	
約・抵当契約・手付契	
約・寄託契約・供託契	
約の場合、質権者・抵	
当権者・手付権利者・	
寄託権利者・供託権利	
者は、保証権者よりも	
優先して清算される。	
3 法律の規定に従っ	(新設)
た登記がされていな	
い質契約・抵当契約・	
手付契約・寄託契約・	
供託契約の場合, 保証	
権者と質権者・抵当権	
者・手付権利者・寄託	
権利者及び供託権利	
者の清算の優先順位	
は、担保取引が成立し	
た順位に従って確定	
される。	

法 325 条 3 項<sup>4</sup>に基づき,このような処理になったものと思われる。

以上

#### \_(ベトナム側の説明)\_

1項は債権者平等の原則に基づいての規定であり、 2項は登記された担保物権が債権を有するという考 えに基づいての規定ということである。3項は、民

<sup>4</sup> 民法 325 条 3 項

一つの財産で複数の民事義務の履行を担保している場合において,すべての担保取引が登記されていない場合,清算の優先順位は担保取引が確立された順位による。

# <u>担保取引に関しての政府議定</u> (163/2006/NÐ-CP,11/2012/ NÐ-CP) <sup>1</sup>

#### 第1章

#### 総則

#### 1条 調整範囲

本議定は、民事義務【nghĩa vụ dân sự】の履行を担保するための担保取引の成立・履行及び担保財産の処理に関して、民法の一部条項を具体的に執行していくために規定したものである。

#### 2条 法律の適用

担保取引の成立・履行及び担保財産の処理は、民法・本議定及び関連する法律規範 文書の規定に従って実行される。

#### 3条 用語解説(1項及び9項を改正)

本議定における各用語は次のとおり理解される。

- 1 担保設定者は、自身の所有に属する財産・土地使用権及び信用を使用する者、あるいは自分自身の、又は他人の民事義務の履行を担保するために担保権者に対して、その履行を約束した者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託提供者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる<sup>2</sup>。
- 1 担保設定者【Bên bảo đảm】とは、義務を負う者あるいは民事義務の履行の担保 を約束した第三者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託設定 者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が 含まれる。
- 2 担保権者【Bên nhận bảo đảm】とは、一つあるいは複数の担保取引によって担保された権利を行使するという民事関係において、権利を有する者であり、これには質権者・抵当権者・手付受領者【bên đặt cọc】・寄託受領者【bên ý cược】・保証権者【bên bảo lãnh】・

<sup>1 2006</sup>年163号議定の一部を改正したのが、2012年11号議定(2012年2月22日公布)である。11号議定は2012年4月10日から施行された。163号議定と11号議定は、法規範文書自体は別個独立しているものの、11号議定は163号議定の一部条項を修正したものであることから、本仮訳においては、便宜上、163号議定中に11号議定を組み入れる形で表記した。また、改正された条文についてはイタリック文字で表記し、旧条文については取消線を入れて表記している。脚注の英訳は、ベトナム司法省ホームページで公開されている本議定の英訳を引用したものである。

 $<sup>^2</sup>$  pledgor, mortgagor, depositor, escrow account depositor, collateral payer, guarantor or a grassroots socio-political organization in case of trust.

信用抵当の場合の信用組織【tổ chức chính trị - xã hội tại cơ sở trong trường hợp tín chấp】,そして,銀行から支払いを受けたり,供託【ký quỹ】において損害賠償を受けたりすることができる者 $^3$ が含まれる。

- 3 善意の担保権者は、担保設定者が民事義務を履行するための財産の使用権を有していなかったことに関して、知らなかった、あるいは、知りうることができずに担保を受領した者である。
- 4 義務者【Bên có nghĩa vụ】とは、権利者に対して担保された義務を履行しなければならない者をいう。
- 5 被担保義務【Nghĩa vụ được bảo đảm】とは、一部あるいは全部の民事義務であり、これらは現在の義務【nghĩa vụ hiện tại】、将来の義務、あるいは義務を履行する上で条件が付されている義務であり、条件付義務は一つあるいは複数の担保取引によって担保されている。
- 6 将来義務【Nghĩa vụ trong tương lai】とは、担保取引締結後に成立される民事取引から発生する民事債義務である。
- 7 担保財産【Tài sản bảo đảm】とは、担保権者に対して民事義務の履行を担保するために担保設定者が使用している財産である。
- 8 生産やビジネス過程において流通している商品【Hàng hóa luân chuyển trong quá trình sản xuất, kinh doanh】 4とは、担保設定者の生産・ビジネス活動の範囲内において、交換・売買・賃貸のために使用されている動産である。
- 9 有価証券【Giấy từ có giá】は、株券【cổ phiếu】・社債【trái phiếu】・為替手形【hối phiếu】・約束手形【kỳ phiếu】・信用手形【tín phiếu】・預かり証券【chứng chỉ tiền gửi】・小切手【séc】・基金証明書【chứng chỉ quỹ】5、その他法律に規定により価値のある証券で、換金可能で、かつ取引が許されているものである。
- 9 有価証券とは、株券、社債、為替手形、約束手形、預かり証券、小切手、その他の法律に規定された価値のあるもので、換金可能で、かつ取引が許されているものをいう。
- 10取引可能な財産とは、担保取引成立時点において、法律の規定により、取引が禁止されていない財産である。

#### 4条 担保財産(1項及び2項を改正)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> a pledgee, mortgagee, deposit receiver, escrow account receiver, guarantee or a credit institution in case of trust, or a party entitled to a payment by bank or to a damages in case of collateral.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Goods circulated in the production or business process

 $<sup>^{5}</sup>$   $\,$  stocks, bonds, bills of exchange, promissory notes, deposit certificates, checks

- 1 担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引が禁止されていないものである。
- 1 担保財産は、当事者によって合意されたもので、義務者の所有に属するか、あるいは、権利者に対してその財産で義務者の義務履行を担保することを約束した第三者の所有に属するものである。担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引可能なものである。
  - 2 将来形成財産は、次のものを含む
    - a) 借入資本から形成された財産
- b) 形成段階の財産,あるいは担保取引締結時点において合法的に創立されている財産
- c) すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、 法律の規定により、担保取引締結時よりも後に、登記されることになっている財産 将来形成財産に、土地使用権は含まれない。
- 2 将来形成財産は、義務成立後、あるいは担保取引締結後に、担保設定者の所有 に属している財産である。将来形成財産は、担保取引締結時点において形成された全財産 を含むが、担保取引締結後に、担保設定者の所有に属するものに限られる。
- 3 国営企業は、法律に他の規定がある場合を除き、民事義務の履行を担保するために、その管理権及び使用権に属している財産を使用することができる。
- 4 法律に他の規定がある場合を除き,担保取引が合法的に締結されて,かつ第三者に対しても法的効力を有している場合,裁判所その他権限のある国家機関は,担保設定者のその他の義務を履行するため,担保財産を差し押さえることはできない。

#### 5条 複数の民事義務の履行を担保するために使用される財産の価値

担保設定者が、民法324条1項<sup>6</sup>の規定に従って、複数の民事義務の履行を担保するために一つの財産を使用する場合、当事者は、法律に他の規定がある場合を除き、担保された民事義務の総価値よりも低い、同等、あるいは高い財産を使用することを合意できる。

#### 6条 清算の優先順位

1 担保財産を処理する際の清算優先順位は、民法325条の規定に従って確定される。

<sup>6</sup> 第324条 多数の債務履行のための担保を用いる一つの財産

<sup>1.</sup>担保取引の確立時点にいける価値が、担保される債務の価値総額より大きい場合、一つの財産は多数の債務履行のための担保を用いることができる。ただし、他の合意があるか、または法律で別の規定がある場合を除く。

- 2 同一財産で担保されている当事者は、当事者間において、清算優先順位の変更 に関しての合意ができる。清算優先権を得た者は、自身が優先権を得た範囲でのみ、清算 が優先される。
- 3 担保財産の処理により回収された金額が、同順位の清算優先順位を持つ担保権者にとって不十分である場合、その(回収)総額は、担保された義務の価値に応じた割合に応じて、各当事者に清算される。

#### 7条 民事債務履行のための担保取引の選択

複数の担保取引によって、担保されている一つの民事義務で、義務の期限が到来したが、その時点で、履行ができない、あるいはその義務の履行が適切ではない場合、担保権者は、当事者間において他の合意がない限り、一つの担保取引を処理するか、あるいは全ての担保取引を処理するかいずれでも選択できる。

### 7条 a 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の抵当に関しての通報 (補 充)

- 1 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の抵当登記後,登記申請者が 担保取引登記証明書コピーの発給申請費用を支払った場合,担保取引登記機関は,交通手 段の移転登記権限のある国家機関に対し,登記証明書コピー1通を送る。交通手段の登記 権限のある国家機関は,登記証明書コピーを受領したその日のうちに,交通手段に抵当が 設定されていることに関する情報を更新しなければならない。
- 2 抵当登記抹消後,抹消登記申請者が担保取引登記抹消証明書類のコピーの発給申請費用を支払った場合,担保取引登記機関は,交通手段の移転登記権限のある国家機関に対し,交通手段の抵当が抹消されたことに関する情報を更新するために登記抹消証明書コピー1通を送る。
- 3 交通手段の登記書の再発行申請や変更申請があった場合や,あるいは記載されている交通手段が,担保取引登記抹消証明書がない抵当財産で,これに対する所有権の変更申請があった場合,交通手段の所有者は,認証【chúng thực】のある原本1通か,あるいはその交通手段の抵当権者の【giải chấp】書類原本や同意書類原本と対照するためのコピー1通を提出しなければならない。

#### 第2章

#### 担保取引の締結

#### 8条 将来形成財産による義務履行の担保(改正)

- 1 担保設定者が、将来形成される担保財産の一部あるいは全部に所有権を有している場合、担保権者は、その財産の一部あるいは全部に対して、所有権を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる
- 2 将来形成される財産が、民事義務を履行するために処分された場合、権限のある国家機関は、担保財産処分結果があれば、これを根拠として、すぐに財産の購入者や受領者に対し、財産の所有権や使用権の移転手続きを実行する。

将来形成財産によって義務履行を担保している場合で、担保設定者が担保財産の一部あるいは全部に所有権を有していれば、担保権者はその財産の一部、あるいは全部に対して権利を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。

#### 8条a 将来発生義務の履行担保(補充)

- 1 将来発生する義務の履行を担保する契約において、他の合意や法律で他の規定 がある場合を除き、当事者は、担保義務の範囲及び担保義務履行の期限に関して具体的な 合意をすることは強制されない。
- 2 義務が形成されても、当事者は、登記された担保取引の内容を変更する登記をする必要はない。

#### 9条 担保取引の公証・認証

- 1 担保取引の公証あるいは認証は、当事者の合意による。
- 2 法律の規定がある場合,担保取引は、公証あるいは認証をしなければならない。

#### 10条 担保取引の効力(2項を削除)

- 1 合法的に締結された担保取引は、締結時点から効力を有する。但し、以下の場合を除く。
  - a) 当事者間において,他の合意がある場合
  - b) 財産質は、質権者に財産が交付された時点から効力を有する。

- c) 土地使用権・森林使用権・植林された生産林の所有権・航空機,船舶の抵当は,抵当が登記された時点から効力を有する。
- d) 法律に規定がある場合,担保取引は,公証あるいは認証時点から効力を有する。

#### 2 担保取引財産に関しての一般的な記載は、担保取引効力に影響しない。

#### 11条 第三者に対して担保取引が法的効力を有する時点

- 1 担保取引は、登記時点から、第三者に対して法的効力を有する。登記時点は、 担保取引に関する法律の規定によって確定される。
- 2 担保取引に参加する一部あるいは両当事者に交替があっても,担保取引が第三者に対して有効となった時点は変わらない。

#### 12条 担保取引の登記(4項を補充)

- 1 登記しなければならない場合は以下のとおり。
- a) 土地使用権抵当
- b) 森林使用権・植林された生産林の所有権の抵当
- c) 航空機・船舶の抵当
- d) 多数の債務の履行を担保するための財産
- d) その他法律の規定がある場合
- 2 この条文の第1項に規定する場合以外で、個人・組織が、登記を要求した場合 の担保取引
- 3 担保取引登記の順序・手続き・管轄は、担保取引登記に関する法律の規定に従ってなされる。
- 4 担保設定者が判決執行される者(判決債務者)であり、担保権者が判決執行の 利益を受ける者(判決債権者)である場合において、担保設定者の義務を履行して、これ により権限のある判決執行機関によって、判決執行結果の確認書が発行された場合、担保 設定者が担保取引抹消申請者であれば、その確認書は、担保権者の担保取引登記抹消同意 書面の代わりとなる。

#### 13条 担保設定者の所有に属さない担保財産の場合

- 1 担保設定者が、自身の所有に属さない財産を、民事義務履行の担保のために使用する場合、所有主は、民法256、257及び258条<sup>7</sup>並びにこの条文の2項に従って、財産の返還を要求できる。
- 2 担保財産が、遅参払い【trå chậm】や分割払い【trå dần】で購入した財産、営業登記をした企業あるいは個人によって、1年以上の期間付きで賃貸借されている財産(例えば、機械一般【máy móc】、設備あるいは所有権登記の対象とはならないその他の動産)で、かつ、その契約締結から15日以内に、権限のある担保取引登記機関において、遅参払い契約、分割払い契約、賃貸借契約の登記をした場合、担保財産を処分する際、売り主側は所有権を留保でき、賃貸人側は、第1位の優先弁済順位を持つ。仮に、(分割払い契約等の)登記がされていない場合、あるいは、上記期間経過後の登記で、かつ担保取引の時点よりも後に登記された場合、担保権者は、担保財産を処分する際、善意の担保権者で、かつ、第1位の優先弁済順位のある者とみなされる。
- 3 遅参払い契約,分割払い契約及び賃貸借契約登記後に,遅参払いや分割払いで 購入した財産や賃貸借財産を担保財産として提供を受けた組織及び個人は,善意の担保権 者とみなされない。

#### 14条 担保設定者が再編成された法人である場合

- 1 担保設定者が再編成された法人である場合,再編成(分割・分離・合一(統合)・合併・変更)前に法人の再編成について,担保権者に通知しなければならない。
- 2 当事者は、法人の組織再編成の過程において、相続・担保された義務の履行及 び担保取引に関して合意できる。合意がされない場合、担保権者は、義務者に対して、期 限前の義務履行を要求できる。その要求がない場合は、以下のように解決される。
- a) 法人分割の場合,新しく成立した各法人は,担保取引の履行に関して,連帯して責任を負わなければならない。

<sup>7</sup> 第 256条 財産の返還要求権

財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権または合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用しまたは収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。ただし、本法典第247条1項に規定される場合を除く。財産が善意の者に占有された場合において、本法典第257条と第258条を適用する。

第257条 善意の占有者より所有権登記が不要の動産の返還要求

財産の処分権を有しない者との無償契約によって、所有権登記が不要の動産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合、動産が盗難、紛失または所有者の意思外に占有される他の場合において、その動産の返還を要求する権利を有する。

第258条 善意の占有者より所有権登記が必要の動産または不動産の返還要求

所有者は所有権登記が必要の動産または不動産の返還を要求することができるただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合、または国家の権限機関の判決、決定による財産所有者が判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引の場合を除く。

- b) 法人分離の場合,分離された法人と分離した法人は,担保取引の履行に関して連帯して責任を負わなければならない。
- c) 合一(統合)又は合併した場合,合一(統合)又は合併した法人は,担保取引を履行しなければならない。
- d) 企業や国営企業が変更した場合【Trong trường hợp chuyển đổi doanh nghiệp, chuyển đổi công ty nhà nước】, 変更後の企業は, 担保取引を履行しなければならない。
- 3 法人の組織再編成の前に確立された取引で、履行期間が残存しているものについては、両当事者はその取引を再締結する必要はない。両当事者は、担保設定者変更に関しての記録書類を作成【lập văn bản ghi nhận】できる。

登記された担保取引について,担保設定者の変更登記は法律が規定する期間内 に行わなければならない。

#### 15条 担保取引と被担保義務契約との関係

- 1 被担保義務契約が、その契約の不履行により無効となった場合、担保取引も終了する。仮に被担保義務契約の一部あるいは全部が履行されていた場合、他の合意がある場合を除き、担保取引は終了しない。
- 2 無効な担保取引は、他の合意がある場合を除き、被担保義務契約を終了させない。
- 3 両当事者がその契約の履行を果たさないまま、被担保義務契約が、取り消されるか、あるいは一方的に履行を終了した場合、担保取引は終了する。仮に被担保義務契約の一部あるいは全部が履行されていた場合、他の合意がある場合を除き、担保取引は終了しない。
- 4 担保取引が取り消され、あるいは一方的に履行を終了した場合でも、他の合意がある場合を除き、被担保義務契約は終了しない。
- 5 担保取引が、この条文の1項及び3項によって終了しなかった場合、担保権者は、自身に対して義務を有する者の返済義務を清算するため、担保財産を処分することができる。

#### 第3章

#### 担保取引の履行

#### 第1節 財産質【CÀM CỐ TÀI SẢN】

#### 16条 質財産の保管

質権者は、質財産の移転を受けた後、直接財産を保管するか、第三者に対して財産の保管を委託する。第三者に委託する場合、質権者は、質権設定者に対し、民法332条8で規定された義務や、質権設定者との合意によるその他義務を負ったままである。

# 17条 質権者が質財産を保管中に、質財産を紛失・破損・価値を喪失又は低下させた場合の責任

1 質財産が、その価値を喪失・低下させるような危険物である場合、その財産を保管している質権者は、質権設定者に通知し、一定期間内に解決方法を知らせるよう要求できる。仮に質設定者が回答をしないまま、その期間が終了した場合、質権者は、必要な予防措置を講じなければならない。質権者は、危険が発生したことに過失がない限り、質権設定者に対して合理的な費用を支払うよう請求できる。

質権者の過失によって、質財産の紛失・破損、価値の喪失・低下が生じた場合、 質権者は質権設定者に損害を賠償しなければならない。

- 2 質財産が、第三者によって保管され、紛失・破損、価値の喪失・低下という危険のある目的物の場合、その第三者と質権者の権利・義務は財産保管契約に従うことになる。
  - 3 この条文の1項及び2項の規定は、質物が自然消耗による場合は適用されない

# 18条 質権者が、質財産を売却・交換・贈与・賃貸・貸与したり、その他の義務の履行を担保するために質財産を持ち出したりした場合の責任

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 第 332 条 財産の質権者の義務

財産の質権者には、以下の義務がある。

<sup>1.</sup>質財産を保管し保持する。質財産を遺失または損壊した場合には、質権設定者に損害を賠償しなければならない。 2.質財産を売却し、交換し、贈与し、賃貸借、貸与してはならない。質財産を他の義務履行の担保として用いることはできない。

<sup>3.</sup>質権設定者の許可を得ない場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実および法定果実を収益して はならない。

<sup>4.</sup>質権による担保義務が終了した、または他の担保措置に代えられたとき、質財産を返還する。

- 1 民法 332 条 2 項の義務に違反して、質権者が上記各行為(売却等)を行った場合、質権設定者はその財産の返還を請求することでき、被害が発生していれば、損害賠償請求できる。質権設定者は、以下の場合、財産の返還を請求できない。
- a) 買主・交換された者・贈与を受けた者が、民法 247 条 1 項 $^9$ に基づき、時効により所有権を取得した場合
- b) 質財産が所有権登記を要求されていない動産であり、かつ、その質財産の買 主及びそれと交換された者が善意である場合(民法257条)
- 2 質権設定者が、この条文の第1項の規定に従い、買主・交換された者、贈与を 受けた者から財産を取り返すことができない場合、質権者は質設定者に損害を賠償しなけ ればならない。

# 19条 質として貨物引換証【vân đơn】・銀行カード【thẻ tiết kiệm】・有価証券を受領した場合の質権者の権利(3項を改正)

- 1 ベトナム航海法89条の規定に従って、質として、指図付貨物引換証【vận đơn theo lệnh】<sup>10</sup>や無記名貨物引換証【vận đơn vô danh】<sup>11</sup>(貨物引換証の完全セット)を受領した場合。質権者は、その貨物引換証に記載された商品に対して権利を有する。
- 2 質として銀行カードを受領した場合,預金を預かっている組織に対して,質権 設定者の預金口座を凍結するよう要求できる。
- 3 質として有価証券を受領した場合,質権者は,有価証券発行者あるいは証券保管センター【Trung tâm Lưu ký chứng khoán】 <sup>12</sup>に対して,その有価証券に対して,質権者の監察権を確保するよう要求できる。

有価証券発行者,あるいは証券保管センターが、質権者の監察権を確保するという約束に反し、これにより質権者に損害を及ぼした場合、他の合意がある場合を除き、 質権者に対して、損害賠償する責任を負う。

質財産が、登記・証券保管の対象となる場合、担保取引登記官における質登記は、担保取引登記に関する法律の規定に従ってなされ、証券保管センターにおける登記・ 証券保管は、証券に関する法律の規定に従ってなされる。

<sup>9</sup> 第247条 時効による所有権の所得

<sup>1</sup>.法律的根拠のない財産に対しては、動産の場合 10 年間、不動産の場合 30 年間、善意的で、連続的、公開的に占有する人または利益を享受する人は、本条第 2 項に規定される場合を除き、占有した時点からその財産の所有者になる。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> an ordered bill of lading

<sup>11</sup> a bearer bill of lading

 $<sup>^{12}</sup>$  the Securities Depositary Center

3 質として有価証券を受領した場合、質権者は、有価証券の発行者、あるいは証 券保管センターに対して、その有価証券に記載されている財産価値を監察する質権者の権 利を確保するよう要求できる。

有価証券発行者、あるいは証券保管センターが、質権者の監察権を確保すると の約束を遵守しなかった場合、他の合意がある場合を除き、その有価証券に記載された価 値の低下部分と同じ損害賠償責任を負う。

#### 第2節 財産抵当【THÉ CHẤP TÀI SẢN】

### 20条 抵当財産を売却・交換・贈与した場合の抵当権者の権利(一部語句の変更・ 削除)

- 1 抵当権設定者が、生産、ビジネス過程の流通商品ではない抵当財産を、抵当権 者の承諾を得ずに売却・交換・贈与した場合、抵当権者は、以下の場合を除いて、抵当財 産を回収することができる。
- 抵当財産が登記される前になされた売却・交換で、かつ、抵当財産の買主・ 交換を受けた者が善意である場合
- 抵当登記された機械交通手段 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手 段の買主、これらと交換された者で、登記内容がフレームナンバー<del>やエンジンナンバー</del>を 正確に記載しておらず、かつ抵当財産の買主・交換された者が、善意である場合。
- 2 抵当権者が抵当財産の回収を行わない場合,回収金額,清算請求権,あるいは, 抵当財産の売却・交換から得られたその他の財産は、売却、交換された財産に変わって抵 当財産となる。

登記された担保取引に関して、抵当権者は、担保財産に関しての登記変更を要 求できる。この場合の担保財産の変更登記は登記時点を変更しない。

3 抵当設定者が、自身の生産・ビジネス活動の範囲内で、生産・ビジネス過程の 流通商品である抵当財産を売却・交換した場合、抵当権者の同意がある売却・交換の場合 や、この条文の1項のa及びbに規定されている場合、買主、受領者はその財産に対して 所有権を取得する。

#### 20条a 抵当財産に関する書類の保管(補充)

抵当財産が、航空機【tàu bay】、船舶【tàu biển】あるいは、本議定7条aに規定されている交通手段である場合、抵当権者は、抵当契約が効力を有している間、航空機の所有権証明書・ベトナム船舶登記証明書及び交通手段登記書類の各原本を保管する。

#### 21条 留置されている抵当財産(改正)

民法416条の規定に従って、抵当財産が留置されている場合、抵当権者あるいは 義務者が、法律の規定に従って処分するため、留置者【bên cầm giữ 】に対して、義務を履 行した後、留置者は、留置財産を抵当権者に渡さなければならない。

#### 21条 留置財産が、抵当のために使用された場合の留置者の権利

民法416条の規定に従って、財産を留置できる権利者がいる場合、留置権者は、 抵当権者よりも優先する。

#### 22条 貸金返還請求権【quyền đòi ng】の抵当(5項を補充)

- 1 貸金返還請求権者は、将来形成される貸金返還請求権も含めて、貸金返済義務者の同意なくして、その請求権の一部、あるいは全部を、抵当設定できる。
  - 2 貸金返還請求権の抵当権者の権利と義務は、以下のとおりである。
- a) 期限が到来しても、貸金返還義務を負う者が義務を果たさない、あるいは義務の履行が十分ではない場合、義務者に対して、自身に支払うよう要求できる。
- b) 貸金返還義務者が要求をした場合,貸金返還請求権の抵当に関する情報を提供すること
  - 3 貸金返還義務者は、権利と義務は、以下のとおりである。
  - a) この条文の第2項に従い、抵当権者のために清算すること
- b) 貸金返還請求権の抵当に関しての情報提供を要求すること。抵当権者がその情報提供をしない場合,清算を拒否できる。
- 4 貸金返還請求権が民法309条<sup>13</sup>の規定に従って、譲渡された場合、貸金返還請求権を受領した者とその権利の抵当権者との優先順位は、権限のある担保取引登記機関において、その取引が登記された時点に従って確定される

<sup>13</sup> 第 309 条 債権譲渡

\_

<sup>1.</sup> 債務履行に対する債権者は、合意により、その債権を以下の場合を除き、債権譲り受け人に譲渡することができる。

5 貸金返還請求権が民法313条<sup>14</sup>の規定に従って,譲渡された場合,両当事者は,担保取引を再締結できない。法律の規定に従って,担保権者の変更登記手続きがされた場合,その変更を証明するため,貸金返還請求権の譲渡された者は,貸金返還請求権譲渡契約を提出する。

#### 23条 抵当財産の賃貸【cho thuê】と貸与【cho muon】

- 1 抵当権設定者が、民法349条5項<sup>15</sup>の規定に従って、その財産が抵当のために使用されていることを、賃借人あるいは借受人に通知しないまま、その抵当財産を賃貸し、あるいは貸与し、これにより損害を発生させた場合、賃借人や借受人に損害を賠償しなければならない。
- 2 義務履行のために抵当財産が処分された際,抵当財産の賃貸借契約や貸与(使用貸借)契約は終了する。賃借人や借受人は,抵当権者との間で他の合意がある場合を除き,処分のために,抵当権者に対してその財産を引き渡さなければならない。

#### 24条 賃貸している財産の抵当

賃貸している財産の抵当の場合,抵当設定者は,抵当権者に対してその財産を賃貸していることを通知しなければならない。その財産が,義務履行のために処分された場合でも,賃借人は,当事者間において他の合意がある場合を除き,賃貸借契約が終了するまで,賃借し続けることができる。

#### 25条 抵当設定者,あるいは抵当財産を保管する第三者の責任

1 抵当財産を紛失・破損したり、その価値を喪失・低下させたりした場合、抵当 設定者は、他の合意がある場合を除き、すぐに抵当権者に通知し、修理・補充をするか、 あるいは同等の価値のある他の財産に抵当設定するか、あるいはその他の担保方法で補充 しなければならない。

a)給養要求、生命・健康・名誉・人格・威信の侵犯によって生じた損害賠償要求の権利。

b)債権者と債務者が、債権を譲渡することができないことに合意した場合。

c)法律で規定されている他の場合

<sup>2.</sup>債権者が債権を債権譲り受け人に譲渡するならば、債権譲り受け人は、債権者となる。債権を譲渡する人は、債務者に、債権譲渡について文書をもって通知しなければならない。他の合意があるか、または法律で別の規定がある場合を除き、債権譲渡は、債務者の同意がなくても、実行できる。

<sup>14</sup> 第313条 債務履行に対する担保付きの債権譲渡

担保付き債務の履行の債権の場合、債権を譲渡するにあたり、その担保も含む。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 第 349 条 抵当権設定者の権利

<sup>5.</sup>抵当財産を賃貸,使用貸与することができるが賃借人,借受人に賃貸,使用貸与財産に抵当権が設定されていることを知らせ,抵当権者に知らせなければならない。

- 2 抵当財産を保管している第三者が、民法352条1項<sup>16</sup>の規定に従い、抵当財産を紛失し、その価値を喪失又は低下させたことにより損害を賠償した際、賠償金額が担保財産となる。
- 3 抵当目的物が自然消耗した場合,担保財産を保管する第三者は,損害を賠償する必要はない。

#### 26条 将来形成される抵当財産の監察及び検査

抵当設定者は、財産の形成過程において、抵当権者が、監察・検査を実施するための条件を整える義務がある。抵当権者による監督・検査は、財産形成の障害やトラブルの原因にはなってならない。

#### 27条 抵当財産の投資(3項を補充)

- 1 抵当権者は、抵当設定者あるいは第三者による、抵当財産の価値を高めることを目的とした投資を制限してはならない。
- 2 抵当設定者が、他の義務の履行を担保することを目的として、担保財産を投資 し、投資により増加した財産部分を使用する、あるいは、第三者が抵当財産を投資し、投 資により増加した財産部分に抵当設定した場合、次のとおり解決する。
- a) 財産の増加部分を、投資前の財産の価値と比較して、抵当財産の価値を喪失 あるいは低下させることなく、抵当財産から分離できる場合、各担保権者は、処分のため に、自身が担保として受領している財産部分を分離することができる。
- b) 投資による増加部分を担保財産から分離できない場合,財産は,義務履行のために全部として処分される。各担保権者間の清算優先順位は,登記された時点に従って確定される。
- 3 抵当設定者あるいは第三者が、抵当財産に投資した(以下、「抵当財産に投資 した者」と呼ぶ。)が、民事義務の履行担保のために、財産の増加部分を使用しない場合、 次のように解決される。
- a) 投資による財産の増加部分を、抵当財産の価値を喪失・低下させることにな く、抵当財産から分離することができる場合、担保財産を処分する際、担保財産に投資し

<sup>16</sup> 第352条 抵当財産を預かる第三者の義務

<sup>1.</sup>抵当財産を保管し、保持する。抵当財産を遺失したか、抵当財産の価値を無くすかまたはその価値を減少させた ときは、賠償しなければならない。

た者は、他の合意がある場合を除き、投資により増加した財産部分を抵当財産から分離することができる。

b) 投資による財産の増加部分を抵当財産から分離することができない場合,あるいは、分離により、抵当財産の価値を喪失・低下させる場合、抵当財産に投資した者は、投資により増加した財産部分を抵当財産から分離することはできないが、抵当財産を処分する際、他の合意がある場合を除き、抵当財産に投資した者は、価値が増加した部分の清算は優先される。

### <u>28条 抵当登記申請者のために土地使用権の証明書及び財産所有権証明書を返</u> 還すること

- 1 当事者に合意がある場合,あるいは法律が,複数の民事義務履行の担保のために,土地使用権や所有権登記のある財産を使用することを許可している場合,抵当権者や土地使用権証明書や財産所有権証明書を保管している第三者は,担保取引登記の実施に関して,各抵当権者による他の合意がある場合を除き,抵当登記手続きを行う登記申請者に対し,その証明書を返還しなければならない。
- 2 当事者間において他の合意がある場合を除き、担保取引登記が完了した日から 5日以内に、登記申請者は、抵当権者や土地使用権証明書や財産所有権証明書を保管する ことができる第三者に対して、これら証明書を返還する責任を負う。

#### 第3節 手付け・寄託 【bên đặt cọc, bên ký cược】

#### 29条 手付金と前払金が明確に区別できない場合

契約において一方が他方に対し、一定の金銭を渡す場合において、これが手付金であるのか、前払金であるのか、明確に区別できない場合、この金銭は前払金とみなされる。

#### 30条 手付提供者及び寄託提供者の義務

- 1 他の合意がある場合を除き、手付受領者や寄託受領者に対して、手付財産や寄託財産を保管・維持するための合理的な費用を支払うこと
- 2 法律の規定あるいは合意により、当該財産の所有権が手付受領者や寄託受領者 に移転する場合において、法律が所有権登記を必要としている財産に対しては、手付受領 者や寄託受領者のために、手付財産や寄託財産の所有権登記を行うこと

#### 31条 手付提供者及び寄託提供者の権利

財産の使用により、その価値を喪失・低下させたりするような場合、手付提供者や 寄託提供者は, 手付受領者や寄託受領者に対し, 手付財産や寄託財産の使用をやめるよう 要求できる。

#### 32条 手付受領者及び寄託受領者の義務

- 1 手付財産や寄託財産を保管・維持すること; 当事者に他の合意がある場合を除 き、手付財産や寄託財産の開発・使用はできない。
- 2 手付提供者や寄託提供者が同意している場合を除き、手付財産や寄託財産に対 して, 取引を確立することはできない。

#### 33条 手付受領者及び寄託受領者の権利

他の合意がある場合を除き、手付提供者が契約の締結や履行を拒否した場合、手付 受領者は手付財産の所有権を取得する。

他の合意がある場合を除き、寄託提供者に返還する寄託財産が存在しない場合、寄 託受領者は寄託財産の所有権を取得する。

### 第4節 供託【KÝ QUỸ】

#### 34条 供託財産

- 1 民法360条1項<sup>17</sup>の規定による供託財産は、民事義務履行を担保するために、 商業銀行における凍結口座に託されている。
- 2 供託財産と供託場所である銀行において、当事者の合意あるいは法律の規定に より1回あるいは複数回供託することは、当事者によって合意されるか、法律によって規 定される

#### 35条 供託場所である銀行の義務

<sup>17</sup> 第 360 条 供託

<sup>1.</sup>供託とは、債務者が、義務履行を保証するために、銀行における、凍結口座に一定の金額、または貴金属、宝石、 または有価証券を預けることである。

- 1 銀行によって清算される権利者の要求に従い清算することと、銀行事務費用を控除した後、供託財産の価値の範囲内において損害を賠償すること。
- 2 供託終了時,銀行の事務費用や権利者の要求に従って清算された金額を控除した後の残っている供託財産を供託提供者に返還すること

## 36条 供託場所である銀行の権利

- 1 清算や損害賠償が合法的な手続きを踏んで実行されることを,銀行によって清算されたり,損賠賠償を受ける権利者に要求すること。
  - 2 銀行事務費用を受領すること

## 37条 供託提供者 【bên ký quỹ<sup>18</sup>】の義務

- 1 銀行によって、清算されたり、損害賠償を受ける権利のある者が指定・承諾した銀行における供託を提供すること。
- 2 清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者との合法的な合意に従って、 十分な供託財産を提供すること
- 3 清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者との合法的な約束に基づく清 算条件に関して供託場所となる銀行との間で合意すること

## 38条 供託提供者の権利

供託提供者は、供託が終了した際、銀行手数料や銀行によって清算されたり、損害 賠償を受け取る権利のある者の要求に従って清算された金額を控除した後、残っている供 託財産の返還を、供託場所である銀行に要求する権利を有する。

## 39条 銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者の義務

銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取ることができる者は、供託場所である銀行に対し、清算を要求する際、合法的な手続きを取らなければならない。

#### 40条 銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取ることができる者の権利

 $<sup>^{18}</sup>$  the collateral maker

銀行によって清算,損害賠償を受け取ることができる者は,供託場所である銀行に対して,十分かつ期限内に清算するように要求することができる。

## 第5節 保証【bảo lãnh】

## 41条 保証義務履行の根拠

保証義務の履行は、当事者間の合意、以下の各場合も含めて法律の規定を根拠とする。

- 1 被保証義務の履行期限が到来したが、被保証人【bên được bảo lãnh】(主たる義務者)が、保証権者【bên nhận bảo lãnh】(権利者)に対して、履行しない、あるいは十分に義務を履行しない場合
- 2 被保証人(主たる義務者)が、義務違反を理由として期限が到来する前に保証 権者(権利者)に対して義務を履行しなければならないが、履行しない、あるいは十分に 義務を履行しない場合
- 3 被保証人(主たる義務者)が自身の義務履行が不可能であるときのみ、保証人 【bên bảo lãnh】が、保証義務を履行しなければならないという当事者の合意がある場合で、被保証人が自身の義務の履行が不可能なとき
  - 4 その他法律が規定している根拠

#### 42条 保証義務履行に関しての通知

本議定41条に従って、保証義務履行の根拠が発生した場合、保証権者(権利者)は、保証人に対して義務履行に関する通知を行う。被保証人(主たる義務者)が義務違反を理由として、期限前に義務を履行しなければならないが、履行しない場合や、義務の履行が不十分である場合、保証権者は、通知において、被保証人が期限前に義務を履行しなければならなくなった理由を明確に述べなければならない。

## 43条 保証義務の履行期限

保証人は、当事者の合意による期限内に保証義務を履行しなければならない。合意がない場合、保証人は、保証義務履行に関する通知がされた時点から合理的な一定期間内に義務を履行しなければならない。

## 44条 保証義務,保証人に対する被保証人(主たる義務者)の義務履行の担保

当事者は、民法の規定、本議定及び関連する法律規範文書に従って、保証義務や、 保証人に対する被保証人(主たる義務者)の義務履行を担保するための担保取引を確立す ることに関して合意することができる。

## 45条 保証人の求償権(返済要求権【Quyền yêu cầu hoàn trả】)

保証人は、保証義務を履行したことに関して被保証人(主たる義務者)に対して通知する。通知せずに、義務の履行を継続した場合、保証人は被保証人に対して求償できない(自身に対する義務の履行を要求できない)。保証人は、被保証人に対して、被保証人が保証人から受け取ったものを返還するように要求できる。

## 46条 保証権者の権利

本議定42条の規定に従って、保証人に対して通知をした時点から、保証権者(権利者)は次の権利を有する。

- 1 民事訴訟法の規定に従って、裁判所に保証人の財産に対する一時緊急措置【biện pháp khẩn cấp tam thời】の適用を申請する。
- 2 保証権者の権利行使を、法律に違反して妨害する者に対して、その行為をやめるよう要求すること

## 47条 保証人の財産の処分(改正)

民法369条の規定に従って、保証人の財産を処分しなければならない場合、各当事者は、処分すべき財産、処分の時間・場所・方式に関して合意できる;その合意がされない場合、保証権者は、裁判所に訴えを提起することができる。

民法369条19の規定に従って、保証人の財産を処理する際、次のとおり行う。

1 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関して合意がある場合、質財産や抵当財産は、本議定の4章の規定に従って処分される。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 第 369 条 保証人の財産の処理

債務の履行の期限が到来したにもかかわらず、保証人が保証される人の代わりに債務を履行しなかったか、または 債務通りにに履行しなかった場合、保証人は保証引受人に精算するために、自分の所有財産を差し出さなければならな い。

- 2 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関しての合意がされていない場合、保証人は、保証権者の要求に従い、保証権者の処分のために、自身が所有する財産を引き渡さなければならない<sup>20</sup>。保証人が財産を引き渡すことができない場合、保証権者は法律の規定に従って訴えを提起することができる。
- 3 保証人の財産処分時点において、保証人が処分のための財産を有してない場合 や、財産処分から得られた金額が被担保義務を清算するのに十分ではない場合、保証され た義務の範囲内において、保証権者は、処分を継続するため、処分時点後に得られた財産 を、保証人に引き渡すよう要求することができる。

## 47a条 保証権者同士,または保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託 権利者・供託権利者との間における清算優先順位(補充)

- 1 各保証権者同士は,清算優先順位は同じである。保証人の財産の処分から得られた金員は,被保証義務に応じた割合<sup>21</sup>で,各保証人に分割される。
- 2 法律の規定に従って、登記された質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供 託契約の場合、質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者は、保証権者よ りも優先して清算される<sup>22</sup>。
- 3 法律の規定に従った登記がされていない質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者及び供託権利者の清算の優先順位は、担保取引が成立した順位に従って確定される。

# 48条 保証人が破産した企業や、保証人が死亡した個人あるいは裁判所に死亡宣告された個人である場合における保証義務の履行

- 1 保証人が破産した企業である場合は、次のように解決する。
- a) 保証義務が発生している場合,保証人は保証義務を履行しなければならない。 保証人が,保証の範囲内において十分に履行しない場合,保証権者(権利者)は,被保証 人(主たる義務者)に対して不足部分の支払いをするよう要求できる。
- b) 保証義務が発生していない場合,他の合意がある場合を除き,被保証人は,他の担保方法に置き換えなければならない。

110

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> bên bảo lãnh phải giao tài sản thuộc sở hữu của mình cho bên nhận bảo lãnh

 $<sup>^{21} \;\;</sup>$  tỷ lệ tương ứng với nghĩa vụ được bảo lãnh

 $<sup>^{22}</sup>$  được ưu tiên thanh toán trước bên nhận bảo lãnh

- 2 保証人が死亡した個人、あるいは裁判所により死亡宣告がなされた個人である 場合, 次のように解決される。
- a) 合意又はその他法律の規定によると、保証義務の履行が、まさに保証人自ら によって履行されなければならない場合, 保証は終了する。
- b) 合意又はその他法律の規定によると、保証義務の履行が、保証人自らによっ て履行される必要のない場合、保証は終了しない。保証人の相続人は、民法637条の規 定に従って保証人に代わり、保証義務を履行しなければならない。但し、民法642条の 規定に従って遺産相続を拒否した場合を除く。相続人が保証人に代わって保証義務を履行 した場合、被保証人(主たる義務者)に対して保証人の権利を有する。

## 第6節 信用による抵当【Tín chấp】

### 49条 信用による抵当

- 1 信用による抵当は、貧困個人及び世帯【hô gia đình】が、生産、経営、サービス 業務を遂行するため、信用組織において、金銭を借りるために、グラスルートレベルでの 政治―社会組織の信用を利用した担保である。
- 2 信用で担保されている貧困個人及び世帯は、本議定50条で規定されている政 治―社会組織の一員でなければならない。
  - 3 貧困基準は、法律の規定に従い、それぞれの期間内において適用される。

## 50条 信用によって担保する政治―社会組織

以下のグラスルートレベルの政治―社会組織は、信用による抵当を提供する者であ る。

- 1 ベトナム農民会
- 2 ベトナム女性連合会
- 3 ベトナム労働総連合
- 4 ホーチミン共産青年団
- 5 ベトナム元兵士会
- 6 ベトナム祖国戦線

## 51条 政治―社会組織の義務

- 1 信用組織において融資をする際、その信用組織の要求に従い、貧困個人及び世帯の条件及び環境を確定すること。
- 2 貧困個人及び世帯が金銭を借りる上での補助,ガイド,条件作出に関して,信用組織を主導し,あるいはしっかりと共同すること;適切な目的で,かつ効果的に借入金使用の監察を遂行すること;信用組織のために,十分かつ適切な期限で借入金の返済を督促すること

## 52条 政治―社会組織の権利

政治一社会組織は、貧困個人及び家族が生産、経営、サービス業に使用したり、信用組織に貸金を返済する可能性がない場合、信用による担保を断ることができる。

## 53条 信用組織の義務

信用組織は、融資業務や貸金回収業務において、信用による担保をしている社会— 社会組織と協力する義務がある。

#### 54条 信用組織の権利

信用組織は、融資使用の検査業務や貸金返済督促業務において、信用による担保を している政治—社会組織に協力するよう要求することができる。

#### 55条 融資を受けた者の義務

- 1 約束した目的どおりに借入金を使用すること
- 2 借入金使用を検査する際,信用組織や政治―社会組織に対し,便利な条件を作出すること
  - 3 信用組織に対して、十分に、かつ期限内に元本と利息を返済すること

# <u>第4章</u>

## 質・抵当における担保財産の処分

## 56条 担保財産が処分される各場合

- 1 被担保義務の履行期限が到来したが、義務者が義務を履行しない又は正しく履 行しない場合
- 2 合意又はその他法律の規定に基づき、義務違反により、義務者が期限到来前に 担保された義務務を履行しなければならない場合
- 3 担保設定者が、その他の義務を履行するため、担保財産を処分しなければならないと法律が規定している場合
  - 4 その他合意がある場合や法律の規定がある場合

## 57条 担保設定者が破産した場合の担保財産の処分

- 1 担保設定者が、破産した義務者である場合、担保財産は、義務を履行するため、 破産に関する法律の規定と本議定に基づいて処分される;担保財産の処分に関して、破産 に関する法律の規定が、本議定と異なる場合、破産に関する法律の規定を適用する。
- 2 質財産や抵当財産を提供している第三者が破産した場合,次のように処理される。
- a) 被担保義務の履行期限が到来したのに義務者が履行しない,又は正しく履行しない場合,義務を履行するため,この条文の1項に従って,担保財産は処分される。
- b) 被担保義務の履行期限が到来していない場合,当事者の合意に基づいて,担保財産は処分される;合意がない場合,担保設定者の他の義務を履行するため,破産に関する法律の規定に従って,担保財産が処分される。

## 58条 担保財産処分の原則(4項を改正, 6項を補充)

- 1 一つの義務の履行を担保するために財産が使用されている場合,その財産の処分は当事者の合意に従って実行される;合意がない場合,法律の規定に従って,競売される。
- 2 複数の義務の履行を担保するために財産が使用されている場合,その財産の処理は担保設定者と各担保権者との間の合意に従って処分される。合意がない又は合意ができなかった場合は、法律の規定に従って競売される。
- 3 担保財産の処分は、担保取引参加者、関連する個人・組織の合法的な利益や権利を保証するため、客観的、公開、透明な方法で方法で行われ、本議定の各規定にも適合しなければならない。

- 4 担保財産を処分する者(以下,「担保財産処分者」という。)は,担保取引参加者において,他の合意がある場合を除き,担保権者であるか,あるいは担保権者から委託を受けた者である。
- 4 担保財産を処分する者(以下、「担保財産処分者」と言う。)は、担保取引参加者において、他の合意がある場合を除き、担保権者であるか、あるいは、担保権者から委託された者である。

担保処分者は、担保契約において合意された内容を根拠として、担保設定者の 財産処分の委託文書を必要としない担保財産の処分を実行する。

- 5 貸金を回収するための担保財産処理が、担保権者の財産のビジネス活動であってはならない。
- 6 担保財産が土地使用権である場合,担保設定者の義務履行の代わりとなる,担保財産を購入し,あるいはまさに担保財産を受領する,組織や個人は,土地使用権証明書や住宅や土地に定着するその他財産の証明書が発給される対象でなければならない;組織や個人が,土地使用権証明書や住宅や土地に定着するその他財産の証明書が発行される対象ではない場合,土地使用権の価値や住宅の価値を享受できるだけである。

## 59条 合意に基づいて担保財産を処分する方法

- 1 担保財産の売却
- 2 担保権者が、担保設定者の義務履行に代えて、その担保財産を受領する。
- 3 抵当が貸金返還請求権である場合,担保権者が(貸金)全額を受領する,あるいは第三者からその他財産を受領する。
  - 4 その他当事者の合意による方法

# 60条 多数の債務の履行を担保するために,一つの財産を使用している場合の担保財産処分者の義務

- 1 本議定61条の規定に従って処分することに関して、各担保権者に通知すること
  - 2 担保財産の処分を実行すること
  - 3 清算優先順位に従って処分された担保財産により得られた金銭を清算すること

# 61条 複数の義務を担保している場合における担保財産処分の通知 (1項を改正)

- 1 担保財産を処分する前、担保財産処分者は、担保財産処分に関して、担保取引登記機関において保管されている住所に基づいて、各担保権者に対して、書面で通知しなければならないし、あるいは、担保取引登記に関する法律の規定に従って担保取引処分に関しての書面通知を登記しなければならない。
- 1 担保財産を処分する前,担保財産処分者は,担保財産処分に関して,担保設定者によって提供されている住所に基づいて,各担保権者に対して,書面で通知しなければならないし,あるいは,担保取引登記に関する法律の規定に従って担保取引処分に関しての書面通知を登記しなければならない。
- 2 担保財産が、価値が喪失・低下したりする危険のある場合や、貸金返還請求権・ 有価証券・銀行カード・貨物引換証である場合は、財産処分者は、すぐに財産を処分する ことができ、これと同時に、その財産の処分に関して各担保権者に通知しなければならな い。
  - 3 担保財産処分に関しての通知は、次の内容を含む
  - a) 財産を処分した理由
  - b) 被担保義務
  - c) 財産の記載
  - d) 担保財産処分の方法・時期・場所
- 4 財産処分者がこの条文の第1項の規定に従って財産を処分したことに関する通知を行わず、これにより、登記された担保取引の各担保権者に損害を発生させた場合、その損害を賠償しなければならない。

#### 62条 担保財産を処分する期間

担保財産は、当事者の合意に基づいた期間内に処分される。仮に合意がない場合、財産処理者は、処分期間について決定することができる。しかし、担保財産の処理に関しての通知をした日から、動産の場合は7日間、不動産の場合15日間はこれをすることはきない。但し、本議定61条2項が規定する場合を除く。

## 63条 処分のための担保財産の差押え【thu giữ】23

- 1 担保財産を保管している者は、財産処分者の通知に従い、その者にその財産を引き渡さなければならない。通知において決められた期間が経過しても、保管者がその財産を引き渡さない場合、財産処分者は、処分のため、この条文の2項に従って、担保財産を差し押さえるか、裁判所にその解決を求めることができる。
  - 2 担保財産を差し押さえる際、財産処分者は、次の責任を負う。
- a) 合理的期間内に担保財産を差し押さえる方法を適用することについて,財産保管者に事前通知すること。書面通知には,担保財産を差し押さえる理由・実施時間や,当事者の権利・義務を明記しなければならない。
- b) 担保財産を差し押さえる過程において、法律で禁止された方法、社会道徳に 反する方法を適用してはならない。
- 3 担保財産を保管する者が、第三者である場合、担保設定者は、担保財産を差し押さえる際、財産処分者に協力する責任を負う。
- 4 担保設定者,あるいは,担保財産を保管している第三者は,担保財産の差押えに関して,合理的かつ必要な経費を負担しなければならない。処分のために財産を引き渡さない,あるいは合法的な財産留置を妨害する行為を行い,これにより,担保権者に損害を発生させた場合,損害を賠償しなければならない。
- 5 担保財産を差し押さえる過程において、担保財産を保管している者が、抵抗・妨害したり、公共の場所の安全秩序を損なうような兆しを見せたり、その他法律に違反するよう行為がある場合、財産処分者は、担保財産を差し押さえる担保処分者の権利を確保しつつ、安全・秩序を維持するため、財産の差押えを実行する場所の社【xã】・街区【phường】・地方都市【thị trấn】の人民委員会<sup>24</sup>や公安機関に対して、それぞれの機能・任務・権限の範囲内で、法律で規定された各種手段を講じることを要求できる。

#### 64条 担保財産処分の未解決期間における担保権者の権利と義務

1 担保財産処理を待っている間,担保権者は,財産の正しい性能と効用に従って, 財産を開発・使用できるし,担保財産の使用・開発に関し,抵当設定者にその許可を与え たり,第三者に委託することもできる。

<sup>23</sup> 英訳では、take into custody が当てられている。なお、ベトナムにおいて、執行官が民事判決執行に基づいて行う差押えについては、kê biên という用語が使用されている。担保財産の差押えは、当事者によって行われており、執行官によって行われていないことから、kê biên という用語ではなく、thu giữ という用語が使用されているのかもしれない(私見)。

 $<sup>^{24}</sup>$  the People's Committee of the commune, ward or district township

財産開発の許可や委託、開発方法、得られた天然果実や法定果実の処分は、書面で 記録しなければならない。

2 得られた天然果実, 法定果実は, 他の合意がある場合を除き, 個別に計算される。財産の開発及び使用のために必要な経費を控除した後, 残りの金額は, 担保権者の清算のために費消される。

## 6 4 条 a 担保財産の売却(補充)

- 1 当事者間において、担保財産処分方法として競売にする旨の合意がされた場合、 競売は競売に関する法律の規定に従って実施される。
- 2 当事者間において、財産売却に関して、競売を行わない旨の合意がされた場合、 民法の規定や以下の規定に従って、担保財産の売却が実行される。
- a) 当事者は、担保財産の売却価格を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。
- b) 担保権者は、他の合意がある場合を除き、担保財産の価値と担保義務の価値 との間で差ののある金額で、担保設定者のために清算しなければならない。
- c) 財産売却の結果の後,財産の所有主及び担保財産の処理権限のある当事者は, 担保財産の買主のために所有権を移転させるため、法律の規定に基づき、各手続きを行わ なければならない。

## 64条b 担保設定者の義務履行の代わりとしての担保財産の受領(補充)

当事者が、担保設定者の義務履行の代わりとして担保財産を受領することに関して 合意した場合、担保財産の受領は以下のように実行される。

- 1 当事者は、担保財産の売却価格を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。
- 2 担保財産の価値が被担保義務の価値よりも大きい場合,担保権者は,他の合意がある場合を除き、担保設定者のために、その差のある金額で清算しなければならない。
- 3 義務の履行の代わりとして、担保財産を受領する当事者は、担保財産の所有権 や使用権の移転の際、権限のある国家機関に対し、担保財産を処理できる権限がある旨の 証明文書や担保財産の処理結果を提出しなければならない。

## 65条 処理方法に関して合意のない場合における動産担保財産の処理

担保財産の処理方法に関して,合意がない場合,担保財産は,法律の規定に従って,競売される。

とりわけ、担保財産が、市場価格で具体的に明確に価格が決定できる場合、財産処理者は、競売手続きを経ず市場価格に従って売却でき、それと同時に、(必要があれば)担保設定者と各担保権者に通知しなければならない。

## 66条 担保財産が貸金返還請求権である場合の処分

- 1 担保権者は、貸金返還義務のある第三者に対し、自身あるいは委託者に対し、 全額あるいは他の財産を引き渡すよう要求できる。仮に貸金返還義務のある者が要求する 場合、担保権者は、貸金返還請求権を有していることを証明する必要がある。
  - 2 担保権者が同時に、貸金返還義務者である場合、担保設定者は、相殺できる。

## 67条 担保財産が有価証券・貨物引換証・銀行カードである場合の処分

- 1 担保財産が社債・株券・為替手形等その他の有価証券・銀行カードである場合、社債・株券・為替手形・その他の有価証券・銀行カード等に関する法律の規定に従って、その処分がされる。
- 2 貨物引換証の質権者は、その貨物引換証に記載された商品に対する占有権を行使するため、法律で規定された手続きに従って貨物引換証を提出することができる。貨物引換証に記載された商品の処分は、本議定65条の規定に従って実行される。

商品保管者が、貨物引換証に基づいて、担保権者に対して商品を引き渡さず、 これにより損害が発生した場合、担保権者に損害を賠償しなければならない。

3 担保権者と清算債務者が同一である場合,担保権者はその全額を相殺できる。

# 68条 処分方法に関して同意がない場合において、土地使用権や土地に定着する 財産が担保財産である場合の処分(3項及び4項を補充)

- 1 処分方法に関して同意がない場合,土地使用権や土地に定着する財産が担保財産である場合,各財産は競売される。
- 2 土地に定着する財産だけを抵当財産とし、土地使用権を抵当財産としていない場合、土地に定着する財産を処分する際、買主やその土地に付着する財産の受領者は、引

き続きその土地を使用できる。担保設定者と土地使用者との土地使用権に関しての契約に おいて、他の合意がある場合を除き、担保設定者の権利と義務は買主やその土地に定着す る財産の受領社に引き渡される。

3 土地使用権だけが抵当財産となり、その土地に定着する財産は抵当財産となっていない場合で、かつ土地使用者が同時に土地に定着する財産の所有者である場合、土地に定着する財産は、他の合意がある場合を除き、土地使用権と同時に処分される。

各当事者は、土地使用権や土地に定着する財産の価値を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。担保財産の処理から得られる収益は、他の合意がある場合を除き、土地に定着する財産所有者に対して、前もって清算される。

4 土地使用権だけが抵当財産となり、その土地に定着する財産は抵当財産となっていない場合で、かつ土地の使用者が同時に土地に定着する財産の所有者ではない場合、土地使用権を処分する際、土地に付着する財産の所有者は、他の合意がある場合を除き、土地使用者と土地に付着する財産の所有者との間の合意により、引き続き土地を使用できる。抵当設定者と土地に定着する財産の所有者との間における権利と義務は、買主や土地使用権の受領者に移転される。

## 69条 将来義務の履行を担保する場合の優先順位の確定

将来義務の履行を担保するために、担保取引が締結された場合、将来義務の清算優 先順位は、将来義務を発生させる民事取引の確立時点に関係なく、その担保取引登記の順 番に従って決せられる。

#### 70条 所有権・担保財産使用権の移転

- 1 担保財産の買主,自身に対する担保設定者の義務の履行に代えて,担保財産を 受領した者は,その財産に対して所有権を取得する。所有権の移転の時期は,民法439 条<sup>25</sup>の規定に従って決定される。
- 2 所有権登記や使用権登記のある担保財産の場合,その財産の所有権や使用権の 移転を受けた者は、権限のある国家機関から所有権証明書や使用権証明書が発行される。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 第 439 条 所有権移転の時点

<sup>1.</sup>売買財産に対する所有権は、各当事者の他の合意および法律の別の規定がある場合を除いて、財産が引き渡された時点から買主に移転される。

<sup>2.</sup>法律が所有権を登記しなければならないと規定する売買財産に対して,所有権は,その財産に対する所有権の登記手続きが終了した時点から、買い主に移転する。

<sup>3</sup>売買されたが、まだ引渡されない財産が果実や収益を生じたときは、それらの果実や収益は売主に帰属する。

担保財産の所有権や使用権の移転の手続きは、所有権や使用権の移転登記に関する法律の規定に従ってなされる。財産の所有権移転や使用権移転は、所有者の書面による同意や、担保財産処分に関して、財産所有者あるいは判決執行される者(判決執行債務者)と財産の買主との間での財産売買契約が必要である旨法律が規定している場合、財産質の契約や財産抵当の契約は、各種書類の代わりとして使用される。

#### 71条 担保財産の返還

担保財産の処分時点の前,担保設定者が,担保権者に対する自身の義務務を十分に履行し,かつ義務の履行遅延による費用も清算した場合,その(担保)財産の返還請求できる。但し,処分前の担保財産返還時点に関して,法律が他の規定を定めている場合を除く。

## 施行条項(11号議定)

- 1 本議定は、2012年4月10日から施行のための効力を有する。
- 2 司法省の責任
- a) 担保財産処理に関して、各規定を案内するために、ベトナム国家銀行、天然資源環境省と協力して主催すること。
- b)担保のある借入活動の法的安全を向上させるため,担保取引に関する法律施行の効果を上げることに関する指示を公布するよう政府首相に提案すること。
- c)担保取引の確立・施行に関する法律規定の施行を検査するために、ベトナム国家銀行と協力して主催すること;関連する各組織・個人のために担保取引分野における法律に関して、案内・指導し、専門業務性を訓練・育成すること。
  - d)本議定を執行するため、その他各任務を実行すること。
- 3 各省庁の各大臣、副大臣、政府所属機関の次官、省あるいは中央直轄都市の人民委員会の主席及び関連する組織及び個人は、本議定施行の責任を負っている。

政府首相

Nguyễn Tấn Dũng【グエン・タン・ズン】

## ~ 外国法令紹介 ~

## 中国民事訴訟法の改正条文等について(2)

国別研修「中国民事訴訟法・民事関連法」個別専門家 弁護士 白出博之

[目 次]

第1章 はじめに~本改正の趣旨・目的

第2章 中国民事訴訟法の改正条文と立法理由

[総 則]

第1 民事訴訟法の基本原則

第2 管轄

第3回避

第4 訴訟参加人

第5 証拠

第6 送達

第7 保全

第8 民事訴訟妨害に対する強制措置

~ 以上まで前号掲載

#### [裁判手続]

第9 第一審普通手続

第10 簡易手続

第11 第二審手続

第12 特別手続

~ 以上まで本号掲載

第13 審判監督手続

第14 督促手続

[執行手続]

第15 執行

[渉外民事訴訟手続の特別規定]

第16 渉外民事訴訟手続の特別規定

第3章 おわりに~中国法整備支援の視点から

#### [裁判手続]

## 第9 第一審普通手続

【訴状,答弁書】二十六,第110条を第121条に変更し,その第1号を二つにして第1号,第2号とし,次のように改正する。

#### 第121条

(一) <u>原告</u>の氏名,性別,年齢,民族,職業,勤務 先,住所,連絡方法;法人又はその他の組織の名称, 住所及び代表者又は主要責任者の氏名,役職,<u>連絡</u> 方法。

(二)被告の氏名,性別,勤務先,住所等の情報; 法人又はその他の組織の名称,住所等の情報。

本条は訴状に明記すべき事項に関する規定である。 法律により、訴状の記載内容に関して一定の規範 を設けることは、原告主張の根拠・理由を明らかに し、被告に訴訟事由を知らせて訴訟上の権利を行使 させる上でも役立つと同時に、人民法院の審理、円 滑な進行にも役立つ点でも重要である。

本改正では訴状の記載事項のうち第1号,2号が 改正された。まず,原告に関して旧規定の「氏名, 性別,年齢,民族,職業,勤務先及び住所」に「連 絡方法」が新たに追加された。民事訴訟法制定当初 においては,当事者の連絡方法は「住所」が中心だ ったが,経済・社会の発展に伴い,固定電話,移動 電話,電子メール等の新たな連絡方法が既に普及し ており,法制度も時代に即して発展変化すべきであ るとの意見によるものである。

次に、被告に関して新法 125 条では第1項の原告に関する記載事項とは異なり、被告の「連絡方法」は求めておらず、「被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報、法人又はその他の組織の名称、住所等の情報」とのみ規定する。これは、原告は訴状提出において、被告の身分を十分に確定し得るその他の情報を提供することで第119条第2号の「明確な被告がいる」という要件をクリアできるからである。 ※参考文献)前掲①p199~200 ,前掲②p202~203、3前掲 p295~297

【訴状,答弁書】二十六,第113条を第125条に変更し,次のように改める。

#### 第125条

人民法院は立件の日から5日以内に訴状副本を被告に送付しなければならず、被告は受領の日から15日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書には被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法;法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主要責任者の氏名、役職、連絡方法を明記しなければならない。人民法院は答弁書を受領した日から5日以内に答弁書の副本を原告に発送しなければならない。

被告による答弁書の不提出は、人民法院の審理に 影響を及ぼさない。

本条は人民法院による訴状副本の発送,被告による答弁書の提出,及び人民法院による答弁書副本の 発送及び期間に関する規定である。

本改正では、まず被告に対して、訴状副本受領後 15日以内に、原告の人数に従い、人民法院に答弁書 を提出しなければならないとし、答弁書には、被告 の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、 連絡方法を明記し、法人又はその他の組織の場合は、 名称、住所及び法定代表者又は主たる責任者の氏名、 職務、連絡方法を明記しなければならないとする。 被告の身分に関する情報及び連絡方法に関する規定 は、本改正で追加された内容で第121条の原告に関 する訴状記載事項に呼応するものであり、連絡方法 に関する規定は訴訟進行過程での送達に便利な条件 をもたらすものである。

※参考文献)①p207~208, ②p208~209, ③p307~308

【先行調解】二十七,一条追加して第 122 条とし, 次のように定める

#### 第122条

当事者が人民法院に提訴した民事紛争について, 調解に適する場合には,先に調解を行うものとする。 但し,当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。

本条は先行調解原則に関する規定である。

調解は、紛争解決の有効な手段であり、手続の簡 便さ, 方式の柔軟さ, 任意で主体的に履行される率 が高い等の長所がある。この点、訴訟と非訴訟をつ なぐ紛争解決メカニズムとして調解は次の二種類に 分けられる。第1に訴訟外調解制度であり, 運用上 比較的熟しているものとして、人民調解、行政調解 等があり、2010年「人民調解法」が人民調解の原則、 手続等について規定している。第2に訴訟上の調解 であり、民訴法第8章も、人民法院による民事事件 の審理過程における調解制度について規定している。 他方, 第9条は「人民法院は、民事事件を審理す る場合には、自由意思により、及び適法であるとい う原則に基づき調解をしなければならない。調解が 不調である場合には、遅滞なく判決しなければなら ない。」と規定しているが、同条は開廷審理後に初 めて調解を行うことができるという意味にとられや すい。そこで本改正では法律で立件前調解と立件 後・審理前調解を明確に規定し、多元的な調解メカ ニズムを審理前手続に導入する提案があった。また、 最高人民法院の2009年「訴訟と非訴訟がリンクした 紛争解決メカニズムの構築・整備に関する若干の意

見」も立件前調解と立件後・開廷までの調解について規定しており、これらの調解は実務で良好な成果を上げていることから、司法実務の経験を法律レベルまで引き上げる提案もあった。

そこで、本条は、人民調解を経ていない紛争が法院に提訴された場合、先行して調解を行うことができ、また人民調解を経たものの調解合意に達していない紛争が法院に提訴された場合も、当事者が要望することを基礎にして先行して調解を行うことができるとした。

先行調解の適用範囲は、主に人民法院による立件前 又は立件後間もない調解である。当事者が人民法院 に訴状提出し又は口頭提訴した後で人民法院が立件 していないとき、事件の具体的状況に基づき人民法 院は調解に適していると認めた場合、先行して調解 を行うことができる。当事者が調解に同意しない場 合、又は協議によって決定した時間、指定の時間内 に調解合意を達成できない場合には、人民法院は法 に基づき速やかに立件しなければならないが、事件 を受理した後、開廷審理を未だ行っていない場合も、 人民法院は依然として調解を行うことができる。

先行調解の要件は、①人民法院が「調解に適している」と認めることであり、「適している」の判断基準は、人民法院が事件の具体的状況に基づいて具体的に把握する。一般的に、家庭内の矛盾、近隣とのトラブル等、私人間のトラブルは調解に適しており、その他事件についても、事実関係が基本的にはっきりしており、当事者間の争いが大きくない場合は調解に「適している」。

また②当事者双方が先行調解を拒否していないことである(本条但書)。調解の基本原則の一つは当事者の自由意思であるから、もし当事者が調解に同意しない意思を明確に示していれば、未立案段階では人民法院は直ちに立件しなければならないし、既に事件受理・立件している段階では、直ちに法に基づき判決すべきである(第1次草案に但書はなかった

が、調解は当事者が望んだ場合に行われるべきであるとの指摘を受けて但書が追加された[第2回審議報告書六項])。

この「当事者が拒否していない場合」には、当事者の明示の同意だけでなく、黙示の同意も含まれ、調解過程において、当事者が調解を明確に拒否しない場合、調解に同意したものとみなすことができるとする見解(参考文献①202 頁)と、自由意思原則を強調して当事者における真実の意思表示の形式は黙示行為では足りず、明示行為であるべきであるとする見解(奚晓明・張衛平編「民事訴訟法新制度講義」207 頁以下)がある。

※参考文献)①p201~202, ②p203~204, ③p297~299

【提訴の審査】二十八,第111条を第124条に変更し、そのうちの「人民法院は本法第108条に適合する提訴は必ず受理しなければならない。以下の提訴については状況に応じて処理を行う。」を次のように改める。

#### 第124条1項

人民法院は以下の提訴については状況に応じてそ の処理を行う。

#### 同条2号

(二) 法律の規定に基づき,双方当事者が書面仲裁で仲裁申立に合意し,人民法院に提訴できない場合,原告に対して仲裁機関に対し仲裁を申し立てるよう告知する。

#### 同条5号

(五) 判決,裁定,<u>調解書</u>が既に法的効力が生じている事件で,当事者が再度訴訟提起を行った場合,原告に対して<u>再審の申立</u>を告知する。但し,人民法院が訴え取下を許した裁定を除く。

本条は人民法院が行う提訴審査に関する規定である。

実生活の中には多くの紛争が存在するが、その全

てを民事訴訟形式により人民法院に提起できるわけではない。人民法院は当事者が訴状又は口頭で提訴した場合,本法第119条の訴訟提起条件に基づいて審査し,訴訟提起の条件に適合するものについては,必ず受理しなければならず,法定条件以外のその他の理由によって拒んではならない。訴訟提起の条件に適合しない場合は,受理しないが,それぞれの状況に応じて処理しなければならない。

2号につき、当事者が書面で仲裁合意した後に、 さらに提訴した場合, 人民法院は受理せず, 当事者 に仲裁合意に基づいて仲裁機関に紛争解決を申立て るよう告知しなければならない。この点旧法では「法 律の規定により、当事者双方が契約紛争について、 自由意思により書面による仲裁合意を達成し、仲裁 機構に対し仲裁を申し立てるものとし人民法院に対 し訴えを提起することができない場合には、仲裁機 構に対し仲裁を申し立てるよう原告に告知する。」 としていたが、本改正では、「契約紛争について」と いう限定が削除された。仲裁法第2条は「平等な主 体である公民・法人及びその他の組織の間で生じた 契約に係る紛争及びその他の財産権益に係る紛争に ついては、仲裁を行うことができる」と規定してお り、仲裁可能な紛争の範囲は「契約に係る紛争」の みに限られず、その他の財産権益に係る紛争も含ま れるからである。

5号につき、本改正では、旧法の「判決、裁定」の他「調解書」に関する内容を追加するとともに、「原告に上訴に従って処理するよう告知する」を「原告に再審を申し立てるよう告知する」に改めた。当事者が法定期間に一審判決、裁定に対して上訴を提起しない場合、又は上訴後、二審人民法院の判決、裁定が下された場合、当該一審判決、裁定及び当該二審判決、裁定は直ちに法的効力が生じ、上訴してはならない。当事者はこれを必ず履行しなければならず、同一の事実及び同一の訴訟物によって、再度訴訟提起してはならない。当事者が既に効力が生じ

ている判決,裁定に誤りがあると認める場合は,一つ上級の人民法院に再審を申立て,再審手続によって解決するしかない(199条)。

既に法的効力が生じている調解書については、本法第201条に基づき、当事者が、調解が自由意思の原則又は調解合意の内容に違反し、法律に違反することを証明する証拠を提出した場合は、再審を申し立てることができる。そこで法律制度の相互連携に鑑み、本条では「調解書」に関する内容を追加した。※参考文献)①p203~206、②p205~208、③p302~306

【審査期限】二十九,第 112 条を第 123 条に変更し, 次のように改める。

#### 第 123 条

人民法院は、当事者が法律の規定に基づき有する 訴えを提起する権利を保障しなければならない。本 法第 119 条に適合する訴えの提起については必ず受 理しなければならない。提訴条件に適合する場合に は、7日以内に立案し、当事者に通知しなければな らない。提訴条件に適合しない場合、7日以内に裁 定書を作成し、不受理としなければならない。原告 が裁定に不服がある場合には上訴することができ る。

本条は人民法院による提訴審査,受理の決定期間, 及び不受理裁定に対する不服申立に関する規定であ る。

本改正では、当事者の訴訟上の権利保障に重点が置かれ、人民法院に対して119条所定の提訴条件に合致する場合は必ず受理するよう求めると同時に、人民法院の立件行為のさらなる規範化を図り、原告の訴えを立件しない場合には民事裁定書を作成するものとし、立件手続上から口頭で立件しない旨の裁定を下すという状況が発生するのを防止している。これは「案多人少」(事件数に比して法官数が少なく事件が滞留すること)や地方保護主義を背景に、人

民法院が訴状を受け取っても審査・立案を行なわず に「机の中の抽出し案件」として放置されるという 『立案難』現象を克服する趣旨である。<sup>8</sup>

本条の立件期間・不受理期間は、いずれも人民法院が訴状を受領した翌日から起算する。訴状内容に欠陥があり、人民法院が原告に補正を命じる場合、立件期間・不受理期間は補正後に人民法院に提出した翌日から起算する。上級人民法院から下級人民法院に、又は基層人民法院から関係人民法廷に移して受理する事件は、受訴人民法院又は人民法廷が訴状を受領した次の日から起算する。9

※参考文献) ①p202~203, ②p204~205, ③p299~302

【手続分流】三十,一条追加して第133条とし,その条文を次のように定める。

#### 第133条

人民法院は, 受理した案件につき, 状況に応じて

8 2011 年 11 月 9 日付法制日報。これは①本来訴状受理 して裁かなければならない事件が増えることを法院・ 法官がおそれて様々な理由を付けて受理の窓口を狭め たり、累積した事件が結審するまでは事件を受理しな い,②事実が明らかでなく証拠不十分な場合,管轄権 ある法院が他に存在する場合には受理しない等である。 地方保護主義とは、法院がその所在地である地元紛 争当事者に有利な判断をして地元当事者をかばおうと することであり、①地元企業・地元政府などが被告と なった場合に地元側法院が訴えを受理しない、②受理 しても裁判を引き延ばす, ③執行委託を受けたときに は協力しない行為等に現れるとされる。その主な原因 としては法院が独立しておらず、地方政府等に人事・ 財政の権限を握られていることにあると指摘されてい る(高見澤磨「現代中国の紛争と法」81~82 頁参照)。 9 裁判実務において指摘されている司法統計対策での 「年末における不立案・立案引き延し問題」に関連し, 複雑・敏感な事件の受理については,正確に法律と司 法解釈, 事件受理基準への理解を強化し, 認識が分か れる事件については,すぐに上級法院に報告して受理 基準の統一を図る必要がある。各級法院は法律と司法 解釈規定による立案条件・審査期限を厳格に執行すべ きであり、立案引き延ばしを行ってはならないこと。 故意に立案引き延ばしや不立案等の違法行為があった 場合には、上級法院に直ちに通報すべきであり、厳し く正して審判規律と関係規定により関係者の責任を追 及しなければならないとの指摘もある(最高人民法院 民事訴訟法改正研究グループ編著「修改条文理解と適 用」289頁)。

以下の処理を行う。

- (一) 当事者に争いがなく、督促手続規定の条件 に適合する場合には、督促手続に入ることができる。
- (二) 開廷前に調解できる場合,調解方式を採用 して速やかに紛争を解決する。
- (三)案件の状況に基づき,簡易手続又は通常手 続の適用を確定する。
- (四) 開廷審理が必要な場合, 当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする。

本条は開廷前準備手続による手続分流に関する規 定である。

開廷前準備手続は、民事訴訟手続全体の重要な構成部分であり、法廷尋問を中心とする近代的な民事訴訟手続構造を構築する上での重要な基礎であることから、本改正の重要な内容の一つである。本条は開廷前準備手続における事件処理の具体的内容を規定し、以下4点が含まれる。

1 本条第1号は、当事者間に争いがなく、かつ督 促手続適用条件に合致している事件については、督 促手続に移る、とする。

この点,1991年民訴法で督促手続が設けられたが,同制度は,司法実務において十分有効に利用されていなかった。その原因は,債務者が支払命令に対して異議を申立てると督促手続終了の裁定を下さなければならず,支払命令は自動的に失効し,債権者は改めて提訴しなければならなかったことである。これは,人民法院が支払命令申立に対して行う審査が意味を持たず,訴訟手続中で事件に対し再度改めて審理せざるを得ないことを意味するが,かかる業務重複は,司法資源の浪費を招く。また督促手続と訴訟手続とを連携する手続がなく,督促手続終了の場合,当該紛争を訴訟手続に直接移すことはできず,債権者は必ず改めて提訴しなければならない。これにより債権者の訴訟コストが増し,債権者は督促手続利用に対して消極的であった。

かかる背景に鑑み、本改正では督促手続のさらな

る整備を図った。まず、督促手続の適用範囲拡大である。本条第1号の「督促手続に定める条件に適合する」とは、第214条第1項の督促手続の適用要件、すなわち「債権者は債務者に対する金銭、有価証券の給付請求が以下の条件に合致する場合、管轄権を有する基層の人民法院に支払命令を申し立てることができる。(一)債権者と債務者にその他の債務に係る紛争がない場合。(二)支払命令を債務者に送ることができる場合」であり、同時に債権者は本法規定により支払命令を申し立てる。

また、本改正による督促手続の整備は、督促手続 と訴訟手続の関連性を備えた規定にも体現されてい る。すなわち、本法第217条に基づき、人民法院は 債務者の書面による異議申立に対して、督促手続の 終了裁定を当然のこととして下すのではなく、まず 審査を行い、異議が成立する場合は、終了裁定が下 され、支払命令が自動的に失効する。支払命令が失 効した時は、支払命令を申し立てた債権者が訴訟提 起に同意しない場合を除き、当該紛争は訴訟手続に 移る。

2 本条第2号は開廷前の調解について定める。民 事訴訟の各段階に調解は予定されており、まず立件 前の先行調解について本法第122条が「当事者が人 民法院に提訴した民事紛争について、調解に適する 場合には、先に調解を行うものとする。但し、当事 者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。」と規定 している。

次に開廷前の調解につき本条第2号が「開廷前に 調解が可能な場合」は調解方式を講じて速やかに紛 争を解決すると定め、さらに開廷審理後の調解につ いて本法第142条が「法廷弁論が終結した場合には、 法により判決をしなければならない。判決前に調解 することができる場合には、なお調解をすることが できる。調解が不調である場合には、遅滞なく判決 しなければならない。」としている。

なお, 本条第2号の開廷前に「調解が可能な場合」

を如何に理解するかについても、やはり自由意思と 合法原則(第9条)に従うべきであり、当事者が調 解を拒否した場合は、当事者の意思を尊重して、速 やかに開廷審理を行わなければならない。

3 本条第3号は人民法院による事件の審理手続の確定に関する内容である。民訴法は簡易手続適用条件について明確に規定している。第1に「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件」である。上述の基準はこのような事件を受理する基層人民法院及びその派出法廷が判断する。第2に上述の民事事件以外に「当事者双方も簡易手続の適用を取り決めることができる」というものである。

第3号の「事件の状況に基づき」とは、人民法院による事件に対する「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件」に属するか否かの判断が含まれるだけでなく、当事者双方が簡易手続適用を取り決めているか否かも含まれる。たとえ事件が「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件」に属さなくても、当事者双方が簡易手続適用を取決めた場合も、人民法院は簡易手続を採用・審理することができる。事件の審理手続は主に事件の性質に基づいて確定すべきであり、たとえ当事者が簡易手続適用を取決めたとしても、人民法院は審理過程で、事件に簡易手続を適用すべきでないことを発見した場合は、普通手続に移す裁定をしなければならない。

4 本条第4号は、開廷審理を行う必要がある場合の処理(開廷審理前の証拠交換と争点明確化)について定める。実務では、2002年「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」施行後、多くの人民法院では開廷前手続、特に開廷前の証拠交換について大胆な改革が行われている。開廷前の証拠交換を通じて、争点を明確にして尋問の効果を高めることは、法官の正確な判断と事実認定に有利に働き、

それにより審理の質が向上し、二審・再審の可能性 が減少し、紛争が迅速に処理されることになる。こ のほか、証拠交換を通じて、当事者双方は所持する 証拠及び審理結果・勝敗について予想することがで き、法官が多少促せば、紛争を法廷尋問前の解決で きる可能性も高まる。

※参考文献) ①p215~220, ②p217~219, ③p319~326

【法廷調査順序】三十一,第 124 条を第 138 条に変更し,第 3 号,第 4 号を次のように改める。

第138条第3号

- (三) 書証,物証,視聴資料及び電子データの提示
- (四)鑑定意見の朗読

本条は、法定調査順序に関する規定である。

法廷調査は人民法院が法定手続により法廷で事件の事実調べを進め、各種証拠を確かめる訴訟活動である。法廷調査順序の規範化を進めることは、法定秩序の規範化及び当事者の合法的権益保護において重要な意義を有するとともに、法廷審理の秩序ある進行に有利でもある。

1 証拠書類,物証,視聴資料及び電子データの提示(本条第3号)

本法 68 条により, 証拠は法廷で提示するとともに, 当事者が相互に質証しなければならず, 質証を経ていない証拠は事実認定の根拠としてはならない。したがって, 証拠等はいずれも法廷で提示しなければならないが, 現代の情報技術発展と司法実務ニーズに適応するため, 電子データという証拠形式を追加したので(63 条), これに呼応して本条は法廷調査段階における電子データ証拠提示に関する規定を追加したものである。電子データ証拠は通常各種電子媒体に保存されており, 人々が直接認識することが難しく, 改竄もされやすいことから, 電子データ証拠については, 原始性・真実性の確保という面の困難が存在している。法廷調査で電子データ証拠を提

示する際に、人民法院は電子データの特殊性を十分 に考慮し、当事者による電子データ証拠提示の条件 を整えなければならない。

## 2 鑑定意見の朗読(本条第4号)

本改正では、旧法の「鑑定結論」を「鑑定意見」 に改められた(67条3号の解説参照)。開廷審理の 前に、人民法院が専門的問題について、鑑定を行う 必要があると判断した場合は、鑑定を行わなければ ならない。開廷審理の際には、鑑定意見を読み上げ、 当事者及びその訴訟代理人に鑑定状況と鑑定意見を 理解させなければならない。

※参考文献)①p224~227,②p224~226,③p332~ 336

【判決書の内容】三十二,第138条を第152条に変更し,第1項中の「判決書は以下の内容を明記しなければならない。」を次のように改める。

#### 第152条1項

判決書には<u>判決結果と当該判決の理由</u>を明記しなければならない。<u>判決書の内容には次の各号に掲げ</u>る事項が含まれる。

#### 同項第2号

(二) 判決で認定した事実<u>及び</u>その理由,適用した 法律及びその理由。

本条は判決書の作成に関する規定である。

#### 1 1項本文

判決書については、当事者に判決結果は何かを理解させる必要があるとともに、なぜ当該判決が下されたかを説明する必要がある。こうして初めて、より良い形で当事者が判決に従い、訴えをやめるよう促すことができるからである。もっとも実務においては、判決結果を明記することに重点を置き、当該判決の理由を説明していないか説明が少ない判決書が見られ、これにより当事者の判決に対する疑問が生じやすくなり、最終的に司法の権威が損なわれる状況が生じている。そこで本改正では、判決書は判

決の理由を明記しなければならないという点をより 一層明確に規定し、これにより人民法院による判決 書の論理性を増強し、その質を不断に向上させ、当 事者と社会・公衆の司法判決に対する承認度の向上 促進に有利に働き、当事者の合法的権益を保護し、 司法の権威を高める上でも重要な意義を持つ。

2 判決が認定した事実と理由,適用した法律と理由(本条2号)

この点、旧法 138 条 2 号は、判決書には「適用した法律」を明記しなければならないと規定しており、 実務においても一部判決書は事実認定したあと関連 法律条項を直接引用して判決を下すが、該条項の適 用根拠を説明せず、当事者の紛争の法律問題に関する分析・説明を具体的に示さず、説得力に欠ける例 がみられた。しかし判決書は、当該判決で適用した 法律を明確にし、当事者に当該判決の基準を理解させなければならないし、どの法律を、どのように適 用するかは、人民法院が判決を下す際に考慮する必 要がある重要な内容である。

そこで本改正では、さらに事実を認定した理由だけでなく法律の適用に関する理由も説明しなければならないとした。この規定により判決書の論理を説明する部分の内容が完全なものとなり、人民法院が判決を下す際に、法律を識別し、論理を分析する上で有利に働き、当事者に当該判決を下す上での事実と法的根拠をより理解させ、裁判の質を高めることができる。

※参考文献) ①p244~247, ②p248~251, ③p361~366

【裁定の適用範囲と内容】三十三,第140条を第154条に変更し,第1項第9号,第2項,第3項を次のように改める。

第154条1項9号

(九) 仲裁判断の取消又は不執行。

同条2項

前項第<u>1号から第3</u>号までの裁定については上訴することができる。

#### 同条3項

裁定書には裁定結果とその裁定の理由を明記しな ければならない。 裁定書は法官と書記が署名し,人 民法院の印章を押印する。口頭裁定の場合,記録書 に記入する。

本条は裁定の適用範囲、上訴の可否及びその形式と内容に関する規定である。

裁定書は、民事訴訟手続の進展方向及び事件の結果を決定付ける法律文書となり、判決書と同様の既判力、確定力、執行力を有するものであり、その重要性は判決書に劣らないことから、その適用範囲等の重要な問題について規定を定める必要がある。

#### 1 仲裁判断の取消又は不執行(第9号)

人民法院による仲裁判断の取消裁定の制度については、現在、例えば仲裁法第58条、労働争議調解仲裁法第49条等の関連法規定に基づき、当事者は法に従い、人民法院に仲裁判断の取消を申立てることができ、人民法院は仲裁判断に法の定める取消事由があると認識した場合、仲裁判断を取消す裁定を下さなければならない。そこで、本条第1項第(9)号にも、裁定の仲裁判断の取消の適用に関する規定を新たに追加し、関連法の規定にリンクさせ、裁定の適用範囲に関する規定の完全化を図ったものである。

当事者が執行を申立てた仲裁判断について、本法第237条及び第274条に定める状況の一つに該当する場合、人民法院は審査、事実確認を経て、仲裁判断の不執行の裁定を下さなければならない。仲裁判断の取消又は不執行の裁定はひとたび下されると、直ちに法的効力を有し、当事者は上訴・不服申立もできない。

## 2 裁定書の内容

裁定書は人民法院による事件の審理過程で発生する,手続的問題に対して下す処理決定である。この点,判決書の記載事項に関する本法第152条は,判

決結果と当該判決の理由を明記しなければならない と規定しているが、判決書と同様に裁定書も当事者 の権利義務に影響を及ぼすものである。もっとも旧 法 140 条はもともと、裁定書の記載内容は規定して いなかったので、裁定書の作成のさらなる規範化を 図り、人民法院の裁定書の質を高め、裁定書の公開 性・論理性を強化し、当事者の訴訟過程における合 法的権益を擁護するため、本改正では、裁定書に裁 定結果と当該裁定の理由を明記しなければならない との規定を追加した(本条第3項)。

※参考文献)①p248~251, ②p252~255, ③p367~372

【裁判文書の公開】三十四, 一条追加して第 156 条 とし, 次のように定める。

#### 第 156 条

公衆は法的効力が発生した判決書,裁定書を閲覧 することができる。但し,国家機密,商業秘密及び プライバシーに関する内容はこの限りでない。

本条は裁判文書の公開に関する規定である。裁判 文書には人民法院が審理する事件の裁判活動、裁判 理由, 裁判根拠, 裁判結果等の内容が記録されてい る。裁判文書の公開は、裁判公開制度の重要な内容 の一つであり、裁判の質の向上、法の解釈と判決に 服すること等に対して、重要な役割を持つ。具体的 には以下の数点が挙げられる。第1に、裁判文書公 開によって、公衆にその内容を知らせ、人民法院に よる裁判公開原則の効果的な実施を促進し、司法に おける意思決定の透明性と司法公開の価値を実現す ることができる。第2に、裁判文書公開によって、 法官の責任感増強が促進され、一つ一つの判決に慎 重に対応するようになり、事件処理の質が絶えず高 まり、公衆の司法に対する信頼と支持を最大限勝ち 取ることができる。第3に、裁判文書公開によって、 当事者、一般民衆、専門家等の司法ニーズを満たす ことが可能となり, 法律知識の普及と理論研究に向 けて,重要な資料ソースを提供し,法学の発展を促進することができる。第4に,裁判文書公開は各レベルの人民法院間の相互交流,学習を図る上で,及び互いに参考にし合う上でも有利に働き,司法基準の統一,司法水準の向上にも有利である。

本改正の過程において、弁護士業界、専門家等、さまざまな方面から、裁判文書公開に関する規定を追加し、裁判公開制度のさらなる整備を図ることで、人民法院の裁判の質を高め、司法の権威を増強すべきであるという意見が出された。各方面の意見を総合的に考慮し、中国における司法実務経験を結び付け、関連国・地域の裁判文書公開をめぐる科学的方法を合理的に参考とし、本条は、公衆は法的効力が生じている判決書、裁定書を閲覧することができるが、国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容は除くと規定した。

#### 1 裁判文書公開の範囲

この点,法は当事者(第49条)及びその訴訟代理人(第61条)に閲覧権を付与しているところ,これは殆ど全ての訴訟資料及び法律文書が当事者の訴訟上の権利と実体的権利の保護の問題に関わることから,その合法的権益保護のために当事者及びその代理人の閲覧権を保障したものである。

本条に定める公衆閲覧権と本法第49条・第61条との違いとして以下の点が挙げられる。第1に,閲覧主体が異なり,本条の「公衆」とは,訴訟当事者及びその代理人以外の者を指す。本条は主に人民法院の司法活動をめぐる司法の公開,社会・公衆の監督という観点から打ち出された規定であるため,本事件との利害関係の有無にかかわらず,公衆はいずれも本条に基づき,法に従って,効力が生じている判決書,裁定書を閲覧することができる。第2に,閲覧範囲が異なり,本条による公衆閲覧の対象は法的効力が生じている判決書,裁定書であり,判決書,裁定書以外の法律文書は本条による閲覧範囲には属さない。また,人民法院が既に判示してはいるもの

の,未だ法的効力が生じていない判決書,裁定書も, 本条による閲覧範囲には属さない。他方、当事者は 訴状、答弁書、法廷記録、法廷で示された関連証拠 等の関連資料と法律文書を閲覧・複製することがで きる。訴訟代理人は訴訟の中で、訴状、答弁書、法 廷尋問記録及び各種証拠資料等を閲覧、摘録、複写 することができる。第3に、秘密にかかわる内容の 扱いがと異なる。本条により公衆は国家秘密、商業 秘密及び個人のプライバシーに関わる内容を閲覧す る権利を持たない。他方で関連規定は当事者及びそ の代理人による当該事件中の国家秘密、商業秘密及 び個人のプライバシーにかかわる内容の閲覧は禁止 していない[例えば、2002年「最高人民法院の訴訟 代理人による民事事件資料の閲覧に関する規定」は、 事件資料中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライ バシーを閲覧する場合, 訴訟代理人は秘密を保持し なければならないとしている]。

#### 2 裁判文書公開の方式

本条による裁判文書公開を有効に実施するため, 人民法院は相応措置を積極的に講じ,法的効力の生 じている判決書,裁定書を公衆が閲覧する権利を保 障しなければならない。中国では,人民法院は司法 実務の状況に基づき,法に従って種々の方式を採用 し裁判文書を公開することができる。

裁判文書公開は人民法院が必ず遵守しなければならない法律規定であり、人民法院は実際の状況に基づき、法に従って、さまざまな方式を採用して裁判文書を公開することができるが、不合理な条件を設けたり、制限したりしてはならない。人民法院は裁判文書を公開する際、適時性を確保し、合理的期間内に公開しなければならず、理由なく遅らせてはならない。同時にまた、人民法院は公衆が閲覧する、効力が生じている裁判文書の規範性を確保し、公衆が閲覧する裁判文書が法律等の規定に合致する書式となるようにし、閲覧が禁止されている内容を除き、提供する裁判文書の関連内容の完全性等を保障しな

ければならない。

3 国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーの保護について

裁判文書中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容について、公衆は閲覧する権利を持たない。人民法院は裁判文書を公開する際に、技術的な手段によって、裁判文書中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容を隠さなければならない。10

※参考文献)①p253~257, ②p257~260, ③p374~379

#### 第10 簡易手続

【簡易手続の適用】三十五,第142条を第157条に変更し,一項を追加して第2項とし,その内容は次のように定める。

第157条2項

基層人民法院及びその派出法廷が前項規定外の民事案件を審理する場合は、当事者双方の約定によって、簡易手続も適用できる。

本条は簡易手続の適用範囲に関する規定である。 簡易手続は普通手続に相対するもので,提訴手続, 当事者の召喚方式,審理手続及び事件受理から終結 までの期間等の面で簡略化が図られている。簡易手

10 この点,最高人民法院「司法公開に関する6項目の 規定」は、裁判文書が公民・法人及びその他の組織の 正当な権利を保護するため、公開を予定する裁判文書 中の関連情報に対して必要な技術的処理を施すことが できると規定する。また、最高人民法院の2010年「人 民法院のインターネットによる裁判文書の公開に関す る規定」は、人民法院がインターネット上で裁判文書 を公開するに際して, 当事者の住所, 連絡先, 身分証 番号,銀行口座等の個人情報,及び証人,訴訟参加者, 当事者親族の個人情報について、相応の技術的処理を 行なうべきであるとしている(商業秘密やその他イン ターネット上での公開にふさわしくない内容について も同様)。人民法院は、裁判文書送達の際にも当事者に 当該裁判文書のインターネット公開に関する告知を明 確に記載すべきである。他方, 当事者はインターネッ トでの不公開請求を明確にするため書面により意見提 出すべきであり, 人民法院は当該理由が正当であると 認めた場合, インターネットによる公開をしてはなら ない (参考文献(1)256~7頁)。

続の適用は普通手続に比べて訴訟費用が低く、「訴訟 費用納付規則」第16条は「簡易手続を適用して審理 する事件については事件受理費を半減する」と規定 している。簡易手続の適用範囲の中に、当事者の手 続選択権を追加することで、当事者が簡易手続と普 通手続の長所短所について比較判断した後、能動的 に手続選択を行えるようにすることができる。また その一方で、簡易手続の適用範囲の拡大は、訴訟効 率の向上、司法資源の合理的な配置に有利に働くも のである。

- 1 本条第1項は簡易手続の強制的適用の条件と範囲について規定する。簡易手続は基層人民法院とその派出法廷に適用し、中級以上の人民法院に簡易手続は適用されない。また簡易手続は単純な民事事件、すなわち「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない事件」にのみ適用することができる。
- 2 そして本改正では、当事者の簡易手続に対する 手続選択権を追加規定し、本条第2項で、基層人民 法院及びその派出法廷が第1項に定める以外の民事 事件を審理する場合も、当事者双方は適用簡易手続 適用を約定することができると規定した。

新たに追加された第2項には以下のいくつかの概 念が含まれる。

第1に、当事者の手続選択権は基層人民法院及びその派出法廷で審理される民事事件にのみ適用し、中級以上の人民法院が審理する民事事件に当事者の手続選択権は適用されない。第2に、当事者による手続選択権の行使、簡易手続適用は、当事者双方による約定を前提とし(約定方式は口頭でも、書面でもよい)、原告又は被告の一方のみが簡易手続の適用を選択する場合は、簡易手続を適用することはできない。

第3に、当事者の手続選択権は、民事訴訟法に基づいて普通手続を適用する民事事件に限られ、当事者はその長所短所の比較判断を経て、簡易手続の適用

について約定することができる(逆に規定に基づいて簡易手続が適用される民事事件について, 当事者は普通手続適用を約定することはできない)。

第4に、当事者双方が簡易手続適用について約定したからには、人民法院は簡易手続を行わなければならない。本項に基づき、当事者が簡易手続の適用を選択する場合、当然のことながら、その簡易手続適用は人民法院による審査・同意を前提としない。 ※参考文献)①p257~260、②p261~262、③p381~385

【簡易手続の召喚,送達,審理】三十六,第 144 条を第 159 条に変更し次のように定める。

#### 第159条

基層人民法院及びその派出法廷は、審理が簡単な 民事案件を審理する場合、簡便な方法で当事者と証 人を呼び出し、<u>訴訟文書を送達し、案件を審理する</u> ことができる。但し、当事者に意見陳述する権利を 保障しなければならない。

本条は、簡易手続が簡便な方式によって、召喚、 送達及び事件審理が可能となることに関する規定で ある。簡易手続は簡便ではあるが、それにより公正 さを犠牲にしたり、効率を低下させることは許され ず、他方で人民法院への圧力緩和を図るため効率の みを唯一の価値として当事者の意思を顧みずに強制 的に適用することができる制度になれば、その価値 は全く無意味になる。そこで本改正では、簡易手続 の簡便な方式によって、訴訟文書の送達、事件の審 理が可能となることを追加規定するとともに、簡易 手続適用にあたって当事者の意見陳述権を保障しな ければならないことを明記した。本条には以下の内 容が含まれる。

1 簡易手続を適用して民事事件の審理を行う場合, 人民法院は簡便な方式によって当事者及び証人を召 喚することができる。この点,普通手続で審理を行 う場合,人民法院は必ず法定期間内に,法定の召喚 状を発する方式で当事者,証人に出廷するよう召喚しなければならないし,公開審理の場合は,さらに当事者の氏名,事件の原因・由来及び開廷時間,場所を公告しなければならない。他方,簡易手続を適用して審理を行う場合は,当事者,証人に出廷するよう召喚する際に,召喚状を発する方式を採用することも,簡便な方式を採用して随時召喚することもできる。簡便な方式とは,電話による通知,口頭による通知を指し,農村においては,有線放送による通知等,フレキシブルな方式で当事者,証人を召喚することもできる。また,簡易手続を適用して審理を行う場合,人民法院は簡便な方式によって訴訟文書を送達することもできる。

2 簡易手続を適用して審理を行う場合,人民法院 は簡便な方式によって事件を審理することができ、 普通手続による審理手続の厳格な制限は受けない。 この点、普通手続適用事件では必ず審理前の準備段 階を経なければならず、開廷3日前までに、当事者 及びその他訴訟参加者に通知しなければならない。 しかし簡易手続適用事件については、出廷と同時に 審理を行うことができ、審理前の準備段階を経る必 要はなく、開廷3日前までに、当事者及びその他の 訴訟参加者に通知するという制限も受けない。次に、 普通手続適用事件では、法廷調査、法廷弁論は2つ の独立した段階であり、共に法定の順序があり、開 廷審理は必ず法定の段階・順序に厳格に従わなけれ ばならない。しかし簡易手続適用事件では、審理に おいて法廷調査、法廷弁論の二段階を厳格に区分す る必要はなく,その前後の順序による制限も受けず, 法官は事件の状況に基づき, 法廷調査と法廷弁論を 結合して行い、審理手続を柔軟にコントロールする ことができる。

3 以上のように簡易手続を適用して民事事件の審理を行う場合,人民法院は簡便な方式で当事者及び証人の召喚,訴訟文書の送達,事件の審理を行うことができるが,当事者の意見陳述権を保障しなけれ

ばならない。

※参考文献)①p261~262, ②p263~265, ③p386~389

【小額訴訟】三十七,一条追加して第 162 条とし, 次のように定める。

#### 第 162 条

基層人民法院及びその派出法廷による審理が,本 法第157条第1項所定の簡単な民事事件に適合し, 訴訟価額が各省,自治区,直轄市前年度の就業者年 平均賃金の100分の30以下の場合,一審終審で行う。

本条は小額訴訟手続の適用範囲及び同手続の一審 終審制に関する規定である。

広範囲に多数存在する民事紛争を速やかに解決するため、一部地域で行われてきたモデル試行及び海外の優れた方法を参考に、簡易手続の適用条件に合致した事件について小額訴訟制度を設ける規定が検討されたが、特に小額訴訟事件の訴額をどう定めるかが本改正の重点問題の一つとなった。

1 小額訴訟制度の立法理由として以下の3点が指摘されている。

## (1) 人民法院による民事事件裁判の現状

中国の市場経済の発展と人々の権利意識の増強に 伴い,さまざまな利益主張によって生じる紛争が訴訟という形で大量に司法手続に流入し,人民の司法に対するニーズが日増しに高まっている。この点,2008年~2010年上半期における全国の人民法院の各種民事事件結審件数は年平均で597万5,800件に上り,その前5年間の年平均結審件数に比べて22.82%増加している。事件の大幅な増加によって人々の高まり続ける司法ニーズを満たすことが難しくなし,「案多人少」(事件が多く裁判人員が少ない)という人民法院の抱える矛盾が一層浮かび上がっている。訴訟事件件数の増加により,人民法院に大きな圧力が加わり,事件の放置,訴訟の遅れ,訴訟コストの上昇等,さまざまな問題がもたらされる一方 で、よりスピーディーかつより低コストな訴訟手続 に対する人民のニーズが一層差し迫ったものとなっ ている。

## (2) 国外の民事訴訟手続の新たな発展

1960 年代以降,西側諸国,ひいては世界全体で, 民事訴訟制度改革の進展が絶えず加速しており,改 革の重点が訴訟効率の向上,訴訟コストの引き下げ, 訴訟当事者への便宜等の面に集中した。多くの国・ 地域が「正義へのアクセス」「司法の大衆化」といった運動を展開し,事件を複雑なものと単純なもの に分け,簡略化単純な事件の裁判手続簡略化が改革 の主流となった。その中で採用された主要措置の一 つが小額訴訟手続の設置であり,米国,英国,ドイ ツ,イタリア,フランス,日本,韓国,台湾等がいずれも同種訴訟手続の関連規定を設けている。

#### (3) 小額訴訟手続の手続的価値

まず、小額訴訟手続は大衆を司法に近づける。当 事者は司法手続を用いて、要求を主張するとき、必 然的にコストの問題を考えるが、裁判が如何に完璧 に正義を実現しようとも、支払う代価が非常に高け れば、人々は往々にして裁判による正義の実現とい う希望を放棄するしかなくなる。小額訴訟手続の最 も核心的な価値は、訴訟手続の簡略化、訴訟効率の 向上により、訴訟コスト(経済的・時間的コストを含 む)を事件の複雑さに適応させ、当事者に訴訟の利 害得失を比較判断させた後に、司法手段によってそ の要求を実現できるようにし、「人々を利する司法」 を体現することにある。

次に、小額訴訟手続により、司法資源の合理的配置が可能となる。社会全体の司法資源の有限性から、さまざまな事件に焦点を合わせた司法資源をいかに合理的に配置するかは、手続設計の際に考慮しなければならない問題である。そして広く行われている方法は、事件の複雑さの度合いに基づき、適用手続を区分するという方法であり、各国の民事訴訟制度ではいわゆる「費用の相当性の原則」を採用し、事

件の金額に基づき,紛争を分類し,それぞれ複雑さ, 単純さが異なる手続を適用することで,事件の重要 性と訴訟に関する消費が基本的に同じになるように されている。

要するに、小額訴訟手続の確立は、限りある司法 資源の効果の最大化を具体的に表すものであり、簡 易手続の革新と発展は、単なる手続の単純化、無秩 序化ではなく、手続的正義、手続理念及び手続的価 値に対する尊重に基づき、手続により多くの時代的 特徴を与えるものである。

- 2 本条は以下の6つの内容を規定している。
- (1) 小額訴訟手続は基層の人民法院及びその派出 法廷が審理する民事事件にのみ適用することができ る。同手続が「簡易手続」の章に規定されているこ とがその理由である。
- (2) 小額訴訟手続は単純な民事事件に適用する。 小額訴訟手続を設ける目的が、小額で単純な民事事件に一層便利かつスピーディーで経済的な訴訟手続 を提供することにあるからである。このため、小額 訴訟手続の適用範囲は、必ず事実関係および権利義 務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件 でなければならない。
- (3) 小額訴訟手続を適用する訴訟物価額は各省, 自治区,直轄市の前年度における都市部の組織・部 門の就業者の年平均賃金の 30%以下の単純な民事事 件とする。

本改正においては、小額訴訟の対象価額を如何に確定するかについて大きな議論があった。そこで立法過程では海外の立法例及び中国国内における司法実務で受理された民事事件の目的物価額の状況(2011年4月から最高人民法院が各地でモデル試行を開始)等について検討を行った。特に最高人民法院がモデル試行を行った状況報告から見ると、目的物価額が1万元以下の民事事件が一審民事事件に占める比率は2.04%~5.57%であり、「小額」の基準を1万元前後に定めることが比較的適当であると認

識され,第1次草案では5000元以下,さらに第2次草案では1万元以下とする絶対額基準も示されていたが,中国では国土が広く地域ごとに経済・社会の発展状況が大きく異なっているため,画一的方式を採用すべきではなく相対額で定める方が実際のニーズにより合致しているとの認識に至った。

こうして本条では、基層人民法院及びその派出法 廷が本法第157条第1項の規定に合致する単純な民 事事件を審理する場合で、目的物価額が各省、自治 区、直轄市の前年度の就業者の年平均賃金の30%以 下である場合を小額事件の対象と定めた。このよう に各省、自治区、直轄市の前年度の就業者の年平均 賃金を指標とする一定比率に基づき、小額訴訟事件 の適用基準を確定することで、各省の経済発展状況 に適応することができる一方、各省、自治区、直轄 市の経済発展状況によって、毎年調整を行うことが 可能となる。具体的な適用価額は、最高人民法院が 以上の基準に基づいて毎年公表する。<sup>11</sup>

(4) 小額訴訟手続は、その迅速・簡便という特徴により、普通手続や簡易手続とは異なる特殊な審級制度を備えることが求められ、一審終審制度で行われる。すなわち、小額訴訟対象事件の目的物価額が比較的小さいことを考慮し、民事紛争を迅速に解決するとともに、「案多人少」という法院の矛盾を減らすため、小額訴訟は二審制で行う必要はないこと、小額訴訟を二審制で行えば簡易手続との区別もなくなり、小額訴訟制度を設ける意義も乏しくなるからである。

(5) 小額訴訟に対する救済手段に関しては、小額

1 第2回審議報告書七項,第3回審議結果報告書四項。国家統計局のデータによれば,2011年の全国都市部における就業者平均年収は41,799元であり,その30%は,全国の大多数の省・自治区・直轄市において12,000元余となる。このうち高額の地域,例えば2011年の北京市は平均年収75,482元,上海市は平均年収75,591元ではいずれもその30%が22,000元余であり,最も低額の地域,例えば黒竜江省は平均年収31,302元でその30%は9,300元余となる。よって最終的に小額訴訟手続を適用する価額基準は経済が比較的発達した地域は2万元前後で,大部分の地域が1万元前後となることが分かる。

訴訟モデル試行に関連する「最高人民法院の一部基層人民法院による小額速裁試行活動の展開に関する指導意見」が検討されたところ、同意見では、当事者は小額訴訟判決に不服がある場合、一審人民法院に異議を申し立てることができるというものであった。立法過程では、一審制での異議申立方式では、同レベルの人民法院が異議に対して再度審査を行うため救済機能が比較的弱く、当事者の正当な利益保護に不利であるとの認識に至った。そこで小額訴訟裁判の公正を保障するために既存の裁判監督手続とリンクさせ、小額訴訟は一審終審制で実行しつつ、当事者に一審判決、裁定に不服がある場合、民訴法第200条に定める状況があれば、当事者は再審申立が可能である。

(6) 簡易手続のその他の簡易性を体現している規定(口頭提訴可能,即時審理,簡便な方式による当事者及び証人の召喚,訴訟文書の送達,事件の審理,法官1人による単独審理,法廷調査,法廷弁論手続の制限を受けないこと等)も小額訴訟手続に適用される。本改正では,小額訴訟手続を「簡易手続」の章に置くことで,小額訴訟手続が簡易手続に比べて,より簡易迅速であるという手続上の特徴については,具体的には規定しなかったものである。

※参考文献) ①p264~274, ②p267~271, ③p391~405

【簡易手続の普通手続への変更】三十八,一条追加 して第163条とし,次のように定める。

#### 第163条

人民法院の審理過程において,事件が簡易手続適 用に相応しくないことが判明した場合,通常手続へ の変更を裁定する。

本条は簡易手続の普通手続への変更に関する規定である。

簡易手続を適用審理することが確定した民事事件 について、人民法院が審理過程において、当該事件 の状況が複雑であり簡易手続を適用審理すべきでは ないことを発見する状況が生じる可能性がある。本 条は、このような場合に人民法院が不適切な手続適 用するのを防止するため、人民法院に簡易手続から 普通手続への変更の裁定を下す権利を付与すること を定めたものである(第3回審議結果報告書四項)。

この点、本改正以前においては、民事訴訟法では 簡易手続から普通手続への変更については明確な規 定がなかった。しかし簡易手続を適用する民事事件 については、裁判過程において、状況に変化が生じ、 事件の内容が複雑化する可能性があったり、又は人 民法院が審理過程においてもともとは内容が単純で あると考えていた事件が実は複雑であることを発見 したりすることがある。立法に関する調査・研究で は、司法実務における簡易手続から普通手続への変 更には、主に以下の状況があることが判明した。第 1に、当事者が訴訟上の請求を変更又は追加したこ とにより、事件の内容が複雑化した場合。第2に、 当事者が法に基づき,人民法院に証拠調べを申請し, 証人の出廷を申立てた等の原因によって事件が3ヵ 月以内での事件結審が難しくなった場合(第161条 対照)。第3に、応訴通知書を直接送達又は留置送達 できず、公示送達する必要がある場合。第4に、事 件は比較的単純で目的物価額は大きくないものの、 同種事件を代表しており、大量の同様・類似事件の 審理に影響を及ぼす可能性がある場合。第5に、事 件は比較的単純なものの、基本的生産・生活にかか わり、集団的な事件を引き起こす可能性がある事件 の場合、等である。

※参考文献)①p274~275, ②p271~272, ③p405~406

#### 第11 第二審手続

【第二審の審理方式】三十九,第152条を第169条 に変更し,第1項を次のように定める。

第169条1項

第二審人民法院は、上訴事件については、合議廷を構成し、開廷審理しなければならない。記録の閲覧及び調査並びに当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、合議法廷が、開廷審理をする必要がないと認めるときは、開廷審理を行わなくてもよい。

本条は第二審の審理方式に関する規定である。

第二審人民法院は上訴事件について原則として開

廷審理を行わなければならないところ、本改正では 例外的に開廷審理を行う必要がない状況についての 改正を行った。この点、旧法第152条1項では「第 二審人民法院は上訴事件に対して、記録の閲覧・調 査, 当事者への質問を経て, 事実が照合により明ら かとなった後に、合議廷は開廷審理を行う必要がな いと判断した場合、直接に判決又は裁定を行うこと ができる。」と規定されていたところ、立法過程にお いては、実際の民事事件の多くが第二審では開廷審 理を行わずに書面での裁判が行われているところ、 現行法では民事事件の第二審で必ず開廷審理を行わ なければならないか否かに関する規定が不明瞭なた め、第二審における開廷審理条件をより明確化すべ しとの意見が出されていた(第2回審議報告書八項)。 そこで新法は、第二審の開廷審理条件をより明確 化し、当事者の訴訟上の権利と実体的権利の更なる 保障を図るため、第二審人民法院が上訴事件に対し て、開廷審理を行わない決定をするためには、必ず 当事者が新たな事実、証拠又は理由を提出しないこ とを前提としなければならず、この前提下で記録の 閲覧・調査、当事者への質問を経て、開廷審理を行 う必要はないと判断して初めて、 開廷審理を行わな い決定ができるとした。よって、当事者が上訴した 際に新たな事実、証拠又は理由を提出した場合、二 審人民法院は必ず開廷審理を行わなければならない ことになる。

※参考文献)①p284~285, ②p281~282, ③p420~ 421 【第二審の裁判】四十, 第 153 条を第 170 条に変更 し、次のように改める

#### 第170条

第二審人民法院は上訴事件について,審理を経て, 次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ処理する。

- (一) 原判決, <u>原裁定</u>の認定事実が明らかで, 適 用の法律も正確である場合には, <u>判決</u>, 裁定の方式 で上訴を棄却し, 原判決, 原裁定を維持する。
- (二)原判決,原裁定の認定事実に誤りがある, 又は適用の法律に誤りがある場合には、判決,裁定 の方式により,法に基づいて改めて判決し,変更又 は取消を行う。
- (三)原判決の認定した<u>基本</u>事実が明らかでない場合,原判決の取消を裁定し、原審人民法院に差し戻して審理させ、又は事実を明確にした後に原判決を変更する。
- (四)原判決が、当事者を遺脱し、又は違法な欠 <u>席判決等法定手続に著しく</u>違反している場合には、 原判決の取消を裁定し、原審人民法院に差し戻して 審理させる。

原審人民法院が差戻審理の事件に対して判決した 後,当事者が上訴した場合,第二審人民法院は再び 差戻審理としてはならない。

本条は第二審上訴事件に対する判決,裁定に関する規定であるところ,本改正では第二審法院が原審 法院に差戻審理させる場合を制限した。

この点、旧法第 153 条では、第二審人民法院が、原審人民法院に差戻審理を行わせることができるケースとして、原判決の認定事実に誤りや不明瞭な部分、証拠不足があったと認められる場合(同 3 号)、及び原判決が法定手続に違反し正確な判決に影響があったと認められる場合等が予定されていた(同 4 号)。しかし、こうしたケースの全てに必ずしも差戻審理が必要ではないこと、むしろ当事者の訴訟上の権利をより良い形で保障し、紛争を速やかに解決するため、第二審法院が差戻審理させることに対して

必要な制限を設けるべきとの意見により改正された ものである(前掲全人代法工委民法室編著「民事訴 訟法改正前後条文対照表」4頁参照)。

## 1 本条1項1号

この点、旧第153条1号では原判決に対する処理についてのみ規定しており、原裁定に対して如何に処理するかに関する規定がなく、原審人民法院の裁定に不服がある上訴事件の処理については、一律裁定を用いると規定するのみだった(旧第154条)。他方実務において人民法院は原裁定の処理について、いずれも原判決に対する区別した処理という条文を参考にして処理していた。そこで本改正で、原裁定に対して如何に処理するかに関する規定を追加した。2 本条1項2号、3号

この点、旧法では、原判決の法律適用に誤りがあった場合は、法に基づいて判決を変更する(旧第 153 条 1 項 2 号)、事実認定に誤りがあった場合、又は事実認定がはっきりしない、証拠が不足している場合は、原判決を取り消す裁定を下し、一審人民法院に差戻審理を行うよう差し戻すか、又は事実を精査した後に改めて判決する(同 3 号)としていた。

しかし第二審人民法院が事件を原審人民法院に差し戻すことが多過ぎると、当事者の訴訟コストが増すだけでなく、裁判効率にも影響が生じる。そこで本改正では、第二審人民法院による原審人民法院への事件の差戻しを減らすことを原則とし、①第二審人民法院が事実を精査し、改めて判決することができる場合は、自ら事実を精査して改めて判決する。②基本的事実が明らかでなく第二審人民法院が事実を明らかにすることが困難であり、原審人民法院に差し戻した方が、事実を精査する上でより一層有利である場合にのみ、原審人民法院に差戻しができるとした[詳説すると、一般的に事実がはっきりしない場合は、第二審人民法院は事実を自ら精査した後に直接に改判すべきであり、基本的事実がはっきりしない場合のみ、第二審人民法院は事実を精査した後

に改判するか,差し戻すかの選択について考慮できる。ここに「基本的な事実」とは,事件のカギとなる事実で,事件の最終的な判決事実に影響する可能性のある事実を指す。次に,原判決の基本的事実の認定がはっきりしない場合,司法資源の節約,司法効率の向上を図るため,第二審人民法院はもし事実を精査した後に改判できる場合,まず事実を精査した後に改判することを考慮しなければならず,原審人民法院が審理を行う方が,基本的事実を精査する上でより一層便宜である場合のみ,事件を原審人民法院に差し戻すことを考慮する]。

#### 3 本条1項4号

この点、旧法では、原判決が法定手続に違反して おり、事件の正確な判決に影響を及ぼす可能性があ る場合、原判決を取り消す裁定を下し、一審人民法 院に差戻審理を行うよう差し戻すと規定するのみで あった(旧第153条1項4号)。これに対して新法は、 当事者の遺漏が、又は違法な欠席判決等、原判決が 法定手続に著しく違反している場合は、原判決を取 消す裁定を下し、原審人民法院に差し戻すと規定し た。また他方で、事件の正確な判決に影響を及ぼす 可能性があるという比較的弾力性のある裁量の余地 を削った。

## 4 本条第2項の追加

本改正では、本条第2項を追加し、原審人民法院が差戻された事件に対して判決を下した後、当事者が上訴を提起した場合、第二審人民法院は再度差し戻してはならないとした。これは旧法には差戻しの回数に関する規定はなかったので、本改正で、差戻しの条件と回数について制限を設けたものである。
※参考文献)①p285~288、②p283~285、③p422~426

## 第12 特別手続

【調解合意司法確認手続】四十二,第15章第5節の後に二節を追加し,以下のように第6節,第7節と

する。

#### 第6節 調解合意確認事件

第194条 調解合意の司法確認の申立をする場合 には,双方当事者は,人民調解法等の法律に基づき, 調解合意の効力が生じた日から30日以内に,共同で 調解組織所在地の基層人民法院に提出する。

本条は、人民法院に対する調解合意司法確認の申立に関する規定である。

調解合意確認事件(司法確認事件)とは,当事者 が人民調解委員会等の調解組織による調解合意に対 して,人民法院に確認を求めると同時に,当該調解 合意に強制執行力を付与することを申立てる事件で ある。

調解方式による民事紛争解決は、中国では既に数 十年間の歴史がある。そして現在中国は、社会の矛 盾・紛争が突出している時期にあり、各種民事紛争 が日々増加している。調解の役割を充分に発揮し, 矛盾・紛争をできる限り基層部や現地で解決するこ とは、迅速な矛盾・紛争の解決及び社会の調和・安 定の促進において重要な意義を有する。この点、人 民調解活動の推進・規範化を図るべく,1989年,国 務院は「人民調解委員会組織条例」を制定したが、 調解合意の司法強制力という問題は未解決であった。 司法体制と活動体制改革に関する「訴訟・非訟を結 びつけた矛盾紛争調解・処理体制」の要求に基づき、 人民調解活動の実務経験を総括し、2010年、全人代 常務委員会は「人民調解法」を制定・可決した。同 法では、人民調解委員会の調解により調解合意に達 した後、当事者双方は必要と認めた場合、調解合意 発効日から 30 日以内に人民法院に司法確認を共同 申立することができ、人民法院は適時に調解合意を 審査し,法に従って調解合意の効力を確認すること が規定されている。調解合意の確認は、紛争を簡易 迅速かつ経済的に処理できて当事者の訴訟負担を軽 減し,司法資源を節約する優位性がある。もっとも, 人民調解法で調解合意司法確認について規定された

ものの、旧民訴法には、それに対応した調解合意の 司法確認をつなげる制度がなかった。そこで、新法 では、特別手続として「調解合意確認事件」が追加 され、その具体的事項について規定された。本条は 下記4つの内容を含んでいる。

#### 1 司法確認の対象となる調解合意の範囲

どのような調解組織による調解合意の司法確認が 申立可能かは,立法過程において意見の対立あった。 まず人民調解法の規定に基づき,人民調解委員会の 調解により調解合意に達した当事者双方が司法確認 を申立可能であることから,人民調解委員会による 調解合意のみが司法確認を申立可能とする意見(狭 義説),また実務においては人民調解委員会による調 解以外に行政機関の治安調解,交通事故賠償調解, 医療紛争等の調解,中国障害者連合会,中華全国婦 女連合会,中国消費者協会等の社会団体による調解, 国際商業会議所の仲裁調解センターによる調解等も あり,それゆえ人民調解委員会で成立した調解合意 以外,その他関連部門の主導による調解で成立した 合意についても,司法確認の申立を広く許すべきで あると意見等である(広義説)。

もっとも、現在、人民調解委員会による調解合意の司法確認について規定しているのは人民調解法のみであり、かつ行政調解、商事調解等の状況が複雑であることを考えると、達成された合意の司法確認に関する規定の必要性をめぐり、各方面の意見が一致していない。そこで、本条は、人民調解法等の法規定に則ってのみ司法確認を申立可能と定めている。人民調解法によれば、人民調解委員会による調解は司法確認を申立可能である。人民調解委員会には、村民委員会、居民委員会によって設立される調解委員会や、郷・鎮、町及び社会団体若しくはその他組織が必要に応じて人民調解法に基づいて設立した人民調解委員会が含まれる。本条は、中国における民事紛争の特徴と人民調解活動の実情を考慮し、民間紛争の非訟手続による解決を訴訟手続による解決を

結びつけ、今後の発展のための余地を残したものである。今後、実体法でその他組織の調解と訴訟の連携について規定する場合は、法律規定に則って実施されることになる。<sup>12</sup>

#### 2 当事者双方による共同申立

調解合意の発効後、当事者が人民法院を通じて調 解合意の効力を確認しようとする場合、当事者が共 同で申立てることが必要である。現実には、多くの 紛争において調解を経て合意に達した後、当事者が それを積極的に履行するが、調解合意が適時に履 行・完遂できない場合もある。一部当事者は、調解 合意の履行過程における問題を防ぐため、司法手続 による合意の効力の確認を要望する。注意すべき点 は「司法確認」は、発効済みの調解合意に対する確 認であり、調解合意の発効に向けた必須手続ではな い点である。この点、人民調解法によれば、当事者 で書面による調解合意に達した場合、調解合意は各 当事者が署名・捺印若しくは指印をし、さらに人民 調解員が署名し,人民調解委員会の印鑑を捺印した 日から、また口頭による調解合意の場合は、各当事 者が合意に達した日から発効することとされている。 調解合意当事者の一方が申立を行ない、相手方の同 意を得た場合も, 共同申立と見なすことができる。

## 3 調解合意司法確認の期限,管轄人民法院

調解合意の確認申立は調解合意発効日から 30 日 以内に行うことが必要である。「最高人民法院・人民 調解合意の司法確認手続に関する若干の規定」によ れば、人民法院は司法確認申立を受理した日から 15 日以内に確認手続を行うかを決定する。特別な状況

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 新 194, 195 条 (調解合意司法確認)の対象となる「調解」とは、中立な第三者調解組織主宰の下に紛争当事者間に調解合意による紛争解決を促す活動・方式(最高人民法院民事訴訟法改正研究グループ編著「中華人民共和国民事訴訟法修改条文理解と適用」393 頁・2012 年 9 月人民法院出版社)とか、当事者双方が人民調解委員会等の調解組織主宰の下に紛争事件について既に調解合意が達成されたもの(「中華人民共和国民事訴訟法修改条文適用解答」242 頁・2012 年 9 月人民法院出版社)と説明されており、当事者のみでの和解には適用されない。

により延期が必要である場合,当該人民法院の院長 による許可を得れば、10日間延長できる。

また司法確認手続は、当事者が調解組織所在地の 基層人民法院に申立をする。

※参考文献)前掲①p310~312, 前掲②p313~315, ③p456~459

#### 【司法確認手続受理後の処理】第195条

人民法院は申立の受理後に審査を行い、法律規定に適合する場合には、調解合意が有効である旨を裁定する。一方当事者が履行を拒否し、又は全部履行を行わない場合には、相手方当事者は人民法院に対して執行の申立ができる。法律規定に適合していない場合には、申立の却下を裁定し、当事者は調解により、原調解合意の変更又は新たな調解合意を締結することができ、また人民法院に提訴することもできる。

本条は、人民法院が司法確認手続申立を受理した 後の処理に関する規定である。

#### 1 調解合意に対する審査

人民法院は調解合意司法確認申立を受理した後, 調解合意を審査しなければならない。審査を経て, 調解合意が法律規定に合致する場合は調解合意が有 効と裁定し,調解合意が法律規定に合致しない場合 は申立却下を裁定する。この審査における考慮すべ き点は,①調解方式による紛争解決が当事者の自由 意思によるものか,②調解合意の内容が法律,法規 の強制性規定若しくは社会公共利益に反するものか, ③調解合意の達成が当事者の自由意思によるもので あるか,重大な誤解や,公平さの明らかな欠如等, その真実の意思表示に大きく反する状況がないかの 諸点であり,これらをクリアした場合のみ,当該調 解合意が有効と確認することができ,さもなければ, 申立を却下する。

#### 2 司法確認の効力

人民法院による調解合意確認裁定は、当事者双方

に送達された後に法律効力が発生する。当事者の一 方が調解合意履行を拒否し、又は調解合意で約束し た義務をすべて履行しない場合、相手方は人民法院 に強制執行を申立することができ、その執行管轄人 民法院は司法確認裁定を下した基層人民法院若しく は被執行財産所在地の基層人民法院である。

#### 3 司法確認申立における救済

人民法院に調解合意の効力確認を申立した場合の 救済手続としては、第1に人民法院が調解合意の確 認裁定をしたが、当事者が、当事者双方が同時に出 頭していない、自由意思原則に反する、不正行為等 を理由に異議を申し立てる場合であり、この場合、 裁判監督手続に基づいて再審を申立することができ る。第2に、人民法院が司法確認申立を却下した場 合、当事者は調解方式を通じて元の調解合意を変更 し又は新たな調解合意をし、さらには人民法院に訴 訟を提起することもできる。

#### 4 手続外の第三者の権利救済問題

司法実務においては調解合意により手続外の第三者の合法提起権益を侵害する問題が生じており(いわゆる悪意[虚偽]調解),本改正ではその救済手続として第56条3項による取消の訴えが新設されたが,さらに調解合意司法確認手続を違法に用いた侵害行為をいかに効果的に抑制できるかも新規定の解釈・適用に関する重要課題である。

※参考文献)①p312~313, ②p315~316, ③p459~460

#### 【担保物権実行手続】

第7節 担保物権実行事件

第196条

担保物権実行の申立は、担保物権者及びその他担保物権実行を請求する権利者が物権法等の法律に基づき、担保財産の所在地又は担保物権登記地の基層人民法院に提出する。

本条は、担保物権実行の申立及び管轄人民法院に

関する規定である。

担保物権の実行[実現]とは、債務者による債務不履行の場合、担保物権者が法定手続によって、担保目的物の競売、換金等の方式を通じて、債権の優先的な弁済を受ける過程を指し、担保物権には、抵当権、質権、留置権が含まれる。

この点、実体法(物権法)は、担保物権の実行に ついて規定しているが、民事訴訟法には、これを保 障するための相応の手続制度がなかった。旧法規定 によれば,人民法院の執行根拠となる法律文書には, 民事判決書,裁定書,調解書,民事制裁決定書と支 払命令、人民法院の裁定によって効力が承認された 外国人民法院による確定判決書、裁定書及び外国仲 裁機関による発効裁決書, 刑事付帯民事判決書, 裁 定書, 調解書, 行政判決書, 裁定書, 調解書, 及び その他機関又は機構によって作成され、かつ法律の 規定に基づき人民法院によって強制執行される法律 文書(さらに中国国内及び外国の仲裁機構による仲 裁裁決書と調解書、公証機関が法に従って強制執行 効力を付与した債権文書, 行政処罰決定書と行政処 理決定書) だけが含まれた。他方、債権者が有する 担保物権そのものは、執行の依拠とすることができ ず、人民法院に強制執行を直接申立することができ なかった。

こうして数年来,人民代表大会代表,関連組織及び法律専門家等は,民事訴訟法に,担保物権の実行について,連結的規定を盛り込むことが提案されており,各方面の意見と裁判実務の需要に基づき,担保物権者の合法的権益をより良く保護し,訴訟資源を節約するために,本改正で,特別手続の中に第7節「担保物権実行事件」が追加されたものである。本条規定には2つの内容が含まれている。

#### 1 担保物権実行の申立権者

本条により,人民法院に担保物権実行を申立てる 権利を有する者は,下記の場合である。

#### (1) 担保物権者

本条の担保物権者には、抵当権者、質権者と留置 権者が含まれる。抵当権は目的物の占有を移転しな い担保物権であるため、債務者が債務不履行に陥っ たとき,抵当権者は、目的物を直接競売・換金にか けることができず, 通常は, 人民法院に抵当権実行 を申立てる必要がある。他方で質権者、留置権者は 目的物を占有しているため、質権・留置権を実行す るとき, 人民法院への申立を要しない場合もある。 (2)その他担保物権実行を請求する権利を有する者 これには、以下の場合がある。第1に、債務履行 期間が経過しても、債務者が債務を履行していない が、質権者が直ちに質権を行使しない場合であり、 その結果, 質物の価値下落, ひいては毀損, 喪失等 につながる。第2に、留置権者が、長期にわたって 留置財産を継続的に占有しながら実行せず、留置財 産の自然損耗又は減価を生じる場合である。このよ うに質権者,留置権者が権利行使を怠ることによる, 質権設定者・債務者の合法的権益の侵害を防止する ため、物権法第219条は、質権設定者が、質権者に 債務履行期満了後適時質権を行使することを要求す ることができると定めている。よって質権者が権利 行使しない場合,質権設定者は、人民法院に質入さ れた財産の競売・換金を請求することができる。ま た同法第236条規定によれば、債務者は、留置権者 に債務履行期間が満了後、留置権を行使するよう要 求することができ、留置権者が行使しない場合、債 務者は人民法院に留置された財産の競売、換金を請

#### 2 管轄人民法院

求することができる。

担保物権実行の申立は、担保財産所在地又は担保 物権登記地の基層人民法院宛に行う。担保財産所在 地の人民法院が担保物権の実現に関する案件を管轄 することで、担保財産の封印、差押が容易になる。 本法で担保物権登記地の基層人民法院が管轄する旨 を規定するのは、主として一部担保財産が財産権で あることを考慮したためであり、株式、登録商標専 用権,特許権,著作権等知的財産権のうちの財産権, 売掛金等に質権を設定した場合,担保物権登記地の 基層人民法院が管轄するほうがより執行しやすいと 考えられる。

※参考文献) ①p314~316, ②p316~319, ③p460~464

#### 【担保物権実行申立の審査】第197条

人民法院は申立受理後に審査を行い,法律規定に 適合している場合には,担保財産の競売,換価を裁 定する。当事者はその裁定に基づいて人民法院に執 行を申し立てることができる。法律規定に適合しな い場合には,申立の却下を裁定し,当事者は人民法 院に提訴することができる。

本条は、担保物権実行申立の審査に関する規定で ある。

人民法院は申立を受理した後,担保物権者等の申立について審査を行い,審査結果により裁定を行う。

1 法律規定に合致する場合,担保財産の競売・換金を裁定

本条の「法律規定に適合している場合」とは、主 として物権法の規定に合致することであり、すなわ ち、債務が確実に発生しているかどうか、債務額に ついて異議があるかどうか、担保物権が発効してい るかどうか、債務者が履行期までに履行しているか どうか等、担保物権実行のための全条件が具備する ことである。

法律規定に適合している場合,人民法院は,担保 財産の競売,換金を裁定する。競売は,抵当権を実 現するための最も一般的な方式であり,公開競争の 手法によって,目的物を最も高値で入札した買い手 に売る方法である。競売方式による担保物権実行で は,公開入札方式によって目的物が売却されるため, 競売の代価は,競売にかかる財産の価値を最大限反 映でき,したがって,債権に対する抵当財産の担保 の役割が十分発揮される利点がある。本法第247条 の規定によれば、競売は、人民法院の主導で行われることも、商業的競売機関に委託して行われることも可能である。担保目的物が競売に適さない場合、人民法院は、関連組織に委託して換金、又は自主的換金を行う。換金とは、財物を商業部門に購買させ、又は、売却を代行させて、現金と引換える行為を指す。換金価格の公平さを確保するために、担保財産の換金にあたっては、市場価格を参考とする。

法律規定に合致しない場合,すなわち,債務が履行されたかどうかにつき当事者双方に争いがある場合や,抵当権設定契約の関連条項又は抵当権の効力について争いが存在する場合等は,これら問題は,実際に担保物権を実行するための前提条件がまだ具備されていないことに起因するものである。当事者双方にこのような争いがある限り,担保物権実行の問題を考慮するまでもない。人民法院は,申立を受

2 法律規定に合致しない場合、申立却下を裁定

※参考文献)①p316~317,②p319~320,③p464~ 465

理後、審査を経て法律規定に合致しないと判断した

場合、申立却下を裁定する。この場合、当事者は、

人民法院に訴訟を提起することができる。

以上

## ~ 国際研究 ~

# 日本ミャンマー司法制度比較共同研究 ~連邦最高裁判所長官ほかミャンマー裁判官招へい~

国際協力部教官 國 井 弘 樹

ミャンマーは、2011年3月の民政移管以降、国家 一丸となって、民主化及び国民和解を着実に進めて いる。我が国政府も、その改革努力を評価し、翌2012 年4月の日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマ 一の民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急 速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押 しするため,引き続き改革努力の進捗を見守りつつ, 民主化・国民和解、経済改革の配当を広範な国民が 実感できるよう、以下の分野を中心に支援を実施す る。」旨表明し、重点支援分野として、①国民の生活 向上のための支援(少数民族や貧困層支援,農業開 発、地域開発を含む。)、②経済・社会を支える人材 の能力向上や制度の整備のための支援(民主化推進 のための支援を含む。), ③持続的経済成長のために 必要なインフラや制度の整備等の支援を挙げている。 さらに、2012 年8月には、「ミャンマー官民連携タ スクフォース」が創設され、まさに官民を挙げて、 同国を積極的に支援していく態勢を整えている。

法整備支援は、上記②の支援に属し、同国において「法の支配」を確立させ、その改革努力を後押しするためには、最も重要な支援分野であるとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備の観点からも重要である。

一方,ミャンマーでは,連邦最高裁判所が民法・ 刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった基本法を含む52の法律を所管しており,近時の改革に伴い,多 くの所管法律について改正の必要性が生じている。 そして、2012年9月の法務大臣による訪緬、同年10月の法務総合研究所長を団長とする調査団による訪緬において、ミャンマー連邦最高裁判所長官から、所管法律の起草支援に加えて、裁判官の人材育成に関して、我が国に対する支援・協力要請を受けた。

そこで、この度、ミャンマーから、三権の長である最高裁判所長官を始めとした専門家を日本に招へいして、日本とミャンマーの司法制度を比較研究することで、同国の司法制度に対する理解を深めると同時に、先方にも、日本の司法制度や法曹養成等についての理解を深めてもらい、今後の両国の協力関係について、具体的かつ建設的な意見交換を行うため、本共同研究を実施するに至ったものである。

なお、本共同研究は、法務総合研究所に加え、法整備支援活動に深い理解をいただいている慶應義塾 大学大学院法務研究科(法務大学院)、三田法曹会と の共催で実施したものである。

#### 1 本共同研究の日程等

日 程 2012年11月26日(月)から 11月30日(金)まで

招へい者 トゥン・トゥン・ウー連邦最高裁判所 長官ほか4名

## 2 本共同研究の概要等

本原稿は、ミャンマー司法の現状等について、広 く関係者と情報を共有することを目的としており、 以下、その観点から、本共同研究で実施した主要な プログラムごとに特筆すべき事項について取り上げ る。

#### (1) 最高裁判所訪問

長官表敬では、初の顔合わせであったが、両長官 の人柄もあって、率直な意見交換が行われた。竹崎 博允長官は、「司法の分野では、法や制度を整備する ことに加えて, 同時にそれを担っていく人材を育て ることが重要である。日本では、軍部や政治部門の 力が強かった戦前においても、各裁判官が司法の独 立を堅持していた。戦後もその精神は強く残ってお り、我が国の裁判官に汚職が見られず、国民の信頼 が高いのも、そうした各裁判官個人の意識の高さに 基づくものである。」旨述べられて、キャパシティビ ルディングの重要性を強調された。これに対し、ト ゥン・トゥン・ウー長官は、「新憲法が施行されたこ とで、ミャンマーでも三権分立が制度的に確立され、 現在、私たちは、司法の透明性を確保すべく、改革 を押し進めているところである。また、ミャンマー では、汚職が深刻な問題となっており、司法機関だ けでなく、国家全体でその対策に取り組むべきと認 識している。裁判官の能力向上についても課題とな っており、今後、日本には我が国の司法改革を支援 願いたい。」旨述べられて、日本の支援に対する強い 期待を示された。

また、最高裁判所事務総局秘書課長・広報課長の 中村慎氏から、日本の司法制度概略について説明い ただいたが、その際、ミャンマー側からは、日本の 裁判官数や事件受理・処理件数、昇給システムなど、 実務的な質問が出され、活発な議論が交わされた。

#### (2) 東京高・地方裁判所訪問

東京高等裁判所長官及び東京地方裁判所長への表 敬訪問では、ミャンマー側から、それぞれの裁判所 における裁判官数、事件受理・処理件数に加え、事 件処理に要する期間について、熱心な質問が出され た。トゥン・トゥン・ウー長官によると、現在、ミ ャンマーでは、司法改革の一環として、裁判官の効率的な配置を検討中であり、また、民事事件に関していえば、第一審での処理期間が平均すると4~5年に及んでおり、事件の早期処理が重要な課題となっているとのことであった。いわゆるケースマネージメントの問題は、ミャンマーのみならず、当部が支援・協力を実施している他の国々でも課題となっているが、ミャンマーでは、弁論準備手続や和解などの制度がないことも、事件処理の長期化を招く要因となっており、今後、訴訟法の改正を含めた抜本的な改革が必要となると思われる。

また, 東京地方裁判所では, 刑事事件の法廷傍聴 も行い、閉廷後には、裁判官・書記官が自ら質疑応 答に応じてくださった。そこでは、トゥン・トゥン・ ウー長官から,裁判所書記官に対する研修制度を始 めとして、裁判官以外の裁判所職員の人材育成等に ついて詳細な質問があった。ミャンマーでは、20年 以上のキャリアを有するようなベテラン書記官が存 在せず、その育成が課題となっているとのことであ った。我が国では、裁判官の研修施設として司法研 修所が、裁判所書記官・裁判所事務官等・家庭裁判 所調査官の研修施設として裁判所職員総合研修所が それぞれ存在するわけだが、ミャンマーでは、裁判 官のための研修施設はあるものの、教官等が常駐し ているわけではなく、裁判官以外の職員に対する研 修システムの確立を含め、今後、我が国として積極 的に支援・協力していくべき分野となることは確実 であろう。

#### (3) 法務省浦安総合センター視察

同センターは、法務総合研究所研究部が在所しているほか、検察官や検察事務官を始めとした法務省職員の研修施設でもある。事前のニーズ調査において、トゥン・トゥン・ウー長官から、裁判官の人材育成に関する支援・協力要請を受けていたことから、法務省における職員研修の実態について理解いただき、今後のプロジェクト形成に役立てるため、同セ

ンターを視察いただいた。

視察では、日本の検察官・検察事務官に対する研修制度について説明申し上げたほか、センター内の模擬法廷で実施中であった若手検事による模擬証人尋問演習を傍聴いただいた。ミャンマー側からは、 実務に即した演習内容に加え、施設面の充実ぶりについても強い関心が示された。

(4) 慶應義塾大学における講演会・パネルディスカッション

招へい中の中日にあたる11月28日には、本招へいの共催者である慶應義塾大学において、「ミャンマーにおける法改革および司法制度の現状と展望」と題して、講演会とパネルディスカッションが実施された。

同講演会では、トゥン・トゥン・ウー長官から「ミャンマーにおける最近の司法制度の発展」と題する 講演をいただいたほか、他の裁判官からも、貴重な 講演をいただくことができた。

同講演会の講演録及び講演資料(英語・日本語) やパネルディスカッションの詳細については、慶應 義塾大学発行の『慶應法学 26 号』「に掲載予定であ り、本稿では、以下のとおり、プログラムや講演資 料等(英語版)についてのみ掲載する。

資料1 プログラム

資料2 トゥン・トゥン・ウー長官「ミャンマーにおける最近の司法制度の発展」

資料3-1 セイン・タン事務局長「ミャンマー における裁判所の構成と機能」

資料3-2 同資料

資料4-1 トゥー・ジャー・カチン州高等裁判 所長官「ミャンマーにおける刑事司 法の手続」

『慶應法学』については、

http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/ から, 自由に閲覧・ダウンロード可能。

資料4-2 同資料

資料5-1 ティン・ティン・ヌエ・ヤンゴン管 区高等裁判所裁判官「ミャンマーの 裁判所における民事訴訟に関する手 続」

資料5-2 同資料

#### (5) 司法研修所視察

当初の予定では、司法研修所において、施設見学のほか、裁判官の研修制度について説明いただくことになっていたが、東京地方裁判所や法務省浦安総合センター訪問を受け、トゥン・トゥン・ウー長官より、日本における裁判所書記官等の研修についても知りたい旨の要望を受けたことから、急遽、裁判所職員総合研修所から一般研修部部長や家庭裁判所調査官研修部上席教官においでいただき、裁判官以外の職員に対する研修制度についても説明いただいた。この場を借りて、最高裁判所等関係者の御配慮に深く感謝申し上げる。

ミャンマー側からは、我が国の裁判官に対する研修カリキュラムについて質問があったほか、書記官等の人数・配置・採用システムに加え、教官の人数・経験年数など、司法行政の観点からの質問もあり、充実した議論が交わされた。

#### 3 所感

現在,法務省では、JICA (国際協力機構) が,2013 年度中の開始をめどに計画を進めている法整備支援 プロジェクトについて,全面的に協力していく方針 でいるところ,同プロジェクトは,連邦最高裁判所 及び連邦法務長官府をカウンターパートとして,ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整 備及び運用によって,「法の支配」,「民主主義」,「持 続可能な経済成長」を促進するため,①ミャンマー が直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化(立 法起草支援),②両機関の人材育成の基盤整備を内容 とするものとなっている。 本共同研究は、間近に迫った法整備支援プロジェクトの本格始動に向けて、日本とミャンマー相互の理解を深め、今後の協力関係について、具体的かつ建設的な意見交換を行うために実施したものであり、各プログラムを通じて、トゥン・トゥン・ウー長官を始め、各招へい者からは、ミャンマーの民主化に向けた司法改革への情熱が強く感じられ、我々も、今後、同国の法整備支援に協力していく決意を新たにした次第である。

#### 4 おわりに

本共同研究は、ミャンマーから、連邦最高裁判所 長官という三権の長を初めて我が国に招へいして実 施したものであることに加え、法務省と慶應義塾大 学という官民連携で実施したという意味でも、大変 に意義深いものであった。最高裁判所や外務省、駐 日ミャンマー大使館など、本共同研究の実現に協力 いただいた関係各位に対し、御礼申し上げたい。

なお,本共同研究の実現にあたっては,我妻豊氏², 関谷巖弁護士³に多大なる御尽力をいただいた。お二 人の情熱なくしては,本共同研究の実現はあり得な かったものであり,この場を借りて,改めてお二人 に感謝申し上げるとともに,本共同研究を契機に, 今後,我が国とミャンマーとの友好関係を強固なも のとして,両国の司法分野における協力関係を更に 押し進めることで,お二人への感謝の言葉に代えた い。

以上

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 我妻豊(あがつま・ゆたか)氏。内閣府認証特定非営利活動法人「アジアケシ転作支援機構」理事長。10年以上にわたって、西部チン高原、北部カチン、東部シャン高原などで、ケシ栽培から温帯果樹、野菜への転作を支援。トゥン・トゥン・ウー長官とも旧知の仲。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 関谷巖(せきや・いわお)氏。弁護士。写真家。日本人が忘れかけた自然への畏敬と祈りの情景をテーマにミャンマーなどアジア各地の原風景を撮影。2012年11月には、ミャンマーのシュエダゴン・パゴダで2回目となる日本ミャンマー交流写真展を開催。



<講演会・パネル・ディスカッション>

## 「ミャンマーにおける法改革および司法制度の現状と展望」

日時: 2012年11月28日(水) 10:00~ (9:30受付開始)

場所:慶應義塾大学三田キャンパス・北館ホール

(別添キャンパス・マップ参照)

http://www.keio.ac.jp/ja/access/mita.html

主催:慶應義塾大学大学院法務研究科、同大学法学部

共催:三田法曹会、法務省法務総合研究所

後援:外務省

## プログラム

午前の部 10:00~12:00 (司会:松尾 弘 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授) 開会挨拶

清家 篤 慶應義塾 塾長

片山直也 慶應義塾大学大学院 法務研究科 委員長

酒井邦彦 法務省 法務総合研究所 所長

## 講演

「ミャンマーにおける最近の司法制度の発展」

トゥン・トゥン・ウー (U Htun Htun Oo) ミャンマー連邦最高裁判所長官「ミャンマーにおける裁判所の構成と機能」

セイン・タン (U Sein Than) ミャンマー連邦最高裁判所事務局長

昼食 12:00~13:00 (会場付近で適宜お取りください。)

午後の部 13:00~17:00 (司会:太田達也 慶應義塾大学法学部教授) 歓迎挨拶

鹿内徳行 三田法曹会会長・弁護士

キン・マウン・ティン (U Khin Maung Tin) ミャンマー駐日大使

#### 講演

「ミャンマーにおける刑事司法に関する手続」

トゥー・ジャー (U Tu Jar) が分州高等裁判所長官

「ミャンマーの裁判所における民事訴訟に関する手続」

ティン・ティン・ヌエ (Daw Thin Thin Nwe) ヤンゴン管区高等裁判所裁判官

## 14:30~15:00 コーヒー・ブレイク

#### 15:00~17:00

パネル・ディスカッション

「ミャンマーと日本における法改革および司法制度の現状と課題」 パネリスト:

トゥー・ジャー(U Tu Jar) が州高等裁判所長官 ティン・ティン・ヌエ(Daw Thin Thin Nwe)がプン管区高等裁判所裁判官 セイン・タン(U Sein Than) ミャンマー連邦最高裁判所事務局長

堀籠幸男 元最高裁判所裁判官・慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授

野口元郎 法務省 法務総合研究所 国際協力部 部長

矢吹公敏 日本弁護士連合会 国際交流委員会 委員長・弁護士

鹿内徳行 三田法曹会 会長・弁護士

山本信人 慶應義塾大学 法学部 教授

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 (司会)

#### 閉会挨拶

大石 裕 慶應義塾大学 法学部長



# THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR SUPREME COURT OF THE UNION

# SPEECH BY H.E. U HTUN HTUN OO CHIEF JUSTICE OF THE UNION

# "CURRENT DEVELOPMENTS OF JUDICIAL SYSTEM IN MYANMAR"

KEIO UNIVERSITY, JAPAN 28 NOVEMBER 2012

#### Introduction

The topic I have chosen for this address is 'current developments' of our judicial system.

There are some changes brought about by our new Constitution, 2008. It lays down the democratic foundation for the separation of state powers and the doctrine of check and balance. The **legislative power** of the Union is vested in the Pyidaungsu Hluttaw (the Parliament), which consists of Pyithu Hluttaw and Amyothar Hluttaw. The President is the head of the executive and exercises the **executive power**, sharing among the Union (Pyidaungsu), the Regions and the States. **Judicial power** is shared among the Supreme Court of the Union and its subordinate Courts. The three branches of sovereign power are separated, to the extent possible, and exert reciprocal control, check and balance among themselves.

## **Judicial Principles**

I am going to talk on judicial principles briefly as these are the framework for this speech.

Judicial power is mainly vested in the Supreme Court and its subordinate Courts, namely High Courts of the Region or High Courts of the State, Courts of the Self-Administered Division, Courts of the Self-Administered Zone, District Courts, Township Courts and other Courts constituted by law. The Supreme Court is the highest Court of the Union save the powers of the Constitutional Tribunal and the Court Martial.

Justice throughout the Union is administered in Courts in accordance with the judicial principles that can be expressed in the following terms:

"to administer justice independently according to law,

- to dispense justice in open Court unless otherwise prohibited by law, and
- to guarantee in all cases the right of defence and the right of appeal under law."

Moreover, Courts carry out justice in the light of such principles as follows:

- to support in building of rule of law and regional peace and tranquility by protecting and safeguarding the interests of the people,
- to educate the people to understand and abide by the law and nurture the habit of abiding by the law,
- to settle disputes among the people within the framework of the law, and
- to aim at reforming morals of the criminal in sentencing him.

Some principles of criminal justice can be summarized as follows:

- (a) no criminal law shall be enacted to provide retrospective effect;
- (b) any person who committed a crime, shall be convicted only in accord with the relevant law then in operation. Moreover, he shall not be punished to a penalty greater than that is applicable under that law:

- (c) any person convicted or acquitted by a competent Court for an offence shall not be retried except that a superior Court annuls the judgment and orders a retrial;
- (d) an accused shall have the right of defence in accord with the law;
- (e) no penalty that violates human dignity shall be prescribed.

#### Structure of the Courts

Now, I would like to introduce the hierarchy of our Courts. Generally speaking, Township Courts and other Courts constituted by law (e.g. Juvenile Courts, Motor Vehicle Courts, or Municipal Courts) are Courts of origin or Courts of first instance. District Courts, Courts of Self-Administered Division, and Courts of Self-Administered Zone are Courts of first appeal. As far as judicial functions are concerned, they are of the same level. High Courts of the Regions and High Courts of the States are Courts of second appeal. The Supreme Court of the Union is the highest Court of the Union and the Court of final Appeal.

The Supreme Court supervises all Courts in the Union. It is entitled to submit the bills relating to the judiciary to the Pyidaungsu Hluttaw (the Parliament). It has to submit judiciary budget to the Union Government.

The Supreme Court appoints judicial officers for subordinate Courts. They are career judges serving at different levels of Courts except the Supreme Court and High Courts in which Chief Justices and Judges are appointed by the President in coordination with the Chief Justice of the Union and with the approval of the Hluttaws (parliaments of the Union, the Regions or States, respectively).

What I would like to do in this address is to give analysis on the **developments and challenges** of judicial system in Myanmar focusing on a number of areas of significance to judicial capacity.

But before turning to these, I must say something about the Supreme Court in terms of judicial independence.

## The Supreme Court

The Supreme Court is composed of a minimum of seven Judges and a maximum of 11 Judges, including the Chief Justice of the Union. The President with the approval of the Pyidaungsu Hluttaw (the parliament) appoints the Chief Justice. The President in co-ordination with the Chief Justice nominates and appoints Judges of the Supreme Court with the approval of the Pyidaungsu Hluttaw (the parliament). At present, there are 7 Judges including the Chief Justice in the Supreme Court.

A person is qualified for the appointment as a Chief Justice or Judges of the Supreme Court if he or she:

- (a) has served as a Judge of the High Court for at least five years; or
- (b) has served as Judicial Officer or a Law Officer at least ten years at the Region or State Level; or
- (c) has practiced as an Advocate for at least 20 years; or
- (d) is an eminent jurist in the opinion of the President.

None of the Chief Justice and Judges of the Supreme Court are members of a political party, representatives of the Parliament and civil services personnel. They must also be free from party politics. The impeachment procedures are clearly provided in the Constitution. The President or one-fourth of the total number of representatives of either Hluttaw can impeach the Chief Justice and Judges of the Supreme Court for high treason, breach of the Constitution, misconduct, disqualification or inefficient discharge of duties assigned by law.

The Constitution guarantees the tenure of the Chief Justice and Judges of the Supreme Court. They can hold the office up to the age of 70 unless he or she resigns the office; or is impeached in accordance with the Constitution and removed from office; or is unable to continue to serve due to permanent disability caused by either physical or mental defeat; or dies in office.

As the Supreme Court is the highest Court of the Union and the Court of final appeal, its judgments are final and conclusive. There is no revision upon the judgment of the Supreme Court outside the appeals process. As far as jurisdictions are concerned, the Supreme Court has appellate, revisional, and original jurisdictions in accord with the law. Moreover, it has the power to issue writs appropriate to the Fundamental Rights guaranteed in the Constitution.

## **Developments**

The new Constitution brings some developments in the judiciary.

## **New High Courts**

In terms of the structure, new High Courts are formed. In the past, there was no High Court but only the Supreme Court which exercised the powers of High Court. At that time, the Supreme Court sat in Nay Pyi Taw, Yangon and Mandalay and tried cases appealed from everywhere of the Union.

Nowadays, 14 High Courts for the respective Regions and States are newly formed under the new Constitution. While the Supreme Court supervises all Courts in the Union, High Courts supervise the judicial matters of subordinate Courts within their respective jurisdictions of the Regions and the States in accord with the guidance of the Supreme Court. In terms of formation of new High Courts, the people can ask for decisions of the High Courts in their areas so that they can reduce the costs of litigation.

As our country is constituted by the Union System, state powers are shared among the Union, Regions and States. The extension of Court structure is done to meet this end.

#### Awareness of the Rule of Law

Our country is a place where multi-national races collectively reside. The new Constitution guarantees every citizen to enjoy the right of equality, the right of liberty and the right of justice as prescribed in it. Only when the eternal principles of justice, liberty and equality are enhanced will the perpetuation of peace and prosperity of the national people achieve. These values can only be secured by an application of the rule of law. The rule of law is essential for materializing the democratic system effectively, and it is the bedrock of a democratic society as well.

We are of course aware that the rule of law is a pre-necessary condition for the national development. Therefore the principle of the rule of law is guaranteed by the new Constitution as fundamental rights of citizens. Article 347 of the Constitution provides that -

"the Union shall guarantee any person to enjoy equal rights before the law and shall equally provide legal protection."

Article 353 reads "nothing shall, except in accord with existing laws, be detrimental to the life and personal freedom of any person."

The rule of law is the only basis upon which everybody including public bodies and the executive can order their lives and activities. The functions of Union Government, Hluttaws (Parliament) and Courts are subject to the Constitution and the law so that the rule of law will improve. Article 219 of the Constitution provides that 'the Union Government preserves stability of the Union, community peace and tranquility and prevalence of law and order'.

From the point of the judiciary, only the independent judiciary makes sure to uphold the rule of law. All judges implement their judicial functions independently and subject only to the Constitution and the law. Justice must be administered in accord with law. No person shall be convicted of crime except for violation of a law in force at the time of the commission of the act charged as an offence. An accused have the right of defence and the right to independent and fair trial in accord with the law. The judgments or decisions of all levels of Courts have final character and other bodies of State cannot review and amend those judgments or decisions except filing them to superior Courts for appeal. An independent, impartial, honest and competent judiciary is integral to upholding the rule of law.

## Guarantee of Fundamental Rights

Even though there is no Human Rights Law in Myanmar; it is a primary duty of Courts for populace to enjoy their fundamental rights in accord with the Constitution. In order to obtain a fundamental right, any person can apply to the Supreme Court. The Supreme Court has the power to issue such writs as suitable as Writ of Habeas Corpus, Writ of Mandamus, Writ of Prohibition, Writ of Quo Warranto and Writ of Certiorari. The Supreme Court entertains the application of writs under Writs Procedures and safeguards the fundamental rights of the citizens.

## Challenges

Under new political system, we now face challenges which mainly include harmonization of the judiciary with democratic culture, absence of corruption in every courtroom and reinforcement of the judicial system.

## Harmonization with Democracy

Long time ago, disputes have been settled by traditional judicial system in Myanmar, but during the late 19<sup>th</sup> century, common law legal system was introduced by British colonialist. The essence of Myanmar traditional judiciary was settlement of disputes through negotiation between the two parties. In contrary, the judicial function of English common law system rested on the decision of win and loss rather than fairness and harmony in the society.

After independence in 1948, different political systems have been dramatically changed, but in the judicial branch the traditional strict appliance of 'law and order' approach has been preferred. Judicial functions were conducted by Courts of law under the influence of the executive authority.

A theme that is popular with some of the media in Myanmar is that the judiciary does not change together with the democratic movement. The judiciary should exercise the 'rule of law' centered approach preferentially in doing its functions to be in line with the democratic values.

We accept that it is the most important duty of the judiciary to protect people's rights through a fair and equitable trial within the limits of domestic legal framework. There must be clear laws under which people can ask protection of their rights and remedies for their grievances before the Court. If the Court carries out a quick, effective and fair response to protect

their rights and to redress their grievance proportionally, the judiciary could maintain the public confidence.

## Absent of Corruption

To prevent corruption is a big challenge for all institutions including the judiciary. Absent of corruption is necessary for sustainable development and for maintenance of the rule of law. While the clean government and good governance are carried out by the executive, actions against corruption are being taken strictly by the Supreme Court. All judges should administer justice "without fear or favour, affection or ill-will". The presence of bias, favour, or corruption in a Court System denies justice and undermines the rule of law.

However, actions against bribery and corruption must be coincident with the actual causes. In Myanmar society, people have the conception that taking bribe is a sin. Therefore, the increase of remuneration and general welfare programs are supposed to be advisable solutions. Salary of judges is as same as salary of other ordinary civil services personnel and they get low income.

## Reinforcement of the Judiciary

Another challenge is reinforcement of the judiciary to bring about the upright judiciary and to achieve public trust and reliance on it. If the judicial pillar is upright, it can foster public confidence in the fairness and objectivity of the judicial system.

In this address, I would like to highlight **four aspects** of judicial performance, namely judicial **independence**, **accountability**, **efficiency** and **well-functioning** of the judiciary. These areas need to be reinforced to become an independent, impartial, honest and competent judiciary which is fundamental to upholding the rule of law, engendering public confidence and dispensing justice.

## Judicial Independence

Judicial independence is a State Principle and a judicial principle as well. It is essential that there should be an independent judiciary to uphold the rule of law.

The Constitution provides exact procedures for appointment and removal of Chief Justices and Judges of the Supreme Court and High Courts. All judges of the Supreme Court and High Courts shall have a guaranteed tenure until a mandatory retirement age, except on such limited grounds as I mentioned before. While the term of office for the President and Hluttaw is five years, the Chief Justice and Judges of the Supreme Court can hold office up to the age of 70 years and of High Courts up to 65 years.

As Myanmar is a Union State, the judicial power is shared among the Supreme Court, High Courts, and different levels of other Courts; justice throughout the Union is governed and supervised by the Supreme Court.

There is no ministry of justice formulated in Myanmar. The Chief Justice of the Union is Head of the Judiciary. The judiciary has its own structure of governance to ensure the proper governance of the system.

Judiciary budget is proposed by the Supreme Court, to the Union Government in order to include and present in the Annual Budget Bill in accordance with the Constitution. In practice, High Courts of Regions and High Courts of States have to propose the budget of them and their subordinate Courts to the relevant Region or State Budget Programs.

Appointment of judges in subordinate Courts is based on a career and promotion track. As far as appointment of junior judges is concerned, the Supreme Court is of very high accountability, as appointments are made on merit with appropriate independent process. We are confident that there is no misconduct relating to appointment, posting, transfer, promotion and removal of junior judges in subordinate Courts. The Supreme Court disciplines judicial officers and judges for their misconduct, with no influence of the executive.

In fact, there is structural independence in judiciary but operational independence will result only if the executive and legislature refrain from any interference in judicial functions. Judicial independence depends upon the government respecting the principle of judicial independence. If the judiciary achieves the confidence and respect of the populace, they help dispel the risk of significant inroads to judicial independence.

On the other hand, safeguard provisions for judges should be firmly provided by law. There are some safeguard provisions under common law practice. Judges are bound by professional secrecy and enjoy personal immunity from civil and criminal liability in judicial matters.

## Accountability

Judicial independence should be coupled with accountability. Each judge is accountable for the decisions he makes; the decisions are made in public and so they are open to public scrutiny and they can be reviewed on appeal. The judiciary is the branch of the State responsible for providing the fair and impartial resolution of disputes between citizens and between citizens and the state or state entities in accordance with the prevailing rules of statute and case law.

Judges are responsible for judicial corruption and miscarriage of justice. Moreover, they should be accountable for their honesty and capacity in doing judicial functions. The Supreme Court makes efforts to ensure honesty and capacity of judges using disciplinary action and due process of supervision.

The Supreme Court conducts the appointment of judges on merit-based examination and assures the transparency of appointing process. It also carries out random assignment of cases, full publication and dissemination of judicial decisions, and peer evaluation on judicial, administrative and disciplined activities of judges. The Supreme Court Administration Committee including the Chief Justice of the Union and all judges of the Supreme Court supervises promotion of judges, judicial complaints and disciplinary actions if necessary.

## Efficiency

The third aspect to promote confidence of the citizens is efficiency. The ability to adjudicate disputes in an efficient and timely manner helps achieve public confidence on the judiciary. It has always been the responsibility of the judiciary to ensure that the cases that come before the courts are dealt with as quickly and cheaply as possible, consistent with the

maintenance of high standards of judicial determination. The judiciary must earn and maintain the public trust in its ability to deliver justice on a daily, case by case basis.

From 30<sup>th</sup> March 2011 on that day the new Constitution came into operation to 30<sup>th</sup> September 2012, 84791 civil cases are accepted, 60753 cases decided and 24038 cases pending. At the same period, 464501 criminal cases are accepted, 433013 cases decided and 31488 cases pending in the Supreme Court and all other Courts. The clearance rate of civil adjudication is 71.65 percent compared with 93.22 percent in criminal adjudication.

If we are to have a judiciary that has the confidence of the citizens, it is essential to improve judicial efficiency; trying cases speedily and correctly, removing unreasonable delays and backlogs, and enforcing the decisions of Courts effectively. Moreover, the backlog and speed with which Courts can dispose of such a dispute as commercial cases, company cases and torts directly affect investor's trust in our judicial system and market economy system.

Here I would like to make two comments on judicial efficiency: judicial training and enough resources.

We need to build up capacity of judges urgently. The Supreme Court launches different training programs to extend the horizon of our judges; especially in these areas: current developments of the Constitution and laws; changing legal and judicial concepts; information technology and language skill to study them.

Furthermore, the judiciary must have the required financial, logistical and human resources to perform its functions adequately. Sufficient resources are required to maintain court buildings and office facilities, attract and retain well trained and capable staff. To improve judicial efficiency correlates sufficient and adequate allocation of budget and public expenditure to the Courts.

#### Well-Function

The last aspect of reinforced judiciary is well-functioning of it. Judicial function cannot be performed only by the Courts. Relevant institutions, and prosecutors, lawyers, parties and witnesses must go hand-in-hand to ensure well-functioning of the judiciary. The whole judicial process which involve giving information or reporting of a crime, investigation, litigation, examination of witnesses, interrogation of document or evidence, deciding the case based on the merits of it, and enforcement of Courts' decisions will be functioning if relevant institutions and persons cooperate dutifully and with good intention. If the judiciary functions well it does not impose burden and difficulties upon the parties so that it will regain the public trust and reliance.

The management of Courts must be efficient. Effective case flow management and proper structuring of the jurisdiction of Courts are a means to a well-run Court System that functions according to judicial standards and norms, protecting the rights of the accused, as well as victims and witnesses. A Court must treat each of litigants, witnesses, victims or defendants with dignity and provide accurate information in a helpful, timely, and open manner.

Now we are seriously considering making judicial reform efforts focusing on some critical areas such as:

- (a) enhancing access to justice;
- (b) improving timeliness and quality of justice delivery;
- (c) strengthening integrity, independence, and impartiality of the Courts;
- (d) facilitating coordination across the criminal justice system; and
- (e) increasing public trust in the justice system.

We need to enhance access to justice for prisoners waiting for trial and being in remand. Adjournments are to be reduced. We also need to improve the quality of recordkeeping. We need to set up clear mechanism in order to reduce vulnerability of the system to corruption. We need to encourage people to use alternative dispute resolution ADR and informal justice instead of litigation. Improvements in these areas will result in increased public trust in our judiciary.

In conclusion, I would like to say few remarks on the topic of current developments of our judicial system. The core responsibility of the judiciary is to provide the fair and impartial resolution of disputes between citizens and between citizens and the state or state entities in accordance with the laws. Nowadays, under the changing constitutional landscape, the primary duties of the judiciary become to maintain social order peaceful and tranquil, to have all people to secure justice, liberty and equality and to uphold the rule of law. Doing this task, the judiciary collaborates with the executive and the legislature, rationally and within the framework of constitutional structure. Let me end by saying that constructive and balanced relationships between the three branches of the State are essential to the effective maintenance of the Constitution and the rule of law.

## Structure and Functions of Courts in Myanmar

Sein Than\*

The present judicial system was adopted on 28 <sup>th</sup> October 2010 by enacting the Union Judiciary Law in order to im plement the judicial works smoothly in accord with the Constituti on of the Republic of the Union of Myanmar 2008.

Accordingly, Courts in Myanmar ar e established in accordance wit h the Constitution 2008 and the Union Judiciary Law 2010. They are:

- Supreme Court of the Union
- High Courts of the Region and the State
- Courts of the Self Adm inistered Division and Self-Adm inistered
   Zone
- District Courts
- Township Courts
- Other Courts constituted by law
- Courts-martial
- Constitutional Tribunal of the Union

All the Courts in Myanmar now ex ist as an independent legal entity alongside the legislative and executive branches.

## **Supreme Court of the Union**

The Supreme Court of the Union is formed in accord with the provisions of the Constitution, 2008 and the Union Judiciary Law, 2010. It is

ICD NEWS 第54号 (2013.3)

<sup>\*</sup>The author is now serving as the Director General in the Supreme Court of the Union in Myanmar

the highest Court of the Union without affecting the powers of the Constitutional Tribunal and the Court-Mar tial. It sits in Nay Pyi Taw, the capital of Myan mar. The Head of the Supreme Court of the Union is c alled the Chief Justice of the Union. U — nder the Constitution, Judges of the Supreme Court of the Union including the Chief Justice of the Union may be appointed in the Supreme Court from a minimum of seven and a maxim um of 11 in num ber. Currently, the Supreme Court of the Union has 7 judges including the Chief Justice of the Union and 6 Judges of the Supreme Court of the Union.

The Supreme Court of the Union is the highest court of appeal. It exercises both appellate and revision all powers. It also has original jurisdiction which enables it to hear cases as the court of first instance. Only the Supreme Court of the Union has or iginal jurisdiction in the following matters:

- (a) matters arising out of bilateral treaties concluded by the Union;
- (b) other disputes between the Un ion Government and the Region or State Government except the Constitutional problems;
- (c) other disputes am ong the Regions, am ong the States, between the Region and the State and between the Union Territory and the Region or the State except the Constitutional problems;
- (d) piracy, offences committed at international water or airspace, offences committed at ground or international water or airspace by violating the international law;
  - (e) cases prescribed by any law.

The Supreme Court of the Union has the jurisdiction on confirm ing death sentence and appeal against death sentence. It also has the jurisdiction on a case transferred to it by it sown decision and for the transfer of a case

from a Court to any other Court. Un like the jurisdiction exercised by the former Supreme Co urt, the S upreme Court of the Union has the power to issue following writs;

- (i) Writ of Habeas Corpus;
- (ii) Writ of Mandamus;
- (iii)Writ of Prohibition;
- (iv)Writ of Quo Warranto;
- (v) Writ of Certiorari.

A case finally and conclusivel y adjudicated by the Supreme Court of the Union exercising its original jurisdiction, or a case finally and conclusively adjudicated by the Supreme Court of the Union on the final and conclusive decision of any court m ay, on being admitt ed for special appeal by the Special Bench, comprising of two Judges of the Supreme Court of the Union, in accordance with the procedures, be heard and adjudicated again by the Special Appellate Bench, form erly it was known as the Full Bench. The Special Appellate Bench will consist of a total of 3 Justices including the Chief Justice of the Union and two Judges of the Supreme Court of the Union. Special appeals are r arely entertained by the Supreme Court of the Union. Only when substantial questions are arisen will the Supreme Court of the Union interfere by way of appeal by special leave in cr iminal and civil matters. The decision of the Special Appellate Bench is final and conclusive.

The Supreme Court of the Union has the power to prescribe the jurisdiction of the Courts of Se lf-Administered Div ision or Self-Administered Zone, District Courts, Township Courts and other Courts established by law to adjudicate cri minal and civil cases. It may issue rules, regulations, notifications, orders, directives, procedures and manuals as may be necessary.

Moreover, it has supervisory powers over all courts in the Union and its decisions are binding upon all cour ts. It may direct to adjudicate the important cases of the High Court of the Region or State, Courts of Self-Administered Division or Self-Administered Zone and District Courts by a bench consisting of more than one judge.

It is entitled to subm it the bills relating to the judiciary to the *Pyidaungsu Hluttaw*, or the Union Parliament, in accord with the stipulated manners.

## **High Courts of the Region and the State**

The High Courts of the Region or St ate are established in the respective Region and State under the provisions of the Constitution, 2008 and the Union Judiciary Law, 2010. There are 14 High Courts of the Region or State in the whole country. Under the Constitution, in every High Court of the Region or State, from a m inimum of 3 to a maxim um of 7 judges of the High Court including the Chief Justice of the High Court of the Region or State may be appointed. At present, the Chief Justice and Judges of the High Courts are appoint ed by the Preside nt in the num ber depending on the volume of work of these Regions or States. Currently, there are 52 Judges sitting in these High Courts including 36 male judges and 16 female judges.

As courts of original jurisdic tion, the Chief Justice and Judges of the High Courts in the Region or State may hear and determ ine any kind of criminal cases and civil cases in which the amount in dispute or value of the subject matters is unlimited. However, they do not normally take cognizance of any criminal offences as courts of first instance except where some special circumstances require them to do so.

As courts of appellate jurisdiction, they hear and determoine appeals from any sentences or orders passed by the Courts of the Self-Administered Division or Zone, and the District Courts which are subordinate to them.

The Judges of the High Courts of the Region or St ate adjudicate on appeal cases and revision cases against the judgment, order and decision passed by the Courts of the Self-Adm inistered Division or Self-Administered Zone, the District Courts and the township courts. They also adjudicate on the transfer of cases from one court to another within the region or state concerned.

The Judges of the High Courts of the Region or St ate supervise the judicial matters upon the all courts within its jurisdiction of the Region or the State in accord with the guidance of the Supreme Court of the Union.

# Courts of the Self-Administered Di vision and the Self-Administered Zone

The Courts of Self-Administered Division or Self-Administered Zone are established under the Constitution and Union Judiciary Law. Same as the jurisdictions of Di strict Judges, the e judges of the Courts of Self-Administered Divisi on or Sel f- Adm inistered Zone are conferred wit h original crim inal ju risdictional power s, cri minal appella te and revisional jurisdictional powers according to the Criminal Procedure Code. They also invested with original civil jurisd ictional powers, ci vil appellate an d revisional jurisdictional powers according to the Civil Procedure Code. The Judges of the Courts of Self- Adm inistered Division or Courts of Self-Administered Zone supervise the judici al matters of all To wnship Courts within its relev ant jurisdiction in accordance with the guidance of the Supreme Court of the Union, High Court of the Region or State.

#### **District Courts**

The District Courts are estab lished under the Constitution and the Union Judiciary Law. There are altogether 67 District Courts in the whole country. In every district court, a district judge is appointed by the Supreme Court of the Union. An additional district judge and deput y district judges are also appointed depending on the volume of work. Currently, there are 146 judges sitting in these district courts including 70 m ale judges and 76 female judges.

The district judges are conferred with judicial powers by the Supreme Court of the Union in accordance wi th the provisions of the Cri minal Procedure Code and Civil Procedure Code. They are conferred with original criminal jurisdictional powers and criminal appellate and revisional jurisdictional powers according to the Criminal Procedure Code. They also invested with original civil jurisd ictional powers, ci vil appellate an d revisional jurisdictional powers according to the Civil Procedure Code. As Courts of original jurisdiction they hear and determine serious criminal cases which can pass the sentence of death or transportation for life and civil cases in which the am ount in dispute or value of the subject matters is not exceeding 500 m illion kyats. The district courts supervise the judicial matters of all Township Courts within its relevant jurisdiction in accordance with the g uidance of the Supreme Cour t of the Union, High Court of the Region or State.

## **Township Courts**

The township courts are estab lished under the Co nstitution and the Union Judiciary Law. There are altogether 324 township courts in the whole

country. In every township court, a township judge is appointed by the Supreme Court of the Union. Additional township judges or deputy township judges are also appointed by the Supreme Court of the Union depending on the volume of work. Curre ntly, there are 738 judges sitting in these township courts including 446 male judges and 292 female judges.

The judges at township level are conferred with judicial powers by the Supreme Court of the Union in accordance with the provisions of the Criminal Procedure Code and Civil Procedure Code.

A township judge is the officer in charge of court adm inistration matters. He or she also has the power to distribute all cas es received in the township court to other judge s of to wnship court s. But every judge has independent jurisdiction over cases assigned to him or her.

Township courts are mainly co urts of original jurisdiction. Township judges by virtue of t heir posts are specially empowered as Magistrates who can p ass sentences of up to 7 years imprisonment where as an additional township judge, if he or she is especially empowered with such special magisterial powers, may award sent ences not exceeding 7 years. The remaining deputy township judges can impose sentences according to their magisterial powers, such as Courts of First Class Magistrates, Courts of Second Class Magistrates and Court of Third Class Magistrates.

Some of the civil cases in which the amount in dispute or value of the subject matters is not exceeding 10 m illion kyats are adjudicated by the Township Judges and Additional Township Judges; and in which the amount is not exceeding 3 m illion kyats are ad judicated by the Dep uty Township Judges in township courts. The Township Judges by virtue of their post also exercise juvenile jurisdiction specially conferred under 1993 Child Law.

## Other Courts constituted by Law

Separate courts are established e ither under special provisions in an y law or in respect of those cases which hoccur irregularly in populous areas. Separate courts specially constituted by the Supreme Court of the Union to achieve speedy and effective trial under some special laws include juvenile courts, courts to try municipal offences and courts to try traffic offences. There are altogether 23 judges sitting and performing their judicial functions in these separate courts.

#### • Juvenile Courts

The former State Law and Order Resto ration Council enacted the Child Law, 1993. The Child Law, 1993 was adopted to implement the rights of the child envisaged in the United Nations Convention on the Rights of the Child. In the administration of justice in the Republic of the Union of Myanmar a juvenile offender is usual lly tried summarily by a competent court irrespective of the severity of the enfence. In ordinary circumstances the legislature intended the juvenile offender to be punished as leniently as possible so that he or she may be ablent to enter the mainstream of life with a clear conscience, confident, efficient and with high moral. To achieve that spirit, juvenile offenders cannot be sentenced to death, transportation for life or imprisonment for a term exceeding 7 years.

In accord with the Child Law, town ship courts are conferred with powers to try juvenile offences. A separate juvenile court (Yangon) has been constituted to try juvenile cases occurring at 20 townships in Yangon City Development Area. A separate juve nile court (Manda lay) has been constituted to try juvenile cases occurring at 5 townships in Mandalay City

Development Area. Apart from that, ju venile court has been established separately in every township with in the court house and the cases are adjudicated only by the township judge.

## • Courts to try Municipal Offences

Seven separate courts have been opened in Yangon after consultation with the Yangon City Development Committee to try municipal offences. Such offences include; violating provisions of the City of Yangon Municipal Act, rules, by-laws, orders and directives still in force and those under the Yangon City Development Law enacted by the former State Law and Order Restoration Council. Four separate courts have also been established in Mandalay after consultation with the Mandalay City Development Committee, to try municipal offences. Similarly, one separate court has been established in Nay Pyi Taw territory to try such offences.

## • Courts to try Traffic Offences

In order to try offenders viol ating vehicle rules and road discipline, one separate court in Nay Pyi Taw, 7 separate courts in Yangon City Development Area and 2 separate courts in Ma ndalay City Develop ment Area exclusively for that purpose have been constituted in consultation with the Traffic Rules Enforcement Supervision Committee.

In conclusion, the courts at diffe rent level in Myanm ar have been carrying out the administration of justice and other related judicial functions in accord with judicial principles laid down by the Union Judiciary Law. Moreover, the following judic ial mottos are always kept in m ind of all the judges:

- Adjudicate as to the law
- Adjudicate fairly and speedily
- Act as to the procedure
- Keep from corruption and bribery
- Maintain the integrity and reputation of the court.

# Structure and Functions of Courts in Myanmar

Supreme Court of the Union Republic of the Union of Myanmar

## **Present Judicial System**

- Adopted on 28<sup>th</sup> October 2010 by promulgating the Union Judiciary Law
- Courts were formed under section 293 of the Constitution of the Republic of the Union of Myanmar and the Union Judiciary Law

#### **Formation of Courts**

- Supreme Court of the Union
- High Courts of the Region and the State
- Courts of the Self-Administered Division & Courts of the Self-Administered Zone
- District Courts
- Township Courts
- Other Courts constituted by law

## **Supreme Court of the Union**

- Highest judicial organ in the Union without affecting the powers of the Constitutional Tribunal and the Courts-martial
- Highest court of appeal
- Matters exercised only by the Supreme Court
- Jurisdiction on confirming death sentence and appeal against death sentence
- Power to issue Writs

# High Courts of the Region and the State

- Established under the Union Judiciary Law
- Form in the respective Region and the State
- 14 High Courts in the whole country
- 36 male judges and 16 female judges sitting
- In original jurisdiction, try any kind of criminal offence and civil suits which value of subject matter is unlimited
- Appellate jurisdiction upon the Courts of Selfadministered Division and Self-Administered Zone, District Courts and Township Courts

## Courts of Self-Administered Division and Self-Administered Zone

- Established under the Union Judiciary Law
- Original Criminal and Civil Jurisdiction like the District Courts
- Appellate jurisdiction upon the Township Courts within its local limits

#### **District Courts**

- Established under the Union Judiciary Law
- 67 District Courts in the whole country
- 70 male judges and 76 female judges sitting
- In original jurisdiction, try serious criminal cases punishable with death sentence and transportation for life; and civil suits which value of subject matter is not exceeding 500 million kyats
- Appellate jurisdiction upon the Township Courts within its local limits

## **Township Courts**

- Established under the Union Judiciary Law
- Lowest courts and 324 Township Courts in the whole country
- 446 male judges and 292 female judges sitting
- In original jurisdiction, try criminal cases punishable with sentence of 7 years imprisonment; and civil suits which value of subject matter is not exceeding 10 million kyats

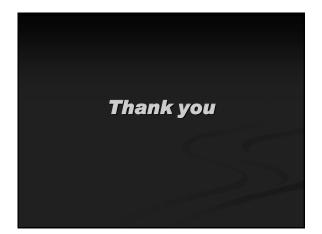
## Other Courts constituted by law

- **■** Juvenile Courts
  - 2 separate courts in Yangon and Mandalay
- Courts to try Municipal Offences

  12 separate courts in Nay Pyi Taw, Yangon and Mandalay
- **■** Courts to try Traffic Offences
  - 10 separate courts in Nay Pyi Taw, Yangon and Mandalay
- Total 23 judges are sitting in these courts

#### **Judicial Mottos**

- Adjudicate as to the law
- Adjudicate fairly and speedily
- Act as to the procedure
- Keep away from corruption and bribery
- Maintain the integrity and reputation of the Court



## The Procedure deal with Criminal Justice System in Myanmar

## Introduction

- 1. My presentation is composed of the following 7 Parts;
  - 1. Norms and Standard applied in the Criminal Justice System
  - 2. Applicable Laws
  - 3. Formation of the different levels of Criminal Courts
  - 4. Confer the power to try Criminal Cases
  - 5. Components of Criminal Justice
  - 6. Number of cases conducting in Courts
  - 7. Legal Reform and future perspective

## Norms and Standard applied in the Criminal Justice System

Myanmar Judiciary follows the norms which international institutions organized as the basic principles. The Constituti on of the Republic of the Union of Myanmar and the Union Judiciary Law grants the core elements to taking action upon criminal cases.

These norms are embodied in the Constitution and Union Judiciary Law as follows;

- (a) No criminal law should be done the retroactive action; any accused person shall be convicted only in accord with the relevant law then in operation. He shall not be penalized to a penalty greater than that is applicable under that law.
- (b) Any person convicted or acquitte d by a competent court for an offence shall not be retried unless a superior court annul s the judgment and orders the retrial.
- (c) An accused shall have the right of defence in accord with the law.

- (d) No person shall be held in cust ody for more than 24 hours without the remand of a competent magistrate.
- (e) Punishment should be aim ed to reform the mo ral character of offender

## **Applicable Laws**

The Penal Code, the Cri minal Procedure Code, Evidence Act and special Laws are enacted in order to examine the criminal cases. When Myanmar was colony of British Em pire, some laws from I ndia were brought into Myanmar and exercised since then. Such laws were co-diffied in Burma Code volum e 1 to 13. Among them, 214 Laws are currently applied—in the field of crim inal and civil cases. There were 1 71 Laws promulgated in the period of Parliam ent. During the Revolutionary Council period, Socialist period, State and Order Restoration and State Peace and Development period—and up to the 2011, totally 840 laws were enacted. Currently, the Pyidaung—su Hluttaw, passed the 26 Laws. When Myanmar acceded the International Conve—ntions, the enactment of Domestic Laws follow in timely.

#### Formation of the different levels of Criminal Courts

In order to try the cases, Courts of the Union are formed in accordance with the Constitution as follows:

- \* Supreme Court of the Union;
- \* High Courts of the Region and the State;
- \* Courts of the Self-Administered Division;
- \* Courts of the Self-Administered Zone;
- \* District Courts;
- \* Township Courts;
- \* Other Courts constituted by law;

At present, the Supreme Court of the Union has 7 judges including the Chief Justice of the Union and 6 Judges of the Supreme Court of the Union. The High

Courts of the Region or State are established in the respective Region and State under the provisions of the Constitution, 2008 and the Union Judiciary Law, 2010 and there are 14 High Courts of the Region or State. There are also 67 District Courts and 346 Township Courts and courts constituted by other laws including Juvenile Courts, Municipal Courts and Traffic Courts.

## **Confer the power to try Criminal Cases**

The Supreme Court of the Union is the highest organ of the State Judiciary of the Republic of the Union in Myanmar without affecting the powers of the Constitutional Tribunal and the Courts-martial. It is the apex of the court system in Myanmar and exists as an independent entity alongside the legislative and executive branches.

The Supreme Court of the Union is the highest court of appeal. It exercises both appellate and revisional powers. It also has original jurisdiction which enables it to hear cases as the court of first instance.

The Supreme Court of the Union has the jurisdiction on confirm ing death sentence and appeal against death sentence. It also has the jurisdiction on a cas e transferred to it by its own decision and for the transfer of a case from a Court to any other Court.

As courts of original jurisdic tion, the Chief Justice and Judges of the High Courts in the Region or State may hear and determine any kind of criminal cases and civil cases in which the amount in dispute or value of the subject matters is unlimited.

The High Courts of the Region or State adjudicate on appeal cases and revision cases against the judgment, order and decision passed by the Courts of the Self-Administered Divisi on or Zone, the Dis trict Courts and the township courts. They also adjudicate on the transfer of cases from one court to another within the region or state concerned.

The district judges are conferred with or iginal criminal jurisdictional powers, criminal appellate and revisional jurisdictional powers according to the Criminal Procedure Code.

As Courts of original jurisdiction they hear and determine serious criminal cases which can pass the sentence of death or transportation for life.

Township courts are mainly courts of original jurisdiction.. Township judges by virtue of their posts are speci ally empowered as Magistrates who can pass sentences of up to 7 years imprisonment where as an additional township judge, if he or she is especially empowered with such special magisterial powers, may award sentences not exceeding 7 year so the Township Judges are also empowered to trail the Juvenile Cases of their magisterial powers. For example, the first class magistrate can pass imprisonment for a term not exceeding two years and fine not exceeding 1000 kyats. The second class magistrate can impose not exceeding 6 months imprisonment, fine not exceeding 200 kyats. The third class magistrate can impose imprisonment not exceeding 1 month imprisonment, fine not exceeding 50 kyats.

## **Components of Criminal Justice**

The criminal law of the land splits itse If up into two broad divisions, one for prevention of crimes, and the other for punishment of criminals. The prevailing law on crime prevention and punishm ent is embodied in two principal statues: the Penal Code and the Code of Criminal Procedure.

#### **Prevention of Offences**

Besides trial of actual offenders, Magist rates have another function. They are the custodians of public peace and tranquility. It often happens that in a certain locality there are persons, who by their general conduct and past behaviour, threaten to jeopardize the safet yof the people. Law provides that this class of men should be made to realize their more istakes and shortcomings, and be on

probation of guarant eed good be havior. The procedures deal with security for keeping the peace and for good behavior are laid down in the Crim inal Procedure Code.

## The Mode or Taking Cognizance of Offences

Magistrates may take cognizance of any offence -

- \* upon a report in writing of such facts made by any police-officer;
- \* upon information received from any person other than a police officer, or upon hi s own knowledge or suspic ion that such offence h as been committed.

Every offence shall ordinari ly be inquire d into and tried by a Court within the local limits of whose jurisdiction it was committed. However, when a citizen of the Union of Myanmar commits an offence at any place without and beyond the limits of the Republic of the Union of Myanmar, he may be dealt with in respect of such offence as if it had been committed at any place within the Union of Myanmar at which he may be found. Like wise, when a foreign citizen or an alien of other countries commits an offence within the territory of Myanmar, which is punishable by any law for the time being in force in Myanmar, he or she shall be liable to punishment under section 2 of the Penal Code.

## **Enquiry and Trial**

When the complaint is put up before the Magistrate, em powered to take cognizance of the case, the complainant is called and examined on oath. The Magistrate records the complainant's statement and orders issue of process on the accused, unless he is of opinion that the complainant's story is untrue or has some inherent improbability about it. If the Magistrate refuses to issue process, he either dismisses the case under Sec tion 203 of Crim inal Procedure Code, or directs an enquiry by the police or by such other person as he thinks fit. In a

case where enquiry is direct ed, the magistrate has to wait for the report of the enquiry for disposal of the complaint.

## Appearance of the Accused

When on complaint of a party the magistra te issues process, the lawyer shoul d direct his client to file requisites, e. g., process fee and address of the accused. Careless supply of address of the accused or delay in filing the prescribed fee for issue of process often means unnecessary delay, disappointment and expense to the complainant. Ordinarily, the accused on receipt of the summons or warrant appears in court on the date fixed for such appearance.

## Bail

In bailable cases, as soon as the accused signifies his assent to take a trial, the court grants him bail and fi xes a date on which the trial proper is to begin. Where the offence with which the ac cused is charged is non-bailable, applications are put in, by the accused stating there in the grounds on which he seeks to be ad mitted to bail. If the cour t on a consideration of the petition is of opinion that the accused deserves to be on bail during the trial, an order is passed to that effect fixing the am ount of security and number of sureties to be furnished. The accused then secures a surety or sureties who along with him execute a bond. This bond is put up before the magistrate for acceptance. In non-bailable cases, an a ccused person m ay, for reas on to be recorded in writing, be released on bail but he shall not be so released on bail, if there appear reasonable grounds for believing that he has been guilty of an offence punishable with death or transportation for life. Provided that any person under the age of 16, any woman or any sick or infirm person may be released on bail in any case.

## **Commencement of Record of Evidence of Trial**

A M agistrate can t ry a cas e according to law in one of these ways: (a) summons trial (b) warrant trial (c) summary trial.

Summary trial and summ ons trial require the complainant to appear in court with his witnesses on the date fixed for that purpose. The accused also has to bring his witnesses on that day unless he is spared the necessity of so bringing his witnesses by the court having regard to the nature of its file on that date and the number of witnesses proposed to be examined by the complainant. The court opens the trial by asking the accused if he is guilty or not. If the answer is in the negative, the court asks the complainant to put his witnesses in the box for examination. In summons trial and summa ry trial, the Magistrate need not record the evidence in extenso; he may sim ply m ake a mem orandum of important and salient point s. The defen ce lawyer must keep ready for crossexamination and take up the witness as soon as the complainant has finished his examination-in-chief. When the complainant has exhausted the list of his witnesses, the defence puts in evidence if so desired.

In summons trial and summary trial the magistrate need not frame any charge. He has to examine the accused under Section 342 of the Crim inal Procedure Code.

In warran t trial, prosecution goes on examining witnesses till the list is exhausted or till the magistrate considers that sufficient evidence has been led to enable him to frame a char ge against the accused. The defence lawyer has the right to cross-exami ne the prosecution witness twice, once before charge and again after it. The accused in a warrant case may get an adjournment for cross-examination of witnesses examined by the prosecution up to the point of framing of the charge. If the lawyerge ts sufficient materials from the cross-examination of the prosecution witnesses, it is hardly necessary or advisable to adduce any evidence in defence.

## **Judgment**

Judgment must be pronounced in open court, in the presence of the accused, or, if his personal attendance during the tria—I has been dispensed with and he is acquitted or the sentence is one of fine only, in the presence of his pleader.

## **Appeal and Revision**

An appeal shall lie to the respective appellate co urt in accordance with the Union Judiciary Law, 2010 and the Criminal Procedure Code.

The superior courts em powered with revisional power, may call for and examine the record of any proceeding befo re any inferior criminal court for the purpose of satisfying itself as to the correctness, leg ality and propriety of finding, sentence or order, passed by inferior court.

## **Number of cases conducting in Courts**

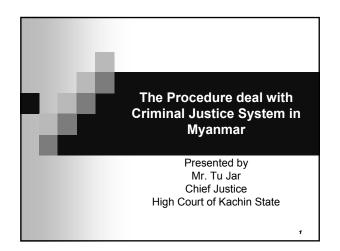
From 30<sup>th</sup> March 2011 to 30<sup>th</sup> September 2012, the following num bers of cases that handling by the respective courts are as follows;

Sr.	Courts	Received	Decided	Pending
1.	Supreme Court of the	1487	1153	334
	Union			
2.	High Courts of the	8212	7016	2105
	Regions and States			
3.	District Courts	14735	13965	3233
4.	Township Courts	418577	410139	25816

## Legal Reform and future perspective

Now, the Supreme Court of the Union is drafting the new laws to be in line with the current situation. The Supreme Court has already submitted 6 Draft Bills to the Pyida ungsu Hluttaw and they are on the process. These Drafts are Law Amending the Penal Code; Law Amending the Code of Criminal Procedure;

Law Amending the Lim itation Act; La w Amending the Code of Civil Procedure; Draft Law on Contempt of Court and Law Amending the Transfer of Property Act.



## Introduction

- Norms and Standard applied in the Criminal Justice System
- Applicable Laws
- Formation of the different levels of Criminal Courts
- Confer the power to trial Criminal Cases
- Components of Criminal Justice
- Number of cases conducting in Courts
- Legal Reform and future perspective

2

## Norms and Standard applied in the Criminal Justice System

- Convicted only in accord with the relevant law then in operation
- Convicted or acquitted by a competent court for an offence shall not be retried unless a superior court annuls the judgment and orders the retrial.
- Accused shall have the right of defence in accord with the law.
- No person shall be held in custody for more than 24 hours without the remand of a competent magistrate.
- Punishment should be aimed to reform the moral character of offender.

**Applicable Laws** 

- The Penal Code, the Criminal Procedure Code, Evidence Act and special Laws
- Burma Code volume 1 to 13 214
- Parliament period 171
- Revolutionary Council period, Socialist period, State and Order Restoration and State Peace and Development period up to 2011 – totally 840
- Pyidaungsu Hluttaw 26

Supreme Court of the Union	
High Courts of the Regions/ States - 14	
District Courts - 67	
Township Courts / other courts constituted by laws 346	

Sr.	Courts	Empower
1.	Supreme Court	original jurisdiction, appellate and revisional powers, confirming death sentence and appeal against death sentence, transfer of a case from a Court to any other Court
2.	High Courts of Region/ States	hear and determine any kind of criminal cases, adjudicate on appeal cases and revision cases, transfer of a case from a Court to any other Court within the region or state concerned
3.	District Courts	hear and determine serious criminal cases which can pass the sentence of death or transportation for life, appellate and revisional jurisdictional powers
4.	Township Courts	Township judges / Add Tsp Judge -7 years imprisonment  1st Class Magistrate-2 years imprisonment/ 1000K  2nd Class Magistrate-6 months imprisonment / 200 K  3rd Class Magistrate-1 month imprisonment 50 K

## **Components of Criminal Justice**

- Prevention of crimes
- Punishment of criminals
- > Two principal statues
- ❖ Penal Code
- ❖ Code of Criminal Procedure

## **Prevention of Offences**

- To maintain public peace and tranquality
- Security for keeping the peace and for good behavior are laid down in the Criminal Procedure Code.

7

#### **Taking Cognizance of Offences**

- upon a report in writing of such facts made by any police-officer;
- upon information received from any person other than a police officer, or upon his own knowledge or suspicion that such offence has been committed

9

#### **Enquiry and Trial**

- complainant is called and examined on oath
- complainant's story is true orders issue of process on the accused
- If the Magistrate refuses to issue process, he either dismisses the case under Section 203 of Criminal Procedure or directs an enquiry by the police or by such other person as he thinks fit

10

## **Appearance of the Accused**

- complaint of a party the magistrate issues process, the lawyer should direct his client to file requisites, e.g., process fee and address of the accused
- accused on receipt of the summons or warrant appears in court on the date fixed for such appearance.

11

### Bail

- bailable cases, as soon as the accused signifies his assent to take a trial, the court grants him bail and fixes a date on which the trial proper is to begin
- non-bailable accused secures a surety or sureties who along with him execute a bond
- if there appear reasonable grounds for believing that accused has been guilty of an offence punishable with death or transportation for lifeshall not be so released on bail
- any person under the age of 16, any woman or any sick or infirm person may be released on ball in any case.

## Commencement of Record of Evidence of Trial

- A Magistrate can try a case according to law in one of these ways:
- (a) summons trial
- (b) summary trial
- (c) warrant trial

## **Judgment**

pronounced in open court, in the presence of the accused, or, if his personal attendance during the trial has been dispensed with and he is acquitted or the sentence is one of fine only, in the presence of his pleader.

14

#### Appeal and Revision

- An appeal shall lie to the respective appellate court in accordance with the Union Judiciary Law, 2010 and the Criminal Procedure Code.
- superior courts empowered with revisional power, may call for and examine the record of any proceeding before any inferior criminal court for the purpose of satisfying itself as to the correctness, legality and propriety of finding, sentence or order, passed by inferior court.

5

## Number of cases conducting in Courts(30th March 2011 to 30th September 2012 )

Sr	Courts	Received	Decided	Pending
1.	Supreme Court of the Union	1487 1153		334
2.	High Courts of the Regions and States	8212 7016		2105
3.	District Courts	14735	13965	3233
4.	Township Courts	418577	410139	25816

### Legal Reform and future perspective

- Supreme Court of the Union is drafting the new laws to be in line with the current situation
- > Law Amending the Penal Code;
- > Law Amending the Code of Criminal Procedure;
- > Law Amending the Limitation Act;
- > Law Amending the Code of Civil Procedure;
- > Draft Law on Contempt of Court;
- > Law Amending the Transfer of Property Act.

17

## Thank you

#### PROCEDURE DEALS WITH CIVIL SUITS IN MYANMAR JUDICIARY

#### 1. Introduction

In Myanmar judicial system, Courts are conferred with powers to try criminal cases and civil suits in both. Courts are following the Code of Criminal Procedure for criminal cases and the Code of Civil Procedure for civil suits.

The Code of Civil Procedure (CPC) is the procedural law which is consists of the provisions from institution to execution of original civil suits, a ppeals from original decrees, reference and review etc. The original Code of Civil procedure is an India Act which had been enacted in 1895. The Code had been am ended in 1877, 1882, 1909 and the present Civil Procedure Code is the Code which was adopted in 1909. The Code is divided into two parts: sections and orders. The sections laid down the general principles and the rules furnished machinery for applying those sections. In this presentation, the procedure deals with original civil suit will be mentioned and explained.

## 2. General Principles

Suits in general are detailed by the Civil Procedure Code. The Courts shall have ju risdiction to try all suits of civil nature excepting suits of which their cognizance is either expressly or impliedly barred. For example, a suit in which the right to property or to an offence is a suit of a civil nature, notwithstanding that such right may depend entirely on the decision of questions as to religious rites or ceremonies. (CPC, Sec.9)

No Court shall proceed with the trial of any suit in which the matter in issue is also directly and substantially in a previously instituted suit. But these suits must between the same parties or parties under whom they or any of them claim, litigating under the same title, and where such suit is pending in the same Court or any other Court having jurisdiction. (CPC, Sec.10)

No court s hall try an y suit or issu e in wh ich the m atter dir ectly and substantially in issue h as been dir ectly in issue in a f ormer suit be tween the sam e parties, litigating same title in the Court such issue has been heard and finally decided. (CPC, Sec.11)

Where a plaintiff is precluded by rules from instituting a further suit in respect of any particular cause of action, he shall not be entitled to institute a suit for such cause of action. (CPC, Sec.12)

#### 3. Civil Jurisdiction

The jurisdiction of Courts is its authority to decide matters that are litigated before it. Generally, Myanmar Courts have jurisdiction to try all civil suits against all persons (whether local or foreign) within Myanmar, other than foreign sovereign. The appropriate Court in which commence proceedings in Myanmar is dependent upon the type and value of the claims and, perhaps, the location of the parties or the place the business is or act in question was carried on. Therefore, the Court firstly scrutinizes the place of suing whether it can be commenced under the jurisdiction of the Court or not.

Every suit shall be instituted in the Court of the lowest grade competent to try it and where subject matter situates. (CPC, Sec. 15)

Subject to the pecuniary or other limitations prescribed by any law, suits for immovable property shall be instituted where subject matter situated. (CPC, Sec.16) In case of immoveable property situate with in the jurisdiction of different Courts, the suit may be instituted in any Court within the local limits of whose jurisdiction any portion of the property is situate (CPC, Sec. 17).

However, where it is a lleged to be uncertain within the local limits of the jurisdiction of which of two or more Courts any immoveable property is situate, any one of those Courts may, if satisfied that there is ground for the alleged uncertainty, record a statement to that effect and thereupon proceed to entertain and dispose of any suit relating to that property (CPC, Sec. 18).

Where a suit is for compensation for wrong done to the person or to m oveable property, if the wrong was done within the local limits of the jurisdiction of one Court, and the defendant resides, or carries on business, or person ally works for gain within the local limits of the jurisdiction of another Court, the suit m ay be instituted at the option of the plaintiff on either or the said Courts. (CPC, Sec.19)

Other suits shall be instituted in a Cour t where defendants reside or cause of action arises (CPC, Sec.20).

The Suprem e Court of the Union conf ers the pe cuniary jur isdiction to subordinate Courts from time to time by Di rectives. To solve the over-loading civil suits in High Courts and District Courts, the Supreme Court amended the pecuniary jurisdiction of the Courts in 2011. At present, the Township Courts are conferred jurisdiction to try the original civil suits of the value of notmore than Tenmillion Kyats (Myanmar currency). Courts of Self-Administered Division or Zone and District Courts are conferred jurisdiction to try the original civil suits of the value of notmore than five hundred million Kyats. However, the pecuniary jurisdiction of High Courts of Region or State is not limited and High Courts can try any original civil suits of the value more than five hundred million Kyats.

According to Union Judiciary Law, the Supreme Court has also original civil jurisdiction in matters arising out of bilateral treaties concluded by the Union, other disputes between the Union of Government and the Region or State Government, among the States, between the Region and the State and between the Union Territory and the Region or the State except the Constitutional problems, other disputes among the regions and cases prescribed by any law.

## 4. When Aliens or Foreign States may sue

Under the Civil Procedure Code, alie n enem ies residing in the Union of Myanmar within the permission of the President of the Union of Myanmar, and alien friends, may sue on the Courts of the Union of Myanmar, as if they were citizens of the Union. And, no alien enem y residing in the Union of Myanmar ar without such permission, or residing in a foreign country, shall sue in any of such Courts (CPC, Sec. 83).

A foreign State may sue in any Court of the Union of Myanm ar if such State has been recognized by the President of the Union (CPC, Sec. 84).

## 5. Court Procedure for Original Civil Suits

## 5.1. Filing a original civil suit

Civil suits are filed in Courts having proper jurisdiction, that is to say, territorial or local, pecuniary, subject matter and personal jurisdiction. A civil suit is instituted by filing plaint in the Court of the lowest grade competent to try it.

The plaint must comply with the requirements set out under Order 6 and 7 of the Civil P rocedure Code. Every plaint shal 1 contain the name of Court, description and place of residence of the plaintiff and the defendant, the statement of where the plaintiff or defendant is a minor or a person of unsound mind, cause of action, jurisdiction, the relief claimed by plaintiff, (if any) set-off or relinquished amount, value of the subject-matter of the suit (CPC, Or.7, R.1).

In money suit, the plaint shall state the precise a mount claimed (CPC, Or.7, R.2). Where the subject-matter of the suit is immovable property, a description of the property sufficient to identify shall be contained in the plaint (CPC, Or.7, R.3). Moreover, the plaint shall show interest of the plaint iff and defendant, grounds of exemption from limitation law, alternative relief, separate and distinct grounds for claims (if any) (CPC, Or.7, R.4, 5, 6, 7 and 8).

The Court shall return to be presente d to the Court in which the suit should have been instituted (CPC, Or.7, R.10). The Court shall reject the plaint where it does not disclose a cause of ac tion, the relief claimed is undervalued, insufficiently stamped plaint, statement to be barred by any law (CPC, Or.7, R.11).

Civil suit are instituted in the competent Court for the right of the one party which is denied by the other. Therefore, the Court has to decide the relief of the plain tiff in accordance with the laws related to the claimant.

### 5.1.1. Court-fees

For institution of original civil suit, pay of sufficient Court-fees and litigation within the time of limitation are also essential. Subject-matter of the suit must be valued for Court-fees and sufficiently stamped. The Court-Fees Act provides fixed court-fees and Court-fee payable in suit value. All fees referred or chargeable under the Act shall be collected by stamps (The Court-Fees Act, Sec.25).

#### **5.1.2.** Limitation of actions

Prescriptive period of lim itation f or various actions and application is governed by the Lim itation Act. For different types of suits and application, the period of limitation and time from which period begins to run are prescribed in the Act. Every suit instituted after the period of limitation prescribed in the Act shall be dismissed, although limitation has not been set up as a defence (The Limitation Act, Sec.3).

## 5.2. Filing written statement by defendants

When received the summons, the defendant sh all come to the Court and file his written s tatement if he wants to deny the allegation m ade in the plaint or admit them.

The defendant may present a written statement of his defence at or before the first hearing or within such time as the Court permits (CPC, Or.8, R.1). The defendant must raise all m atters which show the suit not to be m aintainable and all grounds of defence (CPC, Or.8, R.2). Denial in writte n statement must be specific for each allegation of fact which he does not admit (CPC, Or.8, R.3).

Every alleg ation of fact in the p laint shall be taken to b e admitted if the defendant does not deny specifically in the written statement (CPC, Or.8, R.5). In a suit for the recovery of money the defendant may claim to set-off against the plaintiff's demand any ascertained sum of money (CPC, Or.8, R.6).

When party fail to present written statement within the time fixed by the Court, the Court may pronounce judgment against him or make an order as it think fit (CPC, Or.8, R.10).

#### **5.3. Settlement of issues**

At the first hearing of the suit, the Court shall, after reading the plaint and the written statement and s hall there u pon proceed to frame and record the issues on which the right decisions of the case appear to defend.

Issues are to be framed only in respect of those material propositions of fact or law is affirm ed by the one party and denied by the other party (Or.14, R.3). In the same suit, issues both of law and fact m ay arise. The court is of opinion that the case or any part thereof m ay be disposed of on the issues of law only; it s hall try those issues first and may postpone the settlement of the issues of fact until after the issues of law have been determ ined (Or.14, R.2). However when the issue of law is compound with the facts, the court may settle the issues both of law and fact after hearing the suit and examination of witnesses.

The Court m ay a mend the issues or fram e additional issued or strike out any issues as it think fit, at any time before passing a degree (Or.14, R.5).

The date of fra ming issues is the first hearing of a suit. Therefore non-appearance of the parties and non-production of documents at that date shall be effect to the suit. At first hearing, all documentary evidence in possession of the parties shall

be produced and no docum entary evidence shall be received at any subsequent stag e of the proceeding unless good cause is shown to the satisfaction of the Court (Or.13, R.1 and 2). Where at the first hearing of a suit it app ears that parties are not at issue on any question of law or fact, the cour t may at once pronounce judgm ent (Or.15, R.1).

## 5.4. Hearing of the suit

For settlement of issues of the fact, the Court shall proceed to hearing of the suit and examination of witnesses.

For attendance of witness, the parties may obtain, on application to the Court, summonses to persons who attendance is re—quired either to give evidence or to produce documents at any time after the suit—is instituted (Or.16, R.1). The expenses of witness shall be paid into the Court by the party applying for summons (Or.16, R.2). If witness fails to appear the Court may impose fine and may order his property to be attached and sold, having regard to his c—ondition in life and all c ircumstances of the case (Or.16, R.12).

#### **5.4.1. Production of evidence**

The party on whom the burden of proof lies should begin the exam ination. Generally the plaintiff has the right to be gin (Or.18, R.1). On the day fixed for the hearing of the suit on any other adjourne d day, the party shall s tate his case and produce his evidence, documentary as well as oral in support of the issues which he is bound to prove. The other party shall then st ate his case and produce his evidence (if any) in the manner aforesaid (Or.18, R.2).

#### **5.4.2.** Examination of witnesses

The evidence of the witness es in attendance shall be taken orally in open Court in the presence and under the personal direction and superintendence of the judge (Or.18, R.4). The evidence of witness shall be taken down in writing in the language of the Court or in English (Or.18, R.5). After Myanmar language is stated as official language, the language used in Court became Myanmar language.

#### **5.4.3.** Order of Examination

The order in which witnesses are produced and examined shall be regulated by the Eviden ce Act and Civil Pro cedure (Evidence Act Sec.135). Ad missibility of evidence shall be decid ed by judge in accordance with the Evidence Act (Evidence Act Sec.136). As the order of examination, witnesses shall be first examined-in-chief by the party who calls him. Then witnesses shall be cross-examined if the adverse party so desires and re-examined if the party calling him so desires (Evidence Act Sec.137). The examination-in-chief and cross-examination must relate to relevant facts, but the cross-examination need not be confined to the facts to which the witness testified on his examination-in-chief (Evidence Act Sec.138).

## 5.5. Judgment and Decree

After hearing the suit and final argument by both of parties or their pleaders (if any), the Court shall pronounce judgment in open Court either at once or some future day of which due notice shall be given to the parties or the pleaders. On such judgment a decree shall follow (CPC, Sec.33 and Or.20, R.1).

Decrees may differ according to the nature of the suits. There are also different judgments passed under different conditions like: judgm ent on adm ission by party, judgment by consent, declaratory judgment and judgment by default.

Judgment is the statem ent given by the judge of the grounds of a decree or order (CPC, Sec. 2(9)). Decree means formal expression of an adjudication which, so far as regards the court expressing it, conclusively determines the rights of the parties with regard to all or any of the matters in controversy in the suit and may be either preliminary or final. It shall be deemed to include the rejection of a plaint and the determination of any question arising between the parties. But any adjudication from which an appeal lies as an appeal from an order and any order of dismissal for default (CPC, Sec. 2(2)).

Therefore judgment shall con tain a concise statement of the case, the points for determination, the decision thereon, and the reasons for such decision (CPC, Or.20. R.4(2)).

The decree shall agree with the judgment and shall contain the number of suit, the names and descriptions of the parties, and particulars of the claim, and shall specify clearly the relief granted or other determination of the suit. It shall also state the amount of costs incurred in the suit, and by whom or out of what property and in

what portions such costs are to be paid. The court may direct that the costs payable to one party by the other shall be set off any sum which is ad mitted or found to be due from the former to the latter (CPC, Or.20, R.6).

## 6. Temporary Injunctions and Interlocutory orders

## 6. 1. Temporary injunctions

According to the Civil Procedure, temporary injunction may be granted during the process of the suit. For temporary injunction the party who applies, is necessary to prove by affidavit or otherwise that any property in dispute is in danger of being wasted, damaged or alienated by any party to the suit, or the defendant threatens, or intends to remove or dispose of his property with a view to defraud his creditors. The court may grant a tem porary injunction to rest rain such act until the disposal of the suit or until further orders for the purpose of prevention (CPC, Or.39, R.1).

## 6.2. Interlocutory orders

Before judgment the Court has power to order interim sale on application of any party to a suit. The Court m ay order the sale of any moveable property which is subject-matter of the suit and which is subject to speedy and natural decay, or which for any other just and sufficient cause it m ay be desirable to have sold at once (CPC, Or.39, R.6).

## 7. Withdrawal and Adjustment of Suits

#### 7.1. Withdrawal of the suit

At any time after the institution of a suit the plaintiff may, as against all or any of the defendants, withdrawal his suit or abandon part of his claim. Where the Court is satisfied that a suit must be fail by reason of some formal defect, or that there are other sufficient grounds, it may grant the plaintiff permission to withdrawal. Where the plaintiff withdraws or abandonment without the permission of the Court, he shall be precluded from instituting any fresh suit in respect of such subject-matter or claim (CPC, Or.23, R.1).

#### 7.2. Compromise of suits

Where the suit has b een adjusted who lly or in any part by any lawful agreement or com promise, or where the defe ndant satisfies the plaintiff, the Cour t

shall order such agreement, compromise or satisfaction to be recorded and shall pass a decree in accordan ce ther ewith. Otherwise, the Cour t m ay order to stay the proceedings upon the terms of the agreement, compromise or satisfaction with liberty to the parties to apply f or the purpose of carrying the same into effect (CPC, Or.23, R.3).

Withdrawal and compromise of suits under the Civil Procedure shall not apply to any proceedings in execution of a decree or order (CPC, Or.23, R.4).

#### 8. Procedure in Execution

Any person in whose fa vour a decree has been passed or an order capable of execution has been made, can make application to the Court which passed the decree for enforcement of the decree or o rder. Execution may be effected eith er against the person or property or both, of the judgm ent debtor. The Court ha ving jurisdiction is that situates at the place where the person resides or where the property situates. The only exception is when a Court issues a per rcept to another court having jurisdiction over the property to be attached.

The court m ay order execution of the decree by delivery of any property specially decreed; by attachment and sale or sale without attachment of any property; by arrest and detention in prison; by appointing a receiver; or in such other manner as the nature of the relief granted may require (CPC, Sec.51).

In execution of decree, judgment-debtor shall be detained, where the decree is for the payment of money, for a period of six months. He shall be released from such detention before the expiration of period on the decree against him being fully satisfaction. A judgment-debtor release from detention shall not merely by reason of his release be discharge from his debt, but he shall no t be liable to be re-arrested under the decree in execution of which he was detained in civil prison (CPC, Sec.58).

Before issuing a warrant of arrest, the Court shall issue a notice calling upon judgment-debtor to appear before the Court and show cause why he should not be committed to the civil prison. However, such notice shall not necessary if the Court is satisfied that he is likely to abscond or leave the local limits of the jurisdiction of the Court with the object or effect of delaying the execution of the decree (CPC, Or.21, R.37).

Ordinarily, the Civil Procedure Code had been prohibited the arrest or detention in a civil prison of a wom an in execution of a decree for the payment of

money. But this provision was deleted by the Law Am ending the Code of Civil Procedure in 2000. The procedure in arrest and detention can be now applicable to every judgment-debtor.

## 9. Types of Civil Suits and Laws relating to Civil Suits

## 9.1. Types of Civil Suits

In Myanmar, some types of civil suit are usually instituted. They are suit for money (including suit for remedies), divorce, suit for possession of movable property or imm oveable property, suit for partition of property or separate possession of a share therein, administration suit (including suit for dissolution of partnership and suit for administration of the property of deceased person), declaratory suit, suit for specific performance of contract, suit for recovery of possession etc.

## 9.2. Laws relating to Civil Suits

There is no comprehensive Civil Code which covers all types of civil suits in Myanmar. Myanmar Codes (Volum e-1 to 13) codified the laws like Contract Act, Transfer of Property Act, Spec ific Relief Act, Succession Act, Guardian and W ards Act, Company Act, promulgated before 1954.

Under the Myanm ar Laws Act, 1898, questions regarding succession, inheritance, marriage, caste, or any religious usage or institution are to be decided to Myanmar Custom ary Law where parties are Myanm ar Buddhists; according to Mohammedan Law in case of Mohammeda ns and by the Hindu Law in case of Hindus.

Thus, people living in Myanm ar are governed by different custom ary laws. A man carries his customary or personal law wherever he goes. From the tim e of Myanmar King personal matters of Myanmar Buddhist people are decided by age-old Myanmar Customary Law formally known as Burmese Buddhist Law. It is composed of Myanmar Dhammasats essentially base d on Myanmar customs, enacted laws and judicial precedents or rulings of the highest Courts in Myanmar.

Where there is no statute regulating a particular matter, the Courts are to apply Myanmar's general law, which is based on E —nglish common law as adopted by Myanmar c ase law and which embodies the rules of equity, justice and good conscience.

## 10. Conclusion

The Civil Procedure Code is a form of law code which a ims to achie ve the ends of justice and to prevent it from being defeated. Therefore, the Code continued to be in force even after Myanm ar gained independence and remained in operation although some provisions were amended in 2000 and 2008. Now the Supreme Court of the Union is going to review the Code to be consistence with the current situation of civil litigation in Myanmar.

End of document

# PROCEDURE DEALS WITH CIVIL SUITS IN MYANMAR JUDICIARY

## Daw Thin Thin Nwe High Court Judge High Court of Yangon Region Myanmar

### Contents

- Introduction
- □ General Principles for Civil Suits
- □ Civil Jurisdiction
- □ When Aliens or Foreign States may sue
- □ Court Procedure for Original Civil Suits

2

#### Contents

- □ Temporary Injunctions & Interlocutory Orders
- □ Withdrawal and Adjustment of suits
- □ Procedure in Execution
- □ Types of Civil suits and Laws
- □ Conclusion

### Introduction

- □ Powers to try criminal cases and civil suits
- The Code of Criminal Procedure for criminal cases
- □ The Code of Civil Procedure for civil suits

□ Courts to try all civil suits unless barred

## The Code of Civil Procedure

- □ The procedural law which is consists of the provisions from institution to execution of original civil suits, appeals from original decrees, reference and review etc.
- □ Adopted in 1909
- □ Including Two parts: sections and orders

□ Stay of suits

□ Res judicata

■ Bar to further suit

**General Principles** 

## **Civil Jurisdiction**

- □ Place of suing
- □ Pecuniary jurisdiction of different levels of Court
- □ Original civil jurisdiction of the Supreme Court of the Union

## Place of Suing

- □ Court in which suits to be instituted
- Suits to be instituted where subjectmatter situate
- Suits for immovable property
- Suits where local limits of jurisdiction are uncertain
- □ Suits for compensation
- Other suits

## Pecuniary jurisdiction

- □ Township Courts: suit value not more than Ten million Kyats
- □ Courts of Self-Administered Division or Zone and District Courts: suit value more than Ten million Kyats but not more than five hundred million Kyats
- □ High Courts of Region or State: suit value more than five hundred million Kyats.

## Original civil jurisdiction of the Supreme Court of the Union

- □ Matters arising out of bilateral treaties concluded by the Union
- □ Other disputes between the Union of Government and the Region or State Government, among the States, between the Region and the State and between the Union Territory and the Region or the State except the Constitutional problems
- Other disputes among the regions and cases prescribed by any law.

## When Aliens or Foreign States may sue

- Alien enemies residing in the Union of Myanmar within the permission of the President of the Union of Myanmar, and alien friends, may sue on the Courts of the Union of Myanmar, as if they were citizens of the Union
- No alien enemy residing in the Union of Myanmar without such permission, or residing in a foreign country, shall sue in any of such Courts

Suits

□ Filing written statement by defendants

Court Procedure for Original Civil

□ Settlement of issues

□ Filing a original civil suit

- □ Hearing of the suit
- □ Judgment and decree

## Filing a original civil suit

- □ Instituting by filing plaint
  - Particulars to be contained in plaint
  - Return of plaint
  - Reject of plaint
- □ Court-fees: The Court-Fees Act
- □ Limitation of actions: The Limitation Act

13

## Filing written statement by defendants

- □ Presenting written statement
- □ Particulars in written statement
  - · All grounds of defence
  - Specific denial
  - · Particulars of set-off
- □ Effect of failing to present written statement

14

#### Settlement of issues

- □ Framing of issues
- □ Issues of law and of fact
- □ Power to amend and strike out issues
- Production of documents at the date of framing issues: first hearing and effect of non-production

15

## Hearing of the suit

- □ Summons for attendance of witness
- □ Production of evidence
- Examination of witnesses
- Order of examination

16

## Judgment and Decree

- □ Pronounce of judgment followed by decree
- □ Decrees on the nature of the suits
- □ Differences between Judgment and Decree
- □ Contents of judgment
- Contents of decree

17

## Temporary Injunctions and Interlocutory orders

- Power to grant a temporary injunction during the process of the suit
- Power to order interim sale before judgment

## Withdrawal and Adjustment of suits

- Withdrawal of the suit
  - Withdrawal of suit or abandonment of part of claim by plaintiff
  - Effect of withdrawal or abandonment without permission of the Court
- □ Compromise of suits
  - Adjustment of the suit wholly or partly by lawful agreement or compromise

19

### Procedure in Execution

- □ Powers of court to enforce execution
  - · Execution by delivery of specific property
  - · Execution by attachment and sale
  - · Execution by arrest and detention in prison
  - · Execution by appointing a receiver
  - Execution by other manner as the nature of the granted relief

20

## Execution by arrest and detention in prison

- □ Period of detention
- Procedure for arrest and detention
- arrest and detention of women in execution of money decree

21

## Types of Civil Suits and Laws relating to Civil Suits

- □ Types of Civil Suits
- □ Laws relating to Civil Suits

22

## Types of Civil Suits

- Suit for money
- □ Divorce
- Suit for possession of movable/ immovable property
- Suit for partition of property
- Administration suit
- Declaratory suit
- $\ensuremath{\text{\fontfamily{1}}}$  Suit for specific performance of contract
- □ Suit for recovery of possession etc.

23

## Laws relating to Civil Suits

- Codification of laws in Myanmar Codes
- Myanmar Laws Act
- Customary law
- □ Application on rules of equity, justice and good conscience

## Conclusion

- □ Aims: to achieve the ends of justice and to prevent it from being defeated.
- □ Continuance in enforce after independence of Myanmar
- □ Still in operation as existing law
- □ On going process of review to be consistence with current situation of civil litigation in Myanmar

THANK YOU

## ~ 国際研修 ~

## 第 40 回ベトナム法整備支援研修 ~国家賠償法~

ベトナムでは、2005年の共産党中央委員会政治局第48号決議において、国家賠償法の早急な整備が課題として挙げられた。これを受けて、2007年4月から実施されたJICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ1」では、同国司法省の起草担当者とのワークショップなどの同法の起草支援活動が行われ、2009年6月に同法が成立し、2010年1月に全国に施行された。

施行後は同法をいかに運用していくかが課題となり、2011年7月には司法省内に国家賠償局が創設されたほか、各省と中央直轄都市にそれぞれ数名ずつの国家賠償の専門職員が配置されるなど、国家賠償の実務を円滑に遂行するための体勢構築が行われている。もっとも、同法の適用件数は少なく、国民の認知度も高くはないことから、国家賠償の制度を一層国民に利用しやすいものにするため、更なる実務改善と普及活動が求められる。

2011年4月から開始されたJICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」でも、当部から派遣中の長期専門家を中心として、当初から国家賠償法の運用改善や改正に向けた支援活動を続けてきたものであり、その延長として本研修を実施したものである。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき報告する。

## 第1 本研修の概要

1 研修期間 2012年9月5日から同月12日まで

#### 2 研修員

本研修には、ベトナム司法省次官のファム・クイ・ティ氏を始めとする同省関係者に加え、国家賠償制度の拡充に向けた担当職員の増加に備えて、各省庁の人事編成を所管する内務省組織・編成局からも研修員が参加し、合計8名の研修員が参加した。

ファム・クィ・ティ氏 (Mr.)
司法省次官

チャン・ヴィエット・フン氏 (Mr.)
司法省国家賠償局副局長

チャン・フイ・リェウ氏 (Mr.)
司法省法律補助局局長代理

ブイ・ティ・ラン氏 (Ms.)
タイビン省司法局局長

ブイ・ヴァン・ミン氏 (Mr.)
内務省組織・編成局専門員

グエン・カック・ニュー氏 (Mr.)
司法省人事組織部主任専門官
ヴ・ゴック・アイン氏 (Mr.)
司法省国家賠償局事務局長
レ・タイ・フオン (Mr.)

3 研修内容

本研修では、中央大学大学院法務研究科の中西又

司法省国家賠償局賠償解決業務室室長

三教授,法務省大臣官房訴訟部門訟務企画課の永谷 典雄課長及び元東京高等裁判所部総括判事の村上敬 一弁護士のお三方に講師をお願いした。

また,訪問日程として,東京法務局と東京地方裁判所にお伺いした(別添日程表参照)。

その他、JICA 長期派遣専門家の西岡剛検事及び 多々良周作裁判官、JICA 国際協力専門員の佐藤直史 弁護士、同職員の千葉周氏らが参加した。

#### 第2 ベトナムの国家賠償制度の現状

ベトナム国家賠償法については、ICD News 42 号において詳細に紹介されていることから、ここでは本研修のカントリーレポートで発表のあった運用の現状のみ御報告する。

2010年1月の施行から3年弱が経過した2012年9月の本研修の時点で,国家賠償の請求件数は480件余りであり,そのうち420件が既に処理済みである。内訳は土地紛争分野が多く,その他に民事判決執行分野もある。現在のところ,国民が国家賠償制度の存在と意義を十分に理解しているとは言い難く,たとえば国家賠償の請求書を誤った機関に送付したり,正式の国家賠償手続のルートを経ずに当事者と加害機関との任意の交渉で解決をしてしまうケースなどがある。

ベトナムの国家賠償は、対象行為が行政管理活動・訴訟活動・判決執行の三つの分野に限定されている。その主要な理由の一つはベトナムの国家財政事情によるもので、今後は対象行為の拡大の方向を目指している。

#### 第3 研修実施内容

中西教授との意見交換会では、国家賠償制度のほか、損失補償制度・刑事補償制度の三つの制度につき、日本ではそれぞれ別個の制度であるのに対し、ベトナムでは全て国家賠償の対象として考えられているという相違点について議論がなされた。もっと

も、ベトナムの刑事補償制度は、国家賠償の一つと して位置付けられているが、公務員の故意・過失を 要件としておらず、実質的には日本の刑事補償制度 と類似する。そのため、ベトナムの国家賠償の概念 は、日本の概念よりも広く、故意・過失にかかわら ず国家行為により国民が被害を被った場合の金銭賠 償全般を包含する概念と考えられる。

国家賠償の対象範囲は、今後のベトナムの経済発展と国家財政の増大に応じて、増加させていきたい とのことであった。



中西教授とティ次官

法務省大臣官房訟務部門訟務企画課の永谷課長の 講義では、日本の国家賠償制度及び訟務制度につい て詳細な説明があった。法務省所属の訟務検事が全 ての国家賠償請求訴訟を担当する日本の制度とは異 なり、ベトナムには訟務制度はなく、国家賠償を請 求された国家機関が個別に対応する制度となってい る。研修員たちは、日本の訟務制度に対して高い関 心を抱いた様子で、訟務制度の組織構成や運用実態



ティ次官と永谷課長

について質問が飛び交った。

村上先生との意見交換会では、国家賠償責任における故意過失の抽象化、国会の立法不作為の場合の国家賠償責任、国家の営造物責任などテーマは多岐にわたり、熱心な議論が交わされた。国会の立法行為については、ベトナム国家賠償法の起草段階で対象行為に盛り込むか否か議論があったが、国会は国民が選出するものであるから、国民にも責任があるなどの理由で、対象行為には盛り込まれなかったとのことである。



村上先生との意見交換会

東京法務局への訪問では,同局の概要説明に続き, 同局所属の訟務検事との座談会が行われ,法務局の 組織構成や法務省大臣官房訟務部門と法務局・地方 法務局との役割分担等について説明があった。



東京法務局の皆さん



説明を聞く研修員

また、訟務検事からは実際に取り扱った事例を基 にした業務紹介がなされた。ベトナム側研修員から は、様々な機能を備えた法務局のような制度はベト ナムには存在せず、非常に勉強になったとの感想が 寄せられた。訟務検事の執務室も見せていただいた。

東京地方裁判所への訪問では、地方裁判所における国家賠償請求訴訟の取扱いについて書記官から概要説明がなされた後、裁判官との座談会が行われた。ここでも、裁判官から過去の国家賠償請求事件の御経験を踏まえたお話があり、白熱した議論がなされた。その後は、同裁判所の大法廷を見学させていただいた。

#### 第4 終わりに

本研修は、1週間という比較的短い期間であったが、多くの方々の御協力により、ベトナム側研修員に対し、日本の国家賠償制度の理論及び実務の両面にわたり、詳細で分かりやすいインプットをすることができ、大いに研修の実を上げることができた。お忙しい中、本研修に御協力くださった講師の方々、訪問先の方々に心から感謝申し上げたい。ありがとうございました。

## 第40回 ベトナム法整備支援研修 日程表

[教官:松本教官,辻教官 専門官:横山主任専門官]

研修実施場所 : JICA東京国際センター, 法務省赤れんが棟ほか

月	嚾	10:00	14:00			
Ä	Ē	12:3	17:00	備考		
9			出国			
/	火					
4						
9		入国(成田着)	JICA 国際協力部			
/	水		オリエンテーション オリエンテーション			
5			TIC TIC			
9		意見交換会「ベトナム国家賠償法の問題点」	大学教授との意見交換会「日本の国家賠償の理論」			
/	木	西岡専門家,国際協力部教官	講師:中央大学大学院法務研究科教授 中西又三			
6		TIC(セミナールーム8	TIC(セミナールーム8)			
9		講義「日本の国家賠償実務における法務本省の役割」	見学: 東京法務局(訟務部を中心に)			
/	金	講師: 法務省大臣官房訟務部門訟務企画課長 永谷典雄				
7		法務省(赤れんが棟・共用会議室	東京法務局			
9						
/	土					
8						
9						
/	日					
9						
9		講義「国家賠償判例研究」	講義「国家賠償判例研究」			
/	月	10:00~ 法総研所長 表敬訪問 ・弁護士 村上敬一 12:00~ 意及換会 写真撮影	講師: 元東京高等裁判所部総括判事·弁護士 村上敬一			
10		法務省(赤れんが棟・共用会議室)	法務省(赤れんが棟・共用会議室)			
9		裁判官との座談会 「国家賠償請求訴訟における裁判所の役割」	総括意見交換会			
/	火		法務総合研究所 酒井所長 村上弁護士,多々良専門家,国際協力部教官			
11		東京地方裁判所				
9		評価会・修了式	資料整理			
/	水					
12		TIC(セミナールーム3)				
9		帰国				
/	木					
13						

※JICA = 国際協力機構 ※TIC=JICA東京国際センター

## ~ 国際研修 ~

## 第 41 回ベトナム法整備支援研修 ~民事簡易手続と事件管理~

国際協力部教官 三 浦 康 子

#### 第1 はじめに

2012年9月30日(日)から同年10月13日(土)まで,第41回ベトナム法整備支援研修を行った。日程は、文末の資料のとおりである。

本研修は、ベトナム最高人民裁判所(Supreme People's Court、以下「SPC」という。)を対象とするものであり、研修員は、グエン・ソン副長官を始めとする SPC の裁判官や省級裁判所の長官など、10名であった。

グエン・ソン氏(Mr.)

SPC 副長官

ダオ・ティ・ガ氏(Ms.)

SPCハノイ控訴審裁判所副長官

チャン・ティ・ソン・グエット氏(Ms.)

SPC ダナン控訴審裁判所副長官

ディン・ティ・フエン・カイン氏(Ms.)

SPC 判事(ホーチミン市控訴審裁判所勤務)

ホ・ヴァン・マイ氏(Mr.)

ビンズオン省人民裁判所長官

グエン・ティ・マイ氏(Ms.)

ハイフォン市人民裁判所長官

グエン・ヴァン・クオン氏(Mr.)

SPC 裁判理論研究所副所長

ブイ・ティ・ズン・フエン氏(Ms.)

SPC 裁判理論研究所民商事法研究部長

レ・テ・フック氏(Mr.)

SPC 裁判理論研究所民商事法研究部副部長

フック・ティ・ゴック・ハ氏(Ms.)

SPC 国際協力部専門員

#### 第2 本研修実施の背景

ベトナムでは、1986 年に打ち出されたドイモイ (刷新) 政策により、市場経済の導入が決定され、 その推進のために、民商事法分野を中心とする法制 度の整備が進められている。

当部では、1994年から、国際協力機構(以下「JICA」という。)と協力して、ベトナムに対する法整備支援を継続してきている。現在は、2011年4月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)の実施中であり、法律の起草支援のみならず、司法機関や法曹の能力向上についても支援活動を展開している。

本研修は、上記プロジェクトのうち、SPCをカウンターパートとする活動について実施されたものである。その活動に関しては、村上敬一弁護士(元東京高等裁判所部総括判事)を委員長とするベトナム裁判実務改善委員会が、ハノイに在駐している裁判官出身の長期専門家を支援しており、本研修についても、村上委員長に全面的なサポートをいただいた。ベトナムでは、簡易手続に関するベトナム国会常務委員会法令の起草という形で、簡易な民事手続が導入されることとなった。当部では、同法令の起草

作業を担当する SPC¹から、民事簡易手続についての本法研修実施の要請を受けたことを踏まえて、本研修を実施することとした。また、SPC からは、日本の裁判所における事件管理について学びたいとの要望もあったことから、簡易手続と併せて本研修において紹介することとした。

#### 第3 本研修の概要

#### 1 カリキュラムの概要

1週目を主として民事簡易手続,2週目を事件管理に充てた。それぞれ導入的な講義で知識を得た後,裁判所を訪問して日本の実際の手続に触れる流れとした。

以下,各カリキュラムについて具体的に説明する。

## 2 日本の司法制度と民事訴訟制度に関する導入講義

研修初日である10月1日(月)午後には、当職が 講師を務め、日本の司法制度と民事訴訟の流れの概 略を説明した。

民事訴訟の流れを説明するに当たっては、当事者 主義が取られていることにポイントを置いた。日本 の簡易手続を理解するためには、主張立証の機会を 与えられながらそれを利用しない当事者は不利益を 甘受すべき、という当事者主義の基本的な考え方を 知る必要があると考えたためである。

研修員からは、当事者の責任で適切な時期に証拠が提出されなかった場合にどのように判断するのかという、正しく当事者主義と職権主義の考え方の相違を問う質問が出された。日本においても、裁判官は真実の発見と当事者の公平を図る必要性との間で釈明権の行使の是非について悩むことが多くある。監督審や再審で争われる事件が多いなど、真実に合致した判断をすることへの要請がより強いベトナム

1 ベトナムでは、SPCが法令の起草を担当することがある。 2012年1月に施行された改正民事訴訟法も、SPCが起草を 担当した。同改正法については、多々良周作「改正ベトナ ム民事訴訟法の概要」ICDニュース52号を参照されたい。 の裁判官にとっては、抱いて当然の質問であったと 考えられる。 $^2$ 

#### 3 日本の民事簡易手続についての講義

同月2日(火)と3日(水)の午前には、日本の 民事簡易手続についての講義を行った。

まず、村上委員長から総論的な講義をしていただいた。同委員長は、同年8月に行われた簡易手続をテーマとする現地セミナーにおいても講義をされており、その際の議論の状況を踏まえて、簡易手続を導入する場合に、日本の民事簡易手続が手続のどの部分を簡略化しているか、ベトナムにおいてはどのような方向での簡略化が考えられるかを中心に講義された。

ベトナムの民事訴訟においては、公判期日を開く前に公判準備期間があり、その間に当事者による証拠の提出のみならず、裁判所による職権的な証拠収集も行われる。3村上委員長は、この公判準備期間を短縮することにより訴訟を短縮するという形式的な簡略化ではなく、例えば、一定の訴額を下回る訴訟については公判準備期間をなくし、当事者に証拠提出の責任を負わせるというような形も検討に値するのではないかと示唆された。

その後、各論に入り、当職から、少額訴訟、支払 督促及び手形小切手訴訟について、それぞれ条文に 基づき説明した後、村上委員長から各手続の特色や ベトナムへの導入可能性などについてコメントをい ただくという方式で進められた。

研修員からは、活発に質問が出された。特に実際に起草を担当する SPC 裁判理論研究所からの研修員らは、配布した日本の民事訴訟法のベトナム語訳を熟読した上で、当事者の手続保障のバランスを考慮した質問が出され、起草をするに当たって重要な

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 監督審や再審の点を含めて、ベトナムの統治機構についての詳細は、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」ICDニュース28号を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ベトナムの民事訴訟の流れについては、松川充康「第37 会ベトナム法整備研修」ICDニュース47号185ページにま とめられている。

ポイントを突いた質問をしていた。



講義の様子

### 4 弁護士の立場から見た簡易手続

10月2日(火)午後には、本間佳子弁護士<sup>4</sup>を講師に招いて、弁護士の立場から見た簡易手続と題して、講義をしていただいた。同弁護士は、ご自身が実際に経験されたものを含む具体的な事例を元にして、簡易裁判所のどのような手続を用いて事件を解決することが妥当かについて研修員に意見を求めた上で、丁寧に御説明下さった。例えば、貸金について返済がない場合には、金額や債務者の態度、分割でもよいので返済してもらいたいか、債務名義が欲しいか、という要素を考慮の上、支払督促や小額訴訟、を検討すべき、といった非常に実践的な説明をいただいた。

研修生らは、当初は手続の特徴を捉えきっていない面も見られたものの、終盤には的確なコメントが続いた。具体的な事例を通して、簡易手続を中心とする簡易裁判所の手続の特徴や、これにより当事者が多彩な選択肢を有することのできている日本の実情を認識することができたものと考えられる。

#### 5 最高裁判所訪問,最高裁判所判事表敬

同月3日(木)午後には、最高裁判所を訪問し、 金築誠志最高裁判所判事を表敬する機会を得た。ソ ン副長官を始めとする研修生らには、金築判事との

<sup>4</sup> 現在創価大学法科大学院教授として教鞭をとられているほか、カンボジアに長期専門家として派遣されていた経験もお持ちの方である。

懇談や、大法廷などの施設見学が好評であった。

#### 6 相模原簡易裁判所訪問

横浜地方裁判所相模原支部に併設されている相模 原簡易裁判所を訪問した。同裁判所の見学を希望し たのは、大規模の裁判所では、ベトナムの一般的な 裁判所の規模との違いが大きすぎ、記録の流れなど の全体像が掴みづらいとの趣旨の村上委員長の助言 を受けてのものである。

同裁判所では、簡易裁判所の通常民事訴訟事件の 傍聴のほか、少額訴訟用のラウンド法廷の見学、当 事者本人でも比較的容易に訴状が作成できるように 工夫された定型書式についての説明、簡易裁判所判 事による質疑応答などが行われた。

法廷傍聴では、数件の事件が続けて審理され、待機していた司法委員が当事者を連れて和解用の部屋に移動する様子を見ることができた。研修員は司法委員の役割に大いに関心を寄せていた。

相模原支部は小規模の支部であり、今回のような 海外からの研修員の訪問は初めてということで大変 な御負担をお掛けしたが、入念な御準備をいただい た上に、笹村將文支部長、堀滿美簡易裁判所判事に、 バスまで研修員らを見送っていただくなど、温かく 歓迎していただいた。

## 7 簡易手続に関する意見交換会

同月5日(金)は、再び村上委員長に御参加いただき、これまでの講義や見学を踏まえて、簡易手続について更に質疑応答を行うとともに、ベトナムに導入する簡易手続の在り方についての意見交換を行った。

研修員からは、支払督促に類する手続を採用する ことについて積極的な意見が出されたが、日本のよ うに書記官が行う制度にすることには抵抗が残ると の意見が多かった。村上委員長からは、日本でも、 支払督促は 1998 年に施行された改正民事訴訟法で 導入されたものであり、それまでは、裁判官が発す る支払命令であったことが紹介された。

## 8 事件管理についてのカントリーレポート及び日本の事件管理に関する講義

同月9日(火)は、ベトナム側からの事件管理の 実情についての発表と、日本側からの事件管理に関 する講義を行った。

ベトナムにおいては、事件管理の指針となる内部 規程が不十分であるため、統一的な取扱いがなされ ておらず、コンピュータ・ソフトも開発されていな い。記録の管理についても指針がなく、個々の職員 の裁量に任されている状況のようである。また、訴 状等の補正については、まず書記官が当事者に指導 するが、書記官の指導では納得しない当事者が多い ことから、裁判官が対応せざるを得なくなり、それ が遅延を招いているとのことであった。

日本の実情について、当職からは事件の受付から 裁判官への配点までの流れを中心に説明し、法・司 法制度改革支援プロジェクトの多々良周作長期 派遣専門家からは、訴状審査を裁判官と書記官が分 担して効率的に行っていることや、書面や証拠の写 しの取扱いなどを中心に説明した<sup>5</sup>。また、最高裁判 所の承諾を得て、下級裁判所事務処理規則をベトナ ム語に翻訳し、配布した。

#### 9 さいたま地方裁判所・家庭裁判所訪問

同月10日(水)には、さいたま地方裁判所及びさいたま家庭裁判所を訪問した。

さいたま地方裁判所では、民事訟廷の事件係の書記官に、事件の受付から配点までの流れについて、パソコンの事件管理システムへの入力の実演を含めて解説していただいた。また、記録の管理についても、記録庫を実際に見せていただくことができ、前日の講義と併せて、日本における事件管理について研修員に学んでもらうことができた。

さいたま家庭裁判所では、調停事件の受付、待合

室、調停室、児童室など、様々な設備を見学させていただいた。当事者の心理面に配慮して、植木や絵画を置くなど雰囲気作りにも注意が払われていることに、研修員は大変興味をひかれている様子だった。また、簡易裁判所と同様、当事者への配慮から分かりやすい書式が用意されていることも、強い印象を残していた。

訪問に当たっては、荒井勉さいたま地方裁判所長、 井上哲男さいたま家庭裁判所長にそれぞれ表敬をお 受けいただき、多数の職員の方が質疑応答に参加し てくださるなど、御歓待をいただいた。

#### 10 総括質疑

同月11日(木)の午前中は、個々の研修員に、あらかじめ用意してもらったレポートに基づき、ベトナムに導入する簡易手続の方向性や本研修の感想について、発表してもらった。

方向性についての意見は様々であったが、いずれ も日本の簡易手続の特徴を捉えつつ、ベトナムの実 情やニーズについてよく検討されており、研修員が、 日本側が提供した情報をしっかり吸収したことがう かがわれた。

なお,同日午前中,IMF総会のために来日中の世界銀行上級副総裁兼法務顧問のアン・マリー・リーロイ氏(Ms.)にセッションの一部を御覧いただき,本研修とその後のベトナムにおける実務改善の成功を祈念する旨のコメントを頂戴することができた。



総括質疑の様子

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 日本では、主張書面や書証の写しを他方当事者に送付する必要があるが、ベトナムでは、裁判所に赴いて記録を謄写する必要があるとのことである。

#### 第4 終わりに

団長のグエン・ソン副長官を始めとする研修員らは、熱心にメモを取っており、質問も積極的にしており、非常に熱心に本研修に取り組んでいた。また、 日本側からのベトナムの制度を問う質問にも、丁寧な回答を受けることができた。

本研修の成果が簡易手続に関するベトナム国会常 務委員会法令にどのように結実するかは不明である が、総括質疑の際に各研修員から多様な意見が出さ れたことに照らして、本研修の意義は大きかったと 考えている。

このような充実した研修を実現することができたのは、村上委員長、翻訳や通訳をお願いした大貫綿氏、綱川秋子氏、各訪問先の皆様など、関係者の皆様の多大な御支援、御尽力があってこそのことである。この場を借りて、改めて厚く御礼を申し上げたい。

#### 第41回ベトナム法整備支援本邦研修日程表

(担当教官:三浦教官 専門官:横山主任専門官)

月	曜	10:00				14:00		備考
F	H	12:30			12:30		17:00	yin 3
9		日本入国(東京)						
30	日							東京
10		9:30~11:00 JICAオリエンテーション				13:15~14:45		<b>米</b> 亦
/	月				ョン	講義「日本の民事訴訟制度(現在の迅速化に向けた取り組みを中心に)」		
1		TIC SR9 TIC SR9			TIC SR9	国際協力部教官 TIC SR9		東京
10		講義「日本の民事簡易手続総論(事件の振り分けの基準を中心に)」			『小(こ)』	意見交換会「弁護士の立場から見た簡易	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
/	火	請我! 日本の氏学問勿于航福間(孝性の振り刀))の差準を生むに]]				ぶん人挟去・川 岐 エシ 上物かつカルに同めて利。		
2		村上敬一弁護士, [	国際協力部教官		共用会議室	本間佳子弁護士, 国際協力部教官	共用会議室	東京
10		講義「日本の民事簡	前易手続各論(導入⊄	)可能性の程度を視	野に入れて)」	最高裁表敬(表敬·施設見学)		
3	水	村上敬一弁護士, [	可際協力部教官	共用会	· 送安		最高裁判所	東京
10		資料整理	11:00~	7,7112			15:30~	
/	木		移動		13:00~ 相模原簡易裁判所	訪問(窓口見学, 施設見学, 手続傍聴)	移動	
4						相模原簡易裁判所		東京
10		10:00~	10:30~ベトナムには	おける簡易手続に関	10.00	ベトナムにおける簡易手続に関する意見	大格人	
/	金	法総研所長表敬訪			12:00~ 意見交換会 写真撮影	マトナムにわける間 <u>あ</u> 于統に関する息兄	· 文换云	
5		問 村上敬一弁護士, 国際協力部教官 共用会議室				村上敬一弁護士, 国際協力部教官	共用会議室	東京
10								
/	土							
6							東京	
10	日							
7	н						東京	
10								
/	月	意見交換を受けての	の簡易手続導入の方	向性に関するレポー	小の準備			祝日
8								東京
10		事件管理に関するカントリーレポート 日本の事件管理に関する議義						
/	火							
9		国際協力部教官 共用会議室 国際協力部教官 共用会議室					東京	
10		地方裁判所訪問(所長表敬,事件受理・訟廷業務,期日管理,事件管理体制について) 家庭裁判所訪問(主に窓口見学)						
10	水							東京
10		さいたま地方裁判所さいたま家庭裁判所					<b>米</b> F	
/	木	総括質疑(レポートに基づくベトナム側の発表に基づく)						
11		村上敬一弁護士,国際協力部教官					東京	
10		評価会		株プ士				
/	金	計価芸		修了式	帰国準備			
12			TIC SR10	TIC SR10		I		東京
10		日本出国(成田より)	)					
/	土							
13								

※TIC=JICA東京(東京国際センター) SR=セミナールーム

## ~ 国際研修 ~

## 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官 三 浦 康 子

#### 第1 はじめに

2012年11月12日(月)から同月23日(金)まで,第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究を実施した。同共同研究は,法務総合研究所の企画によるものであり,昨年に続き2度目となる。1

研究員は、次の10名である。2

イムロン・アンワリ氏 (Mr.)

最高裁判所准長官

イ・グデ・スミトラ氏 (Mr.)

ジャカルタ高等裁判所副所長

アフマド・イスワンディ氏 (Mr.)

スラバヤ高等裁判所副所長

ビンサル・シレガル氏 (Mr.)

タンジュン・カラン地方裁判所長

イスティニンシッ・ラハユ氏 (Ms.)

デンパサール地方裁判所長

ベッティーナ・ヤーヤ氏 (Ms.)

司法研修所引制事·教官

アブドゥラ氏 (Mr.)

司法研修所付判事 · 教官

アブドュル・マナン氏 (Mr.)

司法研修所指導,管理職研修所プログラム評価 部長

ユシ・ウルヤニガティ氏(Ms.)

司法研修所事務局財務部長

ヌル・チャーヨノ氏(Mr.)

司法研修所広報協力部長

#### 第2 本研修実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、司法制度の改革を重要な国家的課題と位置付けてきており、インドネシア最高裁判所は、2006年、裁判所の人事行政部門につき、法務人権省からの移管を受け、更に裁判官の研修等を行う司法研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきた。

もっとも、インドネシア最高裁判所は、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけではなく、 裁判官候補生研修のカリキュラム、教材の開発などの面で、先進国を始めとする他国の制度や工夫などに重大な関心を向けている。

当部では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の 実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。同

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 昨年の研究の内容及びインドネシア法に関する資料については、松川充康「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究~インドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねて」ICDニュース50号を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 研修員のうち5名は、インドネシア最高裁の負担で来日 した。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「司法研究開発研修所」と訳す場合もあるが,本稿では 「司法研修所」に統一することとした。

プロジェクト終了後も、インドネシア最高裁判所から、裁判官候補生及び任官後研修制度の改善を推進するに当たり、日本の法曹養成及び任官後研修を学びたいとの要請を受け、昨年度、第1回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究を実施した。インドネシア最高裁判所から、引き続き同様のカリキュラムを実施してほしいとの要望があったことから、本年度、第2回の共同研究を実施することとしたものである。

#### 第3 本研究会の概要

本研究会は、前半に人材育成を中心に講義や訪問、意見交換を行い、後半については、当職が2012年8月にインドネシア最高裁を訪問した際に聴き取ったインドネシア最高裁側の要望を受け、日本の民事非訟制度や簡易裁判所について紹介することとした。その前提として日本の民事訴訟制度の説明も行った。また、インドネシアの実情を知ることで、より的確な情報提供を行うことができるとの考えから、インドネシア研究員による発表の場を2度設けた。日程表を添付する。

以下、主なカリキュラムの内容を紹介する。

## 第4 人材育成に関するカリキュラムの概要

1 インドネシア研究員による発表「インドネシア の課題と本研究に期待するもの」

実質的な研修初日である11月14日(水)の午前には、「インドネシアの課題と本研究に期待するもの」というテーマで、インドネシア研究員に発表してもらった。

まず、ビンサル・シレガル氏 (タンジュン・カラン地方裁判所長) から、インドネシアの裁判官の職務環境の課題について発表がなされた。司法研修所の機能強化や、公費で大学院に進学するためのシス

テム作り<sup>4</sup>といった人材育成の課題の紹介があった ほか,裁判官が汚職の誘惑に陥らないためには給与 や裁判所インフラの改善が必要であるとの見解が示 された。その際,団長であるイムロン・アンワリ最高 裁判所准長官から,下級裁判所の裁判官の手当てを 増額する法令が制定され,施行を待っている状態で あるとの情報提供がなされた。

次に、アブドゥラ氏(司法研修所付判事・教官)から、司法研修所の役割と課題について紹介があった。インドネシアでは、商事事件(知的財産権事件及び倒産事件を主な内容とする。)、環境事件、労働紛争事件及び汚職事件といった特別な事件を担当する裁判官の資格認定制度があるところ、そのための研修について、カリキュラムや教材がそろっていないとのことである。5

2 講義「日本における法曹養成と教材について」 同日の午後には、大阪大学大学院高等司法研究科 の下村眞美教授から、「日本における法曹養成と教材 について」というテーマで講義をいただいた。

下村教授には、前回の研究会においても、大学の 法学部、ロースクール、司法修習及び任官後の各段 階での研修や教材について分かりやすく整理をして いただいていたが、今回は、日本の法曹養成制度に ついても御説明いただいた。日本の司法制度を理解 するためには、法曹三者が共通の基盤を有している ことについて認識することが必要不可欠であり、本 研究会の早い段階において説明が必要と考えたもの

<sup>4</sup> 最高裁判事の資格要件として、博士号が必要であるなど 、学位が重視される傾向があるため、大学院に通う裁判官 は少なくないようである。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> インドネシアの法曹養成制度及び司法研修所における裁判官研修については、当部が角田多真紀弁護士(元JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト長期専門家)に委託した調査結果「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」及び「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および今後の改善充実の方向性について」を参照されたい。

http://www.moj.go.jp/housouken/houso\_houkoku\_indonesia.h

である。

研究員からは、裁判官の任官後の研修に対する質問が多く出され、元裁判官である下村教授に御回答いただいた。当職からも、裁判官の外部経験制度について説明した。

## 3 大阪大学高等司法研究科訪問

同月15日の午前中には、大阪大学高等司法研究科 (法科大学院)を訪問した。

谷口勢津夫研究科長の御挨拶の後,三阪佳弘副研 究科長から同研究科の概要について説明をいただい た。研究員らは、理論と実務の架け橋という法科大 学院の役割に大いに関心を持ち、カリキュラムの内 容や生徒の進路などについて、打ち切るのが困難な ほど質問が続いた。

同研究科の御好意でお招きいただいた昼食会の場でも,谷口研究科長,三阪副研究科長及び下村教授には,研究員からの数多くの質問にお答えいただいた。

下村教授の御案内で、授業や設備の見学もすることができた。研究員らは、特に図書の充実ぶりに驚いているようであった。

## 4 大阪弁護士会訪問

同日の午後には、大阪弁護士会を訪問した。同弁 護士会では、畠田健治副会長、法曹養成・法科大学 院協力センター、研修センター運営委員会及び司法 修習委員会の方々に御参加いただき、弁護士会と法 科大学院との協力関係や、弁護士の研修制度等につ いて説明をいただいた。

研究員からも、インドネシアの司法改革の状況や、 その一貫として、弁護士会が裁判所の管轄下から独立して自治権を有するようになったことが紹介された。

弁護士会の方からは、研修員が関心を示した日本 の民事訴訟における上訴制限の導入や、韓国では法 科大学院ごとに専門性を持っていること、さらには 中国の小額訴訟についての説明などもなされ、想定 以上に多彩な事柄について、活発な意見交換がなされた。

#### 4 小括

後述する京都地方裁判所の訪問の際にも、部総括 裁判官及び司法修習指導担当裁判官から、法曹三者 が同一の過程を経ている日本の法曹養成制度の特徴 について説明いただいた。研究員には、弁護士を含 めて統一的な育成がなされていることはやはり興味 深かったようであり、インドネシアにもこのような 制度を導入することができれば弁護士とも相互理解 が生まれるのだが、といった感想を漏らす研究員も いた。

他方、日本の裁判所では、いわゆる OJT (On the job training) を中心に人材を育成していることも、下村 教授の講義や京都地方裁判所の部総括判事から御説 明をいただいたが、この点については、インドネシアにおいても重視しているとして、大きな反応は見られなかった。インドネシアでは、地方裁判所から高等裁判所、さらには最高裁判所へと昇進していき、日本のように高等裁判所を経験した裁判官が地方裁判所で後進の指導に当たることはないようであり、必然的に OJT にも限界があるものと思われる。この点は、司法研修所の研修のカリキュラム作りにも影響するように思われるため、今後、十分な意見交換の機会を持つことができればと考えている。

# 第5 民事訴訟事件及び非訟事件についてのカリキュラムの概要

#### 1 日本の倒産手続についての概要説明

当職から、日本の倒産手続について、破産制度を中心に概要を説明した。インドネシアでは、法律上は個人破産も可能であるものの、実際には申立てがなされることはないとのことで、日本の同時廃止や免責について関心が高かった。また、インドネシアでは破産手続については全て同一の手続を経る必要があることから、日本の手続簡略化のバリエーショ

ンについて質問があった。

いて」

本研究には、折よく大阪地方裁判所民事第6部(倒産部)に所属する古庄順裁判官が参加されていたことから、同裁判官から詳しく回答していただいた。 2 講義「日本の執行制度及び担保権実行制度につ

同志社大学法科大学院の園田賢治准教授に、日本 の強制執行及び担保権実行制度について御講義いた だいた。

インドネシアにおいては、執行制度が機能しているとは言い難い状況にある。その原因は、明文の規定が限られているため、実務上の運用に委ねられるところが大きいところ、その運用に透明性がないことが挙げられる。<sup>7</sup>

そのため、園田准教授には、不動産競売の手続に ついて、条文があることを示しながら御説明いただ くようにお願いした。同准教授は、詳細なレジュメ を用いて丁寧に説明してくださった。

加えて、当職から、日本では3年目から5年目程度の若手の裁判官が執行事件を担当することが多いことを説明した。研究員からは、インドネシアではベテランの裁判官が技術を駆使して執行事件を処理しているとして、若手の裁判官が担当することには驚きの声が上がったが、法律が整備されている上に、内部のマニュアルや書籍が充実しており、経験のある裁判官に相談することもできるとの当職からの説明に納得している様子であった。

## 3 京都地方裁判所訪問

京都地方裁判所を訪問した。同裁判所では、民事訴訟事件の傍聴、部総括裁判官及び司法修習指導担当裁判官からの御説明のほか、民事非訟事件を担当

する第5民事部を見学することができた。

第5民事部では、まず破産の申立人審尋を傍聴した。申立人は個人であったところ、前述のとおり、インドネシアでは個人破産はないということもあり、研究員らは興味深そうに傍聴していた。担当裁判官からは、期日終了後に事件や手続の概要について御説明いただいた。

その後、書記官室において、執行手続の処理の流れについて御説明いただいた。実際に仕事をする様子を見学しながら説明を聞くことができたことは、研究員らに好評であった。また、書記官が中心となって執行手続を処理していることに驚いた様子であった。

4 インドネシア研究員による発表「インドネシア の民事訴訟制度について」

イスティニンシッ・ラハユ氏 (デンパサール地方 裁判所長) 及びアブドゥラ氏 (司法研修所付判事・ 教官) から、インドネシアの民事訴訟制度について 発表があった。

インドネシアについては、JICAのプロジェクトとしては、前述の「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が2年間実施されたのみであることなどから、民事訴訟制度の実情について、当部において十分把握しているとはいえない。そのため、是非本研究の機会に情報を得て、今後の活動に役立てたいと考えたものである。

詳細については別の機会に譲るが、特徴的と思われるのは、公開性が徹底されていること、当事者の機会の公平を図ることに重きが置かれていることである。この点が、民事事件について簡易手続が導入される場合に、どのように変容するのかしないのか、興味をひかれるところである。

この発表に際しては、コメンテーターとして吉野 孝義大阪地方裁判所前所長に御参加いただいた。吉 野前所長から、研究員に対し、複数存在する民事訴 訟法典の特徴や和解が成立する割合について質問さ

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ベトナムにJICAの長期専門家として派遣予定であることから、事前研修として本研究に参加していた。

<sup>「</sup>インドネシアの執行制度の実情については、当部がインドネシア在住の福井信雄弁護士に委託した調査結果「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」を参照されたい。http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05 00046.html

れたところ,前者については,内容に大きな違いはないこと,後者については,5パーセントに届かない状況であるが,メディエーターの研修が行われるようになってまだ時間がたっておらず,今後増加が期待できるとの説明がなされた。

#### 第6 簡易裁判所に関するカリキュラムの概要

#### 1 背景

2012 年8月に行ったインドネシア現地調査に際し、インドネシア最高裁判所から、簡易裁判所を導入することが検討されているため、日本の簡易裁判所について知見を得たいとの要請があったことから、簡易裁判所の訪問と講義を本研究のカリキュラムに組み入れることとした。

#### 2 大阪簡易裁判所訪問

大阪簡易裁判所を訪問した。同裁判所では、民事 訴訟事件の傍聴、小額訴訟で使用されるラウンドテ ーブル法廷や、調停室、事件を受け付ける民事訟廷 の見学などを行った。また、当事者本人でも訴状な どが作成できるように工夫された定型書式について も説明を受けた。

前述のとおり、インドネシアの民事訴訟では公開性が徹底されていることを反映してか、研究員らは短い時間に複数の事件が淡々と処理されていく簡易裁判所の弁論手続に違和感を抱いたようであった。8

定型書式については、インドネシアでも用意した いという意見が多数出された。

#### 3 講義「日本の簡易裁判所について」

学習院大学法科大学院の稲田龍樹教授に、日本の 簡易裁判所について、民事簡易手続を中心に御講義 いただいた。中京大学法科大学院の稲葉一人教授に も、コメントをいただいた。

あらかじめ, 簡易裁判所で配布している手続説明

8 推測の域を出ないが、執行制度が十分機能していないインドネシアにおいては、日本の簡易裁判所の民事訴訟事件では多数を占めている争いのない事件が少ない可能性がある。

のリーフレットや,支払督促申立書や小額訴訟の訴状の書式を翻訳しており,稲田教授には,それらを用いて,簡易裁判所の役割や,支払督促及び小額訴訟の手続について,丁寧に御説明いただいた。稲田教授と稲葉教授による御説明はもちろんのこと,書式類の配布についても,研究員には好評だったようである。

#### 4 小括

上記の講義では時間が足りず、最終日の総括質疑の半分ほどを民事簡易手続についての質疑応答に充てた。インドネシアでは、刑事事件については、軽微な事件について裁判官1名のみが審理する簡易な手続が導入されているが、民事事件については全てを合議体で審理しており、簡易な手続は存在しないということである。日本の支払督促及び小額訴訟制度が研究員らに与えたインパクトは相当大きかったようである。

総括質疑の最後には、研究員からそれぞれ本研究で印象に残った点を述べてもらったが、簡易裁判所についての紹介が印象に残ったとの感想が相次ぎ、インドネシアでも民事簡易手続の導入に向けて具体的に検討したいというコメントもあった。本研究で提供した日本の知見が少しでも生かされることを願っている。

## 第7 終わりに

本研究は、約2週間と長期間であり、内容も多岐にわたっており、研究員の負担は少なからぬものであったと考えられる。それにもかかわらず、研究員らは終始積極的に本研究に臨んでおり、質問が途切れることのない状態であった。できるだけの知識を吸収して帰国したいという強い意気込みがあったものであろう。総括質疑において、幅広い質問に真摯にお答えいただいた稲田教授、吉野前所長、下村教授、大島崇志弁護士(元学習院大学法科大学院教授・元裁判官)及び角田多真紀弁護士(元JICA和解・調

停制度強化支援プロジェクト長期専門家)には、頭の下がる思いである。また、研究員の側からも、インドネシアに関する情報が惜しみなく提供され、共同研究という名にふさわしいものになったものと自負している。

このように、本研究が成功裏に終わったのは、講師の皆様、各訪問先の皆様、翻訳及び通訳で活躍いただいた呼子紀子氏、後援をいただいた財団法人アジア刑政財団及び財団法人国際民商事法センターなど、数多くの関係者の皆様の御支援、御協力の賜物である。深く感謝申し上げたい。

## 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[主任教官:松本教官,三浦教官,担当専門官:山口専門官,堀専門官]

月	曜	9:30			13:45	Alle der
H	B			11:45	17:00	備考
11					ジャカルタ発(20:10 GA414) デンパサール着	
/	月					
12						
11		デンパサール発(0:40 GA882) 8:30関西空港着			オリエンテーション	
	火				国際協力部	
13					(国際会議室	Ś
11		インドネシア研究員によるプレゼンテーション (インドネシアの課題と本研究に期待するもの)			日本における法曹養成と教材について	
	水				1.85 1.36 1.36 1.46 1.56 1.46 1.56 1.46 1.56 1.46 1.56 1.46 1.46 1.46 1.46 1.46 1.46 1.46 1.4	
14		インドネシア側研究員, 角田多真紀弁護士 国際協力部 (国際会議室)			大阪大学大学院教授 下村 真美 国際協力部 (国際会議室	
11		大阪大学法科大学院訪問(施設見学,授業見学)			大阪弁護士会訪問, 意見交換(法曹養成, 裁判官の外部経験, 裁判官に求めるもの)	
	木		.1.	PF 1.26 No. 74 1.26 mb	Little Court I. A.	
15				阪大学法科大学院	大阪弁護士会	
/	金	日本の刑事訴訟と検察官の役割			民事訴訟第一審について一司法研修所ビデオ教材の紹介を兼ねて	
16		国際協力部教官 国際協力部 國井 弘樹 (国際会議室)	大阪高等検察庁	大阪地方検察庁	国際協力部教官 三浦 康子 国際協力部	
11						
/	土					
17						
11						
/	日					
18						
11		日本の倒産手続についての概要説明			京都地裁訪問  (所長表敬、裁判官室見学、非訟部見学、部総括判事と裁判官養成について意見交換)	
	月			国際協力部		
19		国際協力部教官 三浦 康子		(国際会議室)	京都地方裁判所	
11	火	大阪簡易裁判所訪問			日本の執行制度及び担保権実行制度について	
20	火			大阪簡易裁判所	同志社大学法科大学院准教授 園田 賢治 国際協力部 国際協力部	s
11		A laba carrent Elicity Control		2 TIVE 181 SV TON 1 1/1/1	中心に入子体行入子が住むは   図口 - 貝石 (国際会議室)	)
	水	インドネシア研究員によるプレゼンテーション (インドネシアの民事訴訟制度について)			日本の簡易裁判所について	部長主催意見交換会
21		インドネシア側研究員 前大阪地方裁判所長 ・野孝義			学習院大学法科大学院教授 稲田 龍樹 国際協力部 中京大学法科大学院教授 稲葉 一人 (国際会議室	
11						
/	木	総括質疑、今後の交流のあり方に関する協議			総括質疑、今後の交流のあり方に関する協議	
22		大島崇志弁護士,稲田教授, 野先生,下村教授		国際協力部 (国際会議室)	大島弁護士,稲田教授,・野先生,角田弁護士 国際協力部 (国際会議室	
11		関西空港発(11:00 GA883)			デンパサール発(21:10 GA417)	
/	祝				22:00 ジャカルタ着	
23						

# ~ 国際研修 ~

## 第5回中央アジア地域法制比較研究セミナー

国際協力部教官 朝 山 直 木

#### 1 はじめに

国際協力部では、2012年11月29日(木)から12月14日(金)までの間、第5回「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施した<sup>1</sup>。

セミナー参加者は、会社が参加する裁判事件を扱う裁判所の裁判官、会社制度及び株主・持分権者に関する各種制度を監督する国家機関の職員を対象としている。応募の際に提出されたレポート (テーマ:「自国の有限会社に関して、持分の他の社員への譲渡、持分の社員以外の第三者への譲渡及び会社による持分の払戻しによる退社の可否等について」)による選考の結果、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンから、それぞれ3名ずつ、以下の合計12名が参加した。

① カザフスタン イェルメコフ アドレット アクモラ州特別広域経済裁判所長 ジャマンバイェフ バキットベルゲン アティラウ州特別広域経済裁判所長 ヌルマハトフ ダニヤル 経済発展貿易省企業発展委員会国家機関活動監視部主任専門家

② キルギスアバキロフ メデル

外務省国際法部二国間協力課長 コジョシェヴァ ヌルジャン 司法省法令審査部主任専門家 ムラタリエフ バキトベック 公共資産基金資産問題部

- ③ タジキスタンミルゾエフ パルヴィズドゥシャンベ市経済裁判所 副所長ホジャエフ ファルフドゥシャンベ市経済裁判所判事ルスタモフ ファルフ司法省国際投資プロジェクト法務部長
- ④ ウズベキスタン ベクチャノフ アリシェル 司法省経済法部主任顧問 アリポフ ディルショド タシュケント市経済裁判所判事 オキル ウバイドゥラエフ 対外経済関係投資貿易省法律部主任

## 2 セミナーの目的

本セミナーは、「会社法制-外国投資の視点を踏まえて」をテーマとし、中央アジア4か国と日本の会社法制の制度の概要、現状及び実務について、セミナーの参加者の報告に基づき協議を行い、その結果をまとめた冊子を出版することとしている。

<sup>1</sup> セミナー実施の背景等については、本誌38号60ページ以下参照。2011年度から、引き続き、3年間の予定で「中央アジア地域法制比較研究セミナー」として、実施している。

協議を通じて、セミナー参加者自身が自国の法制度についての理解を深めることが、セミナーの目的の一つである。さらに、協議結果を冊子として残すことで、中央アジア各国の実務家に参考資料として活用されることも期待されている。

## 3 セミナーの概要

今回は、「有限会社設立後における社員と会社の関係について」をテーマとし、社員総会の招集手続等を比較表形式でまとめていくこととした。
(1) 発表

本セミナーでは、あらかじめ、①社員総会について、②社員総会決議の無効について、③役員の責任追及について、④持分の譲渡、退社についてという課題及び発表時間(通訳を含めて各 40 分)を研修員ごとに指定し、課題レポートの提出を指示していた。そして、4 か国からレポートを提出していただいたが、オリエンテーションの際に、実際に発表を行ってもらう2 か国を指定した。また、日本からもそれぞれのテーマについて、発表を行った。

「社員総会について」は、カザフスタンとタジキスタンの参加者が発表した。日本からの発表の際に、最初に会社法の施行によって有限会社が廃止され、その機能を株式会社が吸収したため、株式会社(非公開会社)について発表する旨を述べたところ、セミナー参加者から、その理由や既存の有限会社はどうなるかなど多くの質問が出た。

「社員総会決議の無効について」は、カザフス タンとキルギスの参加者が発表した。

「役員の責任追及について」は、カザフスタン とウズベキスタンの参加者が発表した。

「持分の譲渡,退社について」は、タジキスタンとウズベキスタンの参加者が発表した。

#### (2) 協議

発表及び比較表の内容を踏まえて、主に日本側からセミナー参加者に対して質問する形で進行した。日本側の質問の意図やセミナー参加者の回答について、誤解が生じているところや、伝わりにくいところがあった。

協議を通じて、中央アジアでは、有限会社に関する規定を民法に規定している上に、別途会社法 又は有限会社法が設けられていることから、会社 法等を見るだけでは、制度の全体像がつかめない こと、また、民法と会社法等との間に矛盾がある こと等が判明した。

#### (3) 見学

セミナー参加者に裁判官が多いことやセミナーのテーマが会社制度であることから、関係する 機関である大阪地方裁判所及び大阪法務局を見 学した。

## ア 大阪地方裁判所

弁論手続を傍聴した後,ラウンドテーブル法廷に移動して,弁論準備手続の傍聴,民事裁判制度及び大阪地裁の裁判の現状についての説明,質疑応答の順に進行した。日本の裁判手続が実際にどのように進行するかを見聞することができ,有意義な時間であったと思われる。

## イ 大阪法務局

大阪法務局長への表敬訪問,商業・法人登記制度の概要説明,法人登記部門の見学及び業務説明の順に進行した。会社制度を研究する際に,登記制度は欠かせないものであり,日本の商業登記の実務や運用を見聞することは有意義であると考え,実施した。

## 4 終わりに

本セミナーは、講義や実務研究の場で質問や議論 が活発に行われるなどセミナー参加者が熱意を持っ て取り組み、セミナーの目的がおおむね達成された ものと考える。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深 く感謝申し上げたい。

#### (課題レポート)

- 1 社員総会について、次の点を含めて、回答されたい。
- ①招集手続(招集権者,招集期間,招集方法)
- ②総会における社員の権利 (議決権,提案権,質問権等)
- 2 レポート1において、招集手続に瑕疵があり、 または、総会において社員の権利が害される運営 がなされた場合に、社員はその決議の無効を請求 することができるか(効力を争うことができる か?)。また、社員総会の決議の内容がその会社の 定款に違反していた場合はどうか。次の点を含め て、回答されたい。
- ①実務上, どのような事由に基づいて決議の無効が 争われているか。
- ②自国の決議無効の制度について問題点・改善すべき点はあるか。
- 3 代表者(単独執行機関)又は取締役会(監督役 委員会)の構成員が会社に損害をもたらした場合 について、次の点を含めて、回答されたい。
- ①会社は損害賠償請求できるか。
- ②社員は損害賠償請求できるか。
- ②-1 (社員が賠償請求をすることができる場合) 直接の損害を被っていない社員が、会社のために 損害賠償請求を認められているのはなぜか。濫訴 の可能性はないか。
- ②-2(社員が賠償請求をすることができない場合) 会社が損害賠償請求を怠る危険はないか。社員は、 会社が請求を怠らないようにするために、何をす ることができるか。
- ③損害賠償請求をすることが認められるための要件

- (社員であった期間,持分割合,執行機関の過失 の有無など。)。
- ④債権者は当該代表者または構成員に対して損害賠償請求できるか。
- ⑤具体的事例。
- ⑥上記について法令等に問題点や改善すべき点はあ るか。
- 4 持分の他の社員及び第三者への譲渡、任意退社 について、自国における紛争事例、制度に関する 問題点・改善すべき点について回答されたい。

## 第5回中央アジア地域法制比較研究セミナー日程表

【 担当教官:朝山教官 事務担当:北口専門官 】

月	曜		10:00			13:30	1			備考
11	水	12:00					17:00			
28		□CAブリーフィング(10:00~)								
29 11	木	ICDオリエンテーション(10:00~) 発表準備(12:00~)							KSIC	
30 12	金								ICD	
1 12	±									
2	Ħ	休日								
12 / 3	月	日本文化の講義等							KSIC	
	火	発表1(10:00~12:00)  * 社員総会について			- 1	協議1(13:30~16:00) (研修員) 論点整理・改訂ポイント確認 協議1を踏まえて加筆・				
12		打合せ							修正国際会議室	
4					111 -de 1	(16:00~)				
		2階ゼ ナー室	出水先生,伊藤先生,中東先生	国際会議	<b>美宝</b>			国際会議室	(日本側) 論点整理1 2階セミナー室	ICD
		事前	発表2(10:00~12:00) 社員総会決議の無効について		- 1		)~16:00) 改訂ポイント確認		(研修員) 協議2を踏まえて加筆・	
12	水	打合せ							修正 大阪支所ゼミナール室1,2	
5			伊藤先生		伊藤	先生			(16:00~) (日本側) 論点整理2	•
		ナー室		大阪支所ゼミナール室1	, 2	, u		所ゼミナール室1, 2		ICD
12		肠識红	, 2を踏まえて, 加筆・修正	I	『長主催 見交換会	記念写	講義(14:00~17:00) 日本の会社制度についる 名古屋大学大学院法学		正女	
/ 6	木					す真撮影	和自座八子八子院伝子9	7九杆蚁汉 中来	EX	
				国際会議室 12:	:00~13:15		出水先生, 中東先生, 桑原	凭生	国際会議室	ICD
12		l	(10:00~12:00) 区地方裁判所		- 1	(14:00 g法務)	~16:00)			
7	金	7,62	OE // 9X [1]/]		1	×12.177/	ų			
12			休日							
8	±	- 休日								
	Ħ	事前	発表3(10:00~12:00) 役員の責任追及について				)~16:00) 改訂ポイント確認		(研修員) 協議3を踏まえて加筆・	
12 / 9		打合せ							修正 国際会議室	
9		2階セ: ナー室	中東先生,松嶋先生,桑原先生	国際会議		先生, 村	公嶋先生, 桑原先生	国際会議室	(16:00~) (日本側) 論点整理3 2階セミナー室	ICD
		16	発表4(10:00~12:00) 持分の譲渡, 退社について		協議。		)~16:00) 改訂ポイント確認	EMAME	(研修員) 協議4を踏まえて加筆・	ICD
12	月	前打合せ	1937 - (6000) / (2000 - 21		pild 71	WIE-T	ANNA TA LIBBRO		修正 国際会議室	
10		2階セ: ナー室	出水先生, 中東先生, 松嶋先生			先生,	中東先生,松嶋先生		(16:00~) (日本側) 論点整理4	
		方当         国際会議室         国際会議室         2階セミナー室           協議3,4を踏まえて加筆・修正						ICD		
12	火									
11										
10										ICD
12 / 12	水		休日							
<u> </u>	$\vdash$	*								
12	木	打合せ	最終確認(必要に応じてスクリーン上で改訂)							
13		2階ゼ: ナー室	出水先生,松嶋先生						国際会議室	ICD
12			評価会・意見交換会(10:00~11:30) 次回テーマについて	閉講式 (11:30~						
/ 14	金		松嶋先生	12:0	00)					
12	土		l	国際会議室 国際会議	R 32.					ICD
15 12										
16	日									

※ 休日とは研修員にとっての休日であり、日本側のみで論点整理等を行う場合がある。 ICD:法務総合研究所国際協力部 KSIC:JICA関西国際センター

# ~ 活動報告 ~

## 国際協力人材育成研修(第4回)

国際協力部教官 松 本 剛

法務省が初めて法整備支援に関わるようになったのは1994年のことであり、最初の支援対象国はベトナムであった。その後、支援対象国は増え続け、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001年4月には法務総合研究所内に法整備支援専従部署として国際協力部が新設されるに至ったが、その後も対象国及び支援内容の拡大は続いている。このように、法整備支援の内容が質・量ともに拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務省・検察庁の職員の中から法整備支援に関心のある職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義を受けさせた上で、支援対象国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞させ、我が国の法整備支援活動の実際を理解させるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるという目的の下、2009年に開始されたのが本研修である。

以下,今回で第4回を迎える本研修の概要及び結果等につき報告する。

#### 第1 研修の概要

- 1 研修期間 2012年11月5日から11月16日まで
- 2 研修場所

- (1) 法務総合研究所国際協力部(国内研修)
- (2) ベトナム社会主義共和国ハノイ市及びその周 辺地域(国外研修)
- 3 研修員
  - (1) 福田敦(法務省民事局付)
  - (2) 板谷秀継(法務省民事局民事第二課地図企画 官付)
  - (3) 住友俊介(水戸地方検察庁検事)
  - (4) 奥野博(静岡地方検察庁浜松支部検事)
  - (5) 塚部貴子(福岡地方検察庁検事)
  - (6) 富澤賢一(東京地方検察庁検察事務官)
- 4 研修内容(別添日程表参照)
  - (1) 国内(11月6日,7日,15日,16日)ア 法務省による法整備支援の概要に関する講義
    - イ ベトナムにおける法整備支援の概要に関す る講義
    - ウ カンボジア, ラオスその他の国における法 整備支援の概要に関する講義
    - エ 国外研修終了後の研修レポート作成
    - 才 総括質疑応答
  - (2) 国外(11月8日から14日まで)
    - ア JICA 長期派遣専門家による講義
    - イ JICA ベトナム事務所訪問
    - ウ ベトナム側関係機関訪問・見学
    - エ ハイフォン市人民検察院における意見交換 会

オ バクニン省人民裁判所における刑事裁判傍 聴・意見交換会等

## 第2 実施結果

- 1 国内研修前半
  - (1) 11月6日

午前① オリエンテーション (松本教官, 菅原専門官)

午前② 講義「法務省における法整備支援概要 及びカンボジアにおける法整備支援の概要」 (柴田教官)

日本の法整備支援における当部の関わり 方、カンボジアに対する法整備支援の経緯や 成果などについての講義を実施した。

午後① 講義「ベトナムにおける法整備支援の 概要」(松本教官)

ベトナムに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

午後② 講義「ラオスにおける法整備支援の概要」(中村教官)

ラオスに対する法整備支援の経緯や成果 などについての講義を実施した。

午後③ 講話(野口部長)

日本が法整備支援を行う意義等についての講話を実施した。

- (2) 11月7日
- 午前① 講義「ミャンマー情勢及びその他国際 協力部の行っている活動」(松本教官)

激動のミャンマー情勢を踏まえて当部が 行っているミャンマー法整備支援活動に向け た動き及びその他の当部の活動についての講 義を実施した。

午前② 講義「中国・東ティモールにおける法 整備支援の概要」(江藤教官)

中国・東ティモールに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

午後① 講義「国際協力専門官の業務」(石原主 任専門官)

当部における国際協力専門官の業務・役割についての講義を実施した。

午後② 海外研修オリエンテーション(松本教官, 菅原専門官)

国外研修に向けた心構えを伝えるととも に、必要な準備等を行った。

- 2 国外研修(引率:松本教官,菅原専門官)
- (1) 11月8日 オリエンテーション・意見発表 西岡剛 JICA 法・司法制度改革支援プロジェ クト (フェーズ2) 長期派遣専門家・チーフア ドバイザー (検事) (以下「西岡 CA」という。) によるオリエンテーション及び研修員6名によ る決意表明等を実施した。



<オリエンテーションの様子>

(2) 11月9日

午前 JICA ベトナム事務所表敬訪問

JICA ベトナム事務所において、築野元則所 長及び沖浦文彦次長から、ベトナムにおける JICA 事業の概要、全体像の中における法整備 支援の位置付け及びその実施状況等について



<JICA ベトナムにて>

説明を受けた。

午後 講義「ベトナム法整備プロジェクト及び ベトナム司法制度について」(西岡 CA, 多々 良周作・木本真理子長期派遣専門家, 寺本二 憲業務調整専門家)

西岡 CA 及び多々良専門家から、ベトナム 法整備支援プロジェクトの概要や現在までの 進捗状況、ベトナム司法制度の概要について 説明を受けた。また、寺本業務調整専門家か らベトナム滞在中における生活上・安全上の 留意点についての説明を受けた。



<西岡 CA による講義の様子>

#### (3) 11月12日

#### 午前(1) 司法省訪問

司法省を訪問し、法・司法制度改革支援プロジェクトのカウンターパートである同省国際協力局のダン・ホアン・オアイン副局長及びその他の同省関係者らと面談した。オアイン氏は、名古屋大学への留学経験を有するなど非常な知日派であり、研修員からの質疑に応じて、法律の普及に対する日越比較、日本による法整備支援の重要性とその課題、日本からの更なる協力を期待することなどの話が



<司法省訪問時>

あった。

## 午前② 最高人民裁判所訪問

最高人民裁判所を訪問し、同裁判所国際協力局のゴ・クオン局長及びその他の同裁判所関係者らと面談した。クオン局長からは、ベトナム経済の発展や国民の権利意識の高まりに応じて法的紛争が増え裁判所の業務量も増えていることなどについての説明があり、また、裁判官の育成システム、判例制度についての検討状況などに関する研修員からの質疑にも丁寧に応じていただいた。クオン局長は、日本の支援を高く評価しつつ、「長期専門家の任期が2年というのは短すぎる。もっと長く同じ人に滞在してほしい。」との要望も述べており、我が国の協力に対する高い期待がうかがわれた。



<最高人民裁判所訪問時>

## 昼食 オアイン副局長主催昼食会

ハノイ市内のレストランにおいて,司法省 国際協力局のオアイン副局長ら主催の招宴が あり,研修員一同,司法省関係者との懇親を 深めた。



<昼食会後の記念撮影>

## 午後① ベトナム弁護士連合会訪問

ベトナム弁護士連合会事務所を訪問し、同連合会国際協力委員会のチュ・チ・チャン・ヴァン副委員長と面談した。ヴァン副委員長からは、同連合会の設立経緯や組織、弁護士養成の仕組み、今後の弁護士人口増加の見通し、同連合会が抱える問題点等に関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



<ベトナム弁護士連合会訪問時>

## 午後② 最高人民検察院訪問

最高人民検察院を訪問し、同検察院国際協力局のホアン・チ・チュイ・ホア室長その他の同検察院関係者らと面談した。ベトナム側からは、日本の法整備支援を評価する旨及び今後も日本からの更なる支援が行われるよう期待する旨の話があり、また、研修員からの各種質疑にも丁寧に応対していただいた。なお、この席には、本年度の日越司法制度共同研究において来日したホ・ドゥック・アイン氏(同検察院人事局副局長)及びグエン・ヴァン・ホップ氏(同検察院訴追刑事判決監督局上級検察官)が両名とも同席し、当部関係



<最高人民検察院訪問時>

者と旧交を温めるなど、日本とベトナム最高 人民検察院との絆の強さを改めて確認する良 い機会となった。

(4) 11月13日 ハイフォン市人民検察院訪問 ハイフォン市人民検察院を訪問し、同検察院 のグエン・ヴァン・クアン長官を始めとする幹 部検察官たちとの意見交換を行った。事前に提出していた質問事項に基づき、担当者からの丁 寧な説明を受けた後、自由な意見交換を行った。 意見交換終了後、付近のレストランにおいて、同検察院主催の招宴があり、研修員一同、同検察院関係者との懇親を深めた。



<ハイフォン市人民検察院訪問時>

#### (5) 11 月 14 日 バクニン省人民裁判所訪問

バクニン省人民裁判所を訪問し、刑事裁判手 続を傍聴した。事案は共犯者3名による強盗致 傷(バイク強盗)事件の控訴審であり、第一審 で懲役9年の判決を受けた被告人(犯行時 16 歳の少年, 高校生) について, その父親が量刑 不当を訴えて控訴したというものであった。控 訴審では、最初に、裁判長が、第一審判決が認 定した事実関係及び第一審の裁判経過を朗読し て被告人、検察官及び弁護人に伝えた上で、控 訴審における争点が量刑だけであることを確認 しており、その後、引き続き、裁判長による被 告人質問が行われた。控訴理由が、「被告人はま だ若年であり、他の年長の共犯者に誘われるま まに加わっただけである。今後の両親の監督も 期待できる。」というものであったためか、裁判 長の質問は、共犯者との関係や両親との関係、

犯行当時の生活状況,被告人の果たした役割, 利得の分配状況等に集中しており、あたかも我 が国の刑事法廷における検察官からの質問を聞 いているかのごとくであった。また,裁判長は, 控訴人である父親に対しても「なぜ夜遊びを繰 り返す息子をきちんと監督しなかったのか。仕 事が忙しかったというのは言い訳にはならな い。」という観点から厳しい追及をしていた。な お、第一審判決後に被害者らとの示談が成立し たとのことであり、これを踏まえて検察官は懲 役7~8年に判決を引き下げるよう論告し、他 方, 弁護人は更なる寛刑を求めていたが, 時間 の制約のため、残念ながら結審・判決まで傍聴 することがかなわず、結論を知ることはできな かった。裁判傍聴終了後、同裁判所において、 ファム・ミン・トゥエン副所長らから、ベトナ ムの刑事手続全般に関する説明を受けるととも に、同氏らと研修員との間で質疑応答が行われ た。また、その後、付近のレストランでトゥエ ン副所長主催の招宴があり、研修員一同、同裁 判所関係者との懇親を深めた。



<バクニン省人民裁判所>



<同裁判所訪問時>

#### 3 国内研修後半

- (1) 11月15日 レポート作成
- (2) 11 月 16 日 総括質疑応答(中村教官, 松本教官)

本研修を振り返り、研修員から、今後の研修 において改めるべき点を含め、全般的な感想・ 要望を聞いた。

本研修は、研修員に対し、まず、当部においてべ

#### 第3 所感

トナムを始めとする各国に対する法整備支援の歴史 や実情,課題等の基礎知識を集中的に学ばせた上で, 実際にベトナムに赴き, 現地における法整備支援の 現場を見聞させ、机上で得た知識を血肉として身に つけさせるという意図の下,実施されたものである。 ベトナムでは、プロジェクト事務所において、西 岡CAを始めとする長期派遣専門家らから、法整備 支援の現場の実情に関する熱のこもった講義を受け たほか、JICA ベトナム事務所においても、JICA の 行う国際協力の全体像及びその中における法整備支 援の位置づけを学び、その上で、同プロジェクトの カウンターパートであるベトナム司法省、最高人民 裁判所、ベトナム弁護士連合会、最高人民検察院、 更には本フェーズにおける AAA (アドバンスド・ア クティビティ・エリア)として指定されているハイ フォン市人民検察院及びバクニン省人民裁判所を訪 問し、それぞれ意見交換を行うなどの密度の濃い日

各カウンターパート訪問において研修員の応接に出てこられた方々の多くが、日本のこれまでの支援及びそれを体現する存在としての JICA 長期派遣専門家への感謝の念を述べるとともに、今後の更なる協力への期待を表明していた。研修員たちは、JICA長期派遣専門家たちが、各カウンターパートからあたかも家族・親友のごとき厚い信頼を寄せられてい

程をこなすことができ、所期の目的は十二分に達成

することができたと考えられる。

る様子を見て、かなり強烈な印象を受けた(「超人的 活躍」であるとして、ある意味圧倒された)様子で あったが、この経験を通じて、他国に対する法整備 支援が、単に日本の法律専門家であるということの みでは適切に行うことのできない活動であること, これまでの長年にわたる日本の支援の積み重ねの歴 史がこのような信頼を築く基になっていること,他 方で, 支援を行うドナーは他にも多数存在し, 我が 国がベトナムにおいてこのような信頼を獲得し続け るためには、当部や JICA における組織・体制の整 備も含めた更なる努力が必要となることを真に認識 し、法整備支援に向けるまなざしを国外研修前と比 べても大きく変化させたように感じられる(机上の 知識が、現地での見聞を経て、研修員の中で血肉と して結実していく様子を目の当たりにしたことは、 小職にとっても得難い経験であった。)。

もちろん、研修員たちは、ベトナムという一国に おける法整備支援の実態をわずかに垣間見ただけに すぎないが、それでも、研修員たちは、大いに刺激 され、法整備支援に対する関心をますます強めた様 子であった。本報告の末尾に研修員たちの感想文を 掲載するので、併せてお読みいただきたい。

今回の研修を実施するに当たっては、各方面に御協力いただいた。殊に、西岡 CA を始めとする JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト長期派遣専門家の皆様には大変お世話になった。本報告を終えるに当たり、改めて心からの感謝を申し上げたい。

## 平成 24 年度国際協力人材育成研修報告書

法務省民事局付 福田 敦

## 1 はじめに

私は、平成24年11月6日から16日までの11日間,法務総合研究所国際協力部(以下「ICD」という。)が実施する「平成24年度国際協力人材育成研修」(以下「本研修」という。)に参加する機会を得た。ここ数年、東南アジア諸国への関心が高まっていることと相俟って、法制度整備支援の認知度は格段に上がってきている。また、我が国の施策としても、平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」において、日本の国際的プレゼンスを高めるべく、当面重点的に取り組む施策として、

「インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進」が掲げられ、「開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進する。」とされている。このような情勢の中、本研修に参加できたことは大変光栄なことであった。

今回で4回目となる本研修の最大の特徴は、研修 員が、法制度整備支援の支援受入国(今回はベトナム)に滞在し、法制度整備支援プロジェクトの現場 実務を直接見聞きすることにある。私の理解不足ないし誤解により、ベトナムの法制度等について不正 確な記述がある可能性があることを恐れつつ、本報 告書では、私が本研修を通して考えたこと、感じた ことを中心に報告することとしたい。

## 2 テーマの設定と若干の検討

(1) 私は、本研修に参加するに当たり、最も関心のある事項として「検察官の民事訴訟への関与」というテーマを設定した。ICDから事前に送付された資料等に目を通していたところ、ベトナムでは昨年民事訴訟法の改正があり、改正前と比べて検察官が民事訴訟手続に関与する機会が大幅に増加

することとなったことを知り、驚きを感じた。何 となくではあるが、時代の流れに逆行しているか のような印象を受けたからである。更に資料を読 み進めていくと, 今回の民事訴訟法の改正におい て検察官の手続関与の機会を増やした趣旨につい ては, 法遵守の検察の実効性を高めるとともに, 客観性を確保し、法律違反を低減させるという点 にあると説明されていた。加えて、ベトナムの民 事訴訟法には、改正前から、当事者が不服を申し 立てていないにもかかわらず、最高人民裁判所長 官又は最高人民検察院長官による異議の申立てに より, 既に確定した判決等が見直される監督審な る制度があるということも知った。これらは社会 主義国にありがちな制度ではあるが、一体どのよ うな状況になっているのか。訴訟手続にどのよう な法律違反があるのか。驚きが多くの疑問に変わ った。これらの点についての知識、理解を深める ことができれば、ベトナムという国の法制度を少 なからず理解できるのではないか、ベトナムにお ける法制度整備支援の実際を垣間見ることができ るのではないか、そのように考えた。

- (2) そこで、私は、このテーマに沿った質問事項を 作成し、本研修において、機会を見つけてはその 質問を投げかけた。その聴き取り結果によると、 検察官の民事訴訟への関与に関するベトナムの現 状は、おおむね以下のようなものであった。
  - ・ 昨年改正された民事訴訟法は今年の1月1日 から施行されているが、施行後の半年間で、ベトナムの全国平均で約78.8%の民事訴訟事件 に検察官が関与している。ハイフォン市では、 第一審の事件については80%以上(改正前は約 20%)、控訴審の事件については100%の関与実 績がある。
  - ・ 検察官の関与は、具体的には、期日に立ち会 うほか、期日後に訴訟記録をチェックするとい うものである。検察官は、審理の途中で意見を

述べることができるが、その権限を行使することはほとんどなく、意見を述べるとしても期日が終わった後に、検察院の長官から裁判所の長官に対して書面で意見を述べるという形式がとられている。

- ・ 検察官が関与する事件が増加した結果,より 慎重な裁判手続,判決が行われ,目に見えて法 律違反の数も減少しており,裁判の品質を高め るという良い効果をもたらしている。
- ・ 法律違反の具体例としては、行政事件として 受理すべきものを民事事件として受理してい る、消滅時効の起算点についての法解釈に誤り がある、証拠調べの手続に誤りがあるなど実務 的な問題が多く、また、期日において行われた ことが正確に調書に記載されていないという事 例も見受けられる。
- ・ これらの法律違反が生じる原因については、 ベトナムの裁判従事者の質の問題もさることな がら、法律の解釈の難しさにも一因があると考 えられる。
- ・ これらの法律違反があるからといって直ちに 監督審の手続が開始されるのではなく、判決等 をした裁判所が、自らの判断で判決等を変更す る手続(我が国でいえば更正決定のようなもの か)を行うことが多い。
- ・ 検察院の長官による異議の申立ては、判決等 の確定後に訴訟当事者から異議の申立てをして もらいたいとの意向を受けて、その内容に理由 があると思われるものについて行うものがほと んどであり、当事者がそのような意向を示して いないにもかかわらず監督審が開始される割合 は、監督審全体の数%にすぎない。
- ・ 民事訴訟に携わる代理人弁護士の立場からしても、検察官の民事訴訟への関与や監督審の制度は必要なものであり、特に、地方の裁判所においては、その必要度は高いと感じている。

以上から明らかなとおり、ベトナムの法曹関係 者からすれば、検察官の民事訴訟への関与、監督 審という制度は、現在のベトナムの司法制度にあっては必要なものであると考えられており、また、 今回の民事訴訟法の改正による検察官の関与の機 会の拡大については、既に成果が上がっていると の認識のようであった。

(3) 我が国の法制度を前提とするならば、民事訴訟は、当事者が訴訟外で自由に処分できる私法上の権利・法律関係をめぐって争われるものであるから、検察官が関与することによって擁護されるような公益など存在し得ないのではないか、検察官が関与することによって裁判官の独立が脅かされるのではないか、監督審の制度についても、確定判決の法的安定性を軽視しすぎているのではないかなどの疑問が次々と湧いてくる。したがって、検察官の関与の機会は、拡大させることはおろか、できる限り少なくすべきだ、監督審の制度など廃止すべきだということになろう。

しかしながら、ベトナムは社会主義国であり、 統治体制として三権が分立しているわけではな い。検察院は司法活動全般を監督・コントロール する組織とされており、我が国とはその位置付け が全く異なっている(刑事事件において、検察官 は、公安(警察)の捜査に関与はするが、自らが 主体となって捜査をすることはごく例外とされて いることや、法廷における検察官席が裁判官席と 同じ高さにあり、被告人席・弁護人席よりも高い ということは、その現れである)。裁判官の独立も、 現実には、我が国ほど厳格なものとは考えられて いない。また、歴史的な問題として、本格的な法 学教育が始まったのは 1970 年代に入ってからで あるという事情がある。民族的な問題として、全 人口の約90%はキン族が占めているものの、残り の約 10%は 53 もの少数民族から構成されている という事情がある。そして、地域的な問題として、

ハノイ, ホーチミンと他の地方との格差は非常に 大きいという事情がある。他にも, 様々な事情を 抱えている。

我が国の法制度整備支援の特徴は、受入国たる ベトナムの主体性を尊重するという点にある。そ うとすれば、法制度整備支援における具体的な作 業においては、当然のことながら、上述したべト ナムの統治体制や諸事情, 我が国との違いを考慮 せざるを得ない。我が国の法制度や考え方を紹介 することが必須であるとしても、結局は、ベトナ ムが自国のニーズに合った法制度を構築できるか という観点から、ベトナム自身が主体性を持って 決めることができるよう,柔軟に、かつ根気強く 対応していくということになるのだろう。日本以 外のドナーは、法律家が自ら受入国の実情を調査 し、自ら法令を起草することが多いと聞くが、そ れとの対比では「対話型支援」とでもいうべきだ ろうか(西岡長期専門家は、「支援」ではなく「協 力」という言葉を用いておられた)。その「対話」 においては, 我が国は, 欧米諸国の法制度を取り 入れて現行の法制度を作り上げてきたという経験 を有していること、同じアジア諸国の一員である ことといった大きな強みを発揮することになる。 実際、ベトナムからの支援要請が拡大しているこ とからしても、受入国の主体性を尊重するという 我が国のスタンスが高く評価されているといえ る。

したがって、我が国の法制度を前提にすると受け入れられないような法制度がベトナムにおいて採用されたとしても、それは法制度整備支援の失敗事例ではなく、むしろ、結果として、ベトナムの法曹関係者、ひいてはベトナム国民が納得するような法制度が採用され、その過程で我が国が積極的に関与することができたのであれば、非常に意義のあることだと評価すべきなのだろう。

## 3 人材育成支援の重要性等

我が国のベトナムに対する法制度整備支援の柱としては、法令起草支援の外に、法令を運用するための制度整備支援、法曹関係者の人材育成支援があるが、現在のプロジェクトにおいては、人材育成支援に大きなウェイトが置かれている。現在では、バクニン省の裁判所、ハイフォン市の検察院をパイロット庁(アドバンス・アクティビティ・エリア)に指定し、そこで日常的に発生する実務的な諸問題につき、中央の最高人民裁判所、最高人民検察院とともに解決策を検討していくという試みを行っている。具体的には、長期専門家による現地セミナーやワークショップの開催、各種マニュアル等の教材の作成等が作業の中心となっているようである。

本研修ではこのような取組の詳細についてまで調 査することはできなかったため、ここから先は推測 でしかないが、受入国の主体性を尊重するという我 が国のスタンスは、この人材育成支援に反映されて いるといえるだろう。法制度整備支援というものは 政府間の支援であるから、相手国の国家機関、それ も実際に立案に直接携わる人たちとの関係しか視野 に入らなくなってしまいがちである。しかし、広く 法曹関係者に対する人材育成となると, 視野は自ず と広がりを見せる。そして、より受入国の国民に近 いところまで目線が下りてくる。この点は非常に意 義深いことだと思う。法令起草支援によっていかに すばらしい法律ができたとしても、受入国の法曹関 係者ないしは国民がそれを使いこなすことができな ければ、その法律は無意味なものとなる。特に、法 曹関係者が法律を正しく適用することができなけれ ば、国民の司法に対する信頼は芽生えず、法の支配 の確立は遠のいてしまう。加えて、現実問題として、 ベトナムでは、中央から地方、上級庁から下級庁へ の人事異動は基本的になく、優秀な人材は上級庁に 集められるため、下級庁の法曹関係者の能力向上は 喫緊の課題のようである。その意味でも、我が国が 行う人材育成支援はとても重要であるといえる。

しかしながら、法制度整備支援は、同じ ODA によるプロジェクトであっても、道路や橋梁の改良、発電所の建設といったものとは異なり、なかなか成果を感じ取りにくいものである。しかも、人材育成支援となると、評価の指標を定めにくい分、より成果が見えにくい。人材育成支援については、ベトナムの法曹関係者が、自分たちだけで問題点に気付き、自分たちだけで法律の改正や運用の改善ができるようになることが究極の目標となるのだろうが、どのくらいの期間、どのレベルに達するまで支援を行うかという点は非常に難しい問題であると思われる。

#### 4 その他特に印象に残っていること

ベトナムにおいても我が国と同じように官報が発 行されているが、その英語版はそれほど時期を置か ずして発行されているほか,成立した法律の法令英 訳もスピード感を持って行われているなど、ベトナ ムは、英語での情報発信にとても力を入れていた。 この点は、我が国においては目的が異なるとしても、 ぜひ見習うべきことではないだろうか。ちなみに、 ベトナムでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民 検察院にそれぞれ国際協力部が設置され、支援の受 入体勢が整えられていたし、設立されて3年足らず の弁護士連合会においても、五つしかない委員会の 一つとして国際協力委員会が存在していた。ここか らは、法制度整備支援を積極的に受け入れて法制度 の整備を進めることにより, 外国からの投資を受け 入れ、経済発展につなげていこうとする姿勢が見て 取れた。そして、西岡長期専門家も仰っていたこと であるが、日本は数あるドナーの一つにすぎないと いうことも、意識しなければならないことであると 感じた。

また、ベトナムでは、司法省に宣伝教育部を設け、 国民に対する法律の普及に力を入れており、この点 も、我が国にとって参考になると思われる。なお、 バクニン省の裁判所では、国民に対する法教育の一環として、薬物事犯や殺人事件などの公判手続を、 傍聴人がたくさん集まるような裁判所外の場所において行い、薬物の違法性や、殺人を犯した者に課される刑罰等を広く知らしめているとの紹介があった。

## 5 法制度整備支援に携わる方々に対する思い

私は、法務省民事局において民事訴訟法等の民事 手続法を担当する者として,「中国民事訴訟法研究 会」及び「カンボジア民事訴訟法作業部会」の委員 の委嘱を受けているほか、ICD から依頼のあった個 別案件につき、法務省民事局における法制度整備支 援の窓口役(時に講師役)として本邦研修等に関与 させていただいた経験があった。そのため、我が国 の法制度整備支援がどのようなものであるか、それ に携わっておられる長期専門家やICDの教官らがど のような活動をされているかということについて は、断片的にではあるが一定程度の知識を有してい た。本研修に参加し、長期専門家の現地での活動や ICD の教官らの普段の業務を目の当たりにして、私 の知識は格段に深まり、かつ、立体的・体系的に整 理することができたように思う。そして何より、本 研修を通して、長期専門家や ICD の教官、国際協力 専門官がどのような思いで法制度整備支援に携わっ ておられるのか、どのような悩み・苦労を抱えてお られるのかということを、現在進行形の状態で直接 見聞きすることができたことは最大の収穫であっ た。例えば、ベトナム人とのやりとりにおいては、 通訳人が付いたとしても法律用語が正確に翻訳され ないことがしばしばあること, ハノイからバクニン (車で1時間強) やハイフォンへ(車で3時間弱) の移動(特に日帰りでの移動)は体力的に非常に辛 いものであることなどは、活動実績等の書面で報告 を受けただけでは、決して感じ取ることはできない だろう。

私たちは、研修員という立場であるにもかかわら ず、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、べ トナム弁護士連合会、バクニン省の裁判所、ハイフ ォン市の検察院, どこに行っても温かい歓迎を受け, これまでの我が国の法制度整備支援活動に対する感 謝の言葉を頂いた。その中では、西岡長期専門家、 多々良長期専門家、そして先代の長期専門家のお名 前が繰り返し登場した。これは、長期専門家を始め とする方々が、ベトナムの方々の多様な期待に応え るべく、大変な努力と苦労を積み重ね、ベトナムの 方々からの信頼を獲得してきた証にほかならない し、ベトナムとの関係で我が国の法制度整備支援が 成功を収めていることの証でもある。長期専門家を 始めとする方々が、言葉や文化、社会制度等の違い を乗り越えて、立法というその国の主権に直接関わ る分野で、現地の方々との間で信頼を構築しながら、 しかも日本という国を背負って活動されていること に対しては、ただただ頭が下がる思いである。その 分,喜びややりがいもひとしおだろうし,一度その 思いを味わうとたまらない何かがあるのだろう。

## 6 おわりに

べトナムという国はとても活気のある国であった。特に、ハノイの市街地にあふれかえるバイクの数(聞くところによると、ベトナム全土で2500万台ものバイクが登録されているとのこと)、若者の数(ベトナムの全人口8700万人強のうち、何と65%が37歳以下であるとのこと)には圧倒された。その若者が熱心に法律を勉強し、また英語も勉強していると聞き(バクニン省の裁判所で出会った書記官は、勤務後、週3回、バイクで片道2時間かけてハノイまで行き、法科大学で学んでいた)、自分もこのままではおれないと思わざるを得なかった。そして、このような若者が社会の中心となって活躍する頃には、我が国とベトナムとの関係も違った形になっているのだろうと切に感じた。

本研修においては、野口部長を始めとする ICD の 皆さま(とりわけ、私たち6名の研修生を引率して くださった松本教官及び菅原国際協力専門官),西岡 長期専門家を始めとするプロジェクト事務所の皆さ まには大変お世話になった。この場を借りて、厚く 御礼を申し上げたい。そして、西岡長期専門家にあ っては、日々の業務で多忙を極めておられるにもか かわらず、本研修が私たちにとって実り多いものと なるよう, ハノイ滞在期間中の研修日程のコーディ ネート、訪問先との調整のみならず、日中の時間帯 にお会いすることができなかった方々(現地で活躍 されている日本人弁護士) との会食のセッティング など、様々なご配慮を頂いた。そのおかげで、一つ 一つの研修で得た成果をうまく積み重ねていくこと ができ,本当に充実した研修を受けることができた。 心から感謝を申し上げるとともに、西岡長期専門家 のご活躍ぶりに深く敬意を表したい。そして、新し く木本長期専門家が加わったプロジェクト事務所の ますますのご発展をお祈りしたい。私も、本研修を 通して学んだこと, 感じたことを決して忘れること なく、与えられたポジションで、しっかりと役割を 果たしていきたい。

最後に、国会の会期中であったにもかかわらず、 2週間もの間、私を快く本研修に送り出してくださった法務省民事局の方々に対して御礼を申し上げて、報告書を締めくくることとする。

## 国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局民事第二課 板谷 秀継

## 1 はじめに

この度,平成24年度国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加させていただくという得難い機会に恵まれた。

本研修は、我が国の法制度整備支援活動(以下「法整備支援」という。)に携わる人材を育成するため、法務省法務総合研究所国際協力部(以下単に「国際協力部」という。)における講義の受講及びベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)における現場実務の見聞により、法整備支援の実際を理解し、国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得することを目的として実施されるものである。

果たしてその目的を個人的にどれほど達成することができたのかは、現時点においてもなお定かではないが、本研修の成果の一部として、以下にその概要を報告し、それに対する若干の所感を述べることとしたい。

なお、本稿中、ベトナムの法制度等に関する記述 については、可能な限り、公的資料等に基づき正確 を期すよう努めたところではあるが、筆者の勉強不 足・理解不足による事実誤認等が含まれているおそ れがあることをあらかじめお断りしておく。

## 2 本研修の概要について

本研修は、平成24年11月6日から同月16日まで の日程で、大阪の国際協力部及びベトナムにおいて 行われた。

その概要は、以下のとおりである。

(1) 国際協力部における講義等の受講(国内)

大阪の国際協力部において、実際に法整備支援に 携わってこられた国際協力部の教官らによって、我 が国が実施している国際協力活動の概要等について の講話のほか, 我が国の法整備支援の概要, 各国に おける法整備支援の活動実績, 国際協力部の業務内 容等に関する講義が行われた。

これらの講話・講義を受講することにより、我が 国の法整備支援の現状等について理解を深めること ができたほか、この後に続く、ベトナムでの国外研 修における現場実務の見聞等も、より実効性のある ものとすることができたものと考えている。

(2) ベトナムにおける現場実務の見聞等(国外)

ベトナムにおいて,次に掲げる講義等が行われ た。

ベトナムにおける法整備支援に直接携わっている 方々から、直接講義を受け、また、そのような方々 と闊達に意見交換をすることにより、法整備支援の 実際をより理解することができたものと考えてい る。

なお、このような公式の日程以外にも、在ベトナム日本国大使館、ハノイ法科大学、ベトナムの現地 弁護士事務所などで御活躍されている日本人の方々とも意見交換をする機会を与えていただき、これにより更に見識を深めることができた。

- ア 独立行政法人国際協力機構 (JICA) ベトナム 法・司法制度改革支援プロジェクトチーム (以下 単に「プロジェクトチーム」という。) の長期派遣 専門家等による講義等
- イ プロジェクトチームの母体である JICA ベトナム事務所に対する表敬訪問
- ウ 法整備支援のカウンターパートであるベトナム 司法省、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム最高 人民検察院及びベトナム弁護士連合会に対する訪 問・意見交換等
- エ 法整備支援の一環として法曹人材育成に関する パイロット事業が行われているバクニン省人民裁 判所及びハイフォン市人民検察院に対する訪問・ 意見交換等

## 3 本研修に対する若干の所感について

#### (1) 法整備支援とは何か

法整備支援とは何か。

本研修に参加させていただくこととなったときから、研修期間中はもちろんのこと、本研修が終わった後もなお、この問いについてあれこれと思いを巡らせている。

本研修に参加することとなるまでは、法整備支援 について、大変失礼ながら、「どうも法務総合研究所 では法整備支援という取組が行われているらしい」 といった程度の認識しかなかったのが正直なところ である。無論、本研修に参加するに当たっては、事 前に配布された資料や国際協力部のホームページ

(http://www.moj.go.jp/housouken/houso\_icd.html)を読み込むなどし、にわか仕込みながら、法整備支援の概要等についての知識を得るための努力もした。その一例を挙げれば、

一般に、我が国の法整備支援とは、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、① 基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援という三つの取組を基本として、それらの国々が進める法制度の整備を支援することであるとされている。

また、法整備支援に関しては、例えば、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」において、「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会で名誉ある地位を保持していくための有効なツール」であるとされ、今後、官民が連携し、「オールジャパンによる支援体制を強化していく」という方針が示されている。その他にも、「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)において、「世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化」のため、当面、重点的に取り組む施策とし

て、「インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進」が挙げられるなど、法整備支援は、 我が国の国際協力におけるソフトインフラ整備の 中心的施策として位置付けられている。

加えて、我が国の法整備支援については、決して押し付けではなく、相手国の主体性を重視することがその特色として挙げられ、また、我が国がいわゆる大陸法系と英米法系の双方の影響を受けて近代法を整備してきたという法制史を有し、どちらの法体系の国に対しても支援することができることなどがその独自性として挙げられている。といった類の最低限の予備知識を何とか身に着けて(?)、本研修を迎えたのである。

とはいえ、このようないわば教科書的な説明とい うのは、美辞麗句が並び、確かに聞こえはいいもの の、どこか遠くの世界の話をされているようで、正 直、本研修に参加するまでは、全く実感をもって受 け止めることができなかったというのが本音であ る。

しかし、実際に法整備支援に携わってこられた国際協力部の教官らの体験に基づく熱のこもった講話・講義を受講して、また、現に我が国の法整備支援を受けているベトナム司法省を始めとする関係機関との闊達な意見交換等を通じて、さらには、西岡長期派遣専門家を始めとするプロジェクトチームの方々の働き振りや仕事に掛ける熱い想いを見聞することなどにより、それまで朧気だった輪郭が徐々にはっきりとし、飾り物の人形のようだった中身にいつしか血が通い、熱を帯びて、筆者の中でその存在がいきたものになっていったように思う。

筆者の拙い文章力でこれを的確にお伝えすることは難しいが、本研修中にお伺いした「日本の国益云々ということとは少し離れて、もっと純粋に、これまで日本が国際社会から受けてきた恩を返すような気持ちでこの仕事をしている」といった言葉であったり、「一方的な押し付けとなりがちな『支援(support)』

ではなく、常に、相手国の主体性を重んじる『協力 (corporate)』という姿勢でいなければ、本当に相手 国のためになる法整備は行えない」といった言葉に、 我が国の法整備支援の本質が垣間見えるのではない かと思う。

とにもかくにも、それまでの理解が如何に表面的で薄っぺらなものに過ぎなかったかということをまざまざと感じさせられ、また、言葉や文化、社会風土や社会体制などが日本のそれらとは全く異なる相手国において、そのニーズを的確に捉え、かつ、それに十分に応えつつ、現地に根付き、そして現地に息づく法制度の整備を図るということがどれほど挑戦的で、かつ、困難なミッションであるかということに気付かされたのである。

#### (2) ベトナムという国は

ベトナムという国は、とにもかくにも、エネルギッシュであった。

開発途上国といわれる国にこれまで一度も足を踏み入れたことがないがゆえの見方であるということはできるかもしれないが、それにしてもである。

ここで、改めて、今回訪問したベトナムという国 について、おさらいしてみたい。

ベトナムは、インドシナ半島東部に位置し、南北が1,650kmにも及ぶ一方、東西の幅は最も狭いところで50km未満という、細長いS字型の特徴的な形状の国土を有する。賛同が得られるかどうかは定かではないが、筆者には、どことなく我が国の形状との相似性が見て取れ、それが何か妙な親近感を覚えさせたりもした。

人口は、約9,055万人(2011年(平成23年)7月時点)であるが、人口増加率が約13.5%(人口換算で約120万人/年の増加)にも達し、総人口に占める30歳未満人口の割合が6割を超えるなど、数字の上でも、また、街中を歩いて肌で感じた実感としても、若さに満ち溢れた国であるといえる。ちなみに、ベトナムにおけるバイクの総保有台数は、約

2,540 万台にも達する。冒頭の「エネルギッシュ」というイメージは、首都ハノイ(河内)の市中を席巻するホンダのバイクのエンジン音やけたたましいほどに鳴らされるクラクションの喧噪と国民の若さがもたらす躍動感とが相まってもたらされるものなのかもしれないな、などとベトナムの雑踏で独りごちてみたりもした。

ベトナム語を公用語とし、54 もの民族からなる多民族国家でもある。民族といえば、ベトナムの民族 衣装であるアオザイを御存知の方も多いだろう。このアオザイも、それを身に纏ったベトナムの女性も、とても優雅で、しなやかで、そして何よりも美しい。また、世界遺産であるハロン(下龍)湾などの風光明媚な観光名所もあり、さらには、食べ物もとにかく旨い。路上の屋台で食べるフォーなどは、また格別であった。

さて、政治・経済の分野に目を移すと、政治体制としては、国名が示すとおり社会主義共和制が敷かれ、ベトナム共産党の一党独裁の下、全ての人民を代表する最高機関たる国会から他の国家機関に権限が分配されるという「民主集中性の原理」及び「権限分配の原理」に従って、統治機構が構築されている。一方、経済体制としては、1987年(昭和62年)に、社会主義に市場経済システムを取り入れる「ドイモイ政策」が導入され、市場経済への移行が進められている状況にある。

このように、社会体制等が日本のそれらとは大きく異なるため、当然のことながら、我々が普段当たり前のこととして捉えていることが全く通用しないということがまま起こる。例えば、ベトナムの不動産登記制度を理解しようとする場合には、その前提として、そもそも国民に土地の所有権限が認められておらず、国から与えられる土地使用権を処分することができるに過ぎないということを知らなければならない。また、そのような背景から、不動産登記制度自体も、取引の安全を図るためという目的より

もむしろ、国家による管理のためという目的が強調 され、いきおい日本のように誰しもがその内容を知 ることができるという仕組みにはなっていないので ある。

こういった例を一つとってみても、そのような違いを乗り越えて、かつ、法制度を現地に根付き、そして現地に息づくというレベルにまで落とし込んでいくという我が国の法整備支援の困難性がお分かりいただけるのではないかと思う。そして、そのような困難なミッションを成功させ続けてきたからこそ、相手国を始めとする国際社会から高い評価を得るに至ったということができるだろう。

## (3) そんな法整備支援とベトナムと

そんな法整備支援とベトナムとの関係について触れたい。

そもそも、我が国の法整備支援は、ベトナムにそ のルーツを持つ。

ベトナムは、ドイモイ政策の導入による市場経済 への移行に伴い、それに適合した民商事法分野の法 制度を整備する必要に迫られ、その支援を我が国に 求めるに至った。当初は、我が国の法学者らによる 私的支援としての色合いが濃かったが、1994年(平 成6年)からは法務省法務総合研究所により、1996 年 (平成8年) からは JICA のプロジェクトの一つ として、 息の長い継続的な法整備支援が行われてお り、これまでに、改正民法、民事訴訟法、民事判決 執行法といった基本法令を成立させるなど,その成 果には目覚ましいものがある。我が国は、いまやべ トナムに対する世界最大の政府開発援助(ODA)・ 民間投資を行う国となっているが、このような積極 的な投資を呼び込むこととなった要因の一つとして も、我が国の法整備支援によりベトナムの社会基盤 の整備が進んだことが挙げられよう。

さて、現在のプロジェクトチームは、ちょっぴり 涙もろい熱きチームリーダー西岡長期派遣専門家 (検事)の下、とぼけた風のキャラが魅力の多々良 長期派遣専門家(裁判官),いつも絶やさぬ笑顔がすてきな木本長期派遣専門家(弁護士),プロジェクトチームのオアシス寺本業務調整員ほか現地スタッフ数名という少数精鋭体制で,一致団結して執務に当たっておられる(なお,ベトナム訪問時には,西岡長期派遣専門家の懐刀である辻法務総合研究所教官(検事)も,JICAの短期派遣専門家としてプロジェクトチームに参加されていた。)。

法整備支援が如何に困難なミッションであるかということについては、既に述べたとおりであるが、現に、プロジェクトチームの方々は、言葉の問題を始めとする様々な困難に直面しながらも、それを克服するため果敢に挑戦を続け、ベトナムに根付き、息づく法制度を整備すべく、ベトナムの社会に溶け込むためのあらゆる努力を続けておられた。

そして、このようなまさに全身全霊を挙げて困難に立ち向かうひたむきで真摯な姿勢は、必然、ベトナムのカウンターパートの方々の心をも打ち、彼らをして「おまえは我々の家族だ」と言わしめ、その固く厚い信頼関係を基に、今後も、ベトナムにおける法整備支援は、益々の発展を遂げ、多くの成果を上げ続けることだろう。

このようなプロジェクトチームの方々の奮闘に, 改めて敬意を表したい。

## (4) 法整備支援の今後について思うこと

法整備支援の今後について思うことを、この際だ から書き留めておきたい。

法整備支援の端っこをほんの少しかじっただけの 人間が具体的な解決策も示さずに何を偉そうにといった御批判は甘んじてお受けしたいと思う。

まず,人的・物的体制が絶対的に不足しているという現状を如何に改善していくかという課題についてである。人材育成のための研修に参加させていただきながらも敢えていわせていただくと,もしかすると,法整備支援の現場では,既に,このような体制の不足に起因して,相手国からのニーズに十分に

応じきれないという事態が生じつつあるのではないか、常にスーパーマンがそこにいてくれることを期待し続けなければならないという状況に陥っているのではないか、人員配置や人事ローテーションが硬直に過ぎないか、といったことを考えずにはいられない。

また、挙げられている成果の大きさに比して著しく低いといわざるを得ない知名度を如何にして改善していくかという課題についてである。自らの認識不足は棚に上げて敢えていわせていただくと、足下の法務省職員にさえ、法整備支援という取組を知らない人間がなお相当数いるという現実をどう捉え、どう向き合うべきか、また、ODA予算については、その使途や有効性について常に国民の厳しい視線に晒されているところ、目に見えにくいその成果をどのようにして広く内外に発信していくべきか。いずれも、悩ましい課題である。

そのほかにも、例えば、支援国間で連携・協調するための仕組みが必要なのではないか、法教育などの近接分野との間で連携・協調するための仕組みが必要なのではないか、若干話は逸れるものの、法整備支援の前提となる我が国の法令についての翻訳整備は著しく遅れており、早急な改善が必要なのではないか(なお、ベトナムの法令は、公布後、期間を経ずに、英訳・公表されており、我が国も見習うべきであろう。)など、責任がない立場にいるがゆえなのだろうが、かえって色々な思いが頭をよぎる。

#### 4 おわりに

ベトナムで覚えた興奮を引きずり,熱に浮かされたような状態で,気の向くままに書き連ねた結果,何ともとりとめのない内容になってしまったが,どうか御容赦願いたい。

さて,筆者自身が法整備支援に対して,今後,ど のような関与をしていくことができるのかは分から ない。 しかし、どのような立場であれ、とかく保守的・ 受動的・内向きであるなどと評価されがちな法務省 において、自ら国外に打って出て、人的・物的資源 が限られている中にあっても創意工夫を凝らし、相 手国のため、熱意と誇りとを持って、日夜、身を削 るようにして自らの仕事に最善を尽くされている 方々がいらっしゃること、そして、そのような方々 のたゆまぬ地道な取組の積み重ねこそが国際社会で 高い評価を受ける我が国の法整備支援を支えている ということに、常に思いを致し、それを様々な機会 を捉えて発信し続けていきたいと思う。

それこそ、例えば、本稿に目を留めて、この拙い 文章を最後まで読んでくださる方がいて、その結果 として、少しでも多くの方に法整備支援に関心を持 っていただくことができれば、望外の幸せである。

最後に、本研修の引率、講義等を行ってくださった国際協力部の皆様、ベトナムで我々を温かく迎えてくださったベトナム司法省を始めとする関係機関の皆様、そして何よりも、遠い異国の地であるベトナムにおいて、文字どおり獅子奮迅の働きをされ、我々に法整備支援の神髄を教えてくださった西岡長期派遣専門家を始めとするプロジェクトチームの皆様に、改めて深く感謝申し上げたい。Xin come on! (シンカムオン。ベトナム語で「ありがとうございました」の意)

## 平成24年度国際協力人材育成研修に参加して

水戸地方検察庁検事 住友 俊介

## 1 はじめに

このたび, 平成 24 年 11 月 6 日から同月 16 日までの間, 平成 24 年度国際協力人材研修に参加する機会を得た。

その間の同月8日から同月14日までは、ベトナムにおける現地研修であり、その前後に国内での研修が行われた。

本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材(特に被支援国に派遣されて長期専門家となる人材)を育成する必要があることから、法制度整備支援活動の実際を理解させるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させることを目的としたものである。

私自身は、ベトナムはもとより東南アジアを訪れるのが初めてであり、他国の法制度に触れるのも、 その支援に触れるのも初めてであり、何もかもが初めてづくしの研修であった。

とても充実した研修を送ることができたが、内容が多岐にわたるので、研修の概要に触れた上で、私が研修前にここだけは押さえようと思った3点、すなわち、①ベトナムの社会情勢、②ベトナムの法制度、③ベトナムの法制度整備支援について、得た知識や感想などを述べさせていただきたい。

なお、本報告中、ベトナムの法制度等に関しては、 正確性を欠く部分があるかもしれないが、これはひ とえに私の理解不足によるものであるので、ご容赦 願いたい。

#### 2 研修の概要

## (1) 国内研修について

ベトナムでの現地研修の前に,大阪にある法務総合研究所国際協力部において,同部の教官から,「法

務省による法整備支援の概要」、「カンボジア、ベトナム、ラオスにおける支援の概要」についての講義、 同部部長の講話等を受け、現地研修の準備を整えた。

なお、帰国後には同部教官と研修員との間で意見 交換を行った。

## (2) 現地研修について

べトナムでは、首都ハノイに滞在し、JICAベトナム事務所所長によるベトナムの社会情勢と日本のODA支援の実態等の講義、法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の長期専門家らの講義を受けた上で、カウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会を訪問し、それぞれ丸一日かけて、地方のハイフォン市人民検察院、バクニン省人民裁判所を訪問し、ベトナムの検察官や裁判官らと意見交換をするなどした。

## 3 ベトナムの社会情勢について

今回の研修の拠点は、首都ハノイであったが、地 方都市のハイフォン市やバクニン省への移動中の車 窓などから、ベトナムに暮らす人々の生活を垣間見 ることができた。

ベトナムに移動して、最初の持った印象は、インフラ整備がかなり途上の段階にあり、まだまだ貧しい国であるというものだった。

首都ハノイですら、道路はデコボコで、繋がっているのか切れているのかよく分からない電線が多数垂れ下がり、信号が壊れていてバイクや人や車が無数に行き交い、交通事情はまさにカオスのように見えた(それでもベトナム滞在の1週間で1件の交通事故も目撃しなかった。)。

道ばたには、果物やフォー(米が原料のうどんのようなもの)などの物売りが多数いたし、地方では、主に女性が手作業で(水牛はいたが、トラクターは1台も目にしなかった。)、畑の手入れなどを黙々としていた。

このように貧しく発展途上の段階にあるものの,

ベトナムの人口は、現在約9000万人と多く、その6割が30台以下と非常に若い年齢構成であり、しかも年間約120万人ずつ人口が増え続けているというのであるから、それほど遠くない日に、ベトナムの人口が日本を上回ることは確実であり(若者が多く勢いも違う)、しかも経済面でも急成長中であり、その市場規模はとても大きいと感じた。

したがって、日本とベトナムは相互協力してウィンウィンの関係を築いていくことが肝要だと思ったし、実際、JICAの所長の話では、我が国は、自民党政権でも民主党政権でも、震災の影響があっても、ほぼ一貫して、ODAなどでベトナムへの支援を継続しており、ODAの金額も民間投資額も、日本は諸外国の中で最大であるということであった。

国際情勢にうとい私にとっては、すべての話が新鮮であったし、ベトナムへの投資が日本の復旧にも繋がるという話がとても印象に残った。

なお、日本の大手渉外弁護士事務所も所属弁護士 のベトナム派遣を着々と進めているように見受けら れた。

このようにベトナムは、急成長中であり、魅力の ある国であるが、民商事系の法整備をしないと、諸 外国の投資も受けることができないため、急ごしら えで、これらの法整備をし、今なお法整備が必要な 段階にあるとのことであった。

ただ、ベトナム市民の大半は、おそらく自国の法制度を知らないであろうし、特に民商事系については、法整備をしても、すぐに周知されることもないだろうから、現段階では、法整備支援が、ベトナムの一般市民に直接の利益を及ぼすものではないのだろうと感じた。

しかし、こうした法整備の結果、国力が上がり、一般市民の生活レベルも高くなったときには、一般市民も、今の日本のように、民商事系の法律に依拠することになるのであり、主にプロジェクト事務所のメンバーが中心となって行われる法整備支援につ

いては、このような先々の事も考えて、頭を悩ませながら、行っているのだろうと思われた。

## 4 ベトナムの法制度について

ここでは法廷傍聴もした刑事手続と検察官の役割について触れたい。

日本は、当事者主義的訴訟構造を採用しており、 立証責任は検察官にあるが、ベトナムでは職権主義 を採用している。

ベトナムの刑事手続について、私は、ベトナムに行く前に、資料に目を通したし、日本では国際協力部の教官から、ベトナムでは長期専門家から、講義を受けて、一応は理解したつもりでいた。

しかし、どうしても当事者主義的訴訟構造を念頭において講義を聴くなどしてしまったようで、カンターパートであるベトナムの最高人民検察院の方々などから話を聞いたり、バイク強盗の控訴審の法廷傍聴をしたことで、ようやくベトナムの刑事手続が頭に入ってきたように思う。

法廷傍聴した際,裁判長のすぐ横に記録の束があり,検察院から送られた一件記録と思料され,職権 主義を徐々に実感するようになった。

また、見慣れない光景として、一段高いところに 座っている裁判官の横に、検察官が座っていたり、 被告人と弁護人が離れた位置に座っていたりした (日本で言えば検察官がいる席付近に被告人と押送 員がいた。)。

日本と違い、ベトナムでは、検察官が裁判官らの 訴訟手続等に違法がないかをチェックする役割も果 たしているとのことであり、裁判官の横に座ること により、まさに裁判官の訴訟進行等に目を光らせて いるのだろうと思われた。

チェックするということは、それだけ能力が高い ということであろうから、おそらく検察院の方が、 裁判所よりも、優秀な人材を確保し、育てていって いるのだろうと推察された。 被告人と弁護人の席が離れていることについて は、職権主義で裁判官が直接尋問することから、当 事者主義の裁判よりも打ち合わせの必要性が高くな いのかもしれないと思った。

裁判の中で、被告人質問と情状証人への証人尋問 の場面があったが、終始裁判長が質問していた。

全体的に糾問的であり、情状証人へは、きちんと 監督できるのかなどと質問しており、まさに、日本 で、検察官がするような質問を裁判長が質問してお り、国が違えども、聞く内容は同じなのだと思った。 ベトナムでは、一件記録が裁判官の手元に行くた め、基本的に証拠能力が問題にならない。

しかし,裁判官は,記録に記載してあることをそのまま鵜呑みにするわけではなく,法廷で,被害者の証人尋問をしたり,被告人質問をして,一件記録の供述調書と同じ内容かどうかなどを確認し,事実認定をしているとのことであった。

また、起訴後に、裁判官が、無罪の心証を持ったり、有罪認定をするのは証拠が足りていないと感じた場合には、基本的に、いったん事件を検察院に差し戻すとのことであった。

これを受けて検察官は、補充捜査を行い、十分な 証拠が得られれば裁判所に再び事件を送って裁判が 再開され、補充捜査を行っても結果として十分な証 拠が得られなかった場合などには、検察官において、 事件を裁判所に戻さずに、そのまま捜査を打ち切っ てしまうとのことであった。

バクニン省人民裁判所を訪問した際,私は,無罪率が知りたくて,ベトナムの裁判官に,有罪判決と無罪判決の割合を尋ねたところ,「無罪判決は1件もない。」との回答があり,一瞬かなり戸惑ったが,随行してくださった長期専門家の補充質問などから,無罪となりそうな場合は,裁判をいったん打ち切って,事件を検察院に戻すから無罪判決がないという説明をいただき,法制度というのは,国によってここまで大きく異なるのだと感じた。

違いといえば、ベトナムの刑法も日本とはずいぶ ん違うものであった。

ベトナム刑法で特徴的だと思ったのは、傷害罪について、「傷害率 11 パーセント以上 30 パーセント以下、31 パーセント以上 60 パーセント以下」などと傷害結果に応じて、刑の軽重が定められているということである。

刑法を全部読み込んでも、パーセントに関する記載がなかったが、ベトナムの裁判官の話によると、下位の法規に定められており、傷害率は、ベトナム戦争で負傷した兵士に対する給付金等を定める際に用いられていて、ベトナム市民の間に通用しているものであり、これが刑法にも用いられたということであった。

法律というのは、各国の歴史を背景として、成立 していくものだと感じさせられた。

おそらく日本の法律も,他国から見ればかなり特 徴的な部分があり,歴史的影響を受けている部分も あるのだろうと思った。

#### 5 ベトナムの法整備支援

研修前の時点で、法整備支援についての私のイメージは、法律がまだ十分に整備されていない国において、その国の法律家と共に法律を作り上げていくというようものであった。

外れてはいなかったが、実際には、イメージして いたものよりももっと大変なものであった。

例えば、ベトナムでは、民事訴訟に検察官が関与でき(現在、ベトナムでは、一審での関与率80パーセントを目指しているとのことであった。)、当事者が判決に納得していても検察官が控訴できるようになっており、また、判決が確定した後も、監督審という日本で言えば再審のようなことを何度でも行うことができる仕組みになっていた。

民事法については、日本が法整備支援しており、 その過程において、民事訴訟は当事者間の紛争であ り検察官が関与するものではないことや,取引の安 全の見地から監督審を繰り返すことができる制度は 望ましくないということを提言しても,ベトナム政 府の考え方で,検察官の関与や監督審制度が盛り込 まれているということであった。

なお、ベトナム政府の考え方は、刑事訴訟と同じ ように、裁判官が違法な手続きを踏まないように検 察官がチェックする必要があって、民訴訴訟に検察 官が関与させ、確定判決後であったとしても、その 後真相が明らかになったときには裁判をやり直すの が正義に適うので、監督審制度があるというもので あった。

法整備支援の担当者は、このように考え方が違う 中で、法体系の一貫性も保ちつつ、ベトナムの考え 方を尊重して、法整備の支援をしなければならず、 本当に大変な仕事をしているのだと思った。

なお、法整備支援は、日本だけでなく、他の先進 国もしているが、ベトナム側の日本の法整備支援の 評判はとてもよいものであった。

ベトナムの法律関係者の話では、外国の法整備支援は、担当者が短期間で一気に法律を起草して、十分な説明もないままベトナム側に押しつけるような格好になってしまうものがあり、その後のケアもなく、ベトナム側において法律を理解できない事態に陥ってしまうことがある一方、日本の法整備支援は、長期間にわたるもので、法律制定後も十分なケアがあり、しかも、日本の考え方を押しつけるのではなく、ベトナムの考えを十分に尊重した上で、法整備支援をしてくれているので、ほんとうに助かっているということであった。

法律というものは、国の根幹だと思う。

その根幹を作る作業に日本が貢献でき、しかも、 ベトナム側も喜んでくれているというのは、率直に すばらしいことだと思った。

なお、法整備支援をする側の各国(ドナー国)間 の調整も大変であるとのことであった。 まず、一つの法律を作る際には、一つの国から支援を受けるところ、関連法律なのに支援をする国が 違うという事態が生じているとのことであった。

そこで、関連法律間で齟齬が生じるといけないので、ドナー国間で協議をする必要が生じてくるが、 そもそもドナー国間の法体系やものの考え方が違うため(言語も違う)、なかなか協議がまとまらないとのことであった。

ものの考え方の違いというのは、例えば、我が国は、関連法律間に整合性が保たれていなければならないと厳格に考えるのに対し、齟齬がある部分は判例で調整すればよいと考えるドナー国もあり、整合性を求めること自体についても、ドナー国間で温度に差があるとのことであった。

ドナー国間で協議がまとまらずに、齟齬する法律がいくつも成立してしまう事態となって、一番困るのはベトナムであり、支援しているのか、秩序を乱しているのか分からなくなってしまうことから、同協議はとても重要であるが、これがうまくまとまらないというのであるから、我が国の法整備支援の担当者の苦労もひとしおだと思った。

## 6 さいごに

ベトナムでは、各カウンターパート等を訪問させていただいたが、どこを訪問しても、笑顔で歓迎され、質問には快くお答えいただくことができ、とても内容の濃い研修を送ることができた。

ベトナム側が歓迎してくれるのは、ベトナムに派遣されている西岡さんたちやそれを支える国際協力部のみなさんが、長年にわたり、ベトナムの法律関係者との人間関係を築き、信頼を獲得してきた成果にほかならず、頭が下がる思いでいっぱいであった。

私は、これまで外国は旅行くらいでしか行ったことがなく、外国の法制度等に触れるのは初めてであり、本当によい経験ができたし、法律家としての視野を広げることができた(この研修は、検察の理念

9 「法律的な知識,技能の習得とその一層の向上に 努めるとともに,多様な事象とその変化にも対応し 得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積 む。」に適うものである。)。

今回の研修では、ベトナムの長期専門家である西 岡さんを始め、同じく長期専門家である多々良さん、 木本さん、短期専門家の辻さんたちに本当にお世話 になったし、また、私たちを引率していただいた国 際協力部の松本教官と菅原さんにも、多くの気苦労 をおかけしたことと思う。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

#### 国際協力人材育成研修を終えて

静岡地方検察庁浜松支部 検事 奥野 博

## 第1 はじめに

このたび、平成24年度国際協力人材育成研修に参加させていただきました。この研修に参加させていただいて、外国における法整備支援の一端を自分の目で見ることができたのみならず、法整備支援に携わっておられる方々の責任の重さ、これを果たそうとする意気込みや情熱といったものを肌で感じることができたように思います。

教官からは、最近、外国での法整備支援に関心を 寄せている人が多く、これに携わりたいと志望する 者も増えているとうかがいました。それなのに、私 は、恥ずかしながら、この研修に参加するまで、東 南アジアで法整備支援が行われていることくらいの 知識はあったのですが、具体的にどのようなことが 行われているのか、詳しいことはほとんど知りませ んでした。このように、ほとんど無知の状態で今回 の研修に参加させていただいたおかげで、より印象 的な研修を過ごすことができたように思います。約 11年間日本の、ごく一部の法律しか扱ってこなかっ た私にとっては、他国の法律や司法制度に触れ、そ の支援活動について学ぶことがとても新鮮で、法整 備支援に対する興味や関心が日ごとに増していった 2週間でした。

これから、私がこの研修を通じて感じたことを述べたいと思います。なお、文中には、専ら私の理解不足のため、不正確な記載があるかもしれません。 御容赦ください。

#### 第2 国内研修について

#### 1 研修のはじまり

研修初日の移動日が明けた後の2日間,大阪中之 島合同庁舎にある法務総合研修所国際協力部におい て,教官から,主にカンボジア,ベトナム,ラオス

といった東南アジアの発展途上国を対象とした法整 備支援の概況、これまでの経緯、今後の課題等につ いて御教示いただきました。同じ東南アジアの国々 といえども, 国の成り立ち, 歴史, 民族, 国民性, 国家体制等は様々なわけですから、法整備支援につ いても、その国の実情を踏まえた上で、その国に応 じたやり方で行う必要があります。ところが、支援 する国 (ドナー) の中には、その国の実情を十分踏 まえることなく、既にある他の法令との整合性につ いてきちんと検討することもなく、一方的に法律を 起草して支援を終えてしまうところもあるようで す。たしかに、法整備支援と言っても、無限にでき るものではなく、限られた予算の中で行わざるを得 ないのが現状です。しかも、財政難に喘ぐ中で、税 金を投入している以上、これに見合う成果を求める 国民の声もあるのではないかと思われます。とする と, 目に見える成果を追い求める余り, 性急な法整 備支援を強いる風潮があっても不自然ではないよう に思います。しかし、日本の法整備支援は、このよ うに相手国に法律を押しつけるようなやり方ではな く、その国の主体性や自主性を尊重しながら、その 国の人々と時間をかけて対話や議論を交わし、その 国の実情やニーズに見合った法律の起草支援を行っ ているとのことでした。そのうえ、起草支援だけに とどまらず、その法律が適切に運用されるような制 度整備を行ったり、その国の人々が、将来他国の力 を借りずに、自分たちの力だけで法令を整備し、運 用していけるような人材を育成したりすることも目 的としているとのことでした。日本の支援が真に相 手国の利益になり、ひいては日本の利益にもつなが ること, 法整備支援を通じ, 相手国と日本とが互い に利益を享受するためには、法整備支援が単に自己 満足に終わってしまっては意味がなく、起草した法 律が適切に運用され、その国に受け入れられ、社会 に浸透しなければなりません。その意味で、日本が 行っている息の長い支援は、華やかさはなく、成果 が見えにくい側面はあるものの、現実に即した法律を作れるという点で相手国の利益になるとともに、相手国の人々と膝を突き合わせて対話や議論を交わす中で、日本の制度のみならず、勤勉で誠実な日本人の良さを伝えることができ、日本という国や日本人に対する敬意、信頼感等も醸成することができるだろうと感じました。

## 2 法整備支援に必要とされるもの

講義を受けていて、日本のような長期的な支援を 行うには、法律の知識さえあればよいといったもの ではなく、それ以外の様々な能力も要求され、労力 と根気が必要とされることが分かりました。「相手国 の実情を踏まえる」といっても、口で言うほど容易 いものではなく、その国の正確な情報を収集し、問 題点を的確に分析し, 既にその国にある法令を理解 した上で解決策を提案し、相手国の人々と対話や議 論を交わし、法律を起草する必要があるからです。 そのためには、何より相手国の人々と良好な人間関 係を築き、信頼関係を醸成して、本音で意志疎通で きる力が必要不可欠ですし、対等に議論を交わすに は、相手国の法令や司法制度はもちろん、その国の 歴史、国情、国民性等についても理解しておく必要 があります。異なる文化の人々と納得がいくまで議 論を交わすには根気も必要でしょう。 講義の中で, 教官が、法整備支援には、知力・体力・精神力が必 要であるとおっしゃっていましたが、もっともなこ とだと思います。

そのほか、教官からは、法整備支援の現場においては、ドナー間での協調も重要であるとうかがいました。つまり、支援を行っている各国が協調することなく、バラバラに法令を作ってしまうと、法令間で不整合が生じてしまうおそれがあることから、これを防ぐため、ドナー間で協調を図ろうというものです。日本の感覚からすると、なぜこのようなことが起こってしまうのだろうかと不思議に感じてしまいますが、法整備の途上にある国としては、まだ自

力で法令間の調整まで行う力がないことから、やむを得ないことなのかもしれません。これまで想像したこともなかったのですが、支援を行うには、支援を受ける国のことだけではなく、他の支援国の動向にも気を配る必要があることを、初めて学びました。翻って、相手国が、数あるドナーの中で、どうして日本を選んだのかを考えてみたとき、日本が信頼でき、頼れる国だからなのだろうと感じました。しかし、したたかに何らかの思惑を抱いているのかもしれません。このこと考えると、支援一辺倒ではなく、相手国の都合のいいように利用されないように

自制することも必要なのかもしれません。

#### 第3 国外研修について

#### 1 ベトナムに到着して

研修4日目に、現地ベトナムに渡航しました。私は、ベトナムを含め東南アジアの国に行くのは今回が初めてでしたので、どのような所なのか全くと言っていいほど知りませんでした。一見すると、まだまだインフラ整備が行き届いておらず、思い描いていたとおりの「発展途上国」であるように思えたのですが、街中を見ていると、若者が多く、とても活気にあふれており、国を発展させていこうとする活力に満ちあふれているように感じられました。

## 2 ベトナムでの研修のはじまり

ハノイに着いた初日と2日目には、現地の活動拠点である法・司法制度改革支援プロジェクト事務所にうかがい、ベトナムにおける裁判制度の仕組み、法整備支援の現状等について御教示いただきました。講義をしてくださった西岡チーフアドバイザーや多々良専門家は、既に数年間ベトナムに滞在し、現地の第一線で活躍されておられたこともあって、とてもいきいきとされていて、その発言や態度に自信がみなぎっている様子であったことが印象に残っています。

ベトナムにおける法整備支援は、1994年から始ま

っており、他国での支援と比べて発展・深化してい て、アドバンスド・アクティビティ・エリア (AAA) も設けられ、これが省級からその下部の県級に裾野 を広げようとしているだけでなく、様々な機関を取 り込み、縦横に拡大しつつあるようです。また、ベ トナムで起草支援の対象となっている法令は、民法、 民事訴訟法、民事裁判執行法、不動産登記法等の民 事関係法令のみならず、行政事件訴訟法、刑事訴訟 法、国家賠償法、検察院組織法等極めて多岐にわた っているとのことでした。しかも、これだけにとど まらず、中央と地方とで法律の適用に統一性が保た れるようにするための司法制度整備、そして、法適 用の担い手である法曹の育成にも力が注がれていま した。中央と地方とで法適用に格差が生じていると いう事態はなかなか想像できるものではありません でしたが、現実に生じている看過できない問題のよ うです。中央で行った指導が地方にまで行き届きに くいのは、ベトナムが50を超える民族で構成されて いることと無関係ではないのかもしれません。地域 によって法適用に差異が生じるのは放置しておいて よいものではありませんので、日本の法整備支援の 一環として、マニュアルが作成されたり、能力向上 を図るための様々なトレーニングコースが設けられ たりし、定期的にセミナーも開かれているようです。 いくら法律や司法制度が整備,拡充されたところで, 法律を運用する人材が十分に確保されていなければ 意味がなく、法の支配の実現など不可能です。先に 述べたように、日本の法整備支援の柱の一つとして、 人材の育成が掲げられていますが、ベトナムではま さにこれが実践されているわけです。

もっとも、ベトナムで、このような支援を継続していけるだけの十分な体制が整っているのかというと、残念ながら、私の目からはそのようには見えませんでした。私たちがベトナムを訪問する直前に、3人目の長期派遣専門家である木本専門家が着任されたようでしたが、それでも長期派遣専門家の仕事

ぶりをうかがっていると、まだまだ人手が足りていないように感じられました。専門家は、現地で様々な人々と接して信頼関係を醸成し、対話や議論を交わし、一定の成果を上げようと日々努力されておられます。しかも、ベトナム人から見れば、現地にいる専門家は、日本の顔でもあるわけですから、日本への信頼を保持するには、間違ったことやいい加減なことを伝えるわけにもいかないでしょう。ですから、その分、専門家には相当な重圧がのしかかっているのではないかと思われました。にもかかわらず、どの専門家も、決して弱音を吐かず、ベトナム、そして日本のために、実直かつ献身的に活動されておられました。その姿勢には感服するほかなく、私も見習わなければなりません。

#### 3 カウンターパートへの訪問

ベトナムにおける研修3日目から、カウンターパ ートへの訪問が始まりました。ハノイ市内にある司 法省、最高人民裁判院、最高人民検察院及びベトナ ム弁護士連合会、アドバンスド・アクティビティ・ エリアであるハイフォン市人民検察院及びバクニン 省人民裁判所のいずれの機関の方々も、貴重な時間 を割いて、研修員にすぎない私たちを歓待してくだ さり、私たちの拙い質問にも親切、丁寧に答えてく ださいました。どの機関の方々の言葉からも、日本 に対する感謝の言葉が述べられ、日本に対する信頼 や敬意を感じ取ることができました。これもひとえ に、ベトナムに派遣された専門家が、幾年にもわた って築き上げてこられた成果の現れだと思います。 驚いたことに、私たちの応対をしてくださった幹部 職員の大半が女性だったのですが,これらの職場は, 女性にとって働きやすい環境が整っているようでし た。この点は、日本にとっても参考になるところで はないかと思います。

様々な機関でうかがったお話の中で、私の興味を 惹きつけたのは、私も携わっている刑事手続の仕組 み、検察官の役割でした。ベトナムでは職権主義が 採用されており、当事者主義が採用されている日本 の刑事訴訟手続とは根本的に異なっています。ベト ナムの刑事訴訟手続にある, 事件の立件と被疑者の 立件、起訴法定主義、起訴後の裁判官による記録の 返還等のほか,検察官が民事裁判にも立ち会うこと, 確定判決を是正できる監督審制度が存在すること, 裁判院に法解釈権が与えられていないことなど、日 本の刑事手続しか知らなかった私にとっては、とて も新鮮で、目新しいものばかりでした。とりわけ、 同業である検察官の役割については、とても深く印 象に残っています。捜査権限が極めて限定されてい る上, 訴訟の当事者というわけでもなく, 訴訟手続 が適法に履践されているかなどを監督する役割を与 えられていました。 実際に、 バクニン省人民裁判所 で刑事裁判を傍聴した際、一番しゃべっていたのは 裁判長であり、検察官は、合議体を組んでいる裁判 官と同じ檀上にある席に着いて、被告人を見下ろし ていました。そもそも、ベトナムでは、日本のよう な三権分立という考えが採用されておらず、検察院 が、国会の下にある政府や裁判院と同格の組織とし て位置付けられています。この考えに立つのであれ ば、検察官が、裁判官の隣に着席しているのもうな ずけます。

近時,ベトナムでは、検察官が積極的に民事裁判にも立会する動きがあるようです。最高人民検察院の検察官から、このように刑事、民事のいずれの裁判手続においても検察官の立会いが必要な理由について、裁判官が訴訟手続を履践していないケースが多いからだとうかがいました。日本では考えにくいことでしたので、非常に驚かされるとともに、ベトナムにおける法整備支援、とりわけ、先に述べたような法曹の養成の必要性を改めて実感した次第です。

現地でいろいろなお話をうかがっているうち、日本にはない制度であっても、ベトナムでは当たり前のものとして受け入れられていて、ベトナムの国家

体制の下では、それなりにうまく機能しており、必ずしも日本の制度が優れているわけではないのだと感じました。バクニン省の裁判官は、「ベトナムの法律は、日本より100年遅れている」などとおっしゃっていましたが、それは単なる謙遜であり、むしろベトナムの法律や司法制度をよりよいものにしてみせるとの意気込みではないかと感じています。西岡チーフアドバイザーは、「支援ではなく、協力」とおっしゃっていましたが、まさに日本人とベトナム人が対等の立場で議論を交わし、よりよい制度を作り上げることは、まさに共同作業なのだと実感しました。

#### 第4 おわりに

この研修に参加させていただいて、世界には思い も寄らない法律や法制度があることを知り、日本の 法律など極東にある小さな1つの島国の中だけで成 り立っているにすぎないという、ごく当然のことを 再認識させられました。しかし、このような小さな 島国であっても、発展途上国から見れば、みんなが 憧れる立派な大国でした。支援を求めたいと思うよ うな頼れる国でした。長期派遣専門家の方々は、こ のような我が国の顔として活躍されています。ハノ イにある JICA 事務所において,「法整備支援は,顔 の見える支援」だとうかがいましたが、ベトナムで 会った方々と話していると、まさにその通りだと実 感しました。先にも述べたとおり、長期派遣専門家 にとって, 職責を果たすことの重圧は計り知れない ものがあるでしょう。しかし、その分、やりがい、 目的を遂げたときの達成感や充実感、このような職 責を果たせることへの自負等もひとしおのものがあ るのではないかと思います。

この研修では、何物にも代え難い経験をすること ができました。それだけでなく、法整備支援につい て一端をうかがったにすぎないのですが、この分野 への興味が芽生えてきて、これまでなぜ関心を持た なかったのだろうかと疑問にも感じています。そう いったことも踏まえ、この研修に参加させていただ いたことを幸運に感じています。

この研修で私たち研修員を引率してくださった法 務総合研究所国際協力部の松本教官, 辻教官, 菅原 専門官には深く感謝いたします。とりわけ, 法・司 法制度改革支援プロジェクト事務所の, 西岡チーフ アドバイザー, 多々良専門家, 木本専門家, 寺本業 務調整員及びその他スタッフの皆様には, 先に述べ たとおり, 御多忙中にもかかわらず, 貴重な時間を 割いて私たち研修員をもてなしてくださった上, ベ トナムでの研修や滞在をとても充実したものにして くださいましたことに, 心底から感謝の意を表した いと思います。また, この研修に送り出していただ いた原庁の皆さん,貴重な経験をさせていただいて, どうもありがとうございました。

#### 国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁検事 塚部 貴子

## 第1 はじめに

私は、平成24年11月5日から同月16日までの間、 法務総合研究所国際協力部(以下「国際協力部」という。)及びベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)で実施された国際協力人材育成研修に 参加させていただいた。

この研修は、法務省が開発途上国に対する法制度 整備支援活動に携わる人材、特に支援受入国に派遣 されて長期専門家としての業務に従事する人材を育 成する必要から、法務・検察職員で法制度整備支援 に関心を持つ者を対象として、将来国際協力活動に 従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるこ とを目的として実施しているものである。

かねてより長期専門家の業務に従事することを希望していた私にとって,法制度整備支援活動の現場 実務を直接見聞することができた本研修は,大変貴重で有意義な経験となり,希望が一層強いものとなった。

#### 第2 研修の概要

## 1 国内研修

国外研修に先立って,大阪にある国際協力部において,野口部長から豊かな国際経験に基づく講話,各教官から法制度整備支援の概要等に関する講義,専門官からその業務内容等に関する講義を受けた。これらの講話,講義を通じ,国際協力部における業務内容,法制度整備支援の歴史や実情等に関する基本的な知識を得ることができた。

#### 2 国外研修

(1) 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所における講義

日本政府 ODA の法制度整備支援は,1996 年にベトナムで開始されたのが最初であり、ベトナム

におけるプロジェクトは各段階を経て 2011 年4 月から法・司法制度改革支援プロジェクト (フェーズ2) が実施されている。このプロジェクトを 実施するための事務所は、ハノイ市内にあり、検 察官、裁判官、弁護士、業務調整専門家各1名の 合計4名の長期専門家が常駐して業務にあたって いる。

このプロジェクト事務所において,現在長期専門家として活動されている西岡氏(検察官)及び多々良氏(裁判官)から現在実施されているプロジェクトの概要,ベトナムにおける裁判手続の流れ,裁判所組織改編の動き等に関する講義を受けた。国内研修で基本的な知識は得ていたが,実際に活動されている長期専門家による具体的な話を聞き,さまざまな質問に答えていただくことにより,これから各関係機関の訪問をするにあたって,より理解を深めることができた。

さらに、ベトナム生活が長い寺本氏(業務調整 専門家)から、ベトナム社会の現状、生活を送る 上での注意点等について説明していただいた。

#### (2) JICA ベトナム事務所訪問

JICA ベトナム事務所訪問では、ベトナムにおける日本の ODA の現状と展望について説明を受けた。

ベトナムでは、2011年から新たな社会経済開発計画が開始されており、その中で法・司法制度改革を中心とするガバナンス強化がこれまで以上に重視され、取り組まれることになっているとのことであった。

#### (3) カウンターパート訪問

ODA 受入国のプロジェクト担当機関は「カウンターパート」と呼ばれ、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの現在のカウンターパートは、司法省(MOJ)、ベトナム最高人民裁判所(SPC)、ベトナム最高人民検察院(SPP)、ベトナム弁護士連合会(VBF)の4機関である。

私たちは、ハノイ市にあるこれらのカウンターパート4機関を訪問し、質問に答えていただきながら、ベトナムにおける法曹養成制度、各機関の組織体制、職務内容、抱える問題点等について説明を受けた。

(4) バクニン省人民裁判所及びハイフォン市人民検 察院訪問

現在実施されているプロジェクトでは、裁判実務及び法執行実務の改善を図ることを目的とし、バクニン省及びハイフォン市をアドバンスドアクティビティエリアに指定し、バクニン省人民裁判所及びハイフォン市人民検察院において、重点的に法曹実務家の人材育成等が行われている。

私たちは、両機関を訪問し、バクニン省人民裁判所では、刑事事件の控訴審裁判を傍聴するとともに、両機関において、質問に答えていただきながら、日本とは異なる法制度等についての説明を受けた。

#### 第3 所感

#### 1 歓待

今回の研修において、最も印象深かったのは、ベトナム現地で訪問したカウンターパートの全ての 方々が、研修員に過ぎない私たちをとても暖かく歓 待してくださったことだ。

皆さんからは、これまでの日本の協力に対する深 い感謝の言葉をいただいた。

また,訪問先の皆さんは,長期専門家として活動 されている西岡氏や多々良氏のことを,家族のよう な存在だと話され,その活動に対する高い評価だけ でなく人柄に対しても深い敬意と親しみを抱かれて いる様子であった。

これらは、長期専門家の方々のこれまでの努力と ご苦労の賜物であり、ベトナムにおける法制度整備 支援が確実に大きな成果を上げていることの表れで あることは間違いない。私は、同じ日本人としてと ても誇らしい気持ちを味わわせていただいた。

## 2 歴史, 文化の違い

日本とベトナムの法・司法制度には様々な違いがあり,訪問先における私たち研修員の質問のほとんどは,これらの違いに関するものであった。私の理解不足や時間的な制約があったことから,疑問が全て解消されるまでには至らなかったが,質問をする中で,歴史や文化などの背景事情の違いを考慮することなく,自国の制度が絶対的なものであるかのような押しつけをしてはいけないということに改めて気付かされた。

例えば、バクニン省人民裁判所で裁判手続についての説明を受けた時のことであるが、その説明では、ベトナムでは、殺人の犯行現場など裁判所外の公共の場で公開裁判を行うことがあるとのことであった。私は、日本では到底あり得ないことなので、一瞬間き間違いか通訳間違いなのではないかと思ったが、こちらの確認に対する答えは、実際に実施しているとのことであり、逆に日本ではやっていないのかと聞き返されてしまった。そして、是非日本でも取り入れたらどうかと提案を受けた。

また,最高人民検察院及びハイフォン市人民検察院を訪問した際の質疑応答に以下のようなやりとりがあった。

べトナムでは、検察官が民事訴訟手続に関与する 権限が認められているなど、検察官の権限が日本の それとは大きく異なっている。これは、検察官の役 割として、裁判所や当事者が手続に違反していない か審判を監督し、裁判の品質を上げる効果が期待さ れていることによるものだとの説明であった。この 点、日本では、そもそも他の機関からの監督が必要 なほど裁判所が手続違反を行うとの発想自体がない ことから、なぜベトナムにおいて検察官にこのよう な役割が任されているのか疑問が生じるところであ る。これに対する答えは、法曹実務家の能力に問題 があるからだというのが回答であった。 この点,ベトナムにおける法曹養成は、それぞれ独立しており、一元化している日本とは異なっている。私は、法曹実務家の能力改善のためには、法曹としての基礎知識を幅広く効率的に学ばせる日本の法曹養成制度は理にかなっていると思ったことから、今後法曹養成制度を変えるような動きはあるのかという趣旨の質問をしてみた。すると、その答えは、それぞれ職務内容が異なることから一元化は難しいというものであった。時間的な制約もあり、それ以上の質問はできなかったが、異なる職務内容の最たるものは、恐らく検察官が審判を監督するという特殊な権限を有していることだと思われる。

そうなると、ではなぜ検察官にそのような役割を 任せる必要があるのかという先ほどの疑問に逆戻り である。

しかし、私は、これらのやり取りの中で、質問に答えてくださったベトナムの方々も、私たちの質問に対し、なぜそんなことに疑問を持つのだろうと少なからず思われているに違いないと感じた。ベトナムと日本では、歴史や文化など背景事情に違いがあるのだから、表面に表れた一つの制度だけ切り取ってみてなぜ違うのかと答えを求めても互いに容易に納得できないのは当然である。

さらに、私は、逆に日本の制度について質問された場合、その根拠も含め、きちんとした説明ができるだけの答えを持ち合わせていないことに気付かされた。どこかで自国の制度を絶対的で間違いないものだと思い込み、その歴史や根拠等について深く掘り下げて考えたことはなかったのである。

国内研修での講義及びプロジェクト事務所における長期専門家による講義において,受入国の自主性,歴史,文化を尊重し,日本の法制度を押しつけず,比較法的観点から助言,相互対話を重視すること,「支援」ではなく「協力」という意識で活動することの重要性等について,複数の方から話をうかがっていた。

現地でのやり取りで、これらの言葉の意味を改めて実感し、押しつけではなく、適切な助言をするためには、受入国の歴史や文化などの背景事情を知るとともに、自国の法制度についても深く理解することが必要であると気付かされた。

#### 3 言葉の壁

今回の研修では、ベトナム語の通訳人を介しての やり取りがほとんどであったが、専門用語なども多 数含まれ、質問と答えがかみ合っていない場面も 多々あったことなどから、異なる言語間で相互理解 を深めることの難しさを痛感した。

そのような中で、西岡氏は、英語だけでなくべトナム語も駆使して対話されていた。西岡氏は、プロジェクト事務所のチーフアドバイザーとして長期専門家としての業務だけでなく事務所運営まで任されている立場にあり、ほどんど土日も休みなく業務を行われているとうかがったが、そのような激務の中で、ベトナム語を習得し、ベトナム語の用語集の作成なども行われていたのには、尊敬の念を抱いた。

私は、語学が苦手で、そもそも英語すらろくに話すことができない。しかし、今回の研修で、理解を深め合うために語学の習得が必要なことを身をもって体験したことで、今後語学学習を行う強い動機付けができた。

## 第4 おわりに

国外研修の初日,空港からハノイ中心地に向かう 車内から大きな河にそびえ立つ数本の巨大な鉄塔の ような物を目にした。それは余りにも巨大で、私は、 一体何なのだろうと好奇心にかられカメラのシャッ ターを押した。

その正体は、翌日のベトナム JICA 事務所訪問で 判明したのだが、何とそれは日本の円借款による交 通インフラ整備の一環として建設されている橋梁の 一部であった。JICA 事務所でいただいた資料による と、この橋は、ニャッタン橋(日越友好橋)と名付 けられ、その建設には、日本が開発した特殊な工法 をベトナムで初めて本格的に採用し、来年2013年に 完成予定だということであった。

あの大きな河に巨大な橋ができれば、ハノイ市民の日々の生活はさぞかし便利になるに違いない。このようにインフラ整備は、国民の日々の生活の向上に直接的に影響を与え、目に見える成果を残すことができる。

それに対し、法制度整備支援は、具体的な成果が 見えにくく、法曹関係者以外の一般の国民の多くは、 恐らくその存在すら知らないだろう。

私は、車窓から見た巨大な鉄塔から想像できる完成後の雄大なニャッタン橋を思い浮かべ、一瞬「設計士か建築家になれば良かったな。」と思ったが、法・司法制度整備は、その国の根幹をなすものであり、長い目でみれば、国民の生活に、橋よりも大きな影響を及ぼすものであるはずだ。

交通渋滞の解消という願いがあることや橋があれば生活が便利になるという成果が上がることは分かりやすいが、その国にとって、どのような法・司法制度が必要なのか、どのような協力が必要なのかは容易に答えがみつかるものではない。その国の歴史や文化などの背景事情への理解、関係者との相互対話を通じ、それらを探求しながら活動する必要があるという意味でも、法制度整備支援活動は困難を伴い、それ故にやりがいもあるものだと思われる。

ベトナムは、人口の6割強が30歳未満の国であり、研修中滞在したハノイの街中も若者であふれかえっていた。街中は、おびただしい数のバイクが行き交い、車のクラクションが鳴り響いていたし、道のあちこちに並ぶ露天の飲食店には、朝から夜遅くまで沢山の人が集まっていた。今まさに劇的に発展、成長を遂げている国独特のものと思われる活気に満ちあふれており、私は、この国がすぐに大好きになった。開発途上国における長期専門家の業務は、その国が最も活気に満ちあふれる時期に、それを体感

し、劇的な発展、成長を目撃できるという意味でも、 私には、とても魅力的なものである。

現在長期専門家を希望する者が増えており、なかなか希望はかなわないようであるが、それを抜きにしてもベトナムは今後も訪れたい国の一つとなった。完成後のニャッタン橋を是非とも渡ってみたい。本研修では、国際協力部の教官及び専門官、ハノイのプロジェクト事務所の長期専門家を始めとするスタッフの皆さまには、大変お世話になった。皆さまには、本来業務で多忙の中、私たちの研修がより有意義になるよう細部まで配慮していただいたおかげで、特に現地での一週間は、一生忘れられない思い出となった。

最後に、皆さまに深くお礼申し上げます。本当に ありがとうございました。

#### 国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁 富澤 賢一

#### 1 はじめに

私は、平成24年11月5日から同月16日までの間に実施された法務省法務総合研究所国際協力部及びベトナム社会主義共和国で実施された国際協力人材育成研修に検察事務官として初めて参加させていただきました。

法務省が各国に検事を派遣して法整備支援をしていることは、今までの職務経験や法務省浦安総合センターの2階に掲示されていた法整備支援を紹介した大きなパネルを見るなどして知っていました。

しかし、私も含めて一般の検察事務官にとって、 法整備支援のことはたまに研修誌の記事で目にする くらいで、国際協力部が本省のある東京ではなく大 阪にあることを始めとして、実際の活動内容をほと んど知らないのが実態だと思います。

そうしたなかで、このような研修に参加させていただき、国際協力のあり方、法整備支援の沿革や成果、具体的な活動内容などについての理解を深めることができ、多くの大変有意義で貴重な体験をすることができました。

以下に研修の内容や感じたこと等について述べま すが、理解不十分で不正確な点が多々あり、わかり にくい文章となっていることをご容赦願います。

#### 2 大阪での国内研修について

国外研修の前に、大阪にある国際協力部において、 野口部長の講話をはじめ、各教官に法務省による法 整備支援の概要などについて講義していただきまし た。

国際協力のあり方やこれまで日本が行ってきた法整備支援の沿革や成果,日本の支援の特徴,各国の 状況や法制度の概要などを知ることができ,ベトナ ムに行った際に現地での説明を理解する上で大いに 助かりました。

また、検察事務官出身の石原主任国際協力専門官 から専門官の業務内容について興味深い話を聞くこ とができました。

教官は国際協力部に所属しているが、専門官は総務企画部国際協力事務部門という別の部署に所属していて、専門官の出身組織は法務局、検察庁、矯正であるといったマメ知識もさることながら、専門官の業務が非常にやりがいのあるものである一方で、業務が広範囲にわたるハードなもので、この仕事に向いていて好きな人でないと務まらない大変な業務なのだろうと思いました。

#### 3 ベトナムでの国外研修について

空港からハノイ市内へは車で移動しました。

周囲にはのどかな田園風景が広がり、幹線道路を あの円錐形の笠をかぶって天秤を担いだおばちゃん が歩いている一方で、その脇をバイクを運転しなが らスマートフォン?をいじりながらすり抜けていく 人がいたりして、ちょっと不思議な光景が広がって いました。

紅河を越えて市街地に入ると、噂に聞いていたとおり、ベトナムの道路事情はなかなかのもので、自動車と多数のバイクが接触すれすれの間合いでクラクションを鳴らしながら走っており、その間隙を縫って歩行者が大通りを渡っていくという日本ではあり得ない状況でしたが、それはそれで非常に活気があって少しうらやましくも思えました。

『JICA ベトナム事務所』では、築野所長からベトナムにおける JICA の活動と法整備支援について大変わかりやすく説明していただきました。

法整備支援が「技術協力」の一環として 1996 年から長期間にわたって継続して行われており、インフラ系の道路や橋などの大型プロジェクトに目を奪われがちななかで、ベトナム側から非常に高い評価を受けているとのことでした。

『JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト事務 所』では、長期専門家として派遣されている西岡検事(チーフアドバイザー)、多々良裁判官からベトナムの統治機構や司法制度、カウンターパートや実際の法整備支援活動などについて、また、寺本業務調整員からベトナム社会の実情について、具体的な数字や事例、エピソードを交えて講義していただきました。

当たり前ですが、ベトナムの司法制度は日本とは かなり異なっていて、検察官が民事裁判にも出廷し て手続や判決内容に法律違反があれば当事者でなく ても検察院が控訴したり裁判のやり直しを求めたり できる制度があったり、第一審は裁判官1人に市民 から任命された参審員2名が加わって合議体で審理 されたり、裁判官や検察官の全国異動がないことな ど、ベトナム社会の特徴も含めて色々と教えていた だきました。

日本の司法制度はもとよりベトナムの司法制度を 理解し、言葉の壁を越えて、さらにその背景にある 文化的社会的歴史的背景も理解した上で法整備支援 の活動を実際に行っていくことは非常に難しく困難 なことだと知りました。

それにもかかわらず,ベトナムの信頼を得て法整 備支援活動を長年継続していることは凄いことだと 思いました。

西岡チーフは多くを語りませんでしたが、日本から遠く離れたベトナムで絶えない苦労や計り知れない努力をされて、カウンターパートから求められる支援のレベルが高まり業務量も拡大していくなかで、日の丸を背負って奮闘されているのかと思うと、うまく言葉に表せませんが、とても熱いものを感じ目頭が熱くなりました。

カウンターパートで最初に訪問した『司法省』では、対応していただいたオアイン国際協力局副局長の人柄によるところもありますが、非常に活気に溢れていて、多くの女性の方が活躍している印象を受

けました。

司法省の幹部の方々には日本との関係が深い方が 多数おられて、それが今日の日越関係につながって いること、法律宣伝法に基づき専門の部署を設けて 各機関と連携して市民に法律の内容を広報したり法 教育を行っていること、少数民族への手厚い対応も していることなど色々と教えていただきました。

『最高人民裁判所』は、建物の造りがどっしりと して落ち着いており、何を言われても納得させられ てしまいそうな一種独特の雰囲気がありました。

対応していただいたゴ・クオン国際協力局長が歴 代の長期専門家の名前を懐かしそうに挙げた後で、 日本への唯一の注文として「長期専門家の任期は2 年と聞いているが短い。もっと長い方がいい。」と真 顔で話されていました。

ベトナムでは経済発展に伴って市民の権利意識が 高まっており、賃金未払いなど民事訴訟が増加して いることや裁判官の養成などについて教えていただ きました。

『ベトナム弁護士連合会』は、2009年6月に国内の弁護士と弁護士会を統轄する組織として設立された新しい組織で、弁護士は訴訟系弁護士とコンサルタント系弁護士に分かれていて、法律上も区別されているとのことでした。

2020 年にまでに弁護士を 6000 人から 2万人へ増 員することを目指していることや年 2 回無料弁護の 義務があること、弁護士の都市部集中などの日本と 似た問題を抱えていることなどを教えていただきま した。

このベトナム弁護士連合会の事務所に向かう際 に、タクシーの運転手が道を間違えたのは、市民に は弁護士や弁護士会にまだ馴染みがないことの表れ だったのかもしれません。

『最高人民検察院』の方たちからは自分たちが国家を支えているという使命感というか自負のようなものが伝わってきました。

ベトナムの検察官は襟に階級章の付いた制服を着 ており、見た目も日本の検察官と異なりました。

ベトナムの検察が刑事訴訟だけでなく民事訴訟も 含めた司法活動全般を監督している理由について、 検察が伝統的に法の執行を監督してきたこと、監督 を通じて様々な問題を発見して正してきたこと、現 在も法律や制度が複雑で裁判も法律どおりに行われ ないことがあること、市民の法律に対する理解が十 分でなく裁判でも法律にふさわしくない行動をとる 場合があることなどを挙げて説明していただきまし た。

色々な方から話を伺っていくうちに、日本とは逆に裁判所を検察がチェックする理由がだんだんと実感として分かってきました。

同じ日にハノイ市内の各カウンターパートを訪問 したことで、各訪問先での交流の時間が短くはなり ましたが、むしろ、それぞれの違いというものがよ り際立って理解することができたと思います。

『ハイフォン市人民検察院(控訴審を担当)』へは 1日がかりの訪問となりました。

ハイフォン市はベトナムで一番大きな港湾都市で,道路事情にもよると思いますがハノイから片道3時間くらいかかり,ホテルに戻ってくる頃にはお尻が少し痛くなりました。

ハイフォン市人民検察院では、長官みずから、私 たちからの質問にも根拠条文等を挙げて詳しく答え ていただきました。

ベトナムでも殺人事件では検察官が臨場し解剖に 立ち会うなど、日本との共通点もあり、検察院の組 織や人員配置から年間の担当件数や実務での問題点 などの細かい点についても色々教えてもらうことが できました。

身びいきではありませんが、やはり検察が一番しっかりしていると感じました。

『バクニン省人民裁判所(控訴審を担当)』では、 最初に刑事裁判の一部分を傍聴させてもらいまし た。

法廷内の様子は日本とは異なり、壇上に左から検察官、裁判官3人、書記官の順で各々机を並べて座っており、一段下がった検察官の前に弁護人、書記官の前に護送官が座り、真ん中に証言台、証言台の左後ろが証人席、右後ろが被告人席、それらの後ろが傍聴席となっていました。

西岡チーフからベトナム語のスペルは元々漢字に 由来していることを教えていただいていたので、そ れぞれのネームプレートを見て「VIEN KIEM SAT→ 何とか検察」「CHU KY→書記」などと少し分かった 気分になって、想像を巡らしていました。

裁判の進め方も裁判官による職権主義で行われ、 一件記録を受け取った裁判官が自分自身で直接証拠 調べを行うとは聞いていましたが、百聞は一見に如 かずで、控訴審にもかかわらず冒頭から裁判長が自 分自身で被告人にかなり厳しい口調で質問し続けて いました。

同裁判所の副長官のお話では、殺人事件などの重 大事件や市民に馴染みの少ない麻薬犯罪などは、市 民への教育啓発のため、実際に事件の起こった地域 に出張して裁判所以外の公民館などを利用して裁判 を行うことがあるとのことで、お金をかけずに非常 に大きな効果をあげているとのことでした。

また、ベトナムの刑事訴訟では、公判開始後も裁判官が証拠が不十分と判断した場合は、捜査機関に再捜査を行わせることができるとのことで、再捜査後に有罪となったり、捜査自体が中止になることもあるとのことで、判決で無罪が言い渡されることはほとんどないようでした。

#### 4 生のベトナム

今回の研修では実際の生のベトナム社会に触れる 機会を設けていただき、ベトナム社会に対する理解 をより深めることができました。

相手が上手に避けてくれているだけなのでしょう

が、いつの間にか道路も渡れるようになり、ハノイ 市の中心地に残るフランス植民地時代に建設された ホアロー収容所などを見学したりしました。

官庁街を抜けた先にあるホーチミン廟には多くの 人々が参拝に訪れており、今日でもベトナムの人々 に深く敬愛されていることが分かりました。

文廟(1070年に孔子を祀るために建設された廟) には多数の科挙の合格者の名前を刻んだ石碑が残されており、日本と同じく中国の影響をうかがい知ることができ、また、卒業シーズンということもあり、民族衣装のアオザイに身を包んだ晴れ着姿の女性が多く訪れており、少し離れてスーツ男子のグループが居るという青春真っ盛りの光景が広がっていました。

街を散策していると、若い人が多く活気に溢れて おり、OL から食堂や行商のおばちゃんまで、働い ている女性が非常に多いのが印象的でした。

おなかの大きな働く妊婦さんもかなりの頻度で見かけ、毎年軽く100万人を超える人口増があることも実感として理解できました。

逆に男性は朝でも夜でも店先に座って話し込んでいる人が多く、商談と言えなくもないのですが、いったい何をしているのかは最後まで分かりませんでした。

## 5 おわりに

どの訪問先でも、一介の研修生の訪問であるにも かかわらず、要職や責任ある立場の方々が対応して 下さり、いずれも日本の法整備支援を非常に高く評 価しており、今後についても非常に期待している旨 述べておられました。

行く先々で、これまで長年にわたり法整備支援に 携わってこられた長期専門家をはじめとする方々の 尋常ならざる努力の積み重ねによって強固な信頼関 係が築き上げられていることを感じ取ることができ ました。 この研修を通じて、私は、非常に多くのことを学 ぶことができ、また、本当に多くの大変有意義で貴 重な体験をすることができました。

研修を主催していただいた国際協力部の皆様方、 そして、危なっかしい私を国外研修に引率して下さった松本教官と菅原国際協力専門官、そして、業務 多忙の折、研修員を暖かく迎え入れ親切に面倒を見て下さった西岡チーフ、多々良裁判官、寺本業務調 整員、短期専門家として滞在されていた辻検事、長期専門家として着任されたばかりの木本弁護士をはじめとするプロジェクト事務所の方々には深い感謝の気持ちでいっぱいです。

最後に、私を快く研修に送り出して下さった職場 の皆様にも心より感謝いたします。

# 平成24年度国際協力人材育成研修日程表 [教官:松本教官 事務担当:菅原専門官]

_			LTX D - IAT TX I	J 7-707-	日. 日际寺门日」				
月日	曜	9:30 12:00				備考			
11									
/	月		16:00 入寮						
5			大阪						
11		講義		講義					
/	火	「法務省による法整備支援の概要」			「各国法				
6		国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室			力部教官	同左	大阪		
11		講話				たけ エルケー・・・・			
/	水			「国際協力専門官の業務」		海外研修オリエンテーション 意見交換等準備			
7		国際協力部長 国際協力部4階セミナー室		国際協力専門官 同左		同左	大阪		
11									
/	木					オリエンテーション・意見発表			
8		関西空港免	・ベトナム着(KIX 10:30 - VN945 -	14:20 HA	v)	法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ		
11		表敬訪問(10:00~10:30)	講義						
/	金	JICAベトナム事務所	ベトナム法整・	備プロジェ	クト及びベトナム司				
9			長期派遣専門家			法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ		
11									
/	±								
10			ハノイ						
11									
/	日								
11							ハノイ		
11		訪問	訪問	訪問		訪問			
/	月	司法省	最高人民裁判所	ベトナ	ム弁護士連合会	最高人民検察院訪問			
12							ハノイ		
11		訪問•意見交換会							
/	火	ハイフォン							
13			ハノイ						
11		訪問·裁判傍聴·意見交換会							
/	水	バクニン							
14		88	ハノイ						
11		関西空港着							
<u> </u>	木	(HAN 00:20 - VN330 - 06:40 KIX)		資料整理・レポート作成					
15		(Albert		I			大阪		
11		(退寮)							
16	金	レポート発: レポート発: 国際協力部教官							
10		国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室							

# ~ 国際協力の現場から ~

# 「インドネシア見聞録」

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門 国際協力専門官 堀 友 美

#### 1 はじめに

私は、平成24年8月1日から同月14日の間、三浦教官とともにインドネシア現地調査に行ってきました。

この現地調査の内容については、三浦教官が前号 (ICD ニュース 53 号) に執筆されていますのでそちらにお任せして、私からは、現地の様子を御紹介させていただきます。

## 2 インドネシアへ?!

私は、平成21年4月に大阪地方検察庁に採用され、 3年間検察事務官として勤務した後、平成24年4月 に法務総合研究所国際協力部(以下「協力部」とい う。)へ配属されました。

採用同期が毎年夏休みのたびに海外旅行に繰り出す中,日本の温泉の方が好きだな…と思っていた私にとって,アジアの国々の方と接する協力部への異動は予想外のものでした。

4月から新しい仕事に邁進していたところ、私が 担当する国の一つであるインドネシアへ現地調査に 行くことになりました。

初めて2週間もの間海外に滞在すること,また, その私たちの滞在期間はインドネシア人の多くが信仰するイスラム教のラマダン中(断食月)であることなどから,少々の不安を覚えながらも三浦教官とともにインドネシアに旅立ちました。

## 3 ラマダン

ジャカルタに着いたのは午後4時頃。そこからホテルへ向かう大渋滞中に、車のラジオから歌のような音が聞こえてきました。 すると、ドライバーが水を飲み始めました。周りの車を見渡すと、同じようにドライバーや同乗者が水を飲んでいます。先ほどのラジオからの歌が、日没の合図でした。

ラマダン (断食月)の期間 (昨年の場合は7月20日頃から8月18日頃までの間)は、日が昇ってから日が落ちるまでの間、食べ物だけではなく水も口にしてはいけません。午前3時頃に起きて午前6時頃までに朝御飯を食べ、その後は30℃を軽く超える気温の中、午後6時頃まで何も口にしないのです。現地では、朝寝坊をしたので日が昇るまでの10分で朝御飯を食べた、という声を聞きました。少しくらい過ぎても誰にも分からないのに…と私としては感じてしまったのですが、真面目なイスラム教徒の一面を見ることができました。

そして、午後6時頃、日没の合図がモスクのスピーカー、テレビ、ラジオから流れるのですが、最近では、日没の合図を知らせるスマートフォンのアプリもあると聞き、伝統と最新技術の融合に驚きました。

また, ラマダンの時期は, 日没後の食事を仲間と とることが多いようです。私たちも夕食会に参加し たことがありましたが, そのときは, テーブルに並 べられた大量の料理を前に, 日没の合図をみんなで 待ちました。そして、合図を聞いてから、みんなで 一斉に食べ始めるのです。レストラン全体が素晴ら しい一体感に包まれて食べる料理は、最高においし かったです。

インドネシアで食べた料理は、中にはかなり辛い ものもあったのですが、基本的には焼き鳥や焼き魚 などであり、日本食と似た味付けのものも多かった です。街には日本料理店がたくさんあることや、日 本でおなじみの焼き肉やラーメンのチェーン店を見 つけることができたことからも、インドネシア人と 日本人の舌は似ているのかもしれません。

## 4 終わりに

今までは、インドネシアやイスラム教のことについて、多少の知識は有していても、それらは自分からはあまりに遠いものでした。しかし、実際に現地に行って食事や話をすること、また自らの欲を抑えて戒律を守る真摯で敬けんなイスラム教徒の姿を目の当たりにすることは、私にとって本当に有意義な経験となりました。

そして、このインドネシアの生活に触れた経験は、 その後、11月にインドネシアの裁判官など10名を 日本にお迎えした際、彼らのし好や宗教へ配慮する ことに役立てることができました。「身近に感じる」 という言葉は、ありきたりかもしれませんが、他国 の文化の中に身を投じ、文字どおり感じることは、 相手を知る何よりの近道となったのです。

今後は、これまで以上に多くの国や人に触れ、直 に学び、それを自己に還元していきたいと思います。

## 一編集後記一

本号が皆様のお手元に届く頃は、桜の花びらが舞 う季節を迎え、新たなメンバーとともに新年度がス タートしていることでしょう。

昨年の4月に異動してきた自分自身も国際協力部の業務2年目に入ります。1年目の経験等を生かしつつ、より積極的に仕事に取り組んでいければと思います。

さて、本号の「巻頭言」は、前大阪地方裁判所長の吉野孝義氏の「法整備支援のささやかな経験から」です。大阪地方裁判所という日本を代表する裁判所の所長を務められた経験を踏まえ、御執筆いただきました。

続く「出張報告」では、江藤教官の東ティモール 出張報告を掲載しました。この出張では、最終日に 現地の日本大使館で記者会見が実施されるなど、現 地セミナーも含めて日本の法整備支援をアピールす るよい機会になりました。

「特集」は、「私たちのシンポ『アジア諸国の司法 アクセス』」と題して慶應大学で開催された法整備に 関するシンポジウムにおける学生の発表です。各大 学から参加した学生たちの熱気溢れるプレゼンの雰 囲気を感じていただければと思います。また、第52 号に掲載した「キックオフセミナー 2012 —若者シンポに先立つ新たな試みとして一」に続く締めくく りの記事でもあり、その意味でも興味深い特集になっています。

「外国法令紹介」では、ベトナムの西岡長期派遣 専門家によるベトナム担保取引に関する政府議定の 改正についての主要改正点のコメント及び仮訳と、 前号(第53号)に引き続いて中国の白出長期派遣専 門家による中国民事訴訟法の改正条文等についての 各記事を掲載しました。

また、「国際研究」では、昨年11月に実施したミャンマー連邦最高裁長官等招へいを取り上げます。

当部と慶應大学との官民連携で行われた事例であることも注目点です。

「国際研修」では、辻教官による第40回ベトナム本邦研修とこれに続く三浦教官による第41回ベトナム本邦研修、同じく三浦教官によるインドネシア裁判官人材育成強化共同研究、そして朝山教官による第5回中央アジア地域比較研究セミナーの計4本の報告を掲載しています。本年度の本邦研修の多様さと各研修員のひたむきさを読み取っていただければと思います。

「活動報告」では、国際協力人材育成研修を御紹介します。日本での法整備支援に関する座学と支援対象国(ベトナム)での現地体験とを組み合わせたユニークな研修です。ベトナムの風を感じさせる松本教官の報告と併せて法整備支援に開眼していく各研修員のレポートをお楽しみ下さい。

最後に、堀専門官による「国際協力の現場から」 を掲載します。昨年8月のインドネシア出張(三浦 教官による出張報告は前号(第53号)に掲載)に同 行した際のスナップ写真のようなみずみずしい見聞 録です。

本号は、今年度の国際協力部の活動や実績の幅広さを感じていただける内容になっているかと思います。どの記事も法整備支援に携わるエネルギーと可能性に溢れています。また、法整備支援においては支援対象国のカウンターパートや長期専門家を始めとする多くの関係者や関係機関との協力・相互理解が重要であることを、改めて、今回の編集作業を通じて強く感じました。

末尾となりましたが、お忙しい中、御寄稿くださいました皆様には厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては、今後とも法整備支援活動に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

主任国際協力専門官 横山 智宏